

概要版

厚木市
高齢者保健福祉計画
・介護保険事業計画
(第9期)



厚木市

～ 高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり ～

表紙裏

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。
ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、厚木市障害福祉計画、身体障害者手帳 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨 (P5~15)

1 計画策定の背景と課題

- (1) 更なる高齢化の進展。計画期間中に団塊の世代が75歳を迎えます。
- (2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の重要性が更に高まっています。
- (3) 令和5年6月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念と基本的施策を反映した認知症施策推進計画を本計画に包含して共生社会の実現を推進します。
- (4) ひとり暮らし高齢者や要介護者が増加しています。
- (5) 社会参加や地域交流の活性化の推進が必要です。

2 計画の位置付けと性格

- (1) 老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画
- (2) 介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を包含して策定
- (3) 認知症基本法第13条に規定する認知症施策推進計画を包含して策定
- (4) 地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画
- (5) 第10次厚木市総合計画の個別計画
- (6) SDGsの推進を図る計画

3 計画の期間

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年計画とします。

4 計画の対象者

原則として、厚木市内在住の65歳以上の高齢者や高齢者とその介護者です。なお、場合によって厚木市内在住の40歳以上の方も対象に含みます。

また、認知症施策の対象者は、認知症の方はもちろんのこと、事業所、各種団体、地域住民や行政など、認知症の方に関わる全ての人々を対象としています。

5 日常生活圏域の設定

地区市民センター・公民館を設置している15地区を基本に、この地区を10グループに分けて日常生活圏域として設定します。(厚木北、厚木南、依知北・依知南、荻野、睦合北・睦合西、睦合南、小鮎・緑ヶ丘、玉川・森の里、南毛利、南毛利南・相川の10圏域)

6 計画の推進体制

医療、保健、福祉など、様々な分野における有識者からなる「保健福祉審議会」や、地域包括ケア社会を実現するための検討を行う「地域包括ケア推進会議」、地域福祉の推進役として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる「社会福祉協議会」や権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関となる「厚木市権利擁護支援センターあゆさぽ」とともに、計画の推進を図ります

また、地域住民や民間事業者、ボランティア団体などとの市民協働により様々な施策に取り組んでいくとともに、国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

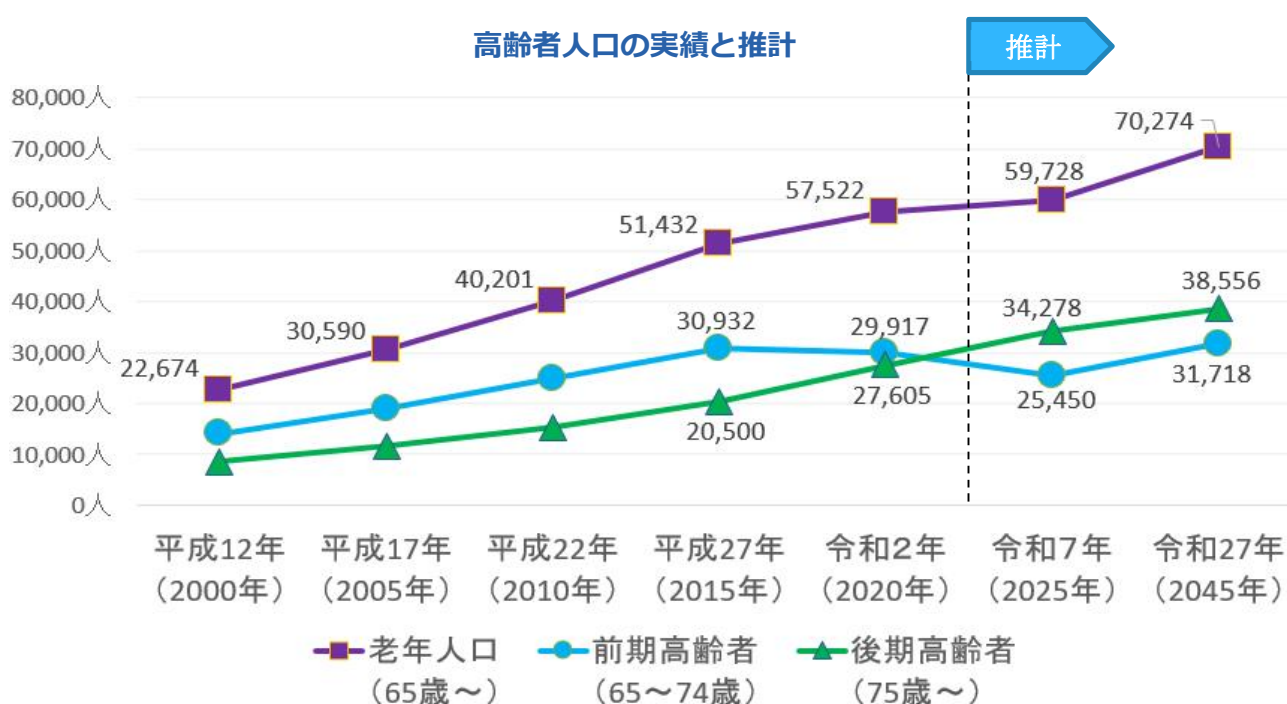
第2章 本市の状況 (P17~27)

1 高齢者人口の状況

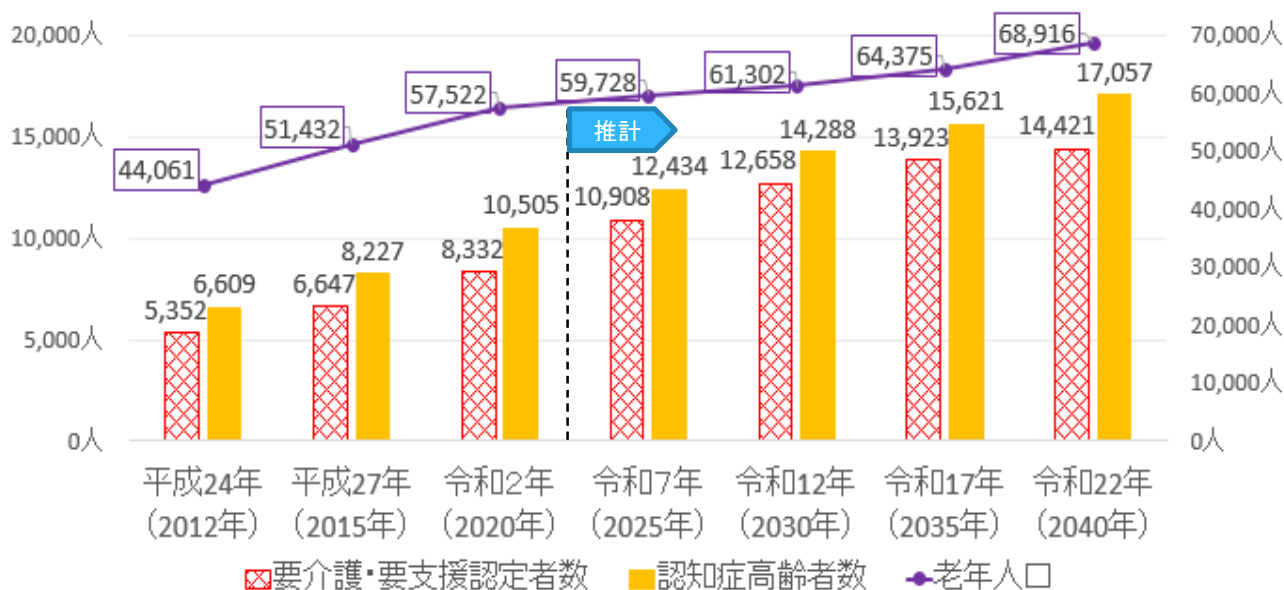
65歳以上の老年人口は、一貫して増加しており、特に、75歳以上の後期高齢者は、平成27(2015)年から令和7(2025)年の10年間で1.67倍の34,278人となる見込みです。

2 要介護・要支援認定者及び認知症高齢者の状況

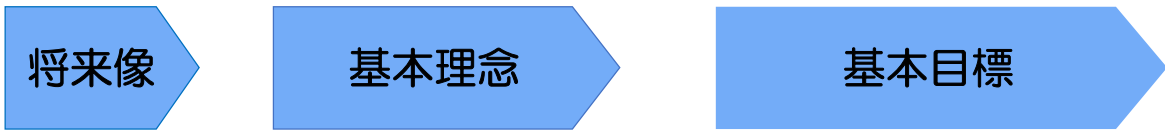
要介護・要支援認定者は、令和2(2020)年には8,332人を数え、平成12(2000)年の2,374人と比べ約3.5倍の認定者数となっており、高齢者人口の伸び率を上回る状況にあります。また、認知症高齢者も、高齢者人口の伸び率を上回る状況であり、令和22(2040)年には17,057人と推計しており、高齢者の約4人に1人となる見込みです。



要介護・要支援認定者及び認知症高齢者の状況



第3章 計画の目指す姿と全体像 (P29~35)



誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

高齢者等が、
生きがいを持って、
安心して生活できる
まちづくり

基本目標 1
地域のつながりが
深まり、安心・継続
して暮らせるまち



基本目標 2
健康で生きがいに
満ちた生活を
送ることができるまち

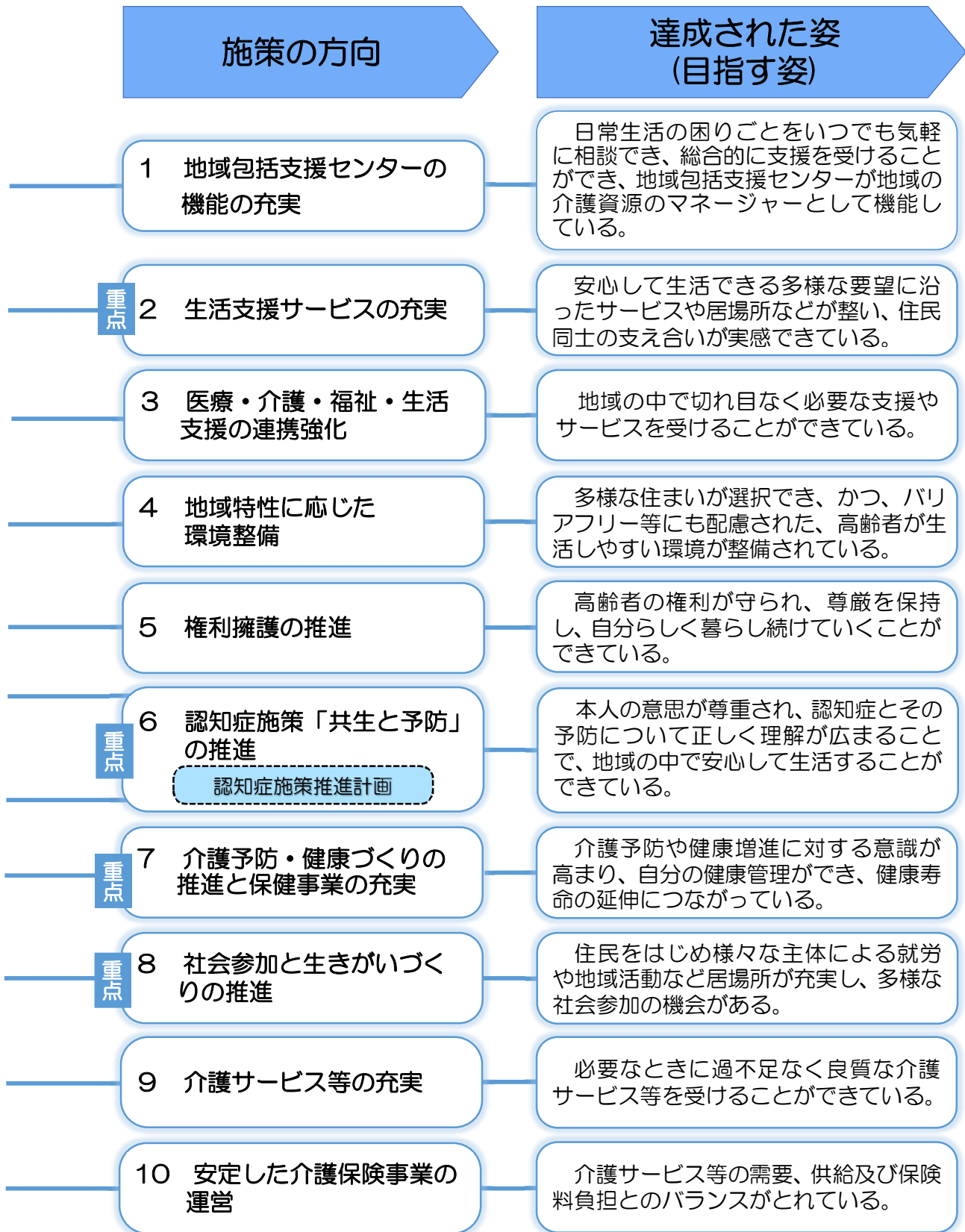


基本目標 3
充実した
介護サービス等を
安定して
受けられるまち



取り組むべきSDGsの目標





第4章 施策の展開 (P37~74)

基本目標 1

地域のつながりが深まり安心・継続して暮らせるまち

施策の方向 1

地域包括支援センターの機能の充実

現状と課題

- 超高齢社会の進展に伴い単身世帯や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、多様な価値観やニーズを持つ高齢者への支援が必要となります。
- また、支援を必要とする高齢者や介護に取り組む家族だけでなく、障がい者や子どもなどが様々な困難を抱える場合でも、適切な支援を受けることができるよう身近な相談先として地域包括支援センターの必要性・重要性が高まっています。

主な取組

1 総合相談支援業務の強化

- (1) 社会環境の変化により複雑化・複合化をした相談にも対応できるよう関係機関との連携強化
- (2) 地域マネジメントに向けた体制づくりの検討
- (3) 初期段階での相談対応及び伴走的・専門的な相談支援の充実
- (4) 地域における関係者によるネットワーク構築の促進
- (5) 成年後見制度の活用促進及び高齢者等虐待の対応強化
- (6) 地域に出向いた相談会の実施及び地域の実情を踏まえた相談支援の強化

2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の強化

- (1) 地域包括支援センターを核とした地域ケア会議の充実
- (2) ケアマネジャーが専門職と相談しやすい環境の整備
- (3) インフォーマルサービスの発見・活用

3 介護予防啓発活動の推進

- (1) 定期的な情報紙の発行等による自治会等の回覧等を利用した継続的な周知活動の実施
- (2) 認知症予防・介護予防の普及啓発及び指導者・団体の育成

施策の方向 2

生活支援サービスの充実

現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が在宅生活を継続するための外出支援や緊急時の支援を求める声が高くなっています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域特性に応じた課題の抽出と住民主体による多様な支援体制の取組が必要です。

主な取組

1 生活支援体制の整備

- (1) 福祉サービスによる在宅支援の充実
- (2) 高齢者の生活支援に関わる多様な団体や地域住民等と連携し、地域課題の把握や改善策

の検討

- (3) 地域住民主体による生活支援の充実
- (4) 生活支援コーディネーターによる助け合い活動団体や通いの場の拡充
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業の展開

2 多様な事業主体との連携による支援体制の充実

- (1) 適切な介護サービスを提供するため、ケアマネジャーの資質の向上
- (2) 家族等介護者への相談機能・支援サービスの強化
- (3) 地域ケア会議による地域課題の明確化と対策の検討

3 緊急時体制への支援

- (1) ICT（情報通信技術）の活用を含めた見守りシステムの導入を推進
- (2) 救急医療情報セットと携帯用の救急安心カードー体的活用の促進

施策の方向3

医療・介護・福祉・生活支援の連携強化

現状と課題

- 医療や介護を必要とする高齢者等が増加する中で、在宅生活を続けたいと希望する声が約6割を占めています。実際には、最期を病院で迎える人が多く、住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らし続けるためには、医療・介護・福祉といった専門サービスの連携強化だけでなく、生活支援サービスを含めたサービス提供体制の充実、調整機能の強化及び顔の見える関係づくりが求められます。

主な取組

1 在宅医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実

- (1) 在宅医療・介護・福祉に携わる人材の育成・確保
- (2) 多機関協働による地域ケア会議の充実
- (3) 専門職を支援する地域包括ケア連携センターの運営
- (4) 在宅歯科地域連携室との連携強化
- (5) 本人や家族の希望（在宅や介護施設）に応じた看（み）取りの推進
- (6) 地域で支えるリハビリテーションの体制構築の推進
- (7) 近隣市町村や関係機関との連携強化

2 在宅医療・介護・福祉・消防の連携の強化

- (1) 在宅医療・介護関係者の連携会議の開催
- (2) 病識や治療方針も含めたケアマネジメントするためのケアマネジャー、医師及び訪問看護師の連携のための体制の検討
- (3) 看（み）取りや認知症の研修を更に充実
- (4) 顔の見える関係づくりの多職種連携研修会の開催
- (5) 圏域ごとの多職種意見交換会の開催
- (6) 在宅療養あつぎマナー集や入院時の連携ツール・仕組みの活用促進
- (7) 必要な連携ツールの検討と作成
- (8) 本人や家族の希望に即した緊急時の対応について病院と消防による検討
- (9) 関係市町村や関係団体との連携

3 在宅療養の市民啓発

- (1) 出前講座の開催
- (2) 看（み）取りについての理解を深めるための講演会等の実施
- (3) じぶんノートの普及（これからの治療やケアの話し合いやエンディングノートの内容）

4 災害時及び感染症の対応の取組強化

- (1) 正確な情報共有の方法としてのICT（情報通信技術）の活用を検討

施策の方向4

地域特性に応じた環境整備

現状と課題

- 高齢期になっても住み慣れた地域の自宅で生活したいと思う人は、7割を超えています。
- 高齢者のニーズや状況に応じた住まいを中心とした支援体制づくりと、様々な障壁を取り除いた人にやさしいまちをつくる必要があります。

主な取組

1 既存住宅の高齢者向け環境への整備

- (1) 高齢者が自宅で事故や怪我をすることなく、安心して住み続けられるよう、住宅改修の支援を推進
- (2) 居住支援協議会により、住まいに困窮する高齢者等の意思や状況に応じた住まいが選択ができるよう推進

2 暮らしやすいまちづくりの推進

- (1) 高齢者等が安心して利用できるよう公共施設や設備、公共交通及び民間施設のバリアフリーを促進
- (2) 生活利便施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が不足している地域に対し、生活利便施設の立地を促進
- (3) 公共施設、スーパーマーケット、金融機関などで必要なサポートが受けられる取組の推進
- (4) ゆっくり支払いができるレジの推進
- (5) 電子決済利用方法の啓発

3 移動手段の確保

- (1) 高齢者等の移動手段の利便性を向上するため、公共交通不便地域周辺において、地域特性に適合したコミュニティ交通の導入の推進
- (2) 多様な移動手段の確保のため、かなちゃん手形及び高齢者タクシー券の利用を促進

4 安心・安全なまちづくりの推進

- (1) 高齢者等の安全・安心を図るため、セーフコミュニティを推進
- (2) 災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定を推進
- (3) 平常時における避難行動要支援者名簿の同意者を拡充

施策の方向5

権利擁護の推進

現状と課題

- 超高齢社会の進展及び社会構造の変化に伴い、認知症高齢者や地域社会で孤立した家庭が増加が見込まれることから、判断能力が不十分な状態や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、虐待に対する取組や高齢者の権利を守る取組の必要性が高まっています。

主な取組

1 権利擁護に関する相談支援体制の充実

- (1) 成年後見制度の総合的な相談、高齢者や障がい者の虐待などの相談支援を行う厚木市権利擁護支援センターあゆさぼの相談支援体制の充実
- (2) 地域包括支援センターにおける成年後見制度及び虐待に係る相談及び助言の実施
- (3) 専門的アセスメントに基づくチーム支援の推進など、権利擁護に関する相談機能の強化
- (4) 個別訪問等のきめ細かな相談支援体制の構築のため、厚木市権利擁護センターあゆさぼの体制強化

2 本人を中心とした意思決定支援の推進

- (1) 本人を中心とした意思決定支援の周知・啓発
- (2) 本人を中心とした意思決定支援の研修の実施
- (3) 本人を中心とした意思決定支援を踏まえた相談支援体制の推進

3 高齢者虐待防止対策の推進

- (1) PDCAサイクルを活用した高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進による地域の見守りの充実
- (2) 養護者及び介護施設（サービス付き高齢者住宅及び有料老人ホーム等を含む。）等に対する高齢者虐待防止への取組強化
- (3) 養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも対応する老人福祉法に基づく措置の適切な実施

4 成年後見制度の利用促進

- (1) 中核機関の連携体制及び成年後見制度利用促進協議会の充実
- (2) 多様な主体の参画による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- (3) 市民後見人の育成・支援及び法人後見受任体制の更なる充実
- (4) 契約に基づく日常生活自立支援事業等による福祉サービス事業との連携
- (5) 市長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業などの推進

基本目標 1
基本目標 2

地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち
健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

施策の方向 6

認知症施策「共生と予防」の推進 【認知症施策推進計画】

現状と課題

- 超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者が年々増加していくことが見込まれています。
- 厚木市の65歳以上の高齢者についての軽度認知障害（MCI）は、約7,600人と推計しています。軽度認知障害（MCI）は、正常な状態と認知症の間であり、記憶力や注意力などの認知機能に低下がみられるものの、日常生活に支障をきたすほどではない状態を指します。年間10～30%が認知症に進行すると言われてはいますが、正常なレベルに回復する人もいることが分かっています。
- 認知症は特別な疾患ではなく、誰にでも起こり得る脳の病気であり、高齢者が将来についての不安の理由として「加齢により物忘れがひどくなったり、認知症になること。」は上位となっています。幅広い世代に対して、認知症と認知症予防に関する正しい知識の普及啓発と理解促進を図り、地域で支える体制づくりが必要となります。

主な取組

1 認知症に関する理解の促進

- (1) 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守り支える応援者としての認知症サポーターを更に養成し、認知症の人と関わる機会が多いスーパーマーケット、金融機関、公共交通機関等の従業員等だけでなく、人格形成の重要な時期である児童・生徒や学生が認知症サポーター養成講座を受講できるよう働きかけの強化
- (2) 認知症本人の発信としての講演会の開催、出前講座及び認知症ケアパス配布などの継続的な市民啓発活動の実施
- (3) 認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）の実施
- (4) 「認知症バリアフリー」推進の一環として日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求めるためのヘルプカードの周知と利用の促進
- (5) 軽度認知障害（MCI）の理解の促進
- (6) 認知症本人からの発言の機会を増やし、社会における認知症の正しい理解の促進
- (7) 認知症に対しての意見やニーズ調査実施の検討

2 認知症予防の推進

- (1) 認知症予防教室の開催
- (2) 地域における高齢者の居場所づくりや活躍の機会・場の創出
- (3) 大学や民間企業などとの連携の検討
- (4) 軽度認知障害（MCI）の予防対策の実施
- (5) 認知症スクリーニング検査の検討

3 認知症支援体制の充実・強化

- (1) チームオレンジや認知症サポーターが地域で活躍できる仕組みづくり
- (2) 認知症予防・介護予防の普及啓発指導者や団体の育成
- (3) 認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの活動の充実
- (4) 認知症高齢者等徘徊（はいかい）SOSネットワークの強化推進

- (5) 認知症高齢者等見守りステッカーの活用促進
 - (6) 医療・介護・福祉職に対する研修の機会の拡大
 - (7) 医療・介護・福祉職等の相談先として認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム及び地域包括ケア連携センターの活用促進
 - (8) オレンジコーディネーターの配置
 - (9) 認知症本人と家族の一体的支援プログラムの実施の検討
 - (10) ピアカウンセリング実施の検討
 - (11) 安心して利用できるオレンジサポート企業・団体認証制度の充実
 - (12) 認知症家族会との連携の強化
 - (13) 医師会等関係団体との検討する場の設置
- 4 認知症（若年性を含む）本人やその家族の社会参加**
- (1) 認知症カフェや通いの場の情報提供
 - (2) 認知症カフェ開設の支援
 - (3) 就労も含めた多様な活動・交流支援
 - (4) 認知症本人と家族の一体的支援プログラムの実施（本人ミーティング含む。）
 - (5) 認知症本人の自己実現にもつながることになるため、就労先の一つとしての就労継続支援事業所（A型・B型）についての情報の提供

基本目標 2

健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

施策の方向7

介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実

現状と課題

- 超高齢社会の進展により、要介護認定率や一人当たりの介護給付費は急増しています。また、介護サービスの需要は更に増加・多様化が見込まれている中で、地域で暮らし続けるためには、全ての高齢者を対象とした介護予防・健康づくりの推進が必要となります。

主な取組

- 1 自立支援型ケアマネジメントの推進**
 - (1) 介護予防・健康づくりの普及啓発
 - (2) パンフレット配布や出前講座等による啓発
 - (3) 疾病予防の健康教育等における普及啓発の実施
 - (4) 自立支援型地域ケア会議による心身の健康保持・増進
- 2 通いの場の体制の充実**
 - (1) 生活支援コーディネーターの充実
 - (2) 地域課題と地域資源のマッチング
 - (3) 感染症の予防やまん延防止のための普及啓発
- 3 地域の健康課題の分析を基に一体的な介護予防と保健事業の実施**
 - (1) 健康講座と健康相談業務の実施
 - (2) フレイル予防事業の充実
 - (3) 保健事業や介護予防における関係部署の連携強化

- (4) 介護予防把握事業による健康状況の把握・改善等
- (5) 地域リハビリテーション活動支援事業による地域での介護予防の取組強化
- (6) 地域の実情に応じた介護予防事業の検討

4 健康の保持増進

- (1) 特定（長寿）健康診査等の実施
- (2) がん検診の実施
- (3) 歯科・眼科健康診査の実施
- (4) 定期予防接種の実施

5 健康づくりの推進

- (1) 未病センターの活用
- (2) 未病運動講座の実施
- (3) 健康あつぎ推進リーダー及び食生活改善推進員の養成
- (4) 各種健康相談・健康教育等の実施
- (5) 新あつぎ市民健康体操（あゆコロちゃん体操）の普及
- (6) インターネットを活用した健康体操の推進

施策の方向8

社会参加と生きがいつくりの推進

現状と課題

- 高齢者の増加とともに生きがいつくりや社会参加についてのニーズが多様化しています。高齢者が豊かな経験や知識、趣味や生きがいをいかして自分らしく地域で生活できる環境づくりの重要性が高まっています。

主な取組

1 高齢者の多様な活動・交流の支援

- (1) 高齢者の公民館講座等への参加の促進
- (2) 地域の実情に応じた交流事業の推進
- (3) 生涯学習講座やスポーツ活動などの多様な活動の推進
- (4) 住民主体の居場所づくりの推進
- (5) 通いの場などへの介護予防等の情報提供
- (6) 高齢者保養施設等利用助成券の交付
- (7) 地域活動や有償ボランティアなど社会参加活動への支援

2 ボランティアの育成支援

- (1) ボランティア活動者へのサポート
- (2) 地域的生活支援サービスの担い手の創出

3 高齢者の就労支援

- (1) 高齢者の多様な就労の場と機会の確保
- (2) 就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者の特性や希望に合った活動をコーディネートする就労的活動支援コーディネーターの配置を検討

基本目標 3

充実した介護サービス等を安定して受けられるまち

施策の方向 9

介護サービス等の充実

現状と課題

- 65歳以上の要介護及び要支援認定を受けていない市民の7割強の方が、介護が必要になったときに在宅介護を希望しており、そのうち家族中心に介護を受けたい方が4.5%、家族と介護サービスを組み合わせて介護を受けたい方が31.0%、家族に依存せず自宅で介護を受けたい方が37.4%となっています。

主な取組

1 介護サービス等の充実と給付の適正化

- (1) 給付適正化主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突号・縦覧点検）の実施
- (2) 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

2 介護職の人材確保支援

- (1) 就職相談会や事業所における人材確保に係る経費への支援の実施
- (2) 資格取得等の研修費用や転入奨励助成金、復職等奨励助成金の支給

施策の方向 10

安定した介護保険事業の運営

現状と課題

- 超高齢社会の進展により介護給付費が増大しており、人材確保を始め安定した介護サービスの提供や介護保険料の適正な算出が求められています。介護ニーズの変化を見据えた、過不足ない適正なサービスの確保が必要です。

主な取組

1 事業計画期間における介護保険事業の見込み

- (1) 各年度における種類ごとの介護サービス量の算出
- (2) 各年度における必要定員数の算出
- (3) 各年度における地域支援事業の量の算出と執行

2 中長期的な介護保険料の算出

- (1) 要介護認定者及び認知症患者の増加等を考慮した中長期的な介護保険料の算出
- (2) 収納対策の工夫による介護保険料の収納率の向上

3 介護サービス提供事業者に対する適正な指導・監督の実施

- (1) 事業者への集団指導（適正な報酬請求の説明会）の実施
- (2) 事業者への実地指導（事業所立入調査）の実施
- (3) 業務効率化の取組

4 災害発生時の支援体制の整備

- (1) 市と介護保険施設の運営法人との間で「災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書」を締結し、災害発生を想定した訓練の実施等を通じた支援体制の整備

第5章 施策の進捗を測る指標 (P75~80)

本計画で位置付けた 10 の施策の進捗を測る指標は次のとおりです。

進捗管理項目	R4 (2022)年度	目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向1 地域包括支援センターの機能の充実				
取組1 総合相談支援業務の強化				
地域包括支援センターにおける総合相談件数	52,172件	56,600件	58,600件	60,600件
介護保険制度などで困ったときに地域包括支援センターを相談先として選択する人の割合	31.2%	—	40.0%	—
取組2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の強化				
地域ケア会議の開催数	28回	60回	70回	80回
取組3 介護予防啓発活動の推進				
地域包括支援センターの認知度	53.7%	—	60.0%	—
地域包括支援センターの定期的な情報誌の発行	4半期に1回	4半期に1回	4半期に1回	4半期に1回
施策の方向2 生活支援サービスの充実				
取組1 生活支援体制の整備				
住民が主体となった居場所の箇所数(団体数)	205団体	350団体	355団体	360団体
取組2 多様な事業主体との連携による支援体制の充実				
家族介護支援件数	57回	60回	62回	64回
取組3 緊急時体制への支援				
緊急通報システム貸与件数	109件	110件	110件	110件

進捗管理項目	R4 (2022)年度	目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向3 医療・介護・福祉・生活支援の連携強化				
取組1 在宅医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実				
地域包括ケア連携センターへの相談件数	163件	130件	110件	90件
在宅歯科地域連携室への相談件数	204件	210件	220件	230件
取組2 在宅医療・介護・福祉・消防の連携の強化				
多職種研修会の参加人数	253人	270人	300人	330人
連携が取れていると答える参加者の割合	78.0%	80.0%	82.0%	85.0%
在宅医療・介護・福祉研修会満足度	85.7%	98.0%	98.0%	98.0%
圏域ごとの多職種意見交換会の開催	—	1回	1回	1回
取組3 在宅療養の市民啓発				
市民講演会満足度	90.3%	92.0%	93.0%	95.0%
地域版市民講演会の開催	2回	2回	2回	2回
取組4 災害時及び感染症の対応の取組強化				
避難行動要支援者個別計画書作成者数	1,718人	1,800人	1,830人	1,860人
施策の方向4 地域特性に応じた環境整備				
取組1 既存住宅の高齢者向け環境への整備				
要介護認定者に対する住宅・施設の割合	46.5%	50.0%	50.0%	50.0%
取組2 暮らしやすいまちづくりの推進				
住宅改修支援事業利用件数	596件	610件	620件	630件
ゆっくり支払いができるレジの導入	—	検討	説明	実施
取組3 移動手段の確保				
高齢者施策に関して、移動手段の確保を望む高齢者の割合	31.8%	—	31.0%	—
かなちゃん手形申請者数及び高齢者タクシー券交付者数	9,229人	13,360人	14,010人	14,170人
取組4 安心・安全なまちづくりの推進				
災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定施設数	21施設	21施設	21施設	22施設
避難行動要支援者名簿の同意者の割合	59.7%	60.0%	61.0%	62.0%

進捗管理項目	R4 (2022)年度	目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向5 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する相談支援体制の充実				
権利擁護支援センターにおける相談件数	2,139件	2,300件	2,400件	2,500件
専門的アセスメント、チーム支援方針の検討・決定件数	323件	360件	380件	400件
取組2 本人を中心とした意思決定支援の推進				
本人を中心とした意思決定支援の研修の実施	2回	3回	4回	5回
取組3 高齢者虐待防止対策の推進				
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議等の開催数	1回	2回	2回	2回
人権が侵害されたと感じたことがある人の割合	20.5%	19.0%	18.0%	17.0%
取組4 成年後見制度の利用促進				
法人後見を受任できる社会福祉法人数	2法人	2法人	2法人	3法人
成年後見申立件数（高齢者）	16件	22件	23件	24件
施策の方向6 認知症施策「共生と予防」の推進				
取組1 認知症に関する理解の促進				
認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）参加人数	203人	400人	450人	500人
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）	18,025人	19,300人	20,100人	20,900人
（再掲：児童・生徒・学生年間受講数）	416人	420人	430人	450人
ニーズ等調査の実施	—	検討	実施	—
取組2 認知症予防の推進				
認知症予防教室の開催回数	98回	80回	80回	80回

進捗管理項目	R4 (2022)年度	目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向6 認知症施策「共生と予防」の推進				
取組3 認知症支援体制の充実・強化				
地域版チームオレンジ結成数	2チーム	6チーム	7チーム	8チーム
認知症初期集中支援チーム対応件数	3件	5件	8件	10件
認知症地域支援推進員配置 (オレンジコーディネーターとの併任)	－	2人	3人	4人
認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム登録者数	288人	310人	330人	350人
認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム認知度	15.1%	－	23.0%	－
取組4 認知症(若年性を含む)本人やその家族の社会参加				
認知症カフェ開設数	10施設	12施設	13施設	14施設
施策の方向7 介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実				
取組1 自立支援型ケアマネジメントの推進				
介護予防ケアマネジメント件数	7,253件	6,900件	6,900件	6,900件
地域ケア会議における自立に向けた支援検討件数	－	20件	20件	20件
取組2 通いの場の体制の充実				
出前講座等の参加者数	373人	850人	900人	950人
生活支援コーディネーターの人数	10人	10人	10人	10人
取組3 地域の健康課題の分析を基に一体的な介護予防と保健事業の実施				
介護予防教室参加者の生活機能改善率	82.3%	81.0%	82.0%	83.0%
取組4 健康の保持増進				
特定健康診査等受診率(40歳~74歳)	30.3%	41.0%	42.0%	43.0%
長寿健康診査等受診率(75歳以上)	37.3%	41.3%	41.4%	41.5%
がん検診受診率	22.4%	25.0%	25.5%	26.0%
取組5 健康づくりの推進				
未病センター利用者数	1,938人	2,000人	2,000人	2,000人
未病センター講座参加者数	744人	900人	900人	900人
食生活改善推進員等養成講座・育成講座の参加者数	264人	260人	270人	280人

進捗管理項目	R4 (2022)年度	目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向8 社会参加と生きがいづくりの推進				
取組1 高齢者の多様な活動・交流の支援				
生きがいを感じている人の割合	85.1%	—	87.0%	—
住民が主体となった居場所の箇所数(団体数)	205 団体	350 団体	355 団体	360 団体
老人保養施設等利用助成券の利用件数	17,244 件	23,910 件	26,300 件	28,930 件
取組2 ボランティアの育成支援				
ボランティアセンターにおける登録団体数	71 団体	72 団体	73 団体	75 団体
取組3 高齢者の就労支援				
シルバー人材センター会員数	998 人	1,040 人	1,045 人	1,050 人
施策の方向9 介護サービス等の充実				
取組1 介護サービス等の充実と給付の適正化				
介護予防教室参加者の生活機能改善率	82.3%	81.0%	82.0%	83.0%
要介護認定の点検率	100%	100%	100%	100%
ケアプラン点検実施件数	50 件	50 件	50 件	50 件
縦覧点検実施帳票数	4 帳票	4 帳票	4 帳票	4 帳票
取組2 介護職の人材確保支援				
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所(介護施設)に就労した人数	43 人	48 人	50 人	52 人
施策の方向10 安定した介護保険事業の運営				
取組1 事業計画期間における介護保険事業の見込み				
要支援・要介護認定率	15.6%	17.4%	18.2%	19.1%
取組2 中長期的な介護保険料の算出				
介護保険料の収納率	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
取組3 介護サービス提供事業者に対する適正な指導・監督の実施				
事業所への実地指導件数	12 件	30 件	35 件	40 件
取組4 災害発生時の支援体制の整備				
災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定施設数	21 施設	21 施設	21 施設	22 施設

高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり

第6章 介護保険サービス量等の見込み

〔介護保険事業計画〕 (P83~129)

1 計画の方針

計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、必要とされる方に適正な介護サービスが提供されるよう介護サービスの基盤整備を図る必要があります。

- 1 「高齢者保健福祉計画における施策の展開」の取組方針やアンケート結果を踏まえ、在宅を基本とした介護サービスの基盤整備を行います。
- 2 第8期計画の実績に基づき、課題の整理を行い、一人当たりのサービス量、利用者数の推移を総合的に勘案しながら、成果目標及びサービス量等を見込みます。
- 3 地域の実情に応じ、多様な主体による日常生活支援、地域における包括的な相談や支援、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援等を推進します。
- 4 良質な介護サービスの確保のため、事業者等の指導・監督や給付の適正化事業を実施します。
- 5 介護保険料について、所得の低い被保険者の負担をできるだけ抑制するとともに、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料負担段階である多段階制とします。

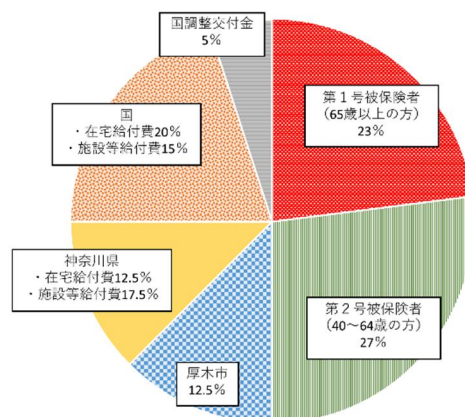
2 介護保険事業費の財源構成

保険給付費等の財源構成の基本は、総給付費に対し、50%が65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する保険料、残りの50%は国・都道府県・市町村の公費で構成されています。

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間については、第1号被保険者の保険料の割合が「23%」、第2号被保険者の保険料の割合が「27%」と定められています。

また、第1号被保険者の保険料額は、保険者である本市が設定することになり、第2号被保険者の保険料額は、加入している医療保険の算定方法により算出されます。

介護サービス給付費の財源構成



用語集

〈あ行〉

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略で、インターネットやパソコン・スマートフォンなどの技術を使った技術です。

厚木市障がい者福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としています。

厚木市総合計画

厚木市総合計画は、市の全ての計画の基本であり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

厚木市自治基本条例の規定に基づき、市の将来都市像とその実現に向けた、まちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業所・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体がともに理想とするまちをつくることを目的としています。

厚木市地域福祉計画

社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画で、厚木市総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、地域における高齢者の福

祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定する成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律に規定する再犯防止推進計画を包含した計画としています。

意思決定支援

障がいや認知症などにより、物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し決定していくことです。

〈か行〉

介護支援専門員（ケアマネジャー）

認定された要介護者等の心身の状況に応じて、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、サービス事業者等との連絡・調整をし、居宅サービス計画を作成したり、相談を行ったりする専門職で、ケアマネジャーともいいます。

介護保険施設

介護保険法による施設サービスを提供する施設で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類があります。

核家族化

夫婦のみの世帯、一人親世帯や夫婦とその未婚の子どもからなる家族を指し、これらの家族状態が社会で進んでいる状態をいいます。

居住支援協議会

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体などが一体となって課題の解決に取り組む協議会です。

居宅サービス計画（ケアプラン）

要介護度区分に応じ、要介護者等の心身の状況等を勘案し、適切なサービス利用ができるように作成した計画（予定表）の事で、ケアプランともいいます。

また、要支援者が介護予防サービスを利用するために作成する計画は、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）といえます。

言語療法士（言語聴覚士）

言語機能の障がいにより正常なコミュニケーションが困難な人に、言語機能の評価を行い、訓練と指導を実施するリハビリの専門職で、ST（エスティー：Speech-Language-Hearing Therapist）ともいいます。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定を

サポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のことです。

合計特殊出生率

15から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

高齢化率

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合をいいます。

〈さ行〉

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といえます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

就労的活動支援コーディネーター

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする者のことです。

生活支援コーディネーター

地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。

主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。

生活習慣病

食習慣・運動習慣・休養(ストレス)・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称で、代表的な病気として糖尿病や心筋梗塞、脳卒中、ガンなどがあります。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制

度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、情報交換や調整等する協議会です。

〈た行〉

団塊の世代

戦後の出生数が各年 250 万人を超えた第一次ベビーブーム(昭和22(1947)から昭和24(1949)年)の期間に生まれた世代を指し、人口構造上、大規模な集団となります。

地域福祉コーディネーター

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

中核機関（成年後見制度）

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、権利擁護に関する相談、成年後見制度利用促進や協議会の適切な運営等を実施し、地域の全体の権利擁護のコーディネートを行う機関です。市では権利擁護支援センターあゆさぽと厚木市で担っています。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

〈な行〉

日常生活圏域

高齢者等が住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括支援センターを設置している10地区を基本に区分したものです。

認知症

正常に発達した知的能力が、脳の病気や障がいにより生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称です。

認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期

の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うための複数の専門職によるチームです。

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援を行うとともに、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う専門職です。

〈は行〉

バリアフリー

もとは建築用語で、高齢者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。最近では、高齢者などが社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含めています。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者や児童等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、講座や研修会の開催等を実施し、ボランティア活動の振興を図る機関です。

厚木市では、社会福祉協議会ボランティアセンターがあります。

〈ま行〉

未病

心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、「病気ではないが健康でもない状態」を未病といいます。

病気になってから対処するのではなく、普段の生活において「心身を整え、健康な状態に近づけることが重要です。

〈や行〉

要介護・要支援認定

介護保険の給付を受けるために、被保険者が「要介護状態」や「要支援状態」に該当するかどうか、該当する場合どの程度かを保険者である市が認定するものです。

「要介護状態」とは、身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態をいい、「要支援状態」とは、要介護状態の軽減・悪化防止のために支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態をいいます。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの問題です。

〈ら行〉

理学療法士

身体の基本的な動作能力が低下した高齢者に対し、医師の指示の下、運動療法や物理療法などを用いて、日常生活を送るために必要な能力の回復を図る専門職で、PT（ピーティアー：Physical Therapist）ともいいます。

リハビリテーション

心身に障がいを持つ方の能力を最大限に発揮させ、医学的、心理的、職業的、社会的に可能な限りその機能回復を図ることにより社会復帰させることを目的に行われる更生指導のことをいいます。



厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）
令和6（2024）年4月

発行 厚木市
編集 市民福祉部 地域包括ケア推進課
〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号
TEL 046（225）2047
URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

表紙のイラストは、市内の就労継続支援B型事業所を利用する障がいのある方に作成いただいたものです。また、本書につきましても、厚木市役所の障がい者雇用職場（しごとサポート室「すまいる」）で製本したものです。

厚木市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画（第9期）

【厚木市認知症施策推進計画（第1期）】

地域包括ケア社会の実現に向けて



厚木市

～ 高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり ～

地域包括ケア社会の実現に向けて

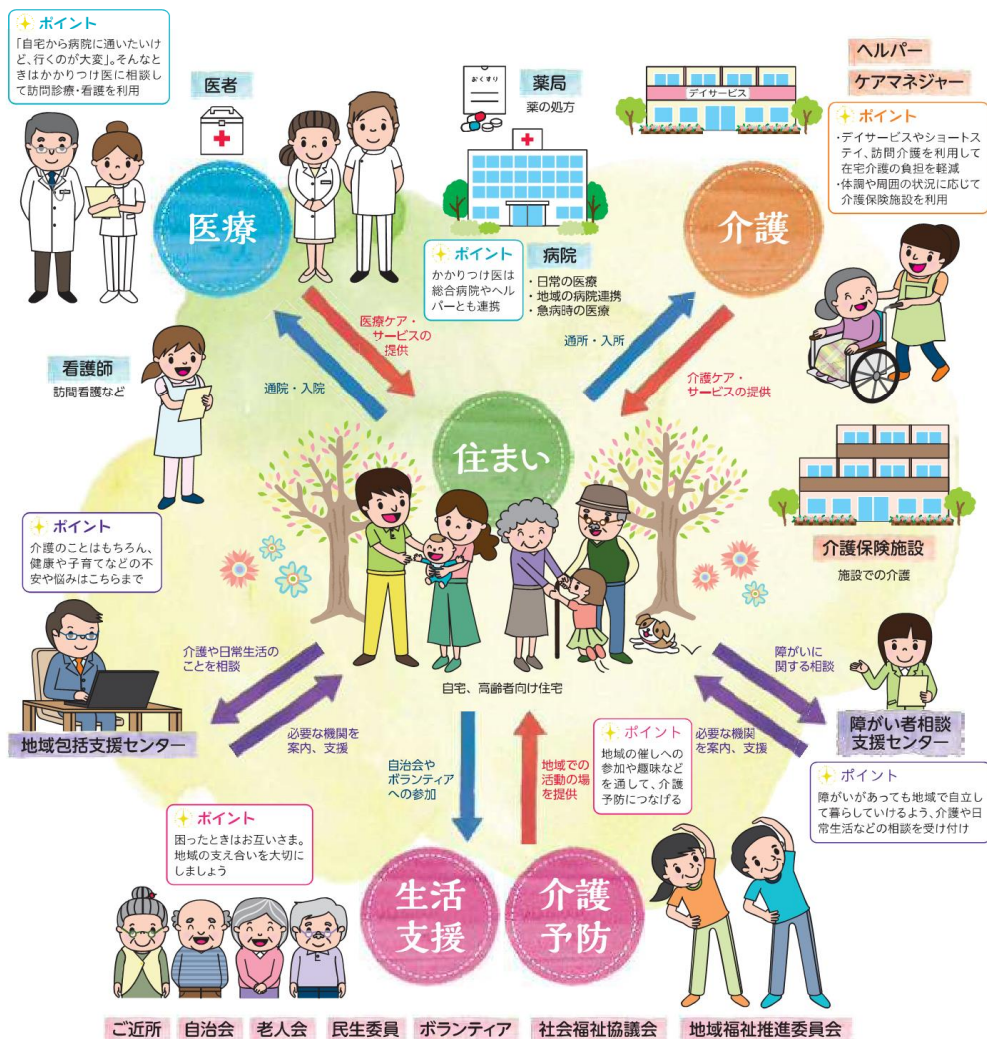
国が推進する「地域包括ケアシステム」

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される高齢者を対象とした仕組み

厚木市が推進する「地域包括ケア社会」

本市では、「地域包括ケアシステム」を、高齢者だけでなく、誰もが利用できる仕組みであるべきと考えました。

国が推進する高齢者を対象とした「地域包括ケアシステム」を包含する、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケア社会」の実現を目指し、子育て、教育、就労、ハード整備等において、福祉の視点で分野横断的に取組を推進します。



はじめに



全国的な少子高齢化の中、本市においても急速なスピードで高齢化が進み、厚木市人口ビジョンでは、令和 27（2045）年に高齢者人口がピークを迎えると予測しています。

また、地域社会のつながりの希薄化や社会的孤立、8050 問題など、市民の皆様が潜在的に抱えている課題は、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに顕在化することもあり、その課題も複雑化・複合化しています。

本市はこれまでも、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」の実現を目指し、複雑化・複合化した支援ニーズに、関係機関との連携を密にしながら対応してきました。

この度策定した、厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）では、認知症への理解をさらに促進し、健康寿命の延伸に向け、介護予防事業や保健事業との一体的な実施に向けた取組を推進し、誰もが健康で、生きがいを持って、安心して生活できる地域づくりに向けた本市が目指すべき姿を定めています。

各地で発生している地震や豪雨などの自然災害では、その恐ろしさと、日頃から地域でつながり、支え合うことの大切さを再認識いたしました。

いつ起きてもおかしくない災害に備え、自助、互助、共助、公助を担う全ての人がつながり、支え合う地域づくりを推進していかなければなりません。

この計画に基づく市民の皆様の活動が、本市が目指す「地域包括ケア社会」の実現に向けた地域づくりの礎となることを心から願っております。

結びに、計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました保健福祉審議会の方々を始め、計画の策定に携わっていただきました全ての市民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年4月

厚木市長 山口貴裕

目次

第1章 計画策定の趣旨	5
1 計画策定の背景と課題	7
2 計画の位置付けと性格	8
(1) 高齢者保健福祉計画	8
(2) 認知症施策推進計画	8
SDGs（持続可能な開発目標）の取組	10
3 計画の期間	11
4 計画の対象者	11
5 日常生活圏域の設定	12
6 計画の推進体制	13
(1) 保健福祉審議会	13
(2) 地域包括ケア推進会議	14
(3) 社会福祉協議会	14
(4) 権利擁護支援センターあゆさぼ	14
(5) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働	14
(6) 国・県・近隣市町村との連携	15
第2章 本市の状況	17
1 人口構成	18
(1) 人口の状況	18
(2) 高齢者人口の状況	20
(3) 日常生活圏域別高齢者人口の状況	21
(4) 日常生活圏域別高齢者人口割合の状況	22
2 高齢者の状況	23
(1) 高齢者を含む世帯の状況	23
(2) 高齢者を含む世帯の住居の状況	24
(3) 高齢者の就業の状況	25
(4) 要介護・要支援認定者数の状況	26
(5) 認知症高齢者の状況	27
第3章 計画の目指す姿と全体像	29
1 将来像	31
2 基本理念	32
3 基本目標	33
4 計画の体系	34

目次

第4章 施策の展開	37
施策の方向1 地域包括支援センターの機能の充実	38
施策の方向2 生活支援サービスの充実	42
施策の方向3 医療・介護・福祉・生活支援の連携強化	46
施策の方向4 地域特性に応じた環境整備	49
施策の方向5 権利擁護の推進	53
施策の方向6 認知症施策「共生と予防」の推進	56
施策の方向7 介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実	62
施策の方向8 社会参加と生きがいづくりの推進	66
施策の方向9 介護サービス等の充実	69
施策の方向10 安定した介護保険事業の運営	72
第5章 指標	75
第6章 介護保険サービス量等の見込み（介護保険事業計画）	83
1 計画の策定に当たって	84
2 計画の方針	88
3 整備目標	89
4 介護給付・介護予防給付サービスの見込量	94
5 地域支援事業費の見込み	108
6 中長期的な介護保険事業費の見込み	123
7 介護保険料の設定	127
資料編	131
1 計画策定の経過	132
2 意向調査（アンケート）結果の概要	133
3 厚木市保健福祉審議会規則	141
4 厚木市保健福祉審議会委員名簿	142
5 厚木市地域包括ケア推進会議規則	143
6 厚木市地域包括ケア推進会議委員名簿	145
7 諮問・答申	146
8 用語集	149

本計画書の用語表記について

本計画書では、障害の「害」の漢字を原則として平仮名で表記しています。
ただし、法令、団体名等の固有名詞は、漢字で表記しています。

（例：障害者総合支援法、厚木市障害福祉計画、身体障害者手帳 など）

また、「障がい者」には、原則として「障がい児」が含まれるものとしています。

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の背景と課題
- 2 計画の位置付けと性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の対象者
- 5 日常生活圏域の設定
- 6 計画の推進体制

第 1 章

1 計画策定の背景と課題

高齢者人口は、年々増加を続け、本市においても既に市民の約4人に1人が65歳以上の超高齢社会に突入し、令和5（2023）年には、後期高齢者（75歳以上）の人口が前期高齢者（65～74歳）の人口を上回り、今後は団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年、さらに、団塊ジュニアと呼ばれる世代が、令和22（2040）年には65歳以上となることが予測され、令和27（2045）年には、高齢者人口のピークを迎えると見込まれ、市民3人に1人は高齢者となります。

高齢者、特に後期高齢者が抱える健康問題は、複数疾患の合併のみならず、加齢による機能低下を基盤とするフレイル、認知症等の進行により個人差が大きくなり、多病・多剤処方の状態に陥るなど健康上の不安が大きくなることから、介護予防、健康づくりの重要性が高まっています。

このような状況の中、高齢者の心身の多様な課題に対応するため、高齢者の保健事業における個別的支援や通いの場等への積極的な関与等、医療・介護体制の更なる充実を図るため、高齢者の特性を踏まえた介護保険の介護予防事業や国民健康保険の保健事業との一体的な事業運営の取組を進める必要があります。

また、令和5年6月16日には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症は誰もがなり得ることから、認知症の人やその家族が地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるためには、認知症への社会の理解を深め、地域共生社会を目指す中で、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域を共に創っていくことが必要とされています。

そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターの養成を更に強化し、学校教育における認知症の人などを含む高齢者への理解の促進等、取組の強化が求められています。

なお、令和5（2023）年5月には、多くの人々の生命と暮らしに影響を与え、世界中で大流行した新型コロナウイルス感染症の位置付けが2類から5類へと引き下げられ、人々の生活も徐々に以前のように戻り始めました。

今後は、ひとり暮らし高齢者や要介護認定者の増加が見込まれる中、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」の実現、地域で暮らし続けるため、地域活動に生きがいを感じ、活躍し続ける環境づくりの推進、また、全ての高齢者を対象とした介護予防・重度化防止、健康づくりの推進を更に進める必要があります。

本計画については、このような社会情勢や地域課題を踏まえ、第10次厚木市総合計画第1期基本計画との整合を図りつつ、人口等の推移や将来推計、高齢者などを対象に行ったアンケート調査を基に、必要な福祉サービスを的確に把握した上で計画を策定することとしました。

2 計画の位置付けと性格

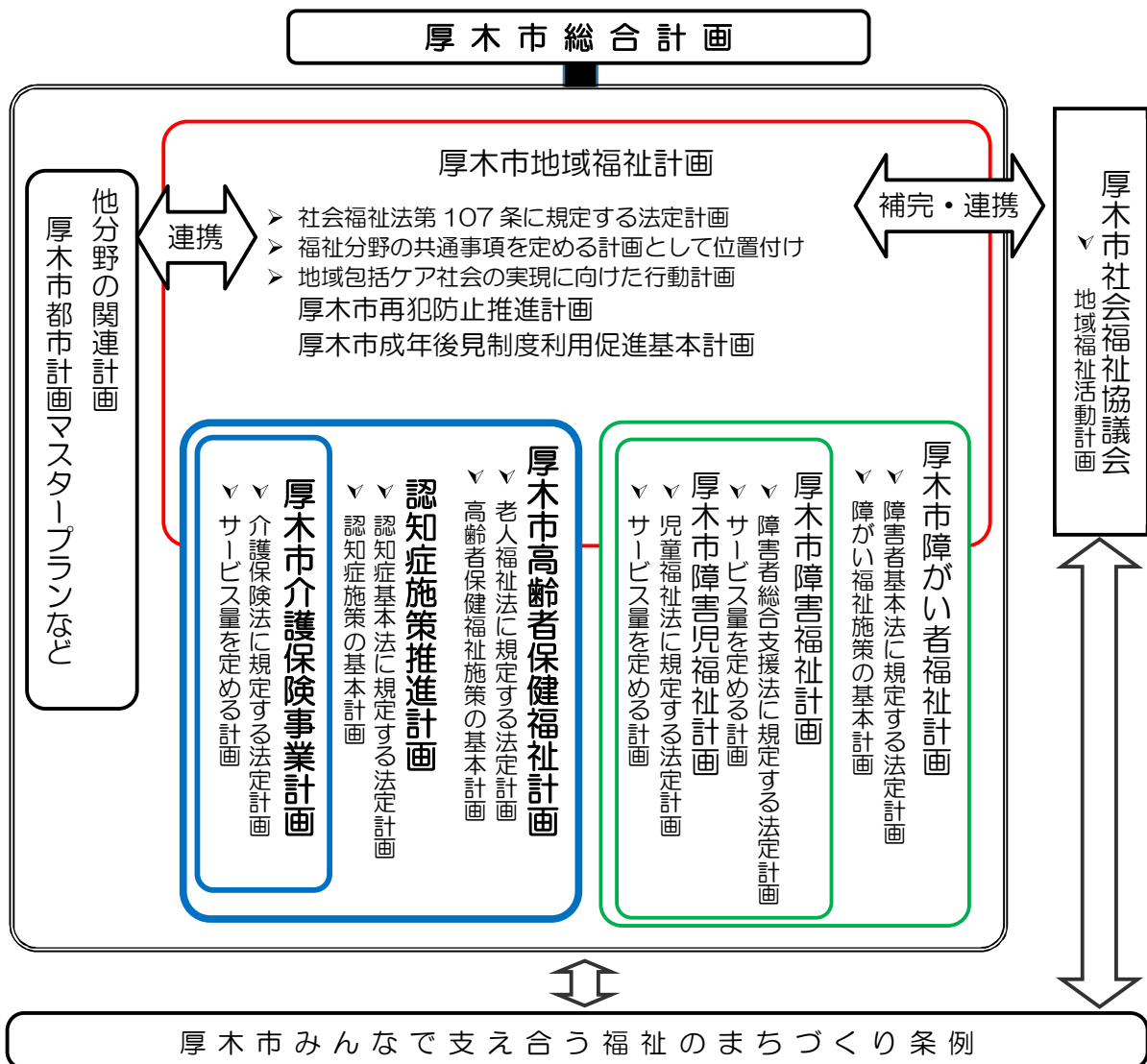
(1) 高齢者保健福祉計画

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における高齢者福祉の基本的な計画として位置付けるもので、また、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を包含した計画となっており、目指すべき将来像や基本理念を共有するとともに、明確な在宅支援施策の展開を重点に、高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるために必要な取組を進め、「地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画」とします。

さらに、本計画では、平成27(2015)年に国連サミットで採択された国際社会共通の目標である「SDGs」の推進を図る計画として位置付け、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた取組を推進します。

(2) 認知症施策推進計画

65歳以上の高齢者人口は増加し、令和27(2045)年まで上昇を続ける中で、「認知症」は現在の医療技術においては完全に治癒させることができないものとなっています。認知症は誰もが関わる可能性があり、社会の様々な場面において注目されることも多くなっています。そこで、平成24(2012)年には認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会を掲げる「オレンジプラン」による施策が推進され、平成27(2015)年には、厚生労働省と関係する11の府庁が共同し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」が策定されました。令和元(2019)年にさらに発展させた「認知症施策推進大綱」は、「共生」と「予防」を目指すものとなり、本市においても認知症施策推進大綱を基に施策を推進してきました。令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、国・地方公共団体は基本理念にのっとり、認知症施策を策定・実施する責務等、当該市町村は実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならないことを定めています。本市では、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念と基本的施策を反映した認知症施策推進計画を高齢者保健福祉計画に盛り込むものです。



SDGs（持続可能な開発目標）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が定められています。

○ 17の目標

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



○ 本計画が取り組むべきSDGsの目標

出典 国際連合広報センター



3 すべての人に
健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し福祉を推進する。



8 働きがいも
経済成長も

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。



10 人や国の不平等を
なくそう

各国内及び各国間の不平等を是正する。



11 住み続けられる
まちづくりを

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。



16 平和と公正を
すべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。



17 パートナースイップで
目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

出典 外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」（平成29（2017）年3月）から抜粋

3 計画の期間

本市の高齢者保健福祉計画は、本市が目指す「地域包括ケア社会」の理念を明確に位置付け、高齢者福祉を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年を計画期間に含む、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年計画とします。

計画期間中に法制度等の変更があった場合には、必要に応じて見直し等を行います。

計画期間

年度	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
関連諸計画							
第10次厚木市総合計画 ※1	基本構想（12年）						
	第1期基本計画（6年）				第2期基本計画（6年）		
厚木市地域福祉計画 ※2	第5期 計画 (3年)	第6期計画（3年） (成年後見制度利用促進計画を包含)			第7期計画		
厚木市成年後見制度 利用促進基本計画	第1期 計画 (4年)						
厚木市高齢者保健福祉計画 ※3	第8期 計画 (3年)	第9期計画（3年） (認知症施策推進計画を包含)			第10期計画		
厚木市障がい者福祉計画 ※4	第6期 計画 (3年)	第7期計画（3年）			第8期計画		

※1 第10次厚木市総合計画の基本構想は、令和3年度から令和14年度までである。

第2期基本計画は令和9年度から令和14年度までである。

※2 厚木市地域福祉計画は、厚木市再犯防止推進計画を含む。

※3 厚木市高齢者保健福祉計画は、厚木市介護保険事業計画を含む。

※4 厚木市障がい者福祉計画は、厚木市障害福祉計画、厚木市障害児福祉計画を含む。

4 計画の対象者

本計画の対象者は、原則として、厚木市内在住の65歳以上の高齢者や高齢者とその介護者です。なお、場合によって厚木市内在住の40歳以上の方も対象に含みます。

また、認知症施策の対象者は、認知症の方はもちろんのこと、事業所、各種団体、地域住民や行政など、認知症の方に関わる全ての人々を対象としています。

5 日常生活圏域の設定

介護保険法では、市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付など対象サービスを提供するための施設整備の状況やその他の条件を総合的に勘案し、日常生活圏域を定めるものとしています。

本市においては、地区市民センター・公民館を設置している15地区を基本に、様々な施策を展開していることから、本計画においても、この地区を10グループに分けて日常生活圏域として設定します。

日常生活圏域	地域包括支援センター名称／担当区域
厚木北	厚木地域包括支援センター
	松枝・元町・東町・寿町・水引・厚木町・中町・栄町・田村町・吾妻町
厚木南	厚木南地域包括支援センター
	幸町・泉町・厚木・旭町・南町・岡田団地・温水の一部・船子の一部
依知北・依知南	依知地域包括支援センター
	上依知・猿ヶ島・山際・下川入・関口・中依知・下依知・金田・棚沢の一部
睦合北・睦合西	睦合地域包括支援センター
	棚沢・三田・三田南・及川・林・王子1丁目
睦合南	睦合南地域包括支援センター
	妻田・妻田北・妻田南・妻田東・妻田西・三田南1丁目の一部
荻野	荻野地域包括支援センター
	上荻野・まつかげ台・みはる野・中荻野・下荻野・鳶尾
小鮎・緑ヶ丘	小鮎・緑ヶ丘地域包括支援センター
	飯山・飯山南・上古沢・下古沢・宮の里・緑ヶ丘・王子2丁目・王子3丁目
玉川・森の里	玉川・森の里地域包括支援センター
	七沢・小野・岡津古久・森の里
南毛利	南毛利地域包括支援センター
	愛名・毛利台・戸室・恩名・温水・温水西・長谷
相川・南毛利南	相川・南毛利南地域包括支援センター
	船子・愛甲・愛甲東・愛甲西・岡田・酒井・戸田・下津古久・上落合・長沼

6 計画の推進体制

本計画は、福祉分野の各個別計画と理念を共有しながら、本市における高齢者福祉及び介護保険事業の基本的な計画として、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるために必要な取組を定める計画です。

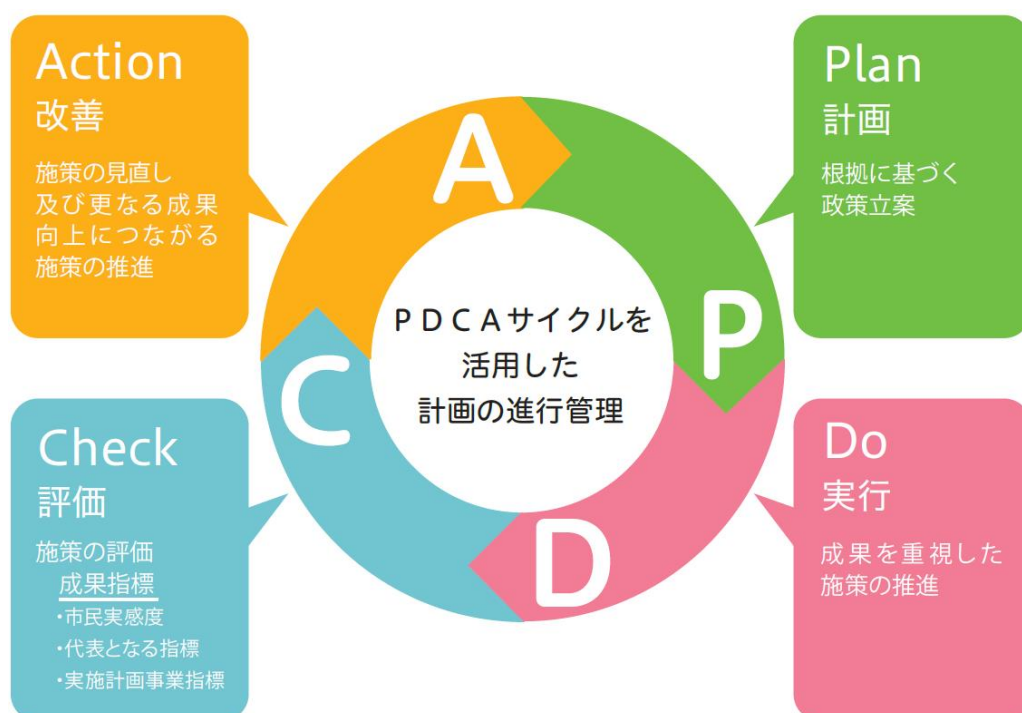
本計画の推進に当たっては、行政のみならず市民・事業者・関係機関がそれぞれの役割の下に連携を図りながら、協働して取り組む必要があります。

(1) 保健福祉審議会

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、あらゆる分野が一体となった推進体制が必要です。保健、医療、福祉などの分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成する保健福祉審議会において計画の全体的な調整を行います。

本市では、各年度の達成状況について調査、分析及び評価を行い、保健福祉審議会に報告した上で、必要に応じて計画や施策を見直すこととします。

○ PDCA のイメージ



(2) 地域包括ケア推進会議

中長期的視点を踏まえ、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送ることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア社会の実現に向けた検討を行うため、医療、介護、福祉の分野の代表者及び一般公募で選出された方で構成した地域包括ケア推進会議を設置しています。

本市の地域包括ケア社会の実現に向けて、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又はその意見を建議することを目的としています。

(3) 社会福祉協議会

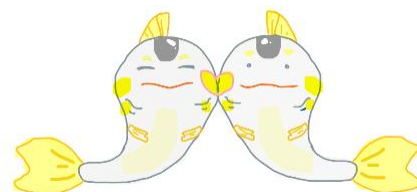
社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に定められ、地域福祉の推進を図ることを目的に、「地域福祉の推進役」として、誰も排除しない福祉の地域づくりに取り組んでいる団体です。



(4) 権利擁護支援センターあゆさぼ

全ての住民が安心して地域生活を送ることができるようにするため、中核機関として、権利擁護の普及・啓発を進め、厚木市成年後見制度利用促進協議会の事務局を担い、地域の関係団体等との連携を図り、地域で支え合う仕組みとして地域連携ネットワークを構築しています。

日常的に本人を見守るチーム支援や地域連携ネットワークの段階的・計画的な強化に努めていきます。



(5) 地域住民・民間事業者・ボランティア団体などとの協働

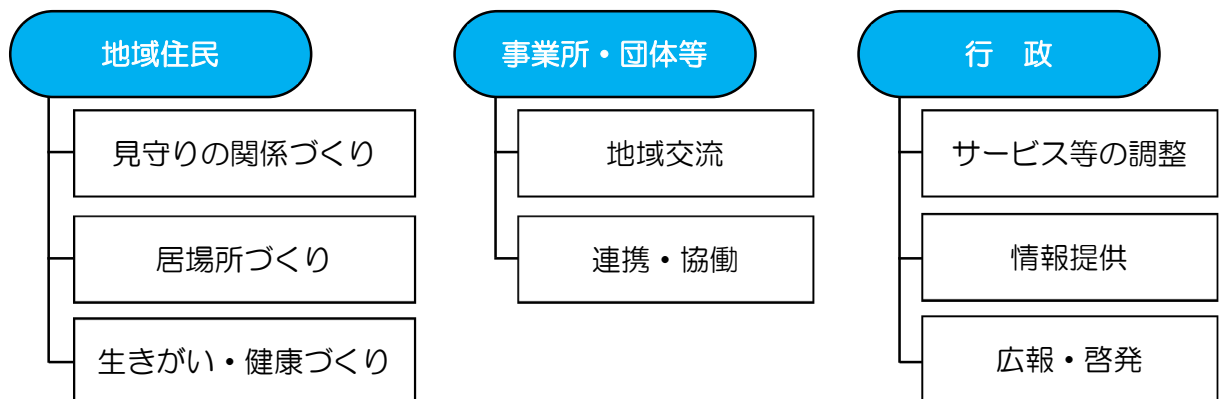
地域福祉を推進する上で、地域住民、民間事業者、ボランティア団体などは、行政の大切なパートナーです。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域住民の生活を地域全体で支える仕組みを構築する必要があります。地域包括支援センターや障がい者相談支援センターを中心に、それぞれが地域の実態や課題について把握し、関係者間で問題意識を共有できるよう行政としても働きかけていきます。

(6) 国・県・近隣市町村との連携

国や県の制度変更等の動向を的確に把握し、本市の施策推進にいかしていきます。

また、地域福祉を推進する上で、広域的に対応することが望ましい施策については、近隣市町村との連携を図り、施策の推進に努めます。

- 地域包括ケア社会（下図はイメージ）の実現に向け、次のとおり役割を位置付けています。



第2章 本市の状況

1 人口構成

- (1) 人口の状況
- (2) 高齢者人口の状況
- (3) 日常生活圏域別高齢者人口の状況
- (4) 日常生活圏域別高齢者人口割合の状況

2 高齢者の状況

- (1) 高齢者を含む世帯の状況
- (2) 高齢者を含む世帯の住居の状況
- (3) 高齢者の就業状況
- (4) 要介護・要支援認定者数の状況
- (5) 認知症高齢者の状況

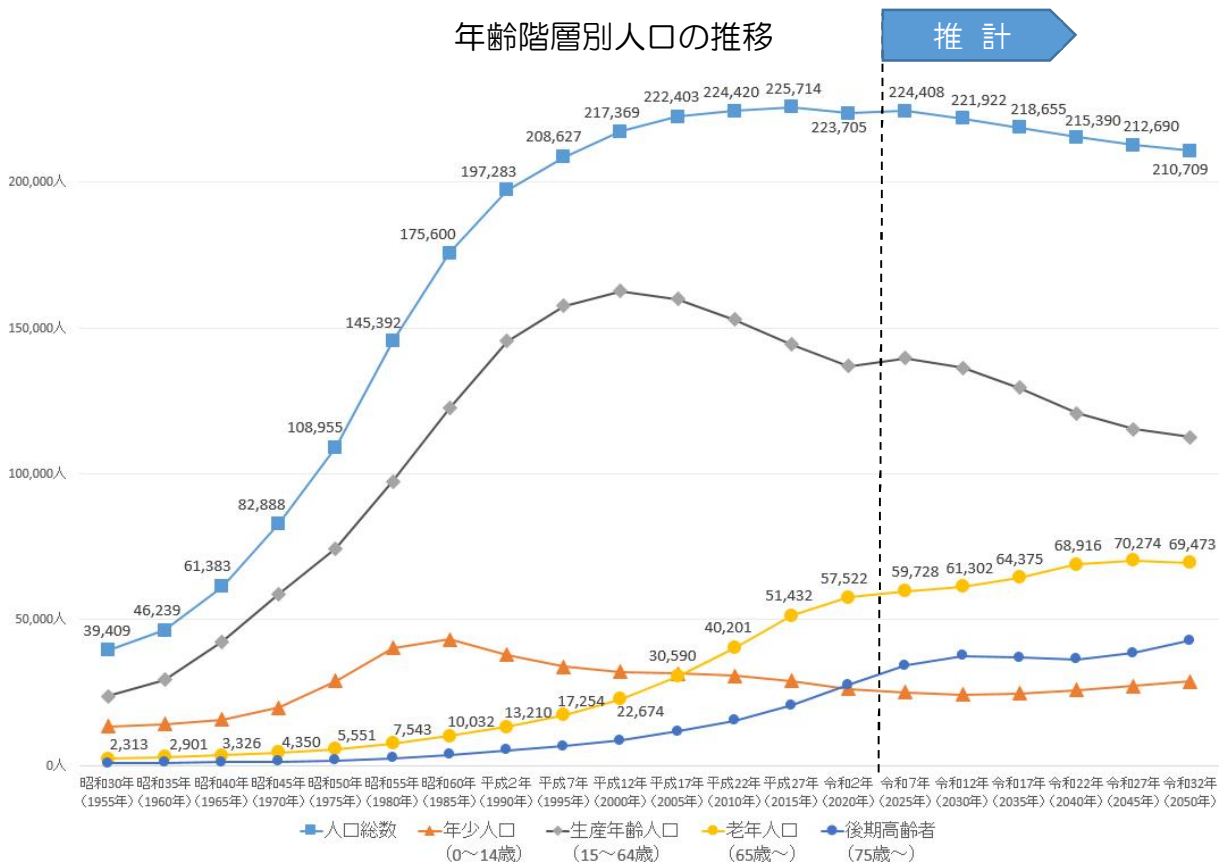
1 人口構成

(1) 人口の状況

人口総数が令和2（2020）年の国勢調査において、前調査を下回る223,705人となり、調査以降初めての人口減少となりました。

年少人口（0～14歳）は昭和60（1985）年以降緩やかに減少し、平成17（2005）年に老年人口（65歳以上）とほぼ同数となりました。生産年齢人口（15～64歳）は平成12（2000）年以降減少に転じていますが、老年人口（65歳以上）は一貫して増加を続けています。

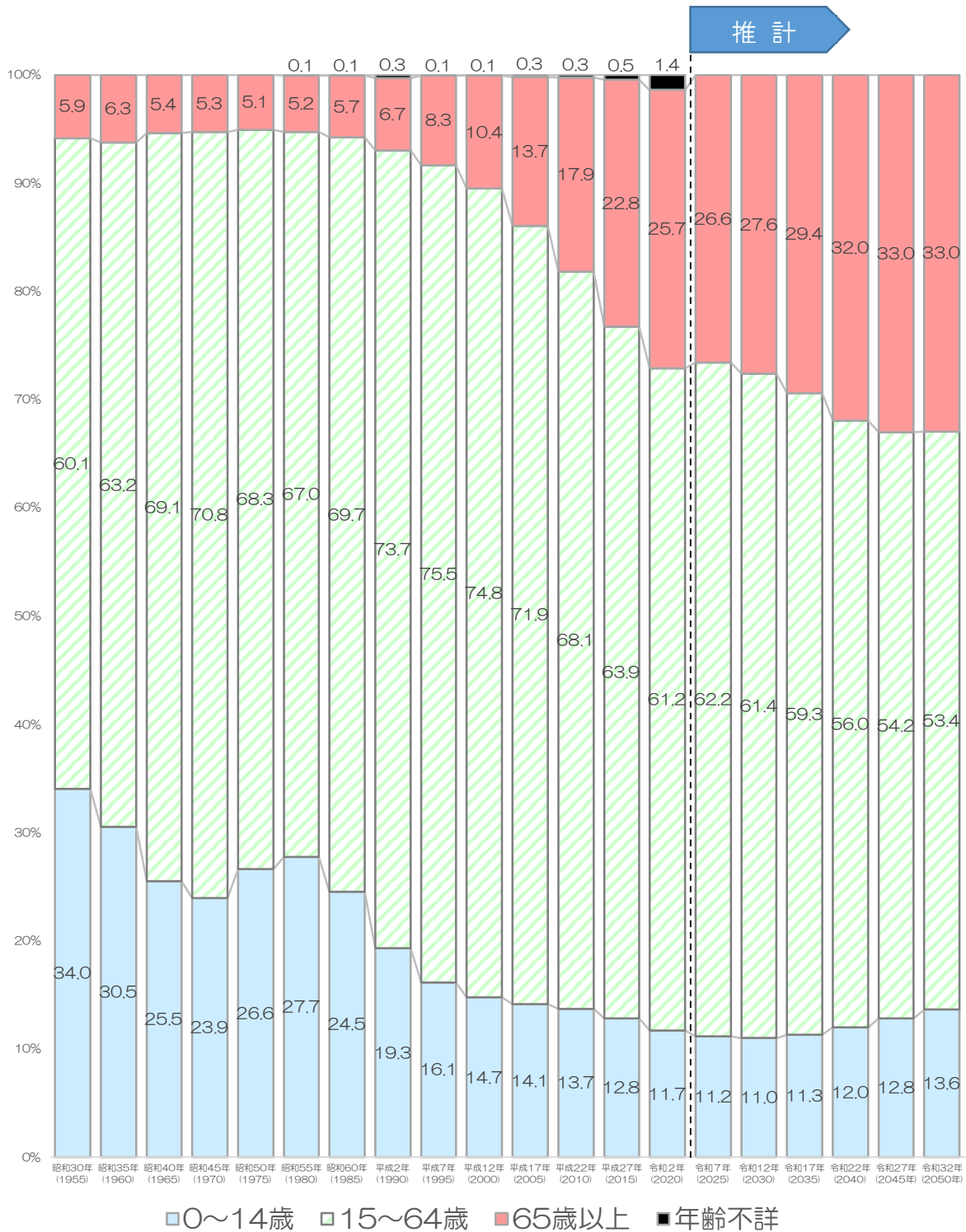
厚木市人口ビジョンでは、合計特殊出生率の上昇、20歳代・30歳代の定住促進・転出抑制等、取り組む施策の効果を見込んだ場合の将来人口の推計を本市の将来展望とし、目標人口としています。



資料 総務省「国勢調査」(各年)

※ 推計については、「厚木市人口ビジョン(令和3(2021)年3月改定)」

年齢構成比率の推移



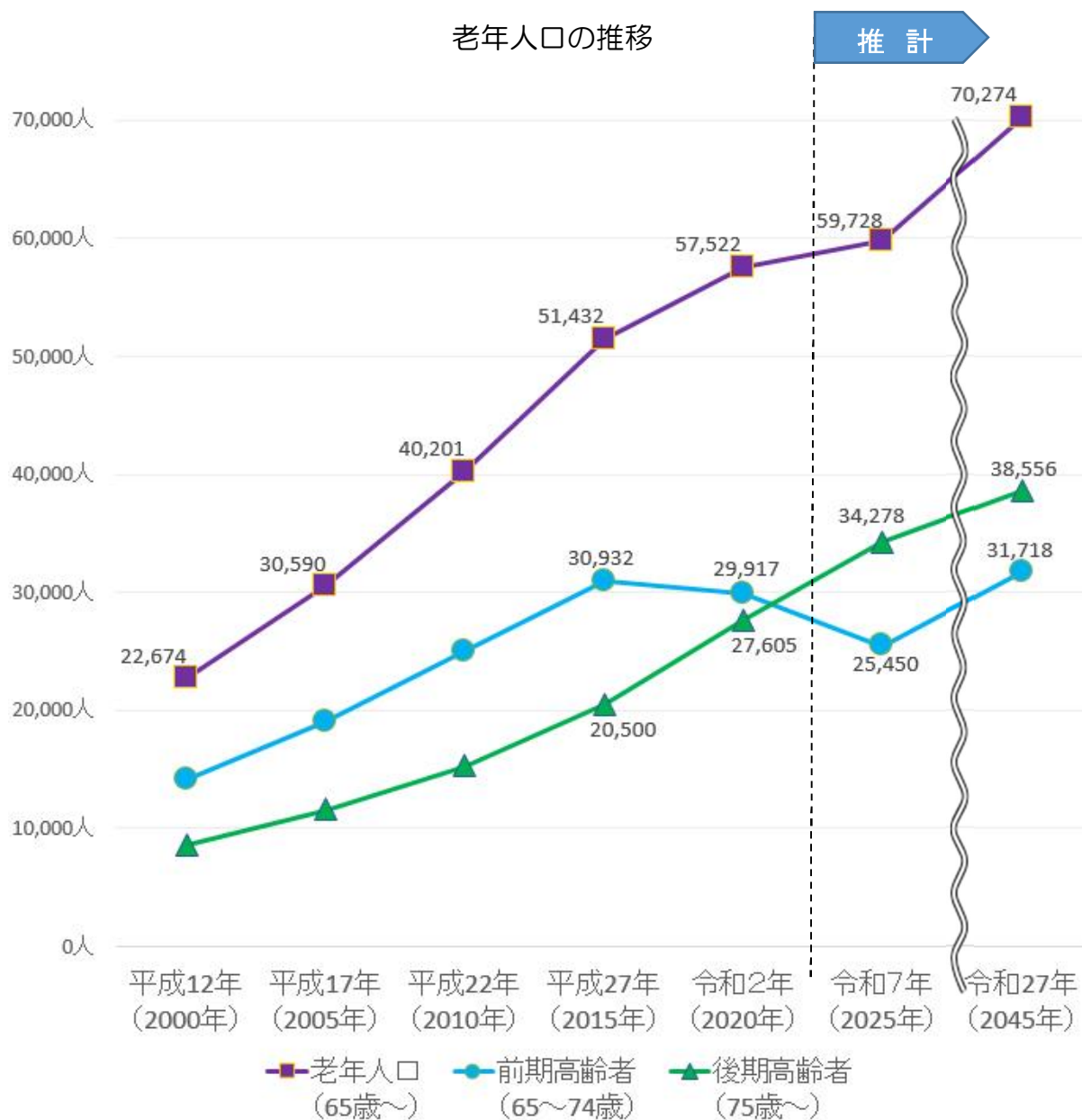
資料 総務省「国勢調査」(各年)

※ 推計については、「厚木市人口ビジョン(令和3(2021)年3月改定)」

(2) 高齢者人口の状況

高齢者数は、一貫して増加を続け、平成 27 (2015) 年には約 4 人に 1 人が高齢者となり、令和 27 (2045) 年には 3 人に 1 人が高齢者になる見込みです。

また、後期高齢者 (75 歳以上) は、令和 5 (2023) 年に前期高齢者 (65 歳～74 歳) を上回り、平成 27 (2015) 年から令和 7 (2025) 年までの 10 年間で 20,500 人から 34,278 人 (1.67 倍) になると見込まれています。



資料 総務省「国勢調査」(各年)

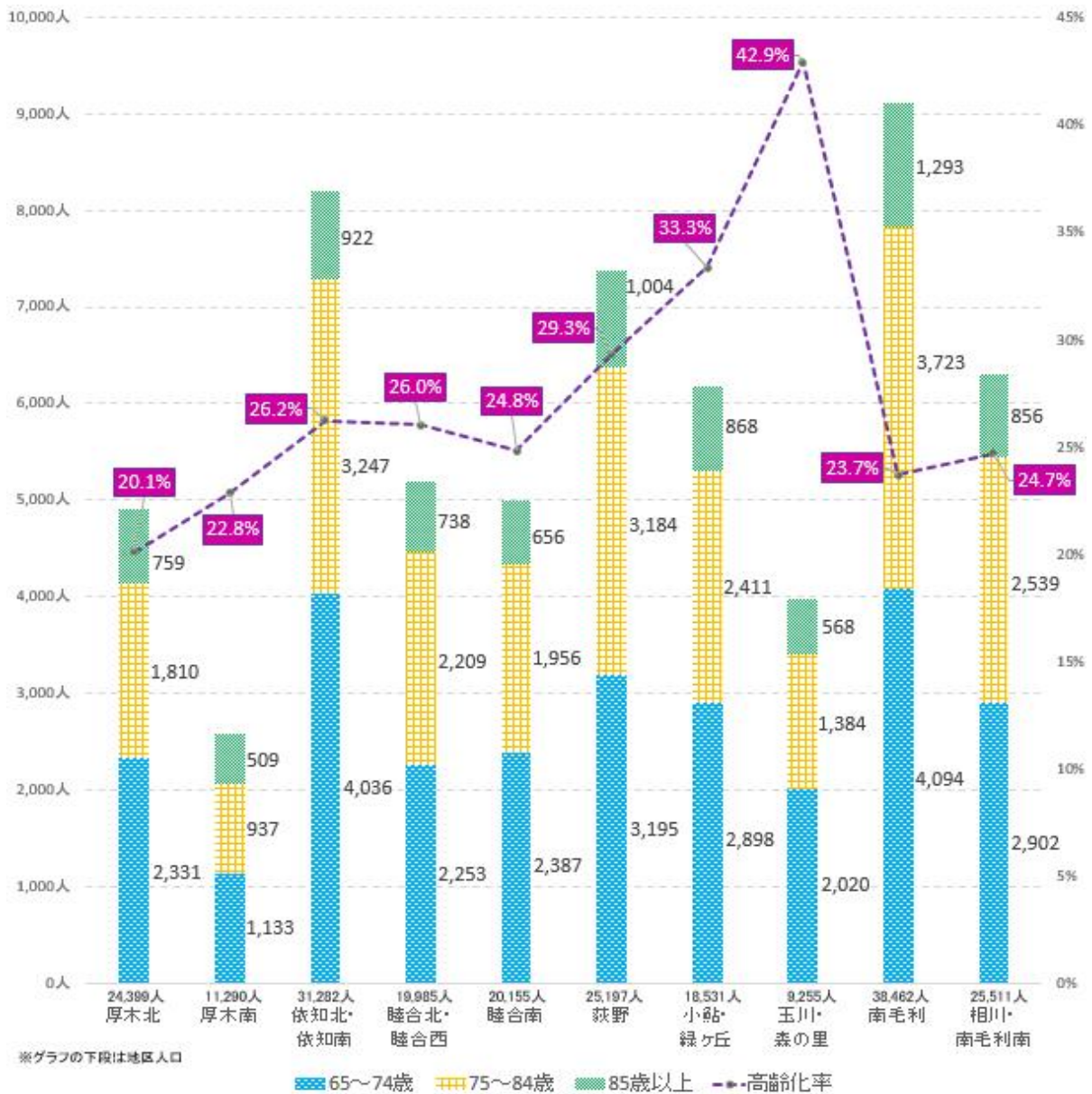
※ 推計については、「厚木市人口ビジョン(令和3(2021)年3月)」

(3) 日常生活圏域別高齢者人口の状況

高齢者人口を日常生活圏域（地域包括支援センター区域）別にみると、南毛利地区では9,000人、次いで依知地区の8,000人、そして荻野地区では、7,000人を超えています。

また、高齢者割合（高齢化率）でみると、玉川・森の里地区では40%、小鮎・緑ヶ丘地区が30%を超えており、他の地区と比べ、高齢者の割合が高いことがわかります。

日常生活圏域別高齢者人口の状況



資料 厚木市作成（令和5年7月）

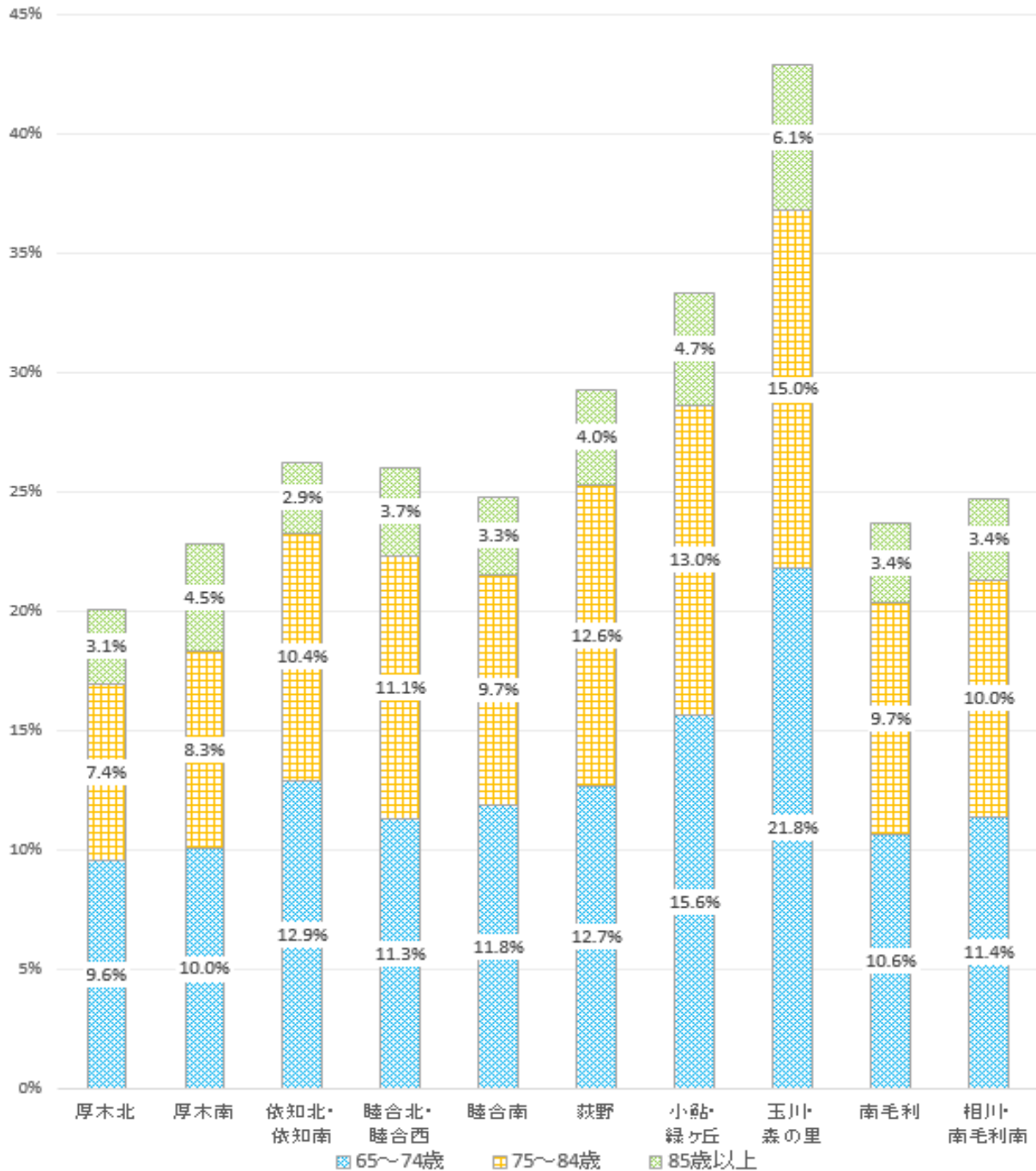
※ 令和5年7月1日現在

第2章

(4) 日常生活圏域別高齢者人口割合の状況

高齢者人口割合（高齢化率）を年齢別で見ると、玉川・森の里地区以外の地区では、後期高齢者（75歳以上）の割合が前期高齢者（65歳～74歳）の割合を上回っており、市全体でも後期高齢者の人口が前期高齢者の人口を上回っている状況です。

日常生活圏域別高齢者人口割合の状況



資料 厚木市作成（令和5年7月）

※ 令和5年7月1日現在

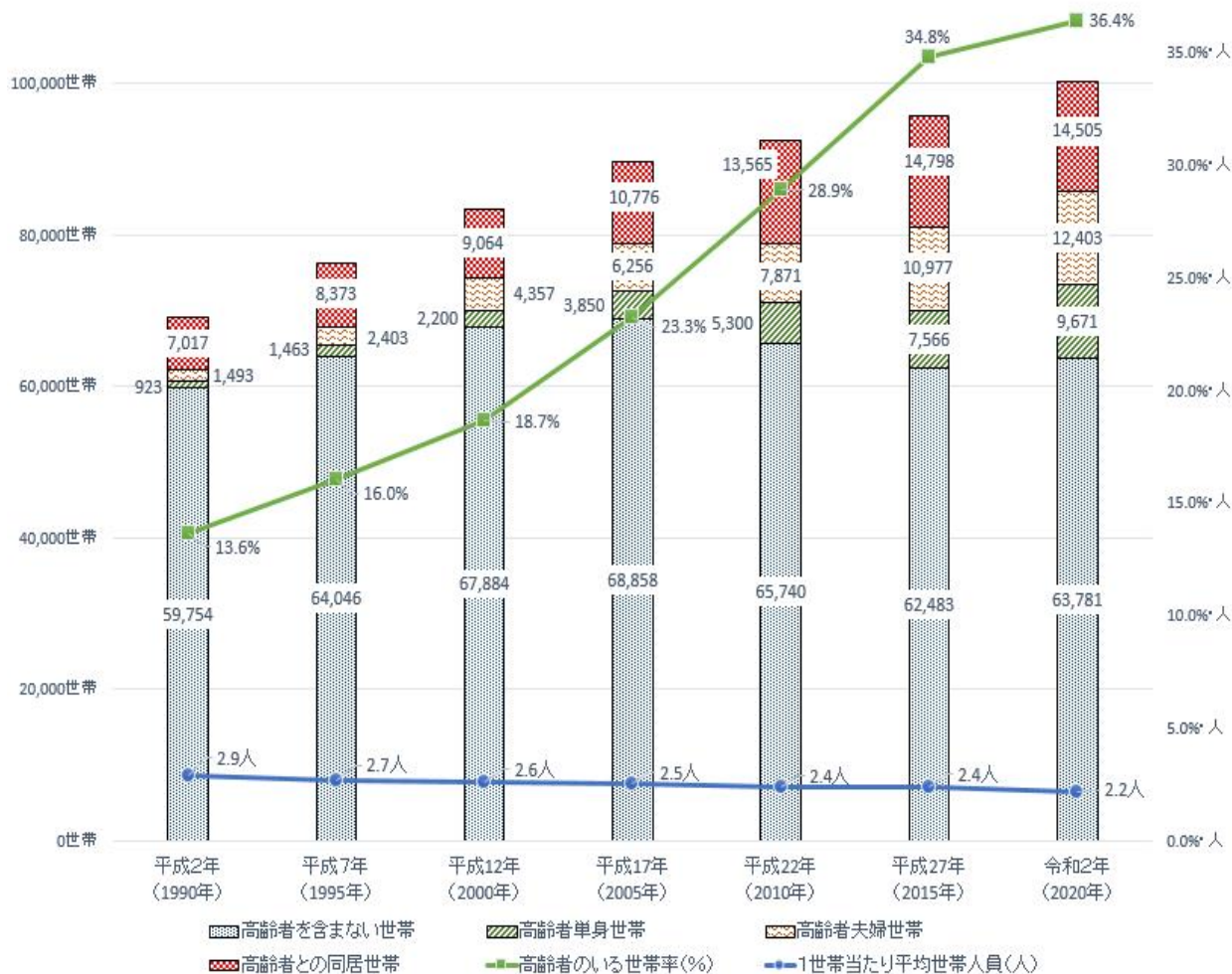
2 高齢者の状況

(1) 高齢者を含む世帯の状況

緩やかに増加していた人口が令和2（2020）年の国勢調査で初めて減少に転じていますが、世帯数は増加しています。高齢者のいる世帯（高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯及び高齢者との同居の世帯）は、平成12（2000）年から令和2（2020）年の20年で約2.3倍増加し、高齢者を含まない世帯は横ばい傾向にあります。

また、人口を世帯数で除した一世帯当たりの平均世帯人員は減少傾向にあり、世帯の小規模化が進んでいます。

高齢者を含む世帯数の推移



資料 総務省「国勢調査」(各年)

※ 高齢者夫婦世帯とは、夫又は妻のいずれかが65歳以上の夫婦1組のみの一般世帯

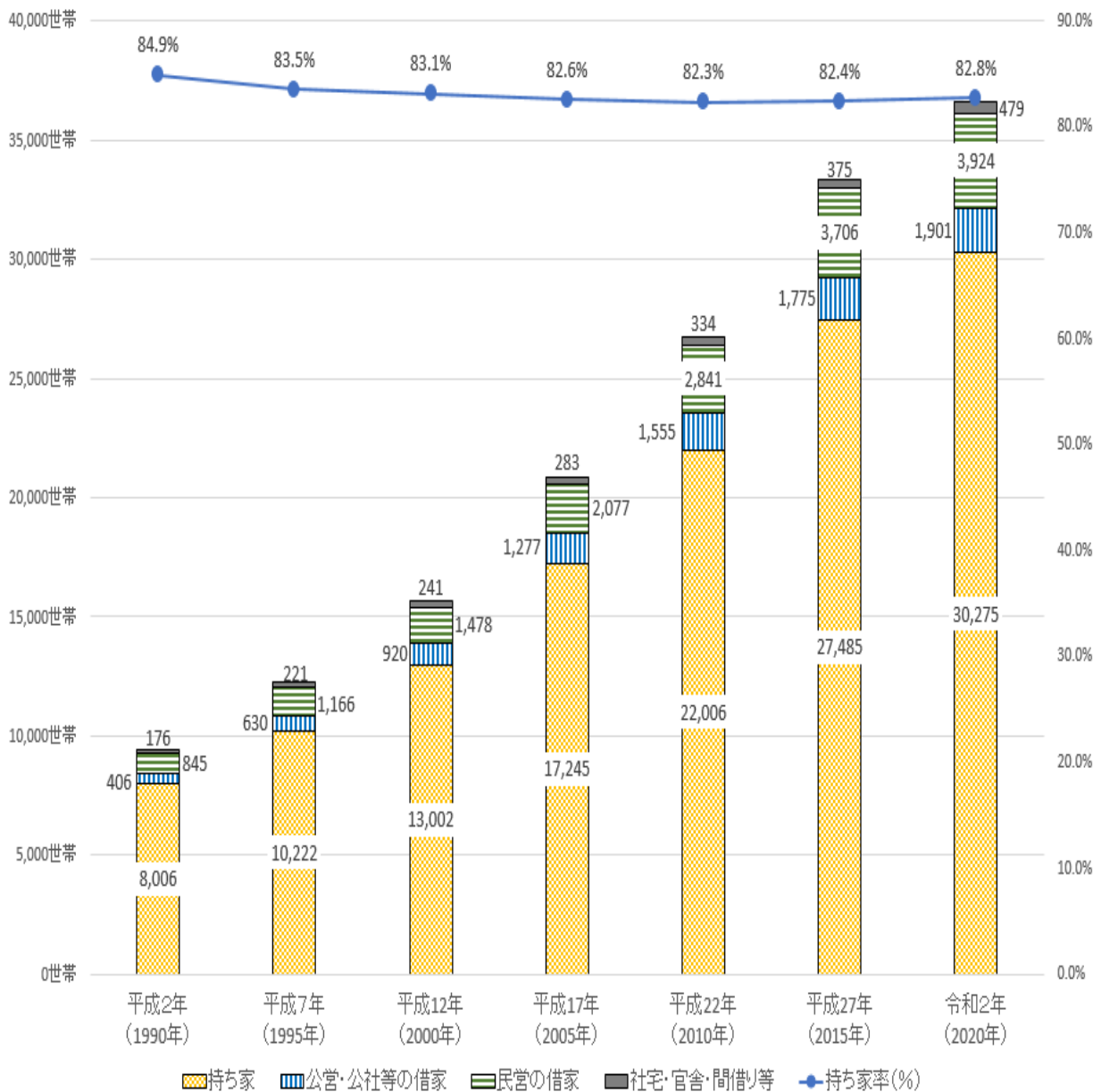
第2章

(2) 高齢者を含む世帯の住居の状況

高齢者の持ち家は年々増加していますが、持ち家率については横ばい傾向にあります。

本市の令和2（2020）年における高齢者の持ち家率は82.8%であり、一般世帯（高齢者を含む。）持ち家率は、全国で61.4%、神奈川県は59.4%であり、持ち家率は高い状況にあります。

高齢者を含む世帯の住居の状況の推移

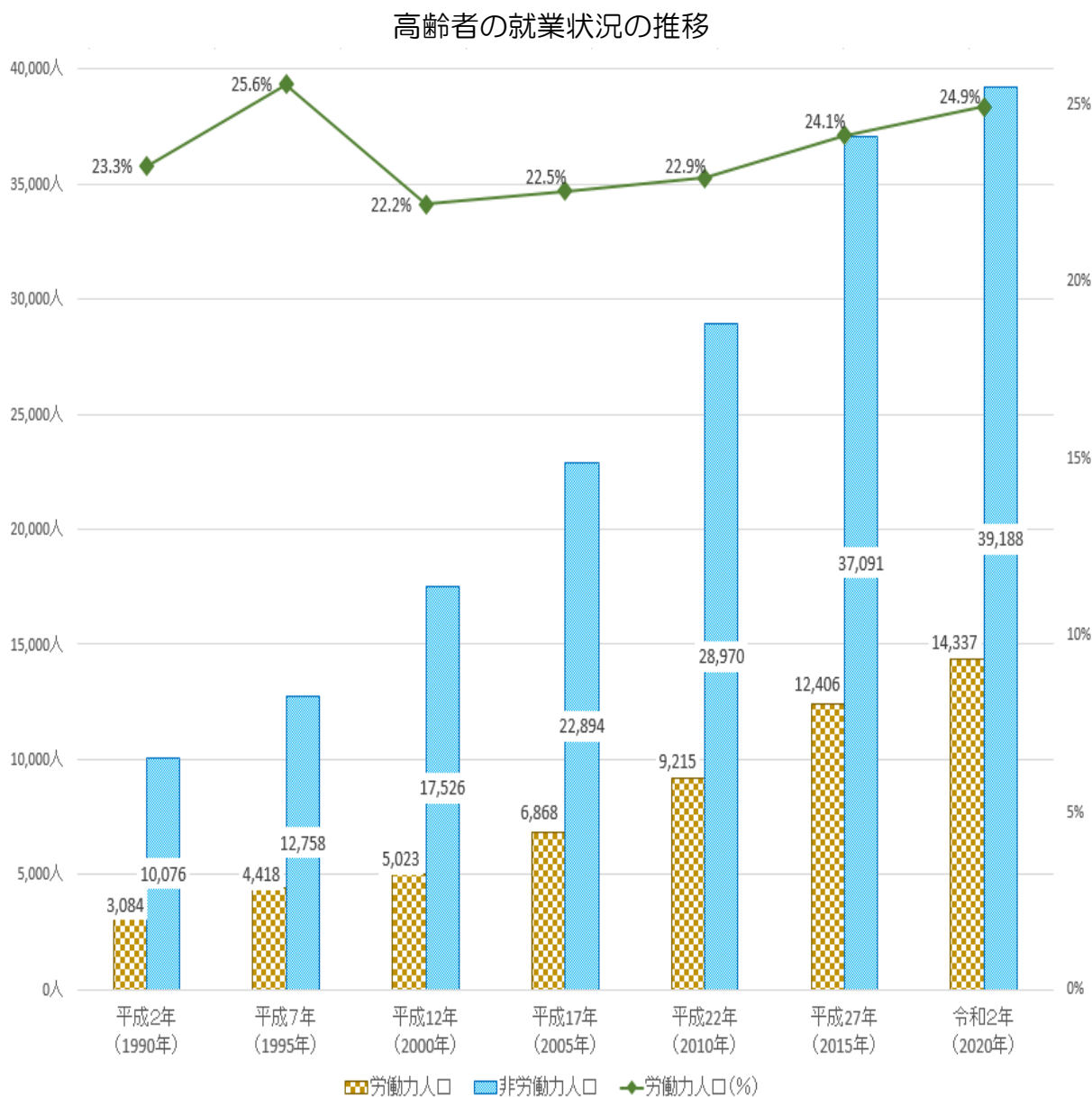


資料 総務省「国勢調査」（各年）

(3) 高齢者の就業の状況

高齢者における労働力人口は、平成2（1990）年以降増加傾向にあり、平成2（1990）年から令和2（2020）年にかけて約4.6倍となっています。

また、同期間の高齢者労働力率（労働力人口／高齢者数）はほぼ横ばいですが、平成12（2000）年以降は微増傾向にあります。



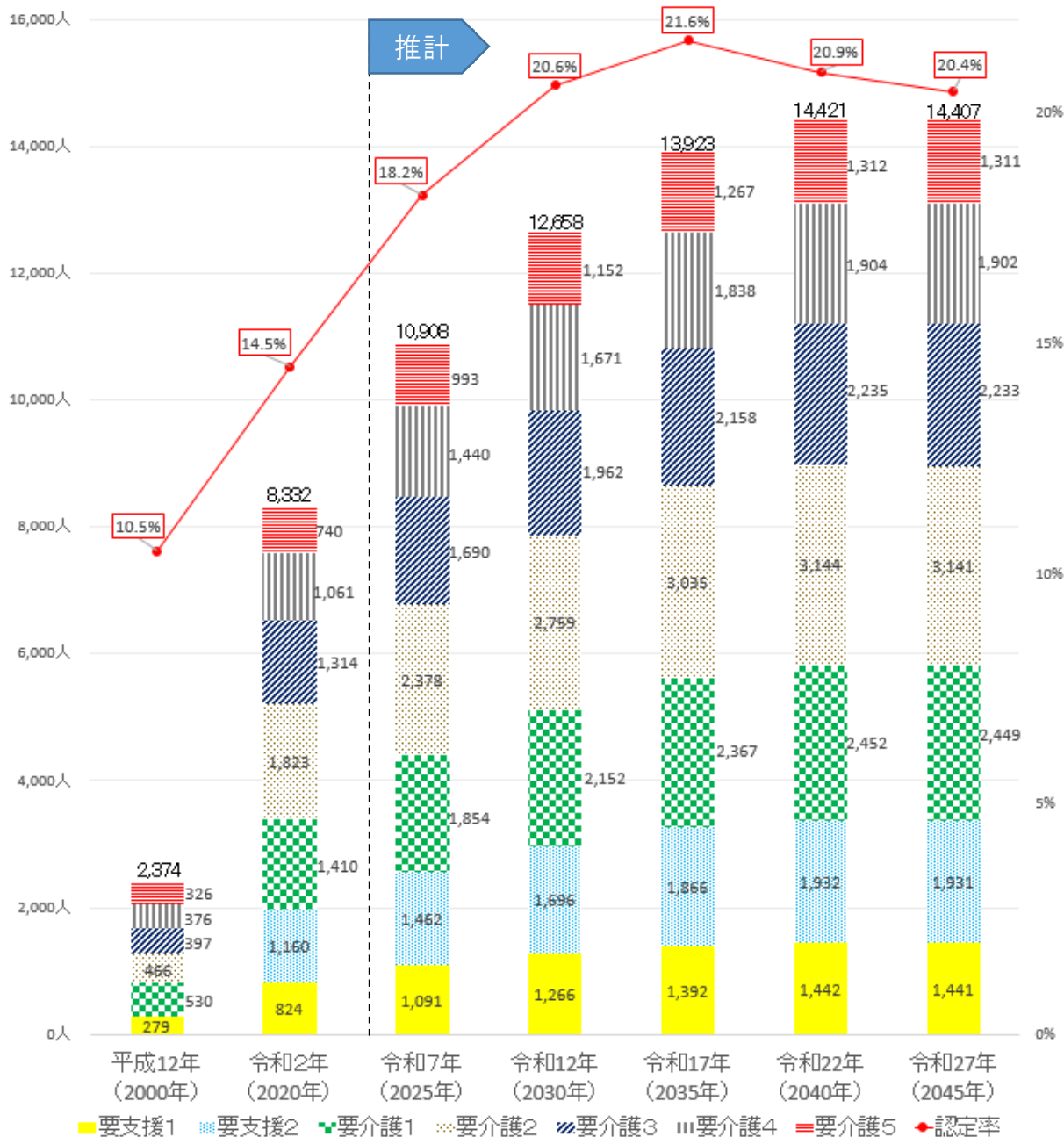
資料 総務省「国勢調査」（各年）

※ 労働力人口（％）は、労働力状態「不詳」を含めた高齢者数で算出しています。

(4) 要介護・要支援認定者数の状況

要介護・要支援認定者数は、令和2（2020）年10月1日現在8,332人を数え、介護保険制度が始まった平成12（2000）年の2,374人と比べ20年間で5,958人増え、約3.5倍の認定者数となっています。これは、高齢者人口の伸び率を上回る状況にあります。

要介護度別認定者数及び認定率の実績と推計



資料 厚木市作成（令和5年8月）

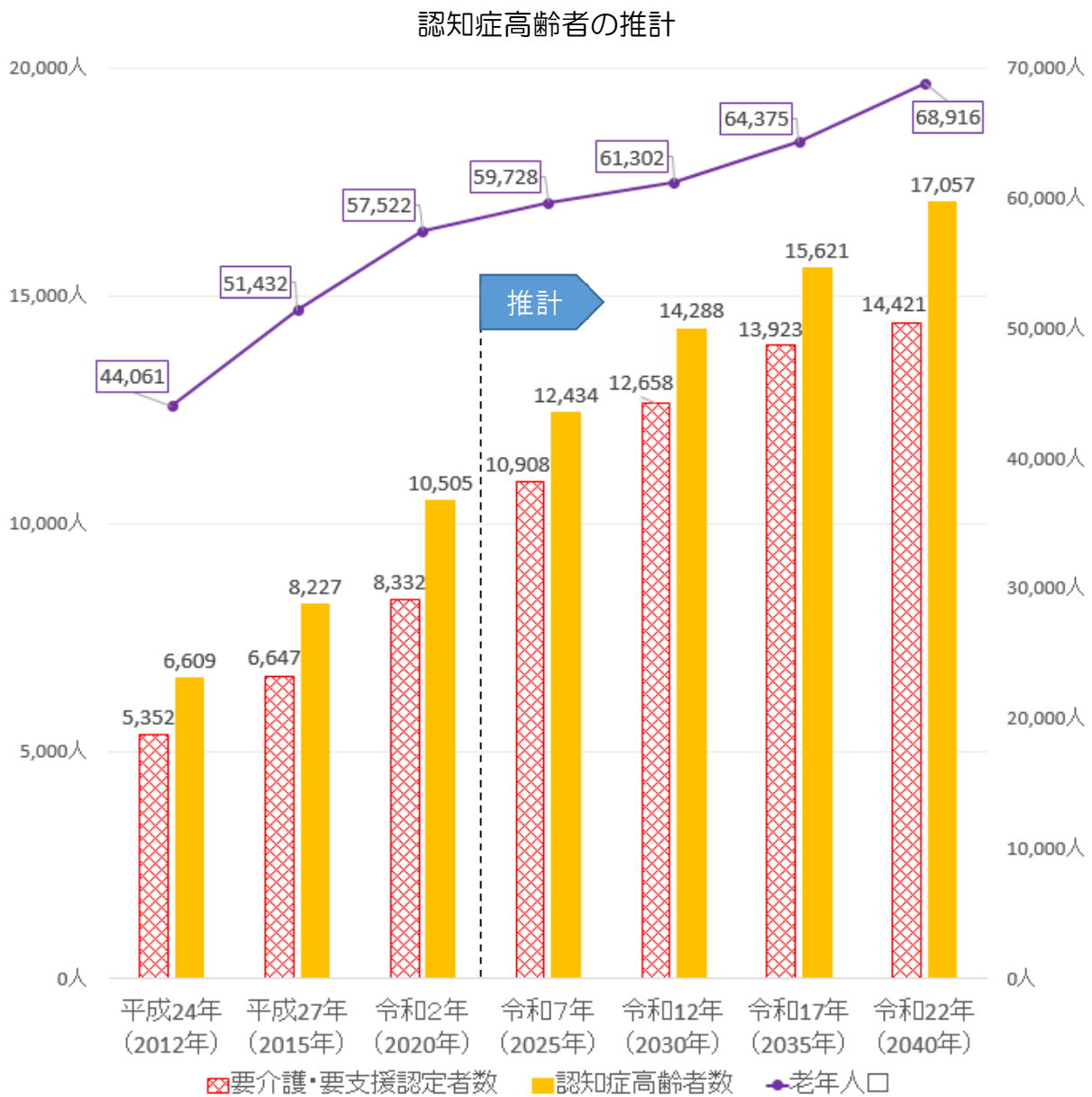
※ 各年10月1日現在

要支援 日常生活は自分で行うことができるが、多少の支援が必要な状態
 要介護 日常生活全般において、自分一人で行うことが難しく、誰かの介護が必要な状態

(5) 認知症高齢者の状況

認知症高齢者数は、認知症が老化と深く関係していることから、高齢者の増加とともに上昇していますが、認知症高齢者の増加率は、高齢者の増加率を上回る状況にあります。

全国的に高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年には、認知症高齢者数は17,057人と推計しており、国の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の水準と同様に、高齢者に対する割合は平成2（2012）年の約7人に1人から約4人に1人に上昇する見込みとなっています。



資料 厚木市作成（令和5年8月）

※ 各年10月1日現在

※ 「日本における認知症高齢者人口の将来推計に関する研究」による速報値に基づき作成

第3章 計画の目指す姿と全体像

- 1 将来像
- 2 基本理念
- 3 基本目標
- 4 計画の体系

第3章

1 将来像

人口減少社会の到来や超高齢社会の進展により、地域では、核家族化の進行やひとり暮らし世帯、高齢者世帯などの増加に伴い、地域社会やコミュニティでのつながりが希薄化しています。

また、平成から令和に入り、世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、親せきや友人等との面会の自粛、地域における行事等の中止などのから、地域でのつながりの機会がさらに失われてしまいました。

このように社会状況が変化する中、自助、互助、共助、公助を担う全ての人がつながり、それぞれの役割を担うことが重要です。

「福祉」は、特別な人に対して必要とされる言葉ではなく、全ての人に関わる言葉であるという認識から、障がいがあっても、誰も排除されることなく子どもから高齢者までのあらゆる世代が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる地域づくりが求められています。

こうしたことから、本計画では、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年が計画期間であることも考慮し、さらには、団塊ジュニア世代が65歳を迎える令和22（2040）年を見据え、目指す将来像を「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」とします。

将来像

誰もが住み慣れた地域で
自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる
地域包括ケア社会

2 基本理念

令和3（2021）年に策定した高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第8期）では、「高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり」を基本理念に掲げ、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援などが一体的に提供できる体制の整備を進めるとともに、高齢者が健康で充実した生活を送ることができるよう取組を推進してきました。

今後、ますます高齢化が進展していく中で、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら住み慣れた地域で安心して暮らしていくことが求められています。




こうした点を踏まえ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）についても、「高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり」を基本理念とします。

基 本 理 念

高齢者等が、
生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり

3 基本目標

本計画では、基本理念として掲げた「高齢者等が、生きがいを持って、安心して生活できるまちづくり」を具現化するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標	
基本目標 1	
地域のつながりが深まり、安心・継続して 暮らせるまち	
	
基本目標 2	
健康で生きがいに満ちた生活を 送ることができるまち	
	
基本目標 3	
充実した介護サービス等を安定して 受けられるまち	
	

4 計画の体系

将来像

基本理念

基本目標

誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会

高齢者等が、
生きがいを持って、
安心して生活できる
まちづくり

基本目標 1

地域のつながりが
深まり、安心・継続
して暮らせるまち



基本目標 2

健康で生きがいに
満ちた生活を
送ることができるまち



基本目標 3

充実した
介護サービス等を
安定して
受けられるまち



取り組むべきSDGsの目標



すべての
人に健康
と福祉を



働きがい
も経済成
長も



人や国の
不平等を
なくそう



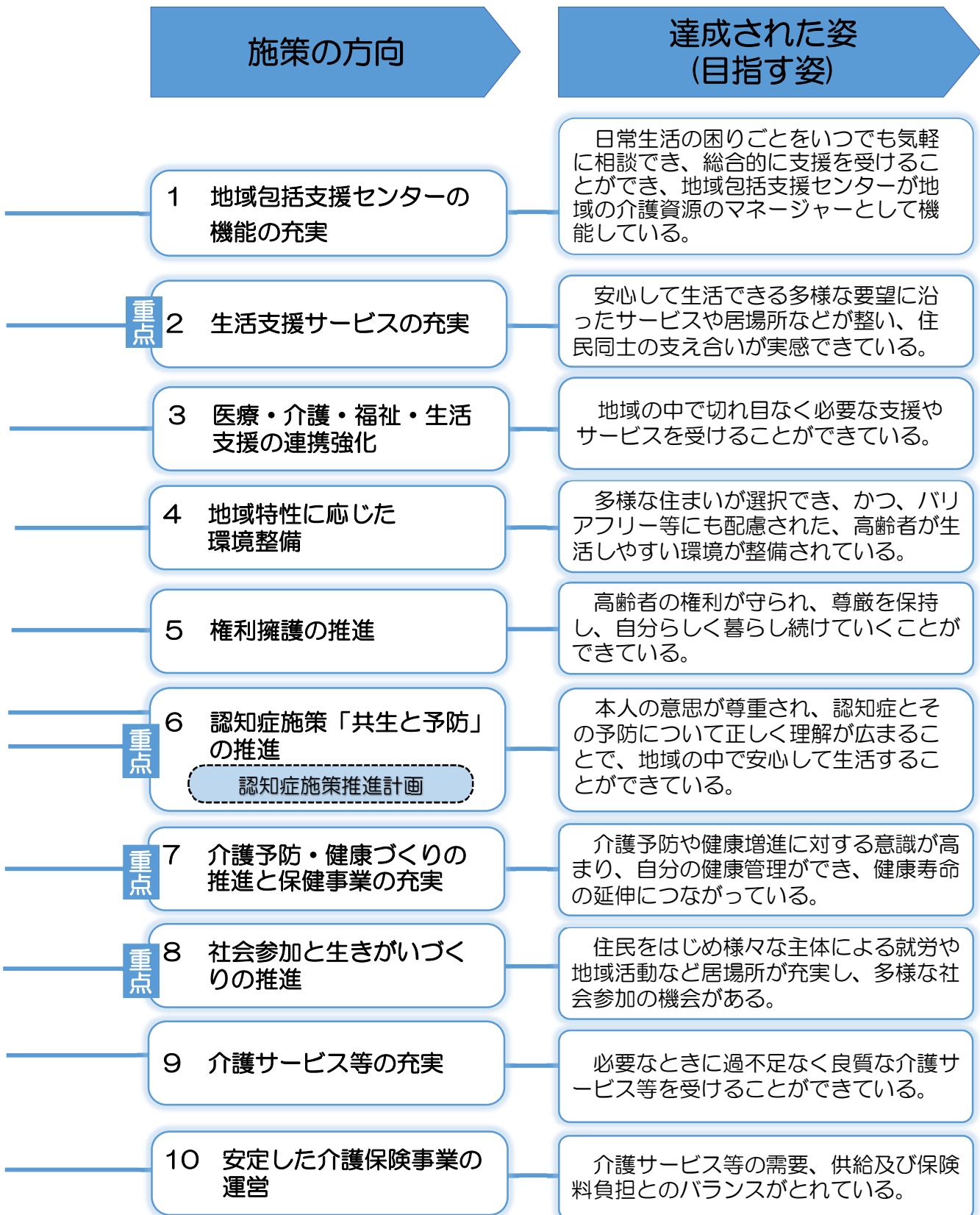
住み続けら
れるまち
づくりを



平和と公正
をすべての
人に



パートナ
シップで目
標を達成し
よう



第4章 施策の展開

- 1 地域包括支援センターの機能の充実
- 2 生活支援サービスの充実
- 3 医療・介護・福祉・生活支援の連携強化
- 4 地域特性に応じた環境整備
- 5 権利擁護の推進
- 6 認知症施策「共生と予防」の推進
- 7 介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実
- 8 社会参加と生きがいの推進
- 9 介護サービス等の充実
- 10 安定した介護保険事業の運営

基本目標 1 地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち

施策の方向 1 地域包括支援センターの機能の充実

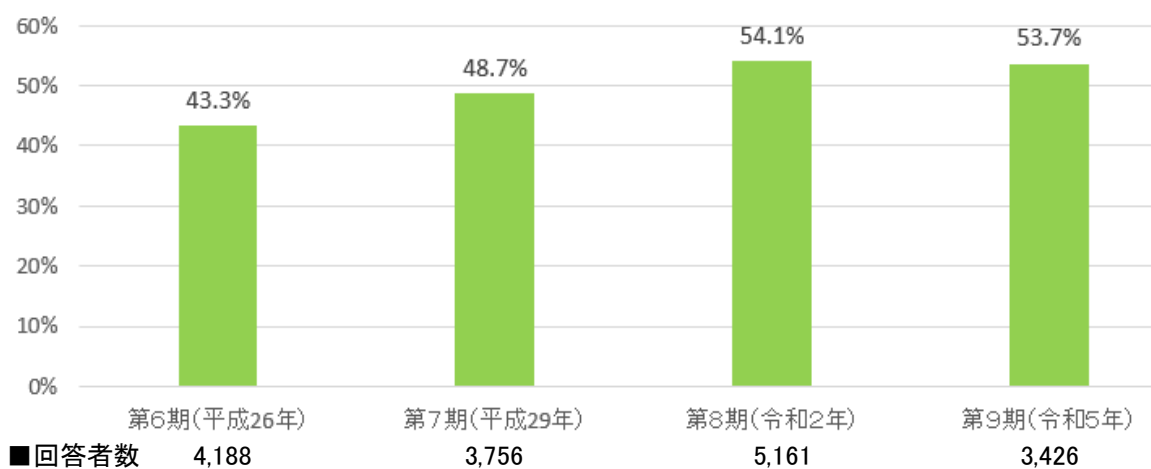
現状と課題

○ 超高齢社会の進展に伴い単身世帯や高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、多様な価値観やニーズを持つ高齢者への支援が必要となります。

また、支援を必要とする高齢者や介護に取り組む家族だけでなく、障がい者や子どもなどが様々な困難を抱える場合でも、適切な支援を受けることができるよう身近な相談先として地域包括支援センターの必要性・重要性が高まっています。

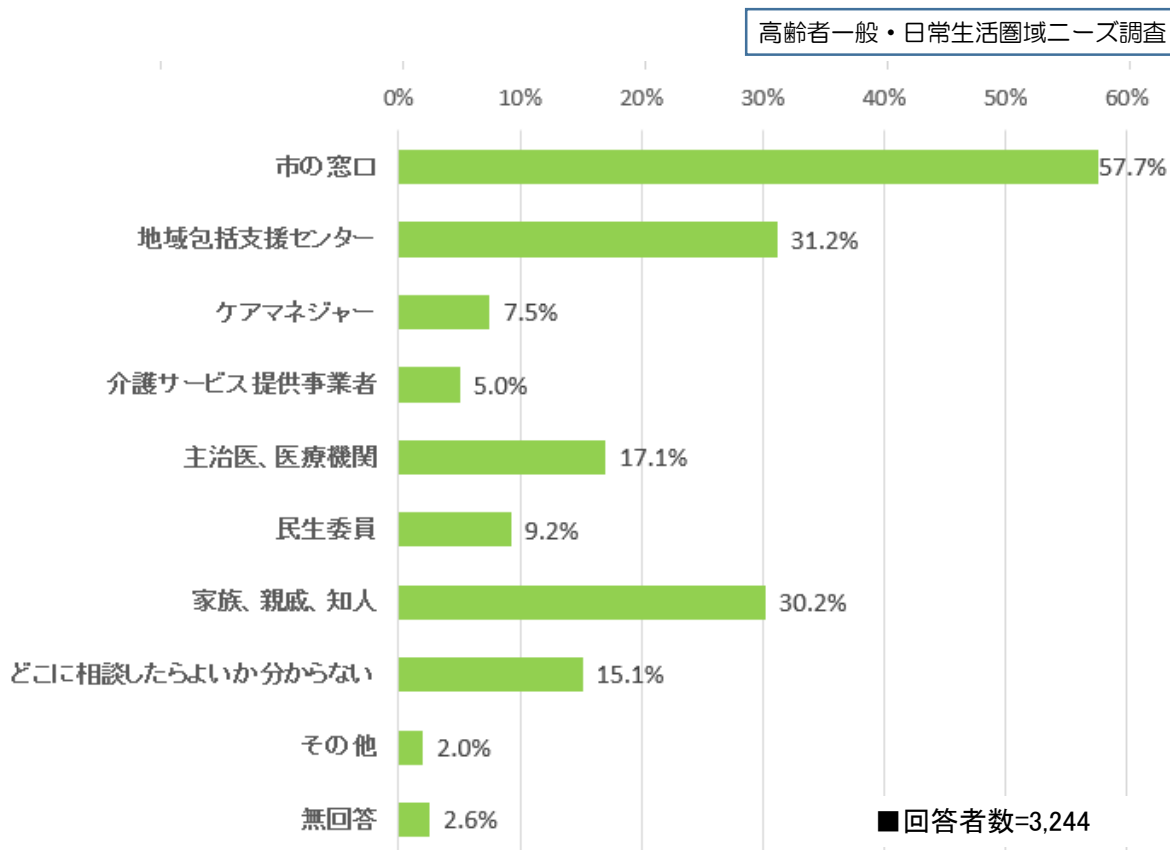
■ あなたがお住まいの地域の地域包括支援センターを知っていますか。

若年者一般・高齢者一般・日常生活圏域ニーズ調査



※ 平成 26（2014）年から令和 5（2023）年のアンケート調査結果により、地域包括支援センターの認知度が、徐々に地域に浸透してきているのが分かります。

■ 介護保険制度や高齢者に対するサービスなどについて困ったとき、よく分からないことがあったときは、どこに相談しますか。（複数回答）



取組方針

- 高齢者等が抱える様々な不安を解消し、高齢者の暮らしを地域でサポートするために、地域包括支援センターをはじめとする相談窓口の分野横断的、包括的な支援体制を連携強化します。
- 地域福祉推進委員会や民生委員児童委員協議会などの地域の関係団体、地域住民の連携により、地域の困りごとを包括的・継続的に支援する体制を強化します。
- よりきめ細かい相談体制や地域の関係団体との連携強化を図るため、人員配置を含め、より地域に密着した効果的・効率的な支援体制の強化に向けた地域包括支援センターの在り方を検討します。
- 高齢者等の家族を介護しているヤングケアラーなど、家族介護者支援に向け、重層的支援体制整備事業に取り組むとともに、その体制整備を推進します。

達成された姿

日常生活の困りごとをいつでも気軽に相談でき、総合的に支援を受けることができ、地域包括支援センターが地域の介護資源のマネージャーとして機能している。

生活全般に関する様々な困りごとが起きても、身近な場所で気軽に相談することができるしており、自立した生活が継続できるように、各種相談に幅広く総合的に対応する総合相談の窓口として、地域住民の幅広いネットワークを作り、そこで暮らす方の問題解決や調整ができるようになっていきます。

主な取組

1 総合相談支援業務の強化

- 社会環境の変化により複雑化・複合化した相談にも対応できるよう関係機関との連携強化
- 地域マネジメントに向けた体制づくりの検討
- 初期段階での相談対応及び伴走的・専門的な相談支援の充実
- 地域における関係者によるネットワーク構築の促進
- 成年後見制度の活用促進及び高齢者等虐待の対応強化
- 地域に出向いた相談会の実施及び地域の実情を踏まえた相談支援の強化

2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の強化

- 地域包括支援センターを核とした地域ケア会議の充実
- ケアマネジャーが専門職と相談しやすい環境の整備
- インフォーマルサービスの発見・活用

3 介護予防啓発活動の推進

- 定期的な情報紙の発行等による自治会等の回覧等を利用した継続的な周知活動の実施
- 認知症予防・介護予防の普及啓発及び指導者・団体の育成

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域包括支援センターにおける 総合相談件数		42,307件	52,172件	56,600件	58,600件	60,600件
地域ケア会議の開催数		—	28回	60回	70回	80回
地域包括支援センターの認知度 (※)		54.1%	53.7%	—	60.0%	—

※ 認知度について、前回値は高齢者一般調査のみの数値であり、今回からは若年者一般、高齢者一般、介護予防・生活圏域ニーズ調査の集計値としています。

第4章

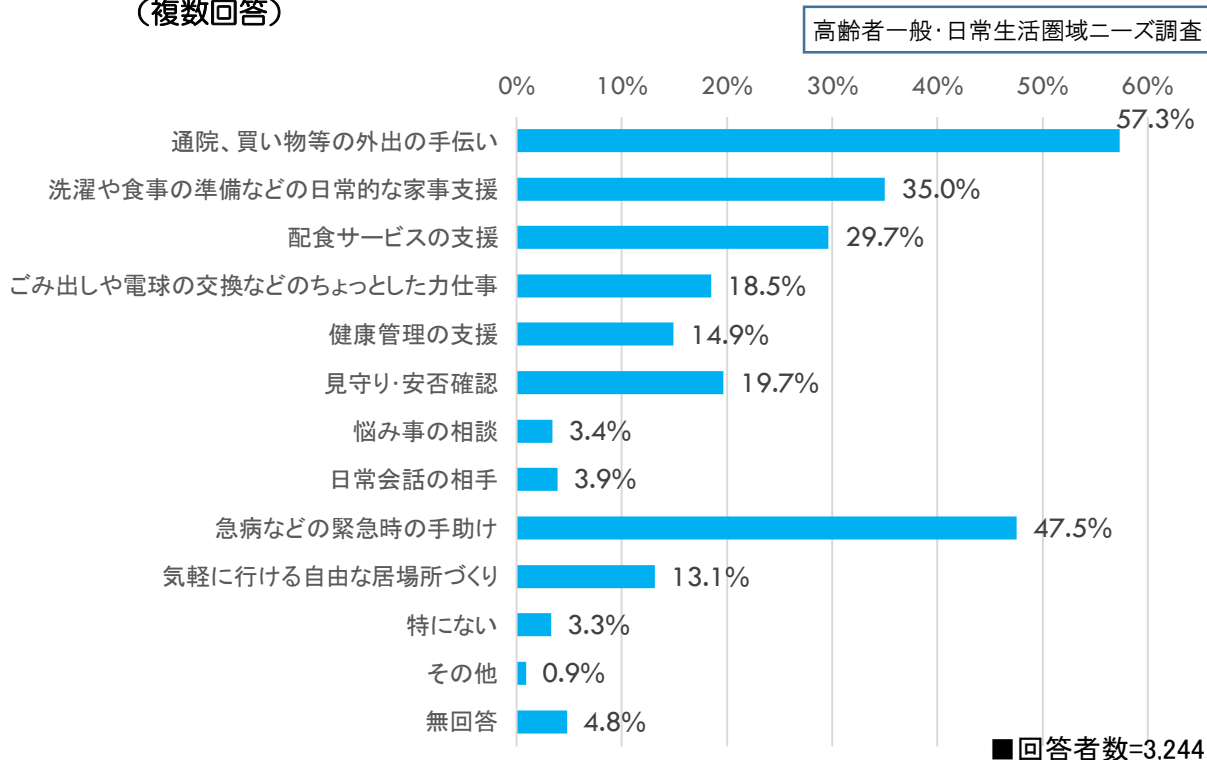
基本目標1 地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち

施策の方向 2 生活支援サービスの充実

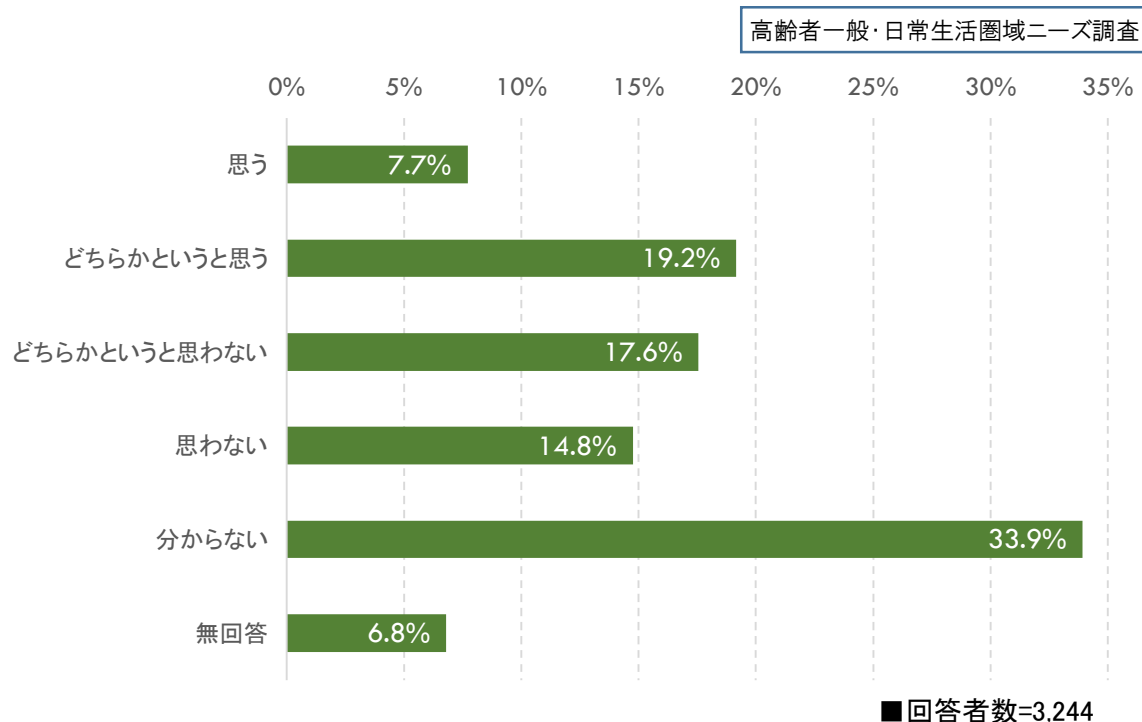
現状と課題

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が在宅生活を継続するための外出支援や緊急時の支援を求める声が高くなっています。
- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域特性に応じた課題の抽出と住民主体による多様な支援体制の取組が必要です。

■ 老後にひとり暮らしをする場合にどのようなサービスがあるとよいですか。 (複数回答)



■ お住まいの地域では支え合いが展開されていると思いますか。



取組方針

- 高齢者が自分らしい暮らしを自らの意思で決定するために、多様なサービスにつなげる支援体制の充実を図ります。
- 地域において住民同士が支え合う関係づくりを推進します。
- 地域で活動している各種団体やボランティアなどと地域の資源や課題を共有し解決方法などを検討します。
- 家族等介護者の精神的・肉体的な負担を軽減させるため、福祉サービスの充実に努めます。
- 病状の悪化などにより緊急時に速やかに支援・対応できるよう、事業の内容及び実施方法などを推進します。

達成された姿

安心して生活できる多様な要望に沿ったサービスや居場所などが整い、住民同士の支え合いが実感できている。

地域住民等が行う多様な生活支援サービスや介護サービスにつながり、自分らしい生活を送ることができる。また、世代を超えた人とのつながりを持ち自らの役割を見つけて活躍できています。

主な取組

1 生活支援体制の整備

- 福祉サービスによる在宅支援の充実
- 高齢者の生活支援に関わる多様な団体や地域住民等と連携し、地域課題の把握や改善策の検討
- 地域住民主体による生活支援の充実
- 生活支援コーディネーターによる助け合い活動団体や通いの場の拡充
- 介護予防・日常生活支援総合事業の展開

2 多様な事業主体との連携による支援体制の充実

- 適切な介護サービスを提供するため、ケアマネジャーの資質の向上
- 家族等介護者への相談機能・支援サービスの強化
- 地域ケア会議による地域課題の明確化と対策の検討

3 緊急時体制への支援

- ICT（情報通信技術）の活用を含めた見守りシステムの導入を推進
- 救急医療情報セットと携帯用の救急安心カード一体的活用の促進

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域住民が主体となった居場所 の箇所数（団体数）		—	205 団体	350 団体	355 団体	360 団体
家族介護支援件数		—	57 回	60 回	62 回	64 回

第4章

基本目標1 地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち

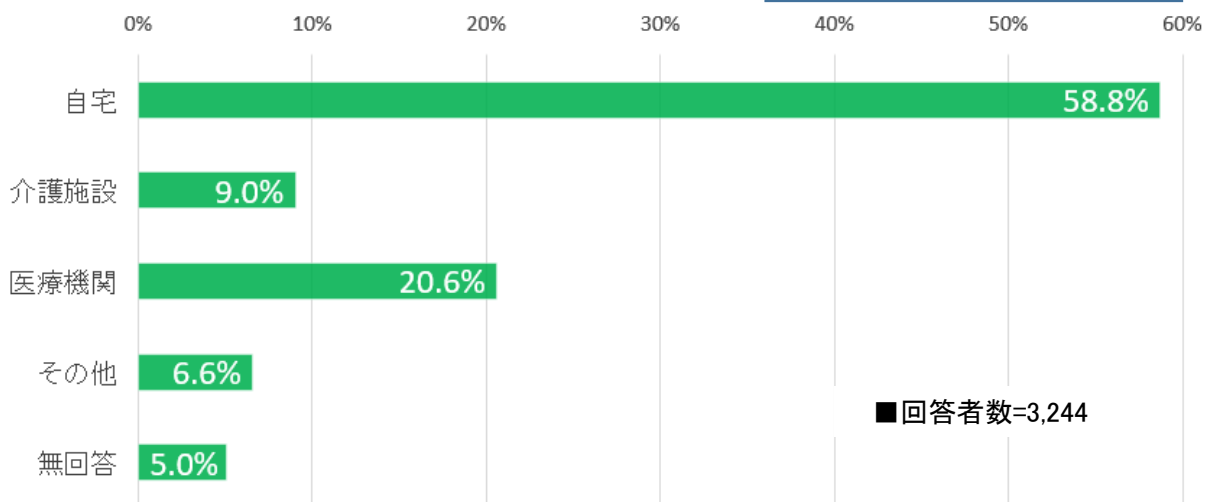
施策の方向 3 医療・介護・福祉・生活支援 の連携強化

現状と課題

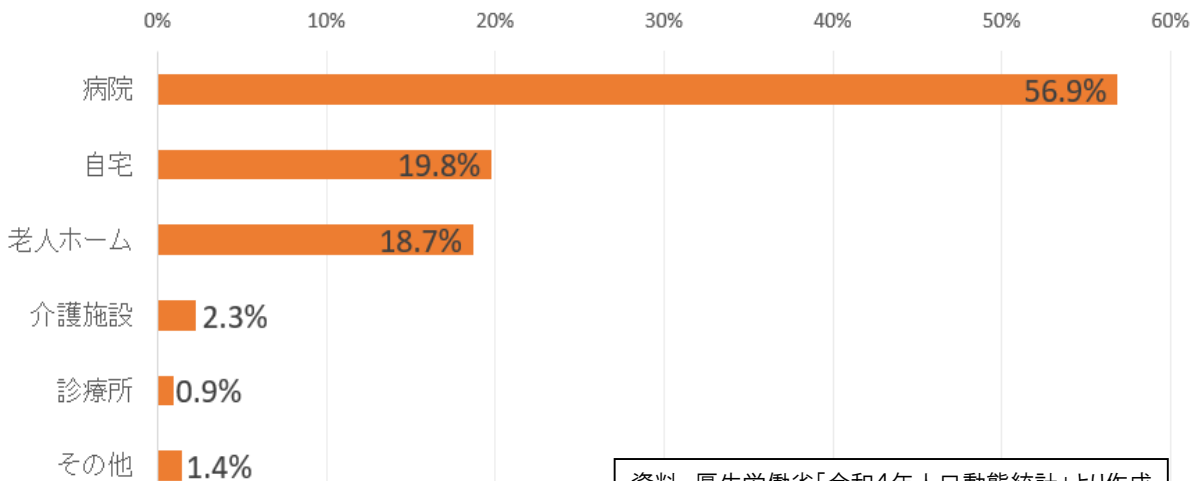
- 医療や介護を必要とする高齢者等が増加する中で、在宅生活を続けたいと希望する声が約6割を占めています。実際には、最期を病院で迎える人が多く、住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らし続けるためには、医療・介護・福祉といった専門サービスの連携強化だけでなく、生活支援サービスを含めたサービス提供体制の充実、調整機能の強化及び顔の見える関係づくりが求められます。

■ 自分の最期はどこで迎えたいですか。

高齢者一般・日常生活圏域ニーズ調査



■ 厚木市内における死亡の場所



資料 厚生労働省「令和4年人口動態統計」より作成

取組方針

- 高齢者等が安心して在宅生活を送ることができるよう、地域全体で生活を支援するための人材を確保し、ネットワークを構築します。
- 在宅医療・介護・福祉を一体的に提供するために、在宅に関わる医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進します。
- 災害時や感染症などの健康危機管理の対応の取組強化について検討します。

達成された姿

地域の中で切れ目なく必要な支援やサービスを受けることができている。

医療や介護が必要になっても、生活する場所を問わずに医療・介護・福祉・生活支援サービスを一体的に受けることができ、安心して最期まで暮らし続けることができる体制が整っています。

主な取組

1 在宅医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実

- 在宅医療・介護・福祉に携わる人材の育成・確保
- 多機関協働による地域ケア会議の充実
- 専門職を支援する地域包括ケア連携センターの運営
- 在宅歯科地域連携室との連携強化
- 本人や家族の希望（在宅や介護施設）に応じた看（み）取りの推進
- 地域で支えるリハビリテーションの体制構築の推進
- 近隣市町村や関係機関との連携強化

2 在宅医療・介護・福祉・消防の連携の強化

- 在宅医療・介護関係者の連携会議の開催

第4章

- 病識や治療方針も含めたケアマネジメントするためのケアマネジャー、医師及び訪問看護師の連携のための体制の検討
- 看（み）取りや認知症の研修を更に充実
- 顔の見える関係づくりの多職種連携研修会の開催
- 圏域ごとの多職種意見交換会の開催
- 在宅療養あつぎマナー集や入院時の連携ツール・仕組みの活用促進
- 必要な連携ツールの検討と作成
- 本人や家族の希望に即した緊急時の対応について病院と消防による検討
- 関係市町村や関係団体との連携

3 在宅療養の市民啓発

- 出前講座の開催
- 看（み）取りについての理解を深めるための講演会等の実施
- じぶんノートの普及（これからの治療やケアの話し合いやエンディングノートの内容）

4 災害時及び感染症の対応の取組強化

- 正確な情報共有の方法としてのICT（情報通信技術）の活用の検討

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域包括ケア連携センターへの相談件数（※）		154件	163件	130件	110件	90件
在宅歯科地域連携室への相談件数		259件	204件	210件	220件	230件
在宅医療・介護・福祉研修会満足度		78.0%	85.7%	98.0%	98.0%	98.0%
市民講演会満足度		84.0%	90.3%	92.0%	93.0%	95.0%

※ 重層的支援体制整備事業において相談支援を開始したことにより、相談対象が縮小されたため

基本目標1 地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち

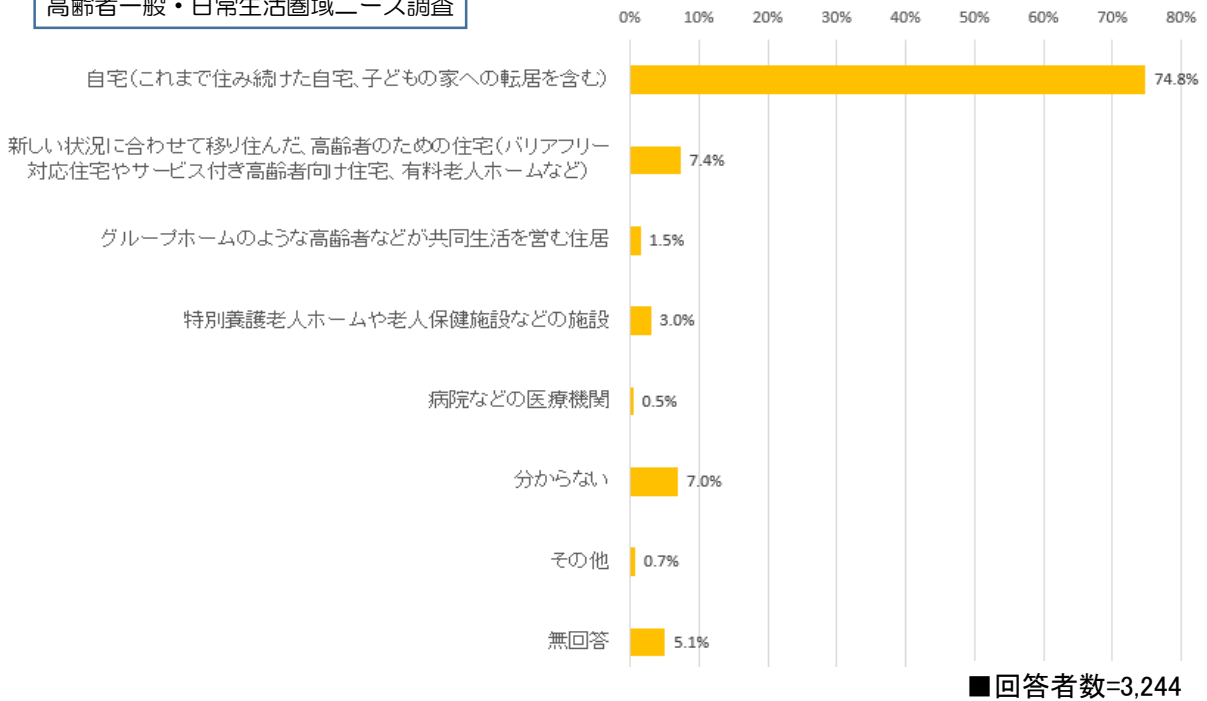
施策の方向4 地域特性に応じた環境整備

現状と課題

- 高齢期になっても住み慣れた地域の自宅で生活したいと思う人は、7割を超えています。
- 高齢者のニーズや状況に応じた住まいを中心とした支援体制づくりと、様々な障壁を取り除いた人にやさしいまちをつくる必要があります。

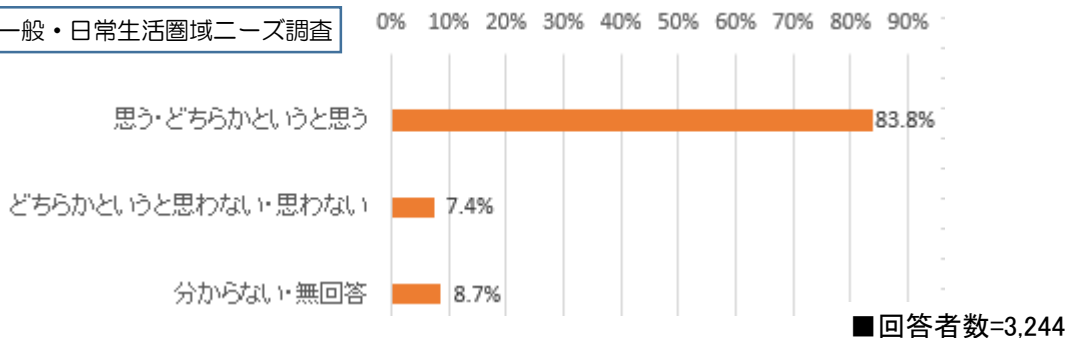
■ 年を取って生活したいと思う場所はどこですか。

高齢者一般・日常生活圏域ニーズ調査



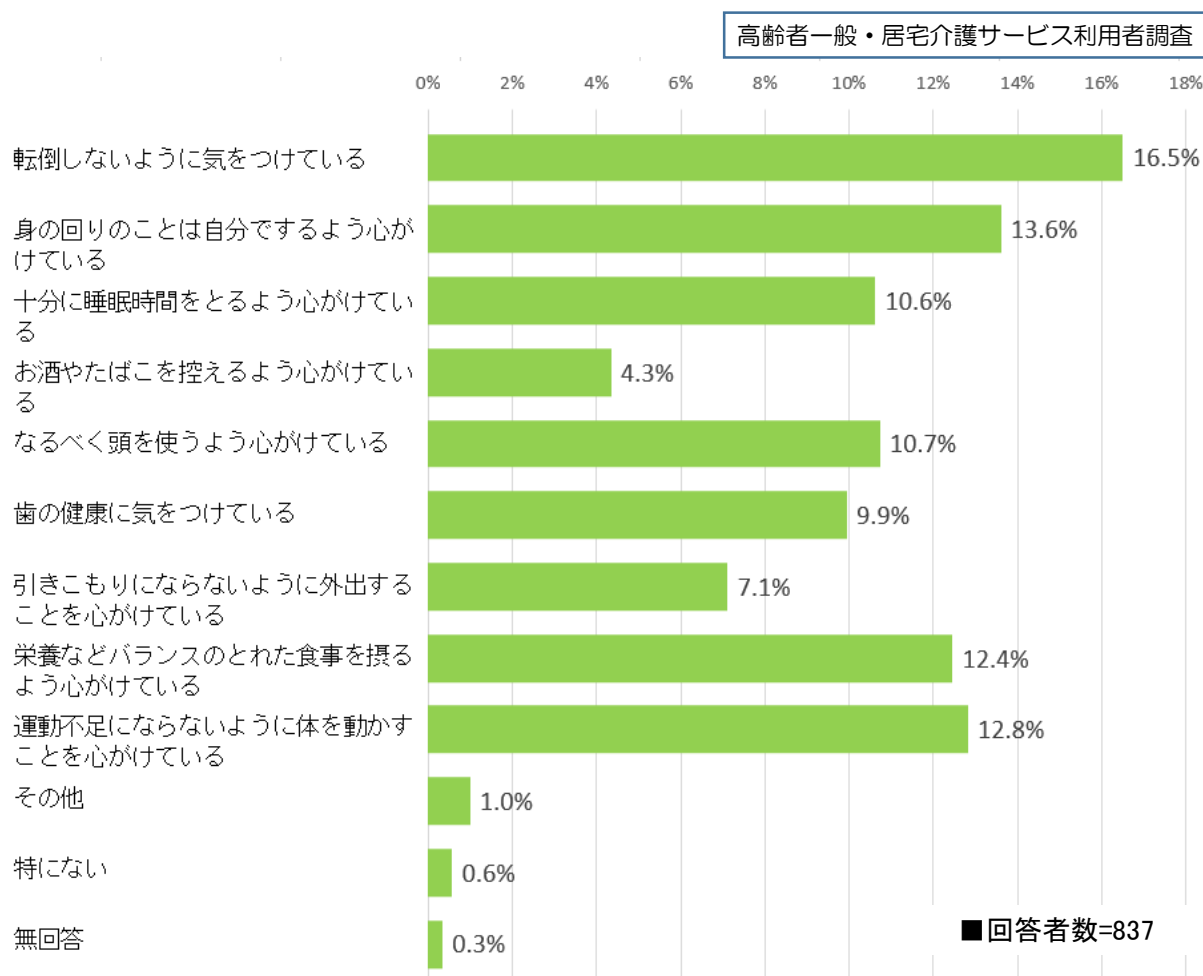
■ 現在のお住いの地域に高齢期になっても住み続けたいと思いますか。

高齢者一般・日常生活圏域ニーズ調査



第4章

■ 日頃生活する上で気を付けていることはありますか。



取組方針

- ひとり暮らし、生活困窮又は社会的孤立などの様々な課題を抱える高齢者の状況に応じた多様な住まいの選択ができるよう、住まいに関する相談体制の強化を推進します。
- 高齢者の移動に係る利便性を高めることやバリアフリー化の推進により、買い物等の日常生活が容易で暮らしやすいまちづくりを推進していきます。
- 災害時における避難行動要支援者への支援、交通安全及び防犯対策などに取り組み、安心・安全なまちづくりを推進していきます。

達成された姿

多様な住まいが選択でき、かつ、バリアフリー等にも配慮された、高齢者が生活しやすい環境が整備されている。

地域で暮らす高齢者に緊急的な事態が起きても、関係機関との連携により適切に支援できています。また、高齢者本人が生活しやすい住環境について、本人と家族、関係機関が十分に話し合っているため、安心して生活ができています。

主な取組

1 既存住宅の高齢者向け環境への整備

- 高齢者が自宅で事故や怪我をすることなく、安心して住み続けられるよう、住宅改修の支援を推進
- 居住支援協議会により、住まいに困窮する高齢者等の意思や状況に応じた住まいが選択ができるよう推進

2 暮らしやすいまちづくりの推進

- 高齢者等が安心して利用できるよう公共施設や設備、公共交通及び民間施設のバリアフリー環境の整備を促進
- 生活利便施設（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、診療所など）が不足している地域に対し、生活利便施設の立地を促進
- 公共施設、スーパーマーケット、金融機関などで必要なサポートが受けられる取組の推進
- ゆっくり支払いができるレジの推進
- 電子決済利用方法の啓発

3 移動手段の確保

- 高齢者等の移動手段の利便性を向上するため、公共交通不便地域周辺において、地域特性に適合したコミュニティ交通の導入の推進

第4章

- 多様な移動手段の確保のため、かなちゃん手形及び高齢者タクシー券の利用を促進

4 安心・安全なまちづくりの推進

- 高齢者等の安全・安心を図るため、セーフコミュニティを推進
- 災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定を推進
- 平常時における避難行動要支援者名簿の同意者を拡充

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
要介護認定者に対する住宅・施設の割合		49.3%	46.5%	50.0%	50.0%	50.0%
高齢者施策に関して、移動手段の確保を望む高齢者の割合 ㊤		29.7%	31.8%	—	31.0%	—

※ ㊤については、全てのアンケート調査結果の集計に基づく数値

基本目標1 地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち

施策の方向5 権利擁護の推進

現状と課題

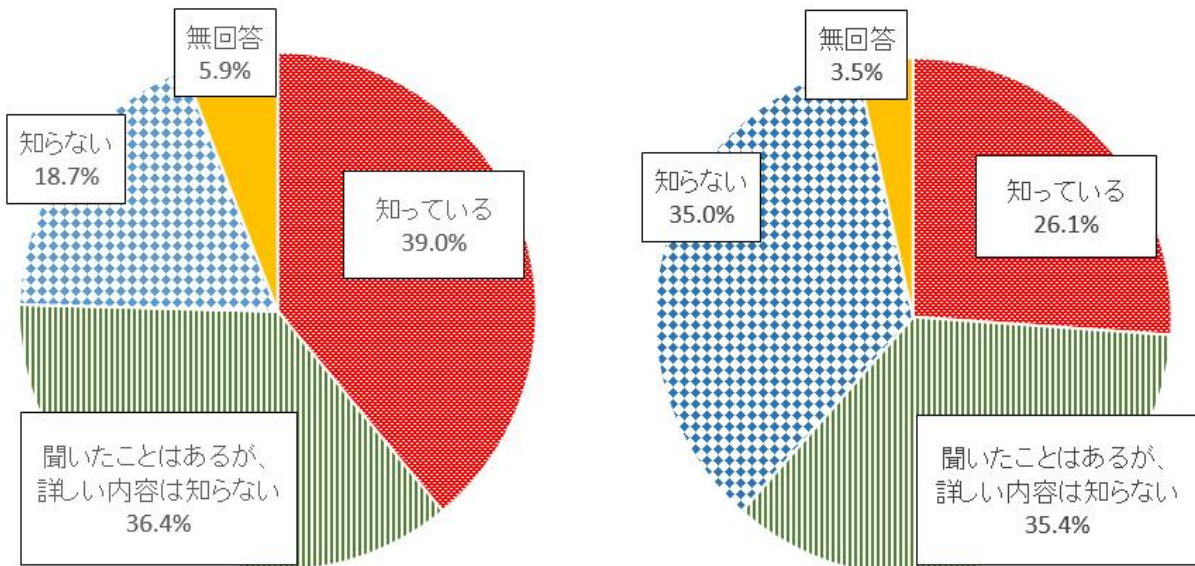
- 超高齢社会の進展及び社会構造の変化に伴い、認知症高齢者や地域社会で孤立した家庭の増加が見込まれることから、判断能力が不十分な状態や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、虐待に対する取組や高齢者の権利を守る取組の必要性が高まっています。

■ 次のそれぞれの成年後見制度について知っていますか。

若年者一般・高齢者一般調査

○ 任意後見

○ 法定後見



■回答者数=655

取組方針

- 権利擁護が必要な人を発見し、適切な福祉サービス等につなげるための中核機関や協議会の拡充を行うとともに、成年後見制度の理解促進を図ります。
- 孤立化や消費者被害等防止のため、地域での見守りを強化します。
- 複雑・困難化するケースに対応するため、更なる職員の対応能力の向上を図るとともに、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議等により、関係機関との情報の共有・連携の充実を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応と予防に努めます。

達成された姿

高齢者の権利が守られ、尊厳を保持し、自分らしく暮らし続けていくことができている。

判断能力が不十分な人を支援する体制が整い、安心して地域で暮らすことができている。

主な取組

1 権利擁護に関する相談支援体制の充実

- 成年後見制度の総合的な相談、高齢者や障がい者の虐待などの相談支援を行う権利擁護支援センターあゆさぼの相談支援体制の充実
- 地域包括支援センターにおける成年後見制度及び虐待に係る相談及び助言の実施
- 専門的アセスメントに基づくチーム支援の推進など権利擁護に関する相談機能の強化
- 個別訪問等のきめ細かな相談支援体制の構築のため権利擁護センターあゆさぼの体制強化

2 本人を中心とした意思決定支援の推進

- 本人を中心とした意思決定支援の周知・啓発
- 本人を中心とした意思決定支援の研修の実施
- 本人を中心とした意思決定支援を踏まえた相談支援体制の推進

3 高齢者虐待防止対策の推進

- PDCAサイクルを活用した高齢者・障害者虐待防止ネットワークの推進による地域の見守りの充実
- 養護者及び介護施設（サービス付き高齢者住宅及び有料老人ホーム等を含む。）等に対する高齢者虐待防止への取組強化

- 養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも対応する老人福祉法に基づく措置の適切な実施

4 成年後見制度の利用促進

- 中核機関の連携体制及び成年後見制度利用促進協議会の充実
- 多様な主体の参画による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築
- 市民後見人の育成・支援及び法人後見受任体制の更なる充実
- 契約に基づく日常生活自立支援事業等による福祉サービス事業との連携
- 市長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業などの推進

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
権利擁護支援センターにおける相談件数		70件	2,139件	2,300件	2,400件	2,500件
専門的アセスメント、チーム支援方針の検討・決定件数		—	323件	360件	380件	400件
本人を中心とした意思決定支援の研修の実施		—	2回	3回	4回	5回
成年後見申立件数（高齢者）		19件	16件	22件	23件	24件

第4章

基本目標1 地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち
基本目標2 健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち

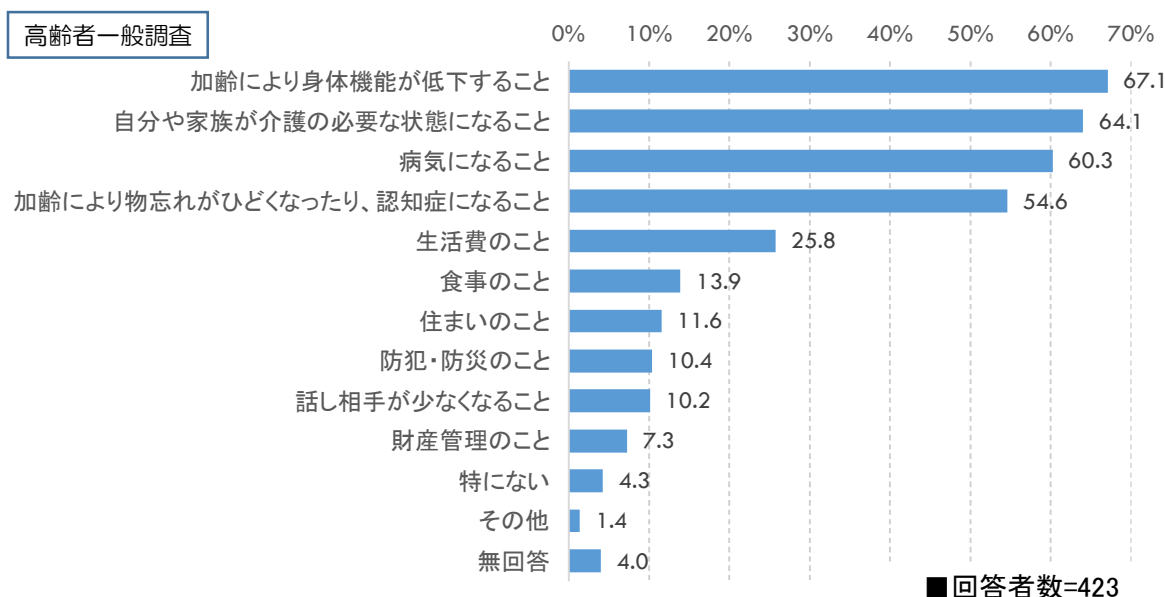
施策の方向 6 認知症施策「共生と予防」 の推進 【認知症施策推進計画】

現状と課題

- 超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者が年々増加していくことが見込まれています。
- 厚木市の65歳以上の高齢者についての軽度認知障害(MCI)は、約7,600人^{*}と推計しています。軽度認知障害(MCI)は、正常な状態と認知症の間であり、記憶力や注意力などの認知機能に低下がみられるものの、日常生活に支障をきたすほどではない状態を指します。年間10~30%が認知症に進行すると言われていますが、正常なレベルに回復する人もいることが分かっています。
- 認知症は特別な疾患ではなく、誰にでも起こり得る脳の病気であり、高齢者が将来についての不安の理由として「加齢により物忘れがひどくなったり、認知症になること。」は上位となっています。幅広い世代に対して、認知症と認知症予防に関する正しい知識の普及啓発と理解促進を図り、地域で支える体制づくりが必要となります。

※令和5年4月1日の65歳以上人口（住民基本台帳人口）を基に推計しています。

■ 『将来について何か不安はありますか。』と回答した人の割合（複数回答）



取組方針

- 幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発や理解の促進を図り、認知症のあるなしにかかわらずお互いに助け合える環境づくりと、共に活躍できる体制づくりに取り組みます。
- 軽度認知障害（MCI）については周りの人が気づきにくいいため、認知機能低下のサイン、受診タイミング、診断方法及び症状の進行などの正しい知識の普及に取り組みます。
- 認知症本人（若年性含む）やその家族の生活を支援できるよう、早期診断・早期対応を含め、専門職及び認知症本人による支援体制の充実・強化を図ります。

達成された姿

本人の意思が尊重され、認知症とその予防について正しく理解が広まることで、地域の中で安心して生活することができている。

どの世代も認知症や認知症予防について理解し、将来に向けた備えができるとともに、地域や企業など幅広い支援体制が整い本人の持てる力をいかして過ごすことができています。

主な取組

1 認知症に関する理解の促進

- 認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を地域で見守り支える応援者としての認知症サポーターを更に養成し、認知症の人と関わることが多いスーパーマーケット、金融機関、公共交通機関等の従業員等だけでなく、人格形成の重要な時期である児童・生徒や学生が認知症サポーター養成講座を受講できるよう働きかけの強化
- 認知症本人の発信としての講演会の開催、出前講座及び認知症ケアパス配布などの継続的な市民啓発活動の実施
- 認知症普及交流イベント（オレンジフェスタ）の実施
- 「認知症バリアフリー」推進の一環として日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求めるためのヘルプカードの周知と利用の促進

第4章

- 軽度認知障害（MCI）の理解の促進
- 認知症本人からの発言の機会を増やし、社会における認知症の正しい理解の促進
- 認知症に対しての意見やニーズ調査実施の検討

2 認知症予防の推進

- 認知症予防教室の開催
- 地域における高齢者の居場所づくりや活躍の機会・場の創出
- 大学や民間企業などとの連携の検討
- 軽度認知障害（MCI）の予防対策の実施
- 認知症スクリーニング検査の検討

3 認知症支援体制の充実・強化

- チームオレンジや認知症サポーターが地域で活躍できる仕組みづくり
- 認知症予防・介護予防の普及啓発指導者や団体の育成
- 認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの活動の充実
- 認知症高齢者等徘徊（はいかい）SOS ネットワークの強化推進
- 認知症高齢者等見守りステッカーの活用促進
- 医療・介護・福祉職に対する研修の機会の拡大
- 医療・介護・福祉職等の相談先として認知症疾患医療センター、認知症初期集中支援チーム及び地域包括ケア連携センターの活用促進
- オレンジコーディネーターの配置
- 認知症本人と家族の一体的支援プログラムの実施の検討
- ピアカウンセリング実施の検討
- 安心して利用できるオレンジサポート企業・団体認証制度の充実
- 認知症家族会との連携の強化
- 医師会等関係団体との検討する場の設置

4 認知症（若年性を含む）本人やその家族の社会参加

- 認知症カフェや通いの場の情報提供
- 認知症カフェ開設の支援
- 就労も含めた多様な活動・交流支援
- 認知症本人と家族の一体的支援プログラムの実施（本人ミーティング含む。）
- 認知症本人の自己実現にもつながることになるため、就労先の一つとしての就労継続支援事業所（A型・B型）についての情報の提供

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
認知症サポーター養成講座受講者数（累計）		15,404人	18,025人	19,300人	20,100人	20,900人
認知症サポーター数 （児童・生徒・学生年間受講数）		580人	416人	420人	430人	450人
認知症予防教室の開催回数		95回	98回	80回	80回	80回
認知症普及交流イベント（オンラインフェスタ）の参加人数		—	203人	400人	450人	500人
認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム認知度		20.5%	15.1%	—	23.0%	—

第4章



厚木市のチームオレンジのしくみは？



認知症サポーター養成講座

↓ 認知症について正しく理解し、偏見を持たず
認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者

認知症サポーターステップアップ講座

↓ 修了証
修了者台帳に登録
必要な情報提供及び認知症啓発活動への協力依頼

ボランティア等の活動に意欲のある方には、ステップアップ講座のお知らせをします

チームオレンジ ○○○

↓ 地域で暮らす認知症の人及びその家族の困りごとを支援するためのチーム

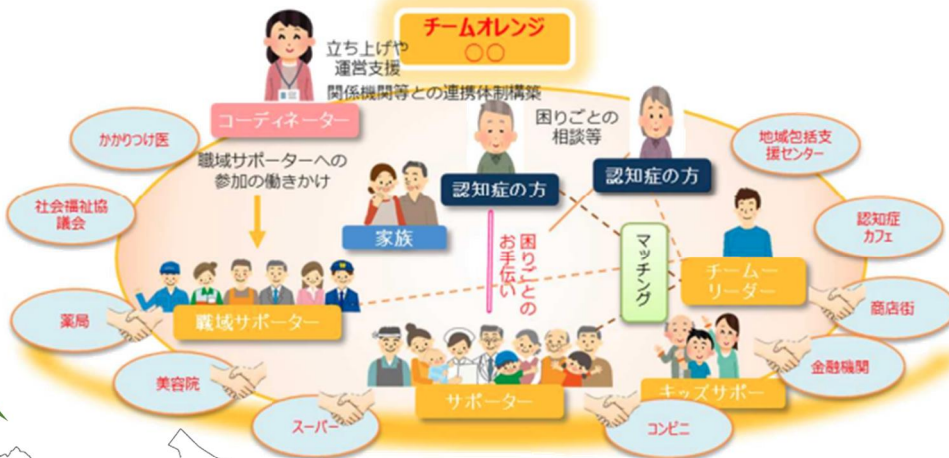
活動開始

活動イメージ

- ・市の認知症地域支援推進員との連携
- ・認知症カフェの開催（話し相手など）
- ・認知症の人や家族の会、市等が実施するイベントの従事（手伝い）及び企画への参画
- ・地域で実施する研修会への参加

チームオレンジあつぎとして登録台帳に登録
当該チーム名、活動内容等を
市ホームページで周知
チームオレンジバッジの交付

チームオレンジは、
たくさんあると
過ごしやすい！



チームオレンジとは。

認知症と思われる初期の段階から、
心理面・生活面の支援として、地域
において把握した認知症の人の悩み
や家族の身近な生活支援ニーズ等と
認知症サポーターステップアップ講
座を受講した人を中心とした支援者
をつなぐ仕組み。

チームをたくさん作り過ごしやすい地域を作ろう！



めざす『認知症施策「共生と予防」』



なんでオレンジなの？

『柿色』は江戸時代の陶工・酒井田柿右衛門が夕日に映える柿の実の色からインスピレーションを得て作り出した赤絵磁器が、世界的な名声を誇ったことから、柿右衛門の柿色のように、世界のいたるところで認められるようにとの願いが込められました。

また、温かさを感じさせるこの色は、「手助けします」という意味を持つと言われています

施策の方向 7 介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実

現状と課題

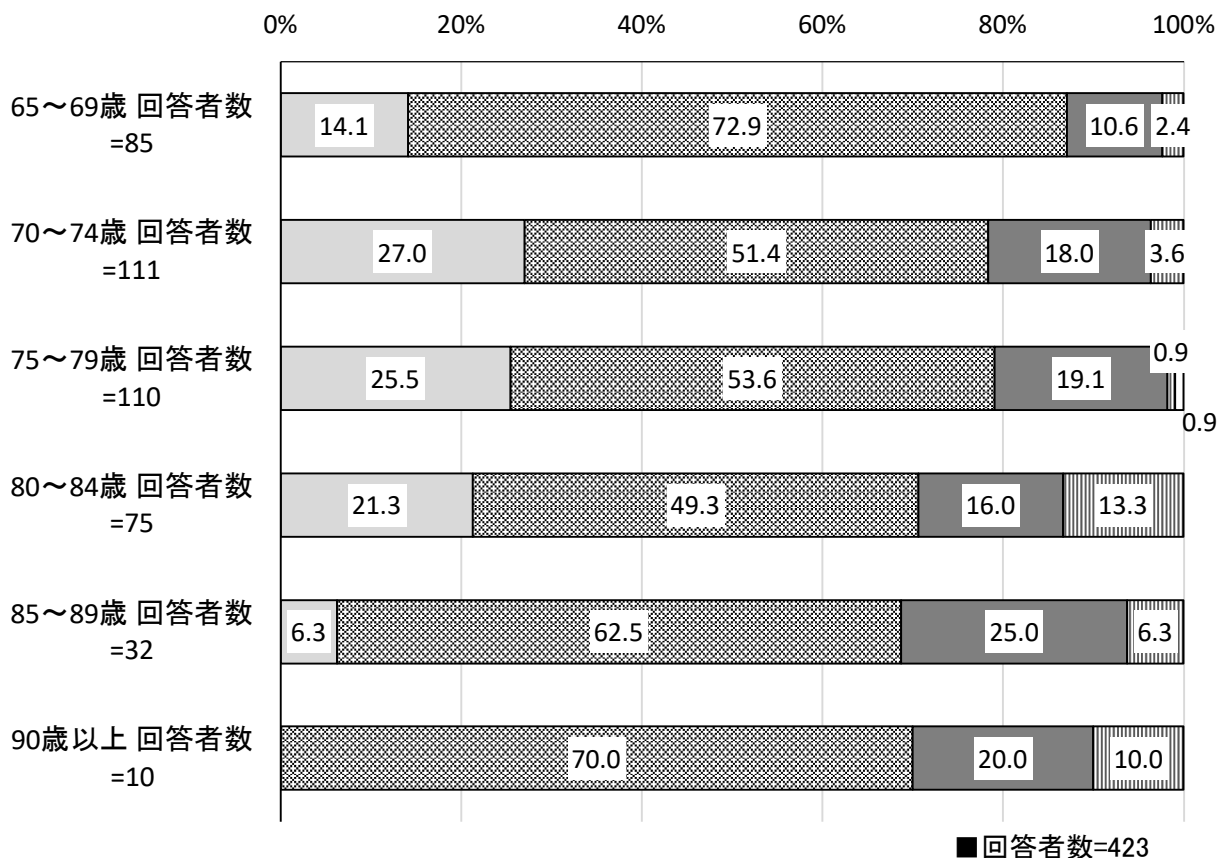
○ 超高齢社会の進展により、要介護認定率や一人当たりの介護給付費は急増しています。

また、介護サービスの需要は更に増加・多様化が見込まれている中で、地域で暮らし続けるためには、全ての高齢者を対象とした介護予防・健康づくりの推進が必要となります。

■ 現在、あなたは健康だと思いますか。

高齢者一般調査

□健康である ■普通である ■あまり健康ではない ■健康ではない □無回答



■ 介護予防に取り組んでいますか。

高齢者一般・日常生活圏域二一ズ調査



取組方針

- 日常生活圏域ごとに介護予防・健康づくりにつながる通いの場が設置できるよう支援します。
- 高齢者が自ら介護予防活動、健康管理に取り組めるよう、疾病予防や介護予防等の啓発を図ります。
- 新型コロナウイルスを始め、他の感染症により生じる生命や健康の安全を脅かすものに対し、新型インフルエンザ等対策行動計画を基に予防や感染のまん延防止に努めた介護予防・健康づくりの事業を実施します。
- 各種検診・健診や予防接種を実施し、疾病予防や健康の保持増進を図るとともに、健康相談や健康教育などを通じて、健康寿命の延伸に取り組めます。

達成された姿

介護予防や健康増進に対する意識が高まり、自分の健康管理ができ、健康寿命の延伸につながっている。

地域における通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病などの疾病予防・重症化予防が一体的に実施されることにより、健康増進に対する意識が高まり、自分の健康管理ができ、健康寿命が延びています。

主な取組

1 自立支援型ケアマネジメントの推進

- 介護予防・健康づくりの普及啓発
- パンフレット配布や出前講座等による啓発
- 疾病予防の健康教育等における普及啓発の実施
- 自立支援型地域ケア会議による心身の健康保持・増進

第4章

2 通いの場の体制の充実

- 生活支援コーディネーターの充実
- 地域課題と地域資源のマッチング
- 感染症の予防やまん延防止のための普及啓発

3 地域の健康課題の分析を基に一体的な介護予防と保健事業の実施

- 健康講座と健康相談業務の実施
- フレイル予防事業の充実
- 保健事業や介護予防における関係部署の連携強化
- 介護予防把握事業による健康状況の把握・改善等
- 地域リハビリテーション活動支援事業による地域での介護予防の取組強化
- 地域の実情に応じた介護予防事業の検討

4 健康の保持増進

- 特定（長寿）健康診査等の実施
- がん検診の実施
- 歯科・眼科健康診査の実施
- 定期予防接種の実施

5 健康づくりの推進

- 未病センターの活用
- 未病運動講座の実施
- 健康あつぎ推進リーダー及び食生活改善推進員の養成
- 各種健康相談・健康教育等の実施
- 新あつぎ市民健康体操（あゆコロちゃん体操）の普及
- インターネットを活用した健康体操の推進

主な指標

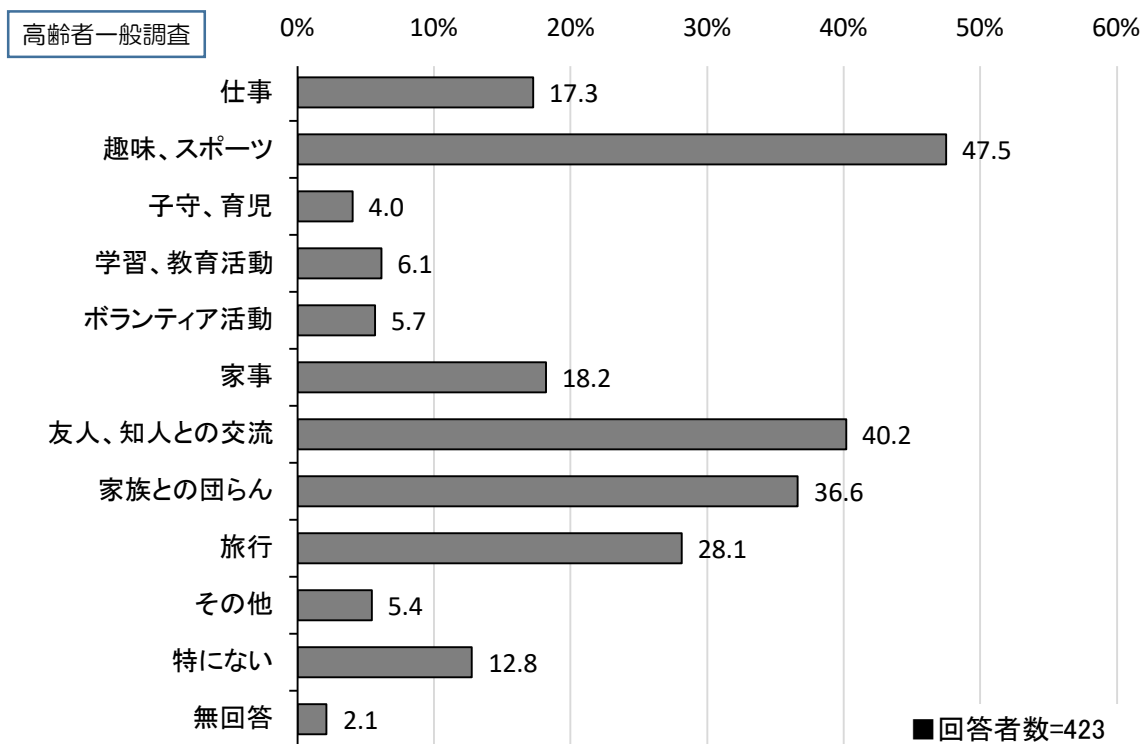
指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
地域ケア会議における自立に向けた支援検討件数		—	—	20件	20件	20件
介護予防教室参加者の生活機能改善率		73.4%	82.3%	81.0%	82.0%	83.0%
未病センター利用者数		5,580人	1,938人	2,000人	2,000人	2,000人
未病運動講座参加者数		—	744人	900人	900人	900人

施策の方向 8 社会参加と生きがいづくりの推進

現状と課題

- 高齢者の増加とともに生きがいづくりや社会参加についてのニーズが多様化しています。高齢者が豊かな経験や知識、趣味や生きがいをいかして自分らしく地域で生活できる環境づくりの重要性が高まっています。

■ あなたは、どのようなことに生きがいを感じていますか。（複数回答）



取組方針

- 高齢者が活動できる場や機会をできるだけ身近な地域での確保に努めます。
- 高齢者の地域活動やボランティア活動などの社会参加への重要性について、幅広い啓発に取り組みます。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加をより一層促進する必要があることから、介護サービスなどの社会参加活動を推進します。

達成された姿

住民をはじめ様々な主体による就労や地域活動など、居場所が充実し、多様な社会参加の機会がある。

高齢者が、ボランティア活動、就労活動又は地域団体活動などに参加しやすい環境が整っていることで、心豊かに高齢期を過ごしています。

主な取組

1 高齢者の多様な活動・交流の支援

- 高齢者の公民館講座等への参加の促進
- 地域の実情に応じた交流事業の推進
- 生涯学習講座やスポーツ活動などの多様な活動の推進
- 住民主体の居場所づくりの推進
- 通いの場などへの介護予防等の情報提供
- 高齢者保養施設等利用助成券の交付
- 地域活動や有償ボランティアなど社会参加活動への支援

2 ボランティアの育成支援

- ボランティア活動者へのサポート
- 地域の生活支援サービスの担い手の創出

3 高齢者の就労支援

- 高齢者の多様な就労の場と機会の確保
- 就労的活動の場を提供できる団体・組織と就労的活動を実施したい事業者とをマッチングし、高齢者の特性や希望に合った活動をコーディネートする就労的活動支援コーディネーターの配置を検討

第4章

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
生きがいを感じている人の割合		84.9%	85.1%	—	87.0%	—
ボランティアセンターにおける登録数		85 団体	71 団体	72 団体	73 団体	75 団体

基本目標3 充実した介護サービス等を安定して受けられるまち

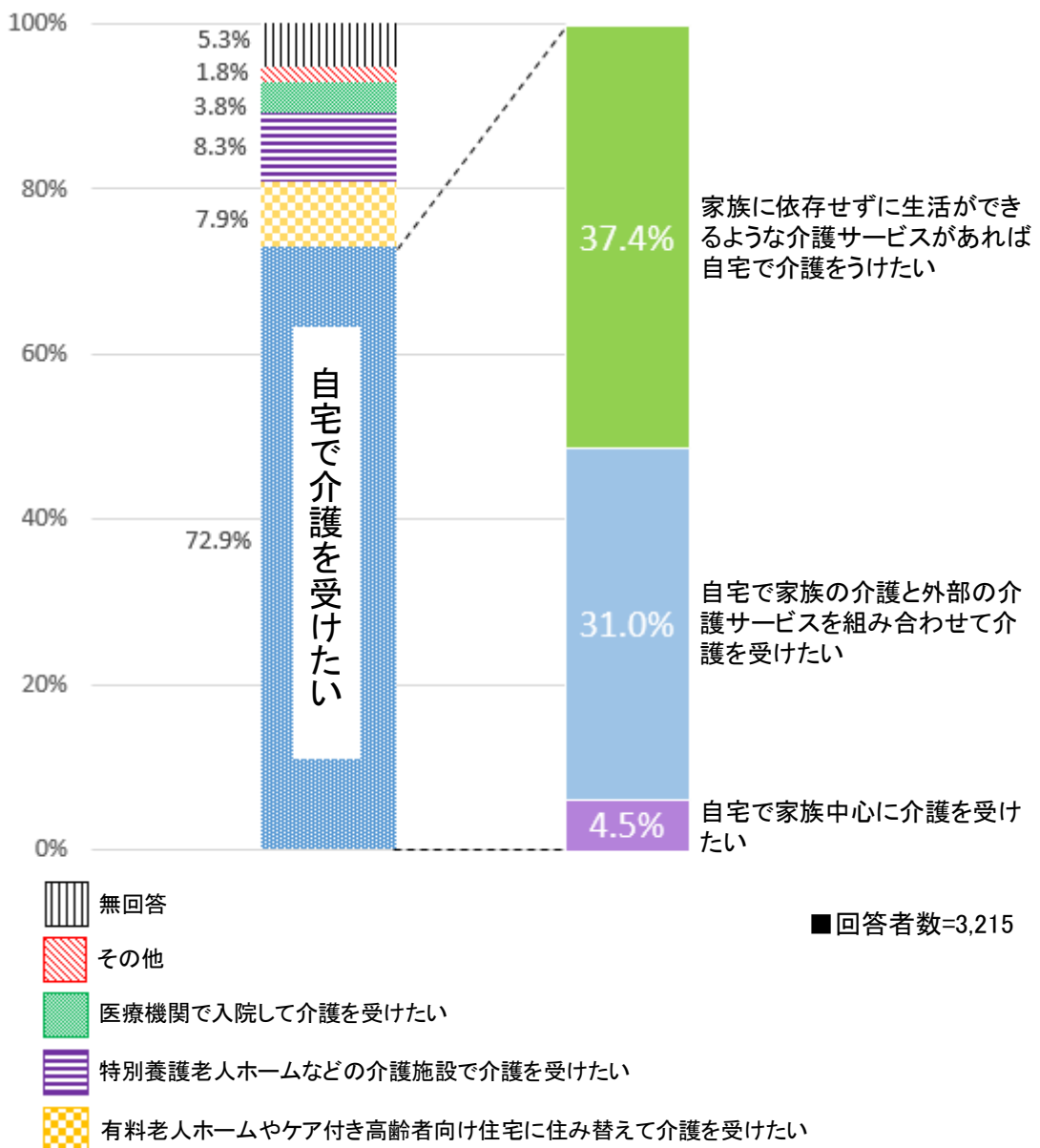
施策の方向9 介護サービス等の充実

現状と課題

- 65歳以上の要介護及び要支援認定を受けていない市民の約7割の方が、介護が必要になったときに在宅介護を希望しており、そのうち家族中心に介護を受けたい方が4.5%、家族と介護サービスを組み合わせて介護を受けたい方が31.0%、家族に依存せず自宅で介護を受けたい方が37.4%となっています。

■ どこでどのような介護を受けたいですか。

高齢者一般・日常生活圏域二区調査



第4章

取組方針

- 介護が必要になったとき、在宅で安心して暮らせる介護サービスの充実と質の確保を図ります。
- 介護施設については、要介護の認定区分3以上の方や重度の認知症で在宅では生活が困難な方の需要や介護職の人材確保を考慮し、整備します。
- 多様な主体によるサービスを含めた総合事業の普及・充実を図ります。

達成された姿

必要なときに過不足なく良質な介護サービス等を受けることができている。

介護が必要になったとき、できる限り長く安心して自宅で暮らせるための介護サービスが受けられます。また、要介護の認定区分3以上の方や重度の認知症で在宅での生活が困難になったときは、施設での生活も選択できます。

主な取組

1 介護サービス等の充実と給付の適正化

- 給付適正化主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検）の実施
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表

2 介護職の人材確保支援

- 就職相談会や事業所における人材確保に係る経費への支援の実施
- 資格取得等の研修費用や転入奨励助成金、復職等奨励助成金の支給

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
ケアプラン点検実施件数		50件	50件	50件	50件	50件
介護職の人材確保支援を受けて 市内事業所（介護施設）に就労 した人数		20人	43人	48人	50人	52人

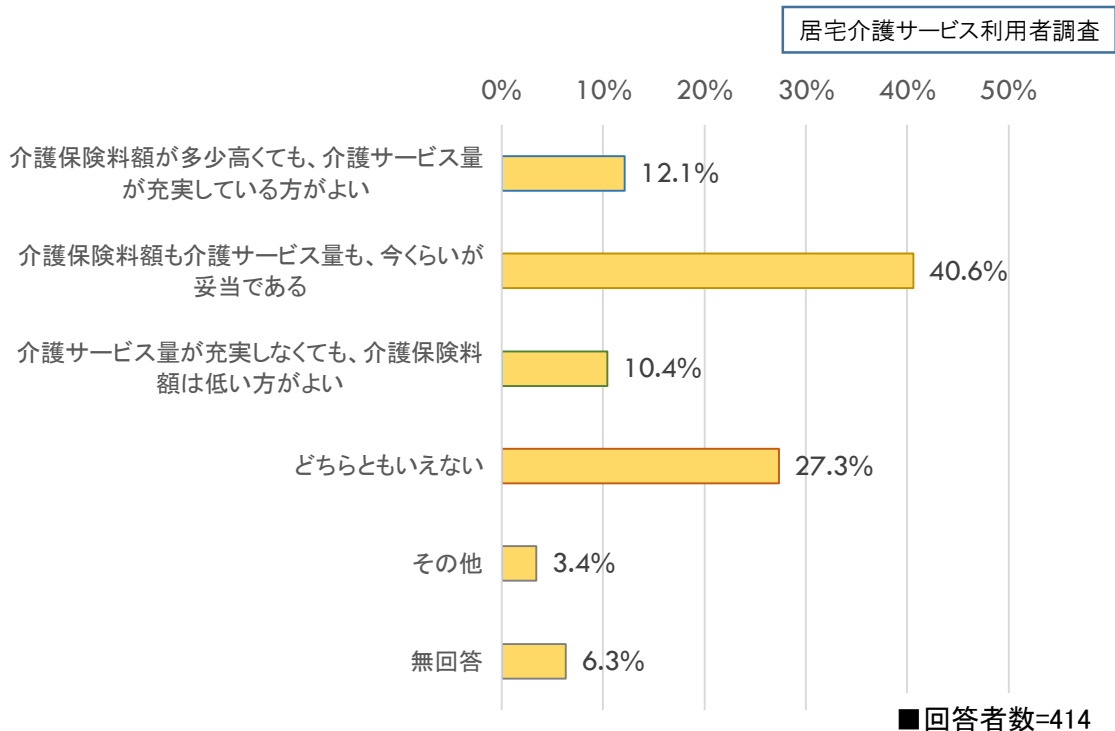
第4章

基本目標3 充実した介護サービス等を安定して受けられるまち

施策の方向 10 安定した介護保険事業の運営

現状と課題

- 超高齢社会の進展により介護給付費が増大しており、人材確保を始め安定した介護サービスの提供や介護保険料の適正な算出が求められています。介護ニーズの変化を見据えた、過不足ない適正なサービスの確保が必要です。
- 介護保険料の額は、利用できる介護サービス量によって決まる仕組みとなっています。介護保険料額と介護サービス量のバランスについて、どう思いますか。



取組方針

- 高齢者が持てる能力をいかし、自立した生活ができるように支援します。
- 災害に備えるため、介護保険サービス事業所との情報共有に努めます。
- 社会情勢などにも柔軟に対応し、介護サービス提供事業者の指定及び指導・監督業務を適正に実施します。

- 事業所の負担軽減対策としてICT等（電子申請等）のテクノロジーの導入支援や申請書の標準様式化に取り組みます。

達成された姿

介護サービス等の需要、供給及び保険料負担とのバランスがとれている。

急激な保険料の上昇を抑制しつつ、必要に応じて適正な介護サービスを受けることができます。

主な取組

1 事業計画期間における介護保険事業の見込み

- 各年度における種類ごとの介護サービス量の算出
- 各年度における必要定員数の算出
- 各年度における地域支援事業の量の算出と執行

2 中長期的な介護保険料の算出

- 要介護認定者及び認知症患者の増加等を考慮した中長期的な介護保険料の算出
- 収納対策の工夫による介護保険料の収納率の向上

3 介護サービス提供事業者に対する適正な指導・監督の実施

- 事業者への集団指導（適正な報酬請求の説明会）の実施
- 事業者への実地指導（事業所立入調査）の実施
- 業務効率化の取組

4 災害発生時の支援体制の整備

- 市と介護保険施設の運営法人との間で「災害時等における要援護者の緊急受入れに関する協定書」を締結し、災害発生を想定した訓練の実施等を通じた支援体制の整備

第4章

主な指標

指標	年度	R元 (2019) 年度	R4 (2022) 年度	目標値		
				R6 (2024) 年度	R7 (2025) 年度	R8 (2026) 年度
要支援・要介護認定率		14.1%	15.6%	17.4%	18.2%	19.1%
介護保険料の収納率		98.6%	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
事業所への実地指導件数		12件	12件	30件	35件	40件

第5章 指標

施策の進捗を測る指標

第5章

施策の進捗を測る指標

本計画で位置付けた 10 の施策の進捗を測る指標は次のとおりです。

なお、㊦印のある指標名は、第4章 施策の展開に掲載した主な指標の再掲です。

進捗管理項目	R4 (2022)年度	目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向1 地域包括支援センターの機能の充実				
取組1 総合相談支援業務の強化				
地域包括支援センターにおける総合相談件数 ㊦	52,172 件	56,600 件	58,600 件	60,600 件
介護保険制度などで困ったときに地域包括支援センターを相談先として選択する人の割合	31.2%	—	40.0%	—
取組2 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の強化				
地域ケア会議の開催数 ㊦	28 回	60 回	70 回	80 回
取組3 介護予防啓発活動の推進				
地域包括支援センターの認知度 ㊦	53.7%	—	60.0%	—
地域包括支援センターの定期的な情報誌の発行	4 半期に 1 回	4 半期に 1 回	4 半期に 1 回	4 半期に 1 回
施策の方向2 生活支援サービスの充実				
取組1 生活支援体制の整備				
住民が主体となった居場所の箇所数(団体数) ㊦	205 団体	350 団体	355 団体	360 団体
取組2 多様な事業主体との連携による支援体制の充実				
家族介護支援件数 ㊦	57 回	60 回	62 回	64 回
取組3 緊急時体制への支援				
緊急通報システム貸与件数	109 件	110 件	110 件	110 件

進捗管理項目	R4 (2022)年度	目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向3 医療・介護・福祉・生活支援の連携強化				
取組1 在宅医療・介護・福祉・生活支援の提供体制の充実				
地域包括ケア連携センターへの相談件数 ㊦	163件	130件	110件	90件
在宅歯科地域連携室への相談件数 ㊦	204件	210件	220件	230件
取組2 在宅医療・介護・福祉・消防の連携の強化				
多職種研修会の参加人数	253人	270人	300人	330人
連携が取れていると答える参加者の割合	78.0%	80.0%	82.0%	85.0%
在宅医療・介護・福祉研修会満足度 ㊦	85.7%	98.0%	98.0%	98.0%
圏域ごとの多職種意見交換会の開催	－	1回	1回	1回
取組3 在宅療養の市民啓発				
市民講演会満足度 ㊦	90.3%	92.0%	93.0%	95.0%
地域版市民講演会の開催	2回	2回	2回	2回
取組4 災害時及び感染症の対応の取組強化				
避難行動要支援者個別計画書作成者数	1,718人	1,800人	1,830人	1,860人
施策の方向4 地域特性に応じた環境整備				
取組1 既存住宅の高齢者向け環境への整備				
要介護認定者に対する住宅・施設の割合 ㊦	46.5%	50.0%	50.0%	50.0%
取組2 暮らしやすいまちづくりの推進				
住宅改修支援事業利用件数	596件	610件	620件	630件
ゆっくり支払いができるレジの導入	－	検討	説明	実施
取組3 移動手手段の確保				
高齢者施策に関して、移動手手段の確保を望む高齢者の割合 ㊦	31.8%	－	31.0%	－
かなちゃん手形申請者数及び高齢者タクシー券交付者数	9,229人	13,360人	14,010人	14,170人
取組4 安心・安全なまちづくりの推進				
災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定施設数	21施設	21施設	21施設	22施設
避難行動要支援者名簿の同意者の割合	59.7%	60.0%	61.0%	62.0%

第5章

進捗管理項目	R4 (2022)年度	目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向5 権利擁護の推進				
取組1 権利擁護に関する相談支援体制の充実				
権利擁護支援センターにおける相談件数 ⑤	2,139件	2,300件	2,400件	2,500件
専門的アセスメント、チーム支援方針 の検討・決定件数	323件	360件	380件	400件
取組2 本人を中心とした意思決定支援の推進				
本人を中心とした意思決定支援の 研修の実施 ⑤	2回	3回	4回	5回
取組3 高齢者虐待防止対策の推進				
高齢者・障害者虐待防止ネットワーク 会議等の開催数	1回	2回	2回	2回
人権が侵害されたと感じたことがある 人の割合	20.5%	19.0%	18.0%	17.0%
取組4 成年後見制度の利用促進				
法人後見を受任できる社会福祉法人数	2法人	2法人	2法人	3法人
成年後見申立件数（高齢者）	16件	22件	23件	24件
施策の方向6 認知症施策「共生と予防」の推進				
取組1 認知症に関する理解の促進				
認知症普及交流イベント（オレンジフェス タ）参加人数 ⑤	203人	400人	450人	500人
認知症サポーター養成講座受講数（累計） ⑤	18,025人	19,300人	20,100人	20,900人
（再掲：児童・生徒・学生年間受講数） ⑤	416人	420人	430人	450人
ニーズ等調査の実施	—	検討	実施	—
取組2 認知症予防の推進				
認知症予防教室の開催回数 ⑤	98回	80回	80回	80回

進捗管理項目	R4 (2022)年度	目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向6 認知症施策「共生と予防」の推進				
取組3 認知症支援体制の充実・強化				
地域版チームオレンジ結成数	2チーム	6チーム	7チーム	8チーム
認知症初期集中支援チーム対応件数	3件	5件	8件	10件
認知症地域支援コーディネーター配置	－	2人	3人	4人
認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム登録者数	288人	310人	330人	350人
認知症高齢者等徘徊SOSネットワークシステム認知度 [㊦]	15.1%	－	23.0%	－
取組4 認知症（若年性を含む）本人やその家族の社会参加				
認知症カフェ開設数	10施設	12施設	13施設	14施設
施策の方向7 介護予防・健康づくりの推進と保健事業の充実				
取組1 自立支援型ケアマネジメントの推進				
介護予防ケアマネジメント件数	7,253件	6,900件	6,900件	6,900件
地域ケア会議における支援検討件数	－	20件	20件	20件
取組2 通いの場の体制の充実				
出前講座等の参加者数	373人	850人	900人	950人
生活支援コーディネーターの人数	10人	10人	10人	10人
取組3 地域の健康課題の分析を基に一体的な介護予防と保健事業の実施				
介護予防教室参加者の生活機能改善率 [㊦]	82.3%	81.0%	82.0%	83.0%
取組4 健康の保持増進				
特定健康診査等受診率（40歳～74歳）	30.3%	41.0%	42.0%	43.0%
長寿健康診査等受診率（75歳以上）	37.3%	41.3%	41.4%	41.5%
がん検診受診率	22.4%	25.0%	25.5%	26.0%
取組5 健康づくりの推進				
未病センター利用者数 [㊦]	1,938人	2,000人	2,000人	2,000人
未病運動講座参加者数 [㊦]	744人	900人	900人	900人
食生活改善推進員等養成講座・育成講座の参加者数	264人	260人	270人	280人

第5章

進捗管理項目	R4 (2022)年度	目標値		
		R6 (2024)年度	R7 (2025)年度	R8 (2026)年度
施策の方向8 社会参加と生きがいづくりの推進				
取組1 高齢者の多様な活動・交流の支援				
生きがいを感じている人の割合 ㊦	85.1%	—	87.0%	—
地域住民が主体となった居場所の箇所数(団体数)	205 団体	350 団体	355 団体	360 団体
老人保養施設等利用助成券の利用件数	17,244 件	23,910 件	26,300 件	28,930 件
取組2 ボランティアの育成支援				
ボランティアセンターにおける登録数 ㊦	71 団体	72 団体	73 団体	75 団体
取組3 高齢者の就労支援				
シルバー人材センター会員数	998 人	1,040 人	1,045 人	1,050 人
施策の方向9 介護サービス等の充実				
取組1 介護サービス等の充実と給付の適正化				
介護予防教室参加者の生活機能改善率	82.3%	81.0%	82.0%	83.0%
要介護認定の点検率	100%	100%	100%	100%
ケアプラン点検実施件数 ㊦	50 件	50 件	50 件	50 件
縦覧点検実施帳票数	4 帳票	4 帳票	4 帳票	4 帳票
取組2 介護職の人材確保支援				
介護職の人材確保支援を受けて市内事業所(介護施設)に就労した人数 ㊦	43 人	48 人	50 人	52 人
施策の方向10 安定した介護保険事業の運営				
取組1 事業計画期間における介護保険事業の見込み				
要支援・要介護認定率 ㊦	15.6%	17.4%	18.2%	19.1%
取組2 中長期的な介護保険料の算出				
介護保険料の収納率 ㊦	99.0%	99.0%	99.0%	99.0%
取組3 介護サービス提供事業者に対する適正な指導・監督の実施				
事業所への実地指導件数 ㊦	12 件	30 件	35 件	40 件
取組4 災害発生時の支援体制の整備				
災害時における避難行動要支援者の緊急受入れに関する協定施設数	21 施設	21 施設	21 施設	22 施設

第6章 介護保険サービス量等の見込み (介護保険事業計画)

- 1 計画の策定に当たって
- 2 計画の方針
- 3 整備目標
- 4 介護給付・介護予防給付サービスの見込量
- 5 地域支援事業費の見込み
- 6 中長期的な介護保険事業費の見込み
- 7 介護保険料の設定

1 計画の策定に当たって

本市の高齢者人口は、いわゆる団塊の世代の全てが75歳以上となる令和7（2025）年を本計画期間中に迎え、更には令和22（2040）年に団塊ジュニアと呼ばれる世代が65歳以上となり、それに伴い要介護認定者、ひとり暮らしや高齢者のみ世帯、認知症高齢者の増加も見込まれます。また、介護ニーズの高い後期高齢者の人口は令和37（2055）年頃まで増加していくことが見込まれます。

そのような状況のなか、介護保険制度を持続可能なものとし、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護・予防・住まい・生活支援が連携し、包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進が求められています。

なお、第9期計画に向けて、国は次の視点を基本として、報酬改定を実施します。

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

認知症の方や単身高齢者、医療ニーズが高い中重度の高齢者を含め、質の高いケアマネジメントや必要なサービスが切れ目なく提供されるよう、地域の実情に応じた柔軟かつ効率的な取組を推進

(2) 自立支援・重度化防止に向けた対応

高齢者の自立支援・重度化防止という制度の趣旨に沿い、多職種連携やデータの活用等を推進

(3) 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり

介護人材不足の中で、更なる介護サービスの質の向上を図るため、処遇改善や生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組を推進

(4) 制度の安定性・持続可能性の確保

介護保険制度の安定性・持続可能性を高め、全ての世代にとって安心できる制度を構築

(1) 介護サービスの充実への本市の取組実績

第8期までに、住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、個々の利用者の身体状況に合った介護サービスの提供や充実に努め、医療・福祉・介護が連携し、できる限り在宅で生活を続けられるサービスの提供体制を構築できるよう取り組んできました。また、介護職の人材確保事業として、就職相談会や資格取得、研修費用の補助などの支援を行いました。

なお、介護保険制度で利用できるサービス種類は、大きく次の三つに区分されます。

ア 居宅サービス

要介護者などが、自宅で日常生活を維持するために、身体状況等に応じて作成された介護支援計画（ケアプラン）に基づき、「訪問介護」、「通所介護」などのサービスを利用することができるサービスです。第8期計画期間中に、「特定施設入居者生活介護」を1施設（50床）整備しました。

イ 地域密着型サービス

介護保険法に基づき厚木市が指定する「認知症対応型通所介護」、「認知症対応型共同生活介護」などのサービス提供事業者から、原則として市民の方のみが利用できるサービスです。第8期計画期間中に、「認知症対応型共同生活介護」を1施設（18床）整備しました。

ウ 施設サービス

要介護の認定を受けた利用者が、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」や「介護老人保健施設」、「介護療養型医療施設」に入所して必要なサービスを利用することができます。第8期計画期間中に、既存施設の短期入所ベッドを「介護老人福祉施設」への転換により、増床（29床）を図りました。

(2) 第8期介護保険事業計画の実績

介護予防サービスの利用実績

区 分		単 位	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			実績の前年度比(%)
			計画値	実 績	達成率(%)	計画値	実 績	達成率(%)	
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	回/年	108	105	97.2	108	74	68.5	70.5
	介護予防訪問看護	回/年	10,752	6,771	63.0	11,664	6,006	51.5	88.7
	介護予防訪問リハビリテーション	回/年	1,068	546	51.1	1,176	678	57.7	124.2
	介護予防居宅療養管理指導	人/年	1,020	1,794	175.9	1,080	1,920	177.8	107.0
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	69	87	126.1	75	108	144.0	124.1
	介護予防短期入所生活介護	日/年	492	321	65.2	552	374	67.8	116.5
	介護予防短期入所療養介護	日/年	30	45	150.0	30	0	—	—
	介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	64	66	103.1	72	63	87.5	95.5
	介護予防福祉用具貸与	人/月	631	690	109.4	668	677	101.3	98.1
	特定介護予防福祉用具販売	人/年	144	126	87.5	180	139	77.2	110.3
	介護予防住宅改修	件/年	204	177	86.8	276	183	66.3	103.4
	介護予防支援	人/月	700	807	115.3	775	809	104.4	100.2
介護予防サービス 地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回/年	8	91	1,137.5	8	194	2425.0	213.2
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	3	2	66.7	3	3	100.0	150.0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	—	0	0	—	—

※ 単位は、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」に準じます。

※ 回(日)数は、1年間当たりの数、人数は1月及び1年間当たりの利用者数

介護サービスの利用実績

区 分		単位	令和3(2021)年度			令和4(2022)年度			実績の 前年度比 (%)
			計画値	実 績	達成率 (%)	計画値	実 績	達成率 (%)	
居宅サービス	訪問介護	回/年	446,964	235,105	52.6	490,668	244,287	49.8	103.9
	訪問入浴介護	回/年	8,148	8,795	107.9	9,396	8,720	92.8	99.1
	訪問看護	回/年	72,924	62,233	85.3	81,876	71,178	86.9	114.4
	訪問リハビリテーション	回/年	7,656	3,848	50.3	9,228	5,575	60.4	144.9
	居宅療養管理指導	人/年	15,432	37,156	240.8	16,644	41,538	249.6	111.8
	通所介護	回/年	222,708	183,581	82.4	243,648	180,338	74.0	98.2
	通所リハビリテーション	回/年	40,776	35,520	87.1	48,000	37,574	78.3	105.8
	短期入所生活介護	日/年	58,512	51,107	87.3	62,064	46,072	74.2	90.1
	短期入所療養介護	日/年	4,704	3,388	72.0	5,484	4,542	82.8	134.1
	特定施設入居者生活介護	人/月	375	397	105.9	384	444	115.6	111.8
	福祉用具貸与	人/月	2,932	3,041	103.7	3,197	3,242	101.4	106.6
	特定福祉用具販売	人/年	564	619	109.8	672	593	88.2	95.8
	住宅改修	件/年	516	409	79.3	684	438	64.0	107.1
	居宅介護支援	人/月	4,045	4,031	99.7	4,470	4,250	95.1	105.4
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	1	8	800.0	1	15	1500.0	187.5
	夜間対応型訪問介護	人/月	-	-	-	-	-	-	-
	認知症対応型通所介護	回/年	5,496	10,166	185.0	6,756	9,568	141.6	94.1
	小規模多機能型居宅介護	人/月	74	115	155.4	82	120	146.3	104.3
	認知症対応型共同生活介護	人/月	193	229	118.7	193	228	118.1	99.6
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	-	-	-	-	-	-	-
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	75	104	138.7	75	104	138.7	100.0
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	25	15	60.0	28	19	67.9	126.7
地域密着型通所介護	回/年	118,236	96,102	81.3	133,404	97,957	73.4	101.9	
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	646	687	106.3	669	709	106.0	103.2
	介護老人保健施設	人/月	437	448	102.5	445	501	112.6	111.8
	介護医療院 (介護療養型医療施設)	人/月	32	20	62.5	33	21	63.6	105.0

※ 単位は、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」に準じます。

※ 回(日)数は、1年間当たりの数、人数は1月及び1年間当たりの利用者数

2 計画の方針

本事業計画の策定に当たり、令和4（2022）年度に実施した「厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定のためのアンケート調査」では、要介護認定を受けていない一般高齢者の78.5%、認定を受けた介護サービス利用者の60.9%、介護サービスの未利用者の63.3%が、今後の生活について、「在宅での生活を続けたい」と回答しています。

このことから、本計画の将来像である「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」を目指していくためには、必要とされる方に適正な介護サービスが提供されるよう介護サービス等の基盤整備を中長期的な視点で整備する必要があります。

- (1) 第4章「施策の展開」の取組方針や、アンケート結果を踏まえ、在宅を基本とした介護サービスの基盤整備を行います。
- (2) 第8期計画の実績に基づき、本計画に向けた課題の整理を行い、一人当たりの介護サービス量、利用者数の推移や介護職の人材不足などを総合的に勘案するとともに、様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、整備目標及びサービス量等を見込みます。
また、市内の特別養護老人ホームの老朽化に伴う改修等のニーズ調査を行い、必要な支援について検討します。
- (3) 地域支援事業として、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや要介護状態になった場合においても、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう地域の実情に応じ、多様な主体の参画による日常生活支援、地域における包括的な相談や支援、在宅医療と介護の連携及び認知症高齢者への支援などを推進します。
- (4) 良質な介護サービスの確保のため、居宅介護サービス事業者等の指導・監督や給付の適正化事業を実施します。
- (5) 介護保険料について、所得の低い被保険者の負担をできるだけ抑制するとともに、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料負担段階である多段階制とします。

3 整備目標

(1) 施設整備計画

ア 介護老人福祉施設

第8期計画までに、市内16施設（879床）の介護老人福祉施設（地域密着型を含む）が整備されています。

本計画期間での整備計画はありません。

介護老人福祉施設の整備計画

区分	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
整備済数（床）	879	879	879
整備予定数（床）	0	0	0
合計定員数（床）	879	879	879

※ 整備済数には、清川村整備分の9床は含まれていません。

イ 介護老人保健施設

第8期計画までに、市内8施設（726床）の介護老人保健施設が整備されています。

本計画期間での整備計画はありません。

介護老人保健施設の整備計画

区分	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
整備済数（床）	726	726	726
整備予定数（床）	0	0	0
合計定員数（床）	726	726	726

※ 清川村整備分の3床は含まれていません。

第6章

ウ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

第8期計画期間においては、公募により1施設（18床）を整備し、令和5（2023）年10月現在、市内14か所（252床）の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が整備されています。本計画期間での整備計画はありません。

認知症対応型共同生活介護の整備計画

区分	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
整備済数（床）	252	252	252
整備予定数（床）	0	0	0
合計定員数（床）	252	252	252

エ 特定施設入居者生活介護

（サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム）

第8期計画までに、12施設（735床）の特定施設入居者生活介護が整備されています。本計画期間での整備計画はありません。

特定施設入居者生活介護の整備計画

区分	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
整備済数（床）	737	737	737
整備予定数（床）	0	0	0
合計定員数（床）	737	737	737

才 小規模多機能型宅介護 ・ 看護小規模多機能型居宅介護

医療・介護双方のニーズを有する要介護者の増加が見込まれるため、通所・泊まり・訪問のサービスが一つとなった、小規模多機能型居宅介護等のニーズは高まることが見込まれるため、計画的に整備を進めます。

小規模多機能型居宅介護

区分	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
整備済数（床）	145	145	174
整備予定数（床）	0	29	0
合計定員数（床）	145	174	174

看護小規模多機能型居宅介護

区分	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
整備済数（床）	29	58	58
整備予定数（床）	29	0	0
合計定員数（床）	58	58	58

第6章

(2) 各圏域別利用定員数

ア 地域密着型介護老人福祉施設

(単位：人)

日常生活圏域	令和5年度末での定員数	第9期 (整備予定数)			令和8年度末での定員数
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
厚木北	29	0	0	0	29
厚木南	0				0
依知北・依知南	0				0
睦合北・睦合西	0				0
睦合南	0				0
荻野	18				18
小鮎・緑ヶ丘	0				0
玉川・森の里	0				0
南毛利	29				29
相川・南毛利南	29				29
合計	105				105

イ 認知症対応型共同生活介護

(単位：人)

日常生活圏域	令和5年度末での定員数	第9期 (整備予定数)			令和8年度末での定員数
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
厚木北	18	0	0	0	18
厚木南	0				0
依知北・依知南	36				36
睦合北・睦合西	36				36
睦合南	18				18
荻野	18				18
小鮎・緑ヶ丘	18				18
玉川・森の里	0				0
南毛利	54				54
相川・南毛利南	54				54
合計	252				252

ウ 地域密着型特定施設入居者生活介護

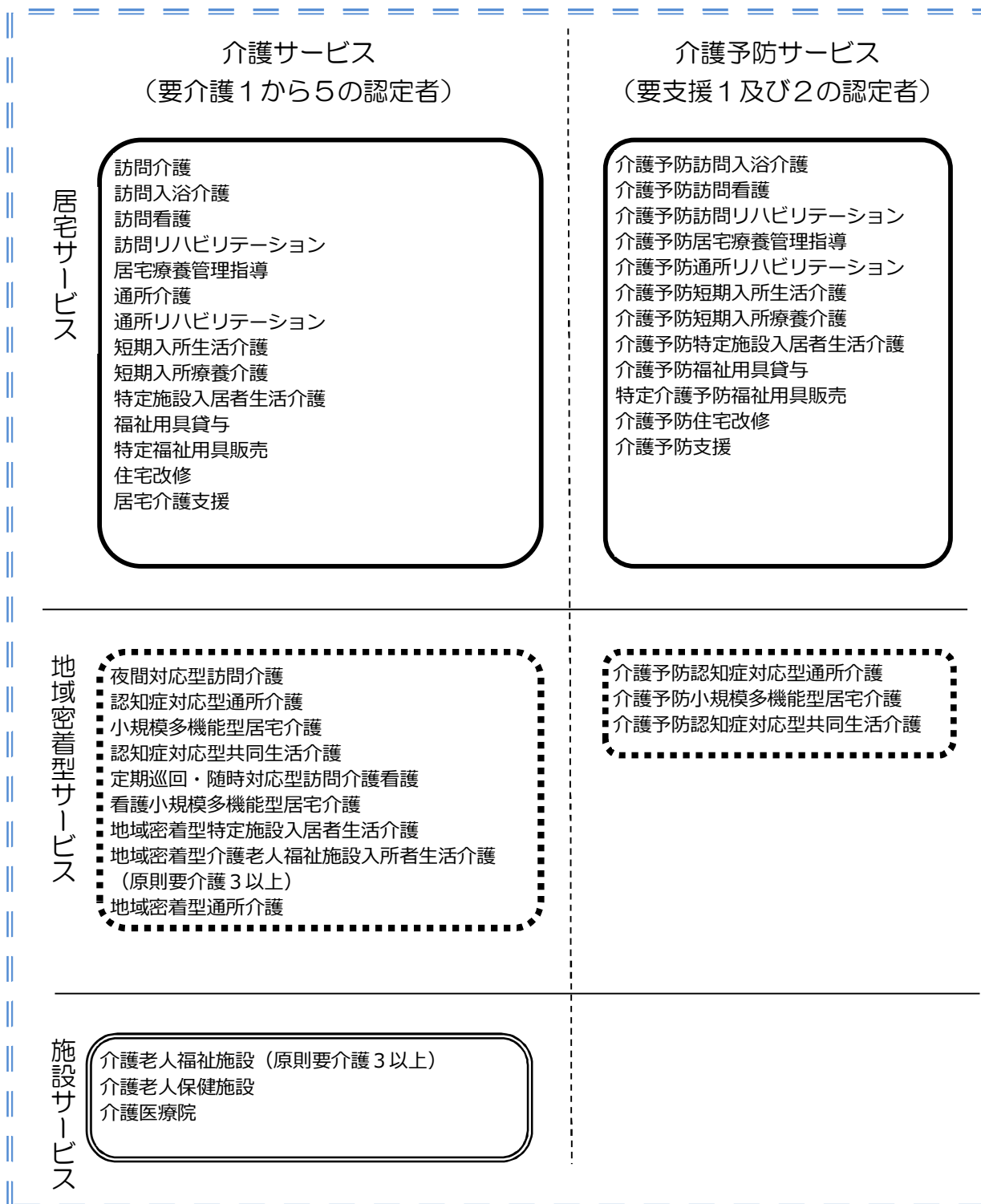
(単位：人)

日常生活圏域	令和5年度末での定員数	第9期 (整備予定数)			令和8年度末での定員数		
		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度			
厚木北	0	0	0	0	0		
厚木南	0				0		
依知北・依知南	0				0		
睦合北・睦合西	0				0		
睦合南	0				0		
荻野	0				0		
小鮎・緑ヶ丘	0				0		
玉川・森の里	0				0		
南毛利	0				0		
相川・南毛利南	0				0		
合計	0				0	0	0

4 介護給付・介護予防給付サービスの見込量

(1) 介護予防・介護サービスの種類

介護保険制度における各サービスの種類については、次のとおりです。



(2) 居宅サービス

- ※ 給付費は、千円未満を四捨五入しています。
- ※ 令和5（2023）年度は、当初予算額です。

ア 訪問介護

要介護者が居宅において訪問介護員（ホームヘルパー）から、入浴、排せつ、食事などの身体介護や、買物や掃除などの日常生活上の援助を受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問介護	回数 (回/年)	235,105	244,287	253,478	283,377	301,105	322,704
	給付費 (千円/年)	1,286,601	1,380,146	1,431,673	1,584,079	1,683,175	1,803,915
給付費合計	給付費 (千円/年)	1,286,601	1,380,146	1,431,673	1,584,079	1,683,175	1,803,915

イ 訪問入浴介護/介護予防訪問入浴介護

入浴が困難な要介護者などが居宅において事業者が用意する浴槽により、入浴の介護を受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問入浴	回数 (回/年)	8,795	8,720	9,890	10,866	11,540	12,367
	給付費 (千円/年)	112,808	113,383	138,004	144,086	153,016	163,993
介護予防 訪問入浴	回数 (回/年)	105	74	157	130	144	159
	給付費 (千円/年)	901	733	1,318	1,166	1,295	1,424
給付費合計	給付費 (千円/年)	113,709	114,116	139,322	145,252	154,311	165,417

第6章

ウ 訪問看護/介護予防訪問看護

要介護者などが医師の指示に基づき、看護師や理学療法士、作業療法士などの訪問により、療養上の指導と診療の補助を受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問看護	回数 (回/年)	62,233	71,178	81,549	83,472	88,646	95,005
	給付費 (千円/年)	488,500	558,306	550,737	624,370	663,069	710,635
介護予防 訪問看護	回数 (回/年)	6,771	6,006	7,288	8,535	9,474	10,421
	給付費 (千円/年)	42,750	39,344	55,644	58,293	64,705	71,175
給付費合計	給付費 (千円/年)	531,250	597,650	606,381	682,663	727,774	781,810

エ 訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション

要介護者などが医師の指示に基づき、理学療法士・作業療法士などの訪問により、身体機能の維持回復を目的としたリハビリテーションを受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問リハビ リテーショ ン	回数 (回/年)	3,848	5,575	5,724	6,517	6,921	7,417
	給付費 (千円/年)	27,655	40,958	43,350	48,029	51,006	54,664
介護予防 訪問リハビ リテーショ ン	回数 (回/年)	546	678	703	682	757	832
	給付費 (千円/年)	3,579	3,905	6,012	5,830	6,471	7,118
給付費合計	給付費 (千円/年)	31,234	44,863	49,362	53,859	57,477	61,782

オ 通所介護

要介護者などが介護老人福祉施設や通所介護施設（デイサービスセンター）などに通い、入浴、排せつなどの介護や食事その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
通所介護	回数 (回/年)	183,581	180,338	206,116	219,233	232,928	249,637
	給付費 (千円/年)	1,539,521	1,536,044	1,796,132	1,872,252	1,989,206	2,131,902
給付費合計	給付費 (千円/年)	1,539,521	1,536,044	1,796,132	1,872,252	1,989,206	2,131,902

カ 通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション

要介護者などが介護老人保健施設や医療機関などに通い、身体機能の維持回復のため、専門職による適切なリハビリテーションを受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
通所リハビリ テーション	回数 (回/年)	35,520	37,574	35,634	40,633	43,151	46,247
	給付費 (千円/年)	333,947	346,416	390,000	400,237	425,045	455,535
介護予防 通所リハビリ テーション	人数 (人/月)	87	108	81	116	129	142
	給付費 (千円/年)	37,939	44,632	42,724	53,241	59,097	65,007
給付費合計	給付費 (千円/年)	371,886	391,048	432,724	453,478	484,142	520,542

第6章

キ 短期入所生活介護/介護予防短期入所生活介護

要介護者などが介護老人福祉施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の援助を受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
短期入所 生活介護	日数 (日/年)	51,107	46,072	49,570	56,608	60,117	64,429
	給付費 (千円/年)	427,636	405,403	494,730	512,304	544,057	583,085
介護予防 短期入所 生活介護	日数 (日/年)	321	374	290	555	616	678
	給付費 (千円/年)	1,697	2,381	2,096	3,499	3,883	4,271
給付費合計	給付費 (千円/年)	429,333	407,784	496,826	515,803	547,940	587,356

ク 短期入所療養介護/介護予防短期入所療養介護

要介護者などが介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、看護や医学的な管理の下での介護その他必要な医療や日常生活上の援助を受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
短期入所 療養介護	日数 (日/年)	3,388	4,542	3,615	4,350	4,620	4,951
	給付費 (千円/年)	37,303	49,570	40,500	48,029	51,006	54,664
介護予防 短期入所 療養介護	日数 (日/年)	45	0	233	0	0	0
	給付費 (千円/年)	395	0	2,002	0	0	0
給付費合計	給付費 (千円/年)	37,698	49,570	42,502	48,029	51,006	54,664

ケ 居宅療養管理指導/介護予防居宅療養管理指導

要介護者などが医師や歯科医師、薬剤師などの訪問により、療養上の管理や指導を受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅療養 管理指導	人数 (人/年)	37,156	41,538	44,016	47,295	50,227	53,830
	給付費 (千円/年)	263,164	299,259	265,039	320,190	340,035	364,429
介護予防 居宅療養 管理指導	人数 (人/年)	1,794	1,920	2,155	2,486	2,760	3,036
	給付費 (千円/年)	12,318	13,930	16,056	17,877	19,843	21,827
給付費合計	給付費 (千円/年)	275,482	313,189	281,095	338,067	359,878	386,256

コ 特定施設入居者生活介護/介護予防特定施設入居者生活介護

要介護者などが事業者指定を受けた特定施設（有料老人ホーム等）に入居し、施設サービス計画に基づいて、入浴や排せつ、食事などの介護その他日常生活上の援助などを受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
特定施設 入居者 生活介護	人数 (人/月)	397	444	504	515	546	586
	給付費 (千円/年)	912,971	1,038,694	1,092,000	1,168,692	1,241,129	1,330,161
介護予防 特定施設 入居者 生活介護	人数 (人/月)	66	63	76	87	97	107
	給付費 (千円/年)	61,375	58,738	78,725	84,330	93,606	102,967
給付費合計	給付費 (千円/年)	974,346	1,097,432	1,170,725	1,253,022	1,334,735	1,433,128

第6章

サ 福祉用具貸与/介護予防福祉用具貸与

要介護者などが日常生活を送る上で必要とする「車いす」や「特殊ベッド」など福祉用具の貸与を受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
福祉用具 貸与	人数 (人/月)	3,041	3,242	3,581	3,773	4,007	4,295
	給付費 (千円/年)	513,543	554,227	606,242	640,380	680,071	728,856
介護予防 福祉用具 貸与	人数 (人/月)	690	677	732	888	985	1,084
	給付費 (千円/年)	52,547	50,249	62,962	69,951	77,646	85,410
給付費合計	給付費 (千円/年)	566,090	604,476	669,204	710,331	757,717	814,266

シ 特定福祉用具販売/特定介護予防福祉用具販売

要介護者などが「腰掛便座（ポータブルトイレ）」、「特殊尿器」、「入浴補助用具」、「簡易浴槽」など貸与になじまない福祉用具の指定を受けた事業者から購入した場合、保険給付されるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
特定 福祉用具 販売	人数 (人/年)	619	593	672	696	705	713
	給付費 (千円/年)	16,092	15,431	18,784	18,567	18,800	19,000
介護予防 福祉用具 販売	人数 (人/年)	126	139	161	174	193	212
	給付費 (千円/年)	2,928	3,172	3,421	3,887	4,314	4,745
給付費合計	給付費 (千円/年)	19,020	18,603	22,205	22,454	23,114	23,745

ス 住宅改修/介護予防住宅改修

要介護者などが「手すりの取付け」、「段差の解消」などの住宅改修を行った場合、保険給付されるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
住宅改修	件数 (件/年)	409	438	728	908	946	1,004
	給付費 (千円/年)	32,818	35,756	38,490	48,029	50,000	53,094
介護予防 住宅改修	件数 (件/年)	177	183	218	243	270	297
	給付費 (千円/年)	15,062	12,921	18,291	19,431	21,569	23,725
給付費合計	給付費 (千円/年)	47,880	48,677	56,781	67,460	71,569	76,819

セ 居宅介護支援/介護予防支援

居宅介護支援とは、要介護者が居宅サービスを利用する際に、居宅介護支援事業所が行う居宅サービス計画（ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。

介護予防支援とは、要支援者が介護予防サービスを利用するために、介護予防支援事業所が行う介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）の作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護 支援	人数 (人/月)	4,031	4,250	4,785	5,088	5,403	5,791
	給付費 (千円/年)	732,358	779,311	827,807	912,541	969,101	1,038,619
介護予防 支援	人数 (人/月)	807	809	979	1,106	1,228	1,350
	給付費 (千円/年)	46,990	47,023	58,437	64,899	72,038	79,242
給付費合計	給付費 (千円/年)	779,348	826,334	886,244	977,440	1,041,139	1,117,861

(3) 地域密着型サービス

※ 給付費は、千円未満を四捨五入しています。

※ 令和5（2023）年度は、当初予算額です。

ア 認知症対応型通所介護/介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者などが介護老人福祉施設や通所介護施設（デイサービスセンター）などに通い、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
認知症 対応型 通所介護	回数 (回/年)	10,166	9,568	10,013	11,294	11,994	12,855
	給付費 (千円/年)	113,144	109,888	114,214	128,076	136,015	145,771
介護予防 認知症 対応型 通所介護	回数 (回/年)	91	194	127	134	149	164
	給付費 (千円/年)	817	1,671	1,072	1,166	1,295	1,424
給付費合計	給付費 (千円/年)	113,961	111,559	115,286	129,242	137,310	147,195

イ 小規模多機能型居宅介護/介護予防小規模多機能型居宅介護

要介護者などが「通い」を中心として事業所で入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の援助や機能訓練を受けるサービスです。また、利用者の選択に応じて、居宅のサービスや泊まりのサービスを組み合わせることもできます。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
小規模 多機能型 居宅介護	人数 (人/月)	115	120	122	138	146	156
	給付費 (千円/年)	317,583	337,612	342,025	384,228	408,043	437,313
介護予防 小規模 多機能型 居宅介護	人数 (人/月)	2	3	5	6	7	8
	給付費 (千円/年)	1,958	2,488	4,525	5,052	5,608	6,169
給付費合計	給付費 (千円/年)	319,541	340,100	346,550	389,280	413,651	443,482

ウ 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者などが共同生活を営む住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の援助を受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
認知症 対応型 共同生活 介護	人数 (人/月)	229	228	242	245	248	252
	給付費 (千円/年)	713,434	728,389	784,978	864,512	918,096	983,955
介護予防 認知症 対応型 共同生活 介護	人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	給付費 (千円/年)	126	0	0	0	0	0
給付費合計	給付費 (千円/年)	713,560	728,389	784,978	864,512	918,096	983,955

エ 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護

一つの事業所で「訪問介護」と「訪問看護」を一体的に提供することにより、重度者を始めとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じてサービスを提供します。サービスの利用方法は、「定期巡回」と利用者からの要請に基づく「随時対応」の二つの方法があります。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	人数 (人/年)	8	15	13	9	10	11
	給付費 (千円/年)	12,615	25,742	21,312	16,010	17,003	18,221
給付費合計	給付費 (千円/年)	12,615	25,742	21,312	16,010	17,003	18,221

第6章

オ 看護小規模多機能型居宅介護

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」のサービスを組み合わせることにより、要介護度が高く、医療ニーズの高い在宅の利用者に対応し、医療と介護が連携し、支援の充実を図るサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
看護小規模 多機能型 居宅介護	人数 (人/月)	15	19	17	21	22	24
	給付費 (千円/年)	56,156	71,754	65,648	80,048	85,010	91,107
給付費合計	給付費 (千円/年)	56,156	71,754	65,648	80,048	85,010	91,107

カ 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

入所定員が29人以下の介護老人福祉施設に入所する要介護者が、サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事などの介護その他の日常生活上の援助や機能訓練などを受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域密着型 介護老人 福祉施設 入居者 生活介護	人数 (人/月)	104	104	105	105	105	105
	給付費 (千円/年)	345,547	364,105	392,405	432,256	459,048	491,977
給付費合計	給付費 (千円/年)	345,547	364,105	392,405	432,256	459,048	491,977

キ 地域密着型通所介護

要介護者が小規模な通所介護施設（定員 18 名以下）などに通い、入浴、排せつなどの介護や食事、その他日常生活上の援助、機能訓練などを受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度
地域密着型 通所介護	回数 （回/年）	96,102	97,957	104,478	106,150	112,729	120,816
	給付費 （千円/年）	770,526	794,031	961,018	976,579	1,037,107	1,111,506
給付費合計	給付費 （千円/年）	770,526	794,301	961,018	976,579	1,037,107	1,111,506

(4) 施設サービス

※ 給付費は、千円未満を四捨五入しています。
 ※ 令和5（2023）年度は、当初予算額です。

ア 介護老人福祉施設

居宅で適切な介護を受けることが困難な要介護者が入所する施設で、入浴、排せつ、食事などの介護その他日常生活上の援助や機能訓練などを受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護老人 福祉施設	人数 (人/月)	687	709	721	728	735	742
	給付費 (千円/年)	2,150,889	2,289,011	2,555,794	2,705,602	2,873,297	3,079,414
給付費合計	給付費 (千円/年)	2,150,889	2,289,011	2,555,794	2,705,602	2,873,297	3,079,414

イ 介護老人保健施設

症状が安定した状態の要介護者が在宅復帰を目的として入所する施設で、看護、医学的な管理の下での介護やリハビリテーションその他日常生活上の援助などを受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護老人 保健施設	人数 (人/月)	448	501	474	516	547	586
	給付費 (千円/年)	1,551,550	1,703,138	1,791,655	1,953,157	2,074,215	2,223,009
給付費合計	給付費 (千円/年)	1,551,550	1,703,138	1,791,655	1,953,157	2,074,215	2,223,009

ウ 介護医療院

長期間にわたる療養が必要な要介護者が介護体制の整った医療施設において、療養上の管理、看護、医学的な管理の下で介護、機能訓練その他必要な医療処置などを受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護医療院 (介護療養型 医療施設)	人数 (人/月)	20	21	30	29	32	34
	給付費 (千円/年)	80,372	95,920	130,000	128,077	136,016	145,771
給付費合計	給付費 (千円/年)	80,372	95,920	130,000	128,077	136,016	145,771

5 地域支援事業費の見込み

(1) 地域支援事業の推進

地域支援事業は、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものとされています。さらに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、健康寿命の延伸に取り組んでいきます。

(2) 地域支援事業の種類

地域支援事業の種類については、次のとおりです。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

- a 訪問型サービス
- b 通所型サービス
- c その他生活支援サービス
- d 介護予防ケアマネジメント

(イ) 一般介護予防事業

- a 介護予防把握事業
- b 介護予防普及啓発事業
- c 地域介護予防活動支援事業
- d 一般介護予防事業評価事業
- e 地域リハビリテーション活動支援事業

イ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）※

- (ア) 第1号介護予防支援事業
- (イ) 総合相談支援業務
- (ウ) 権利擁護業務
- (エ) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ウ 包括的支援事業（社会保障充実分）※

- (ア) 在宅医療・介護連携推進事業

- (イ) 生活支援体制整備事業
- (ウ) 認知症総合支援事業
 - a 認知症初期集中支援推進事業
 - b 認知症地域支援・ケア向上事業
 - c 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
- (エ) 地域ケア会議推進事業

エ 任意事業

- (ア) 介護給付等費用適正化事業
 - a 要介護認定の適正化
 - b ケアプラン等の点検
 - c 医療情報との突合・縦覧点検
- (イ) 家族介護支援事業
 - a 家族介護継続支援事業
- (ウ) その他事業

※ 印の事業については、事業費全体が介護保険料の算定基礎となるのではなく、事業費の23%分が算定基礎となります。

第6章

(3) 第8期介護保険事業計画の実績

地域支援事業の利用実績

区 分		単 位	令和3（2021）年度			令和4（2022）年度			実績の前 年度比 （%）
			目標値	実 績	達成率 （%）	目標値	実 績	達成率 （%）	
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業								
	訪問型サービス	人/年	5,810	5,052	87.0	6,185	3,698	59.7	73.1
	通所型サービス	人/年	8,527	7,908	92.7	9,159	8,355	91.2	105.7
	介護予防ケア マネジメント	人/年	8,000	6,919	86.5	9,600	7,253	75.6	104.8
	一般介護予防事業								
	介護予防普及啓発事業								
	介護予防 教室	回/年	266	231	86.8	266	218	82.0	94.4
		人/年	700	526	75.1	700	426	60.9	81.0
	地域介護予防活動支援事業								
	フレイル チェック	人/年	120	63	52.5	150	97	64.7	154.0
包括的支援事業	総合相談・権利擁護	件/年	42,500	51,173	120.4	43,000	52,172	121.3	102.0
	包括的・継続的ケア マネジメント支援	人/年	480	455	94.8	500	415	83.0	91.2
	生活支援体制整備事業								
	生活支援コーデ ィネーター配置	人/年	10	10	100.0	10	10	100.0	100.0
	認知症総合支援事業								
	認知症初期集中 支援チーム	件/年	12	15	125.0	15	47	313.3	250.6
地域ケア会議	回/年	80	66	82.5	85	28	32.9	42.4	
任意事業	介護給付費等費用適正化事業								
	認定調査状況 チェック	件/年	—	6,718	—	—	—	7,352	—
	介護給付費通知	件/年	—	16,238	—	—	—	17,211	—
	家族介護支援事業								
	家族介護継続支援事業								
	健康相談	回/年	100	56	56.0	100	74	74.0	132.1
		人/年	400	138	34.5	400	130	32.5	94.2
	その他事業								
	成年後見人 報酬助成	件/年	21	6	28.6	21	17	80.9	283.3
	福祉用具・住宅 改修	件/年	70	98	140.0	70	66	94.29	67.35
認知症サポータ ー養成講座	回/年	30	35	116.7	30	44	146.7	125.7	
	人/年	15,800	17,076	108.1	16,000	18,025	112.7	104.3	

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業

- ※ 事業費は、千円未満を四捨五入しています。
 ※ 令和5（2023）年度は、当初予算額です。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

(ア) 訪問型サービス

要支援者等が居宅において、掃除、調理、その他日常生活上の援助を受けるサービスです。

事業者指定による訪問型サービスのほか、人員等基準を緩和した訪問型サービスA、住民主体の訪問型サービスBがあります。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問型サービス (介護予防訪問 介護相当)	人数 (人/年)	326	308	301	310	310	310
	事業費 (千円/年)	68,731	64,989	82,800	84,000	84,000	84,000
訪問型サービスA (基準緩和型)	人数 (人/年)	91	101	118	142	170	204
	事業費 (千円/年)	2,117	2,258	2,883	3,576	3,934	4,327
訪問型サービスB (住民主体)	人数 (人/年)	45	21	225	400	400	400
	事業費 (千円/年)	83	71	345	520	520	520
訪問型サービスC (短期集中予防サ ービス)	人数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	事業費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0
訪問型サービスD (移動支援)	人数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
	事業費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0
事業費合計	事業費 (千円/年)	70,931	67,318	86,028	88,096	88,454	88,847

第6章

(イ) 通所型サービス

要支援者等が通所施設等に通り、食事等のサービスや生活機能向上のための支援を受けるサービスです。

事業者指定により通所型サービスのほか、住民主体の訪問型サービスB、専門職による3～6か月の短期集中通所型サービスCがあります。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度
通所型サービス （介護予防通所 介護相当）	人数 （人/年）	658	696	746	821	903	993
	事業費 （千円/年）	232,390	246,221	264,000	307,200	317,952	329,080
通所型サービスA （基準緩和型）	人数 （人/年）	0	0	0	0	0	0
	事業費 （千円/年）	0	0	0	0	0	0
通所型サービスB （住民主体）	人数 （人/年）	0	80	225	450	450	450
	事業費 （千円/年）	40	120	385	620	620	620
通所型サービスC （短期集中予防サ ービス）	人数 （人/年）	11	12	15	30	30	30
	事業費 （千円/年）	1,384	875	2,400	3,000	3,000	3,000
事業費合計	事業費 （千円/年）	233,814	247,216	266,785	310,820	321,572	332,700

(ウ) その他生活支援サービス

要支援者等に対する栄養改善を目的とした配食サービスや住民ボランティア等が行う見守りサービスです。本市では、民間サービス等の活用を推進しており、地域支援事業では実施いたしません。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度
その他生活支援 サービス事業費	事業費 （千円/年）	0	0	0	0	0	0

(エ) 介護予防ケアマネジメント

要支援者等が介護予防・生活支援サービス事業を利用するために、地域包括支援センターが行う介護予防ケアプランの作成やサービス提供事業者との連絡調整などの支援を受けるサービスです。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護予防ケアマネジメント数	件数 (件/年)	6,919	7,253	10,000	6,900	6,900	6,900
事業費合計	事業費 (千円/年)	33,813	35,404	49,714	53,379	46,200	47,400

イ 一般介護予防事業

(ア) 介護予防把握事業

地域の実情に応じ、効果的かつ効率的に収集した情報を活用して、閉じこもり等何らかの支援を要する方について、地域包括支援センターで総合相談の受付や状況把握を早期に行い、住民主体の介護予防活動につなげていきます。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域包括支援センター総合相談件数	件数 (件/年)	51,173	52,172	52,200	56,600	58,600	60,600
実態把握	件数 (件/年)	2,279	2,275	2,500	2,550	2,600	2,650
事業費合計	事業費 (千円/年)	0	0	0	8,000	8,000	8,000

第6章

(イ) 介護予防普及啓発事業

介護予防の普及啓発に資する運動、口腔、栄養、認知症予防等の介護予防教室や講演会を開催するとともに、パンフレットの作成や配布を行います。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護予防教室開催回数	回数 (回/年)	231	218	266	256	256	256
参加者	人数 (人/年)	526	426	700	650	650	650
改善率	割合 (%/年)	84.4	82.3	80.0	81.0	82.0	83.0
事業費合計	事業費 (千円/年)	11,313	12,193	23,732	34,692	32,931	31,258

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

誰でも一緒に参加できる介護予防活動の地域展開を目指して、地域で行う介護予防活動を支援します。また、事業に携わるボランティアの人材を育成します。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
フレイルチェック開催回数	回数 (回/年)	7	10	10	10	10	10
参加者	人数 (人/年)	63	97	150	100	100	100
事業費合計	事業費 (千円/年)	86	296	379	520	520	520

※ 第9期から介護予防普及啓発事業として実施します。

(工) 一般介護予防事業評価事業

介護予防事業全体を評価分析し、事業全体の改善を目的とします。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
一般介護予防評価事業費合計	事業費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0

(オ) 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するための通所系、訪問系サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等にリハビリテーション専門職が助言をする事業です。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
リハビリテーション専門職派遣件数	人数 (人/年)	0	10	20	20	25	25
事業費合計	事業費 (千円/年)	0	145	400	400	500	500

(5) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

ア 第1号介護予防支援事業（費用は総合事業で負担）

イ 総合相談支援業務

ウ 権利擁護業務

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域包括支援センターにおいて、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要なサービス、機関又は制度の利用につなげるなどの支援を行います。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度
総合相談・権利擁護件数	件数 (件/年)	51,173	52,172	52,200	56,600	58,600	60,600
実態把握件数	人数 (人/年)	2,279	2,275	2,500	2,550	2,600	2,650
包括的・継続的ケアマネジメント支援件数	件数 (件/年)	455	415	400	400	400	400
事業費合計	事業費 (千円/年)	350,761	357,333	358,779	367,519	369,351	371,192

※ 事業費は、千円未満を四捨五入しています。

※ 令和5（2023）年度は、当初予算額です。

(6) 包括的支援事業（社会保障充実分）

※ 事業費は、千円未満を四捨五入しています。

※ 令和5（2023）年度は、当初予算額です。

ア 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度
地域包括ケア連携センターへの相談件数	件数 (件/年)	191	163	102	130	110	90
事業費合計	事業費 (千円/年)	6,829	6,302	16,862	15,607	15,842	16,090

イ 生活支援体制整備事業

多様な生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、第1層（市域全域）と第2層（日常生活圏域）にそれぞれ生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置などを行うことにより、民間企業等多様な主体によるサービス提供、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行い、生活支援の充実・強化及び高齢者の社会参加を推進します。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度
生活支援コーディネーターの配置人数	人数 (人/年)	10	10	10	10	10	10
事業費合計	事業費 (千円/年)	1,371	1,277	1,840	840	840	840

第6章

ウ 認知症総合支援事業

(ア) 認知症初期集中支援推進事業

(イ) 認知症地域支援・ケア向上事業

(ウ) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族を支援する「認知症初期集中支援チーム」を配置します。

また、認知症の人や家族からの相談等を受ける認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
認知症初期集中支援 チーム支援件数	件数 (件/年)	15	47	50	50	50	50
認知症地域支援推進員	人数 (人/年)	14	13	14	14	14	14
ケアパス作成枚数	枚数 (枚/年)	1,500	2,000	0	2,000	2,000	2,000
事業費合計	事業費 (千円/年)	1,039	1,603	3,528	10,639	10,639	10,639

エ 地域ケア会議の推進事業

医療、介護等の専門職を始め、民生委員・児童委員、自治会長、社会福祉法人、ボランティアなど地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していきます。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域ケア会議開催回数	回数 (回/年)	66	28	40	60	70	80
研修会開催回数	回数 (回/年)	0	0	1	1	1	1
事業費合計	事業費 (千円/年)	500	500	500	2,656	2,700	2,800

(7) 任意事業

- ※ 事業費は、千円未満を四捨五入しています。
- ※ 令和5（2023）年度は、当初予算額です。

ア 介護給付費等適正化事業

利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のため、次の主要3事業を実施します。

(ア) 要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査の内容について、市町村職員等が訪問又は書面等の審査を通じて点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

(イ) ケアプラン等の点検

介護支援専門員が作成したケアプランについて、事業者に資料提出を求め、市町村職員等が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要とする過不足のないサービス提供を確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供等の改善を図ります。

(ウ) 医療情報との突合・縦覧点検

a 医療情報との突合

受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

b 縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）等を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うことにより、サービス事業者等における適正な請求の促進を図ります。

第6章

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
要介護認定の 点検率	割合 (%/年)	100	100	100	100	100	100
ケアプラン点検 実施事業者数	件数 (件/年)	50	50	50	50	50	50
縦覧点検実施 帳票数	件数 (件/月)	4	4	4	4	4	4
事業費合計	事業費 (千円/年)	4,033	3,921	6,660	8,187	8,187	8,187

イ 家族介護支援事業

家族介護継続支援事業

介護方法の指導その他現に介護する者の支援のため、ヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見を行います。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
健康相談開催回数	回数 (回/年)	56	57	55	55	55	55
参加者数	人数 (人/年)	153	268	250	250	260	270
事業費合計	事業費 (千円/年)	0	0	0	0	0	0

ウ その他事業

(ア) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の市長申立てを実施した成年被後見人等について、低所得高齢者の成年後見人等への報酬及び申立て費用を助成します。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
報酬助成件数	件数 (件/年)	6	17	21	21	21	21
申立て費用助成件数	件数 (件/年)	1	3	4	4	4	4
事業費合計	事業費 (千円/年)	1,308	2,616	4,930	4,930	4,930	4,930

(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談、情報提供、連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、書類を作成した場合の経費の助成を行います。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
助成件数	件数 (件/年)	98	66	100	100	100	100
事業費合計	事業費 (千円/年)	196	132	200	200	200	200

(ウ) 認知症サポーター等養成事業

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り及び支援する認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちになることを目指します。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
養成講座開催回数	回数 (回/年)	35	44	48	20	40	40
認知症サポーター数	人数 (人/年)	1,034	949	968	300	800	800
事業費合計	事業費 (千円/年)	414	715	1,295	1,487	1,580	1,580

第6章

(工) 介護相談員派遣事業

介護保険サービス事業所などに介護相談員を派遣し、利用者等の疑問、不満又は不安の解消及び介護サービスの質の向上を図っています。利用者やその家族の意見、市民目線の考え方等に十分配慮し、事業者と密に意見交換を行い、より良いサービスを提供するための協働関係を築いています。

	単位	第8期（実績）			第9期		
		令和3 （2021） 年度	令和4 （2022） 年度	令和5 （2023） 年度	令和6 （2024） 年度	令和7 （2025） 年度	令和8 （2026） 年度
派遣回数	回数 (回/年)	0	17	144	144	144	144
延べ派遣者数	人数 (人/年)	0	34	288	288	288	288
事業費合計	事業費 (千円/年)	0	102	864	911	911	911

6 中長期的な介護保険事業費の見込み

(1) 介護保険事業費の見込み

高齢者人口や要支援・要介護者の増加に伴い、第9期介護保険事業計画期間の総給付費は、令和6（2024）年度が約171億円、令和7（2025）年度は約182億円、令和8（2026）年度には約196億円と増加し、3年間で約551億円となることを見込まれます。

なお、地域支援事業費を含む介護保険事業費は、令和6（2024）年度が約181億円、令和7（2025）年度は約192億円、令和8（2026）年度には約205億円となり、3年間で約578億円となることを見込まれます。

介護保険事業費

（単位：円）

事業名	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
総給付費			
介護予防給付費計	388,622,000	431,370,000	474,504,000
介護予防サービス	382,404,000	424,467,000	466,911,000
地域密着型 介護予防サービス	6,218,000	6,903,000	7,593,000
介護給付費計	16,010,330,000	17,002,566,000	18,220,596,000
居宅サービス	8,341,785,000	8,858,716,000	9,492,552,000
地域密着型サービス	2,881,709,000	3,060,322,000	3,279,850,000
介護保険施設サービス	4,786,836,000	5,083,528,000	5,448,194,000
特定入所者介護（予防） サービス費	293,965,000	301,504,000	316,584,000
高額介護（予防）サービス費	489,011,000	537,907,000	591,695,000
審査支払手数料	14,969,000	16,466,000	18,113,000
総給付費 計	17,196,897,000	18,289,813,000	19,621,492,000
地域支援事業費	912,212,000	916,785,450	930,164,734
介護保険事業費 合計	18,109,109,000	19,206,598,450	20,551,656,734

第6章

(地域支援事業費内訳)

(単位：円)

事業名	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度
介護予防・日常生活支援総合事業費			
介護予防・生活支援サービス事業費計	455,624,000	459,747,000	472,611,000
訪問型サービス	88,096,000	88,454,000	88,847,000
通所型サービス	310,820,000	321,572,000	332,700,000
その他生活支援サービス事業	0	0	0
介護予防ケアマネジメント	53,379,000	46,200,000	47,400,000
審査支払手数料等	3,329,000	3,521,000	3,664,000
一般介護予防事業費計	43,612,000	41,951,000	40,278,000
介護予防把握事業	8,000,000	8,000,000	8,000,000
介護予防普及啓発事業	34,692,000	32,931,000	31,258,000
地域介護予防活動支援事業	520,000	520,000	520,000
一般介護予防事業評価事業	0	0	0
地域リハビリテーション活動支援事業	400,000	500,000	500,000
介護予防・日常生活支援総合事業費 計	499,236,000	501,698,000	512,889,000
包括的支援事業費(地域包括支援センターの運営)			
総合相談支援事業 権利擁護事業 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	367,519,000	369,351,000	371,192,000
包括的支援事業費(社会保障充実分)			
在宅医療・介護連携推進事業費	15,607,000	15,842,450	16,089,734
生活支援体制整備事業費	840,000	840,000	840,000
認知症総合支援事業費計	10,639,000	10,639,000	10,639,000
認知症初期集中支援推進事業	8,627,000	8,627,000	8,627,000
認知症地域支援・ケア向上事業	2,012,000	2,012,000	2,012,000
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	0	0	0
地域ケア会議推進事業費	2,656,000	2,700,000	2,800,000
包括的支援事業費 計	29,742,000	30,021,450	30,368,734
任意事業費			
介護給付等費用適正化事業費	8,187,000	8,187,000	8,187,000
その他の事業費計	7,528,000	7,528,000	7,528,000
成年後見制度利用支援事業	4,930,000	4,930,000	4,930,000
福祉用具・住宅改修支援事業	200,000	200,000	200,000
認知症サポーター養成事業	1,487,000	1,487,000	1,487,000
介護相談員派遣事業	911,000	911,000	911,000
任意事業費 計	15,715,000	15,715,000	15,715,000
地域支援事業費 合計	912,212,000	916,785,450	930,164,734

(2) 長期的な介護保険事業費の見込み

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの介護保険事業費を
 基に、高齢者人口がピークを迎える令和22（2040）年度の介護保険事業
 費については、次のように推計されます。

（単位：千円）

事業名	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和22 (2040) 年度
総給付費				
介護予防給付費計	388,622	431,370	474,504	444,781
介護予防サービス	382,404	424,467	466,911	444,592
地域密着型 介護予防サービス	6,218	6,903	7,593	189
介護給付費計	16,010,330	17,002,566	18,220,596	23,098,400
居宅サービス	8,341,785	8,858,716	9,492,552	12,165,350
地域密着型サービス	2,881,709	3,060,322	3,279,850	3,828,227
介護保険施設サービス	4,786,836	5,083,528	5,448,194	7,104,823
特定入所者介護（予防） サービス費	293,965	301,504	316,584	430,187
高額介護（予防）サービス 費	489,011	537,907	591,695	310,599
審査支払手数料	14,969	16,466	18,113	17,626
総給付費 計	17,196,897	18,289,813	19,621,492	24,301,593
地域支援事業費	912,212	916,786	930,165	827,966
介護保険事業費 合計	18,109,109	19,206,599	20,551,657	25,129,559

(3) 介護保険事業費の財源構成

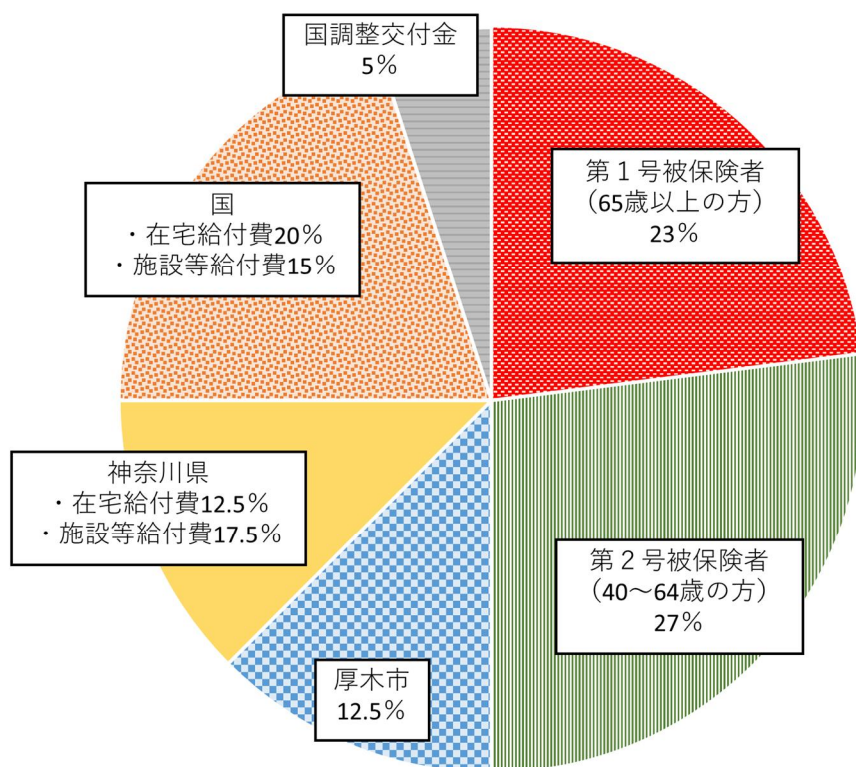
保険給付費等の財源構成の基本は、総給付費に対し、50%が65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者が負担する保険料、残りの50%は国・都道府県・市町村の公費で構成されています。

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間については、第1号被保険者の保険料の割合が「23%」、第2号被保険者の保険料の割合が「27%」と定められています。

また、第1号被保険者の保険料額は、保険者である本市が設定することになり、第2号被保険者の保険料額は、加入している医療保険の算定方法により算出されます。

国の調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を交付するもので、具体的には、後期高齢者の割合と高齢者の所得状況の格差を調整するために交付され、交付されない場合には、その分を第1号被保険者の保険料で賄うことになります。

■ 介護保険サービスに係る給付費の財源構成



7 介護保険料の設定

(1) 65歳以上で賄う介護保険料収納必要額

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの介護保険事業費見込額から65歳以上で賄う保険料収納必要額を算出すると、次のようになります。

■算出の手順

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの介護保険事業費 見込額 57,867,364,184 円… ① (総給付費 55,108,202,000 円 + 地域支援事業費 2,759,162,184 円)
第1号被保険者で賄う保険料の標準割合 23% … ②
第1号被保険者保険料負担分 相当額 13,309,493,762 円 (① × ②)
+
調整交付金 ^(※) 相当額 2,831,101,250 円 ((総給付費 + 地域支援事業費のうち介護予防・日常生活支援総合事業費) × 5%)
-
調整交付金見込額 534,203,000 円
-
介護保険事業基金取崩額 1,000,000,000 円
=
令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの保険料収納必要額 14,606,392,012 円

第6章

(2) 保険料の設定

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料を算出すると、次のようになります。

■算出の手順

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの保険料収納必要額
14,606,392,012 円

÷

予定保険料収納率
(令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの平均予定収納率)
99.3%

÷

補正第1号被保険者数 197,738 人

○ 補正第1号被保険者数とは、65歳以上を所得に応じて第1段階から第18段階に分けて、各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。

例えば、第4段階の割合は0.90なので、被保険者数も0.90人換算し、第18段階の割合は2.95なので、被保険者数も2.95人換算します。

÷

年間月数 12 カ月

=

基準額 月額 6,199 円（年額 74,388 円）

○ 特別徴収の方は年6回、普通徴収の方は年10回に分けて徴収します。

※ 国の調整交付金とは、国が市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、第1号被保険者のうち75歳以上の方の割合及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生じる保険料基準額の格差調整のために交付されます。

(3) 各所得段階別の年間保険料

第9期事業計画期間では、所得の低い被保険者の負担をできるだけ抑制するとともに、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かい保険料負担段階である多段階制（第18段階）とします。

所得段階	対象者	保険料(円)		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護を利用されている方、老齢福祉年金を受給されていて市民税世帯非課税の方又は市民税世帯非課税で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.27	1,674	20,085
第2段階	市民税世帯非課税で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.435	2,697	32,359
第3段階	市民税世帯非課税で本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	基準額×0.685	4,247	50,956
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	5,580	66,950
第5段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額	6,199	74,388
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	7,439	89,266
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上160万円未満の方	基準額×1.30	8,059	96,705
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が160万円以上210万円未満の方	基準額×1.40	8,679	104,144
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上250万円未満の方	基準額×1.60	9,919	119,021
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上320万円未満の方	基準額×1.70	10,539	126,460
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.95	12,089	145,057
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×2.05	12,708	152,496
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.20	13,638	163,654
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.35	14,568	174,812
第15段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の方	基準額×2.40	14,878	178,532
第16段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.55	15,808	189,690
第17段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.70	16,738	200,848
第18段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が2,000万円以上の方	基準額×2.95	18,288	219,445

資料編

- 1 計画策定の経過
- 2 意向調査（アンケート）結果の概要
- 3 厚木市保健福祉審議会規則
- 4 厚木市保健福祉審議会委員名簿
- 5 厚木市地域包括ケア推進会議規則
- 6 厚木市地域包括ケア推進会議委員名簿
- 7 諮問・答申
- 8 用語集

1 計画策定の経過

開催日時	会議名・検討事項
令和4（2022）年度	
12月26日～ 1月12日	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画改定のためのアンケート調査実施
令和5（2023）年度	
7月27日	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の策定に係る意見交換会
8月21日	厚木市保健福祉審議会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）について（審議）
8月23日	介護・高齢者福祉施設等代表者意見交換会
10月5日	厚木市地域包括ケア推進会議 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）について
10月6日	厚木市保健福祉審議会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）について（諮問）
10月20日	厚木市保健福祉審議会 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）について（答申）
11月27日～ 12月27日	パブリックコメント実施
2月1日	厚木市地域包括ケア推進会議 パブリックコメントの実施結果について
2月6日	厚木市保健福祉審議会 パブリックコメントの実施結果について
3月27日	厚木市地域福祉推進協議会 パブリックコメントの実施結果について

2 意向調査（アンケート）結果の概要

（1）調査の目的

老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定される市町村老人福祉計画である高齢者保健福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項に規定される市町村介護保険事業計画を策定するに当たり、高齢者等の実態やニーズなどの基礎的データを把握・分析することを目的として、調査を実施しました。

（2）調査設計

ア 対象者

種 類	対 象
① 若年者一般調査	厚木市に住民登録のある 40 歳以上 65 歳未満で要介護・要支援認定を受けていない市民 700 人を無作為に抽出
② 高齢者一般調査	厚木市に住民登録のある 65 歳以上で要介護・要支援認定を受けていない市民 800 人を無作為に抽出
③ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	厚木市に住民登録のある 65 歳以上で要介護の認定を受けていない市民（市内 10 地域包括圏域ごとに人口に応じた対象者数）5,000 人を無作為に抽出
④ 居宅介護サービス利用者実態調査	要介護・要支援認定者で令和 4 年 8・9 月に居宅サービスを利用していた市民 1,000 人を無作為に抽出
⑤ 介護保険未利用者実態調査	要介護・要支援認定者で令和 4 年 8・9 月に居宅サービスを利用していなかった市民 700 人を無作為に抽出
⑥ 介護保険指定事業者実態調査	市内の介護保険指定事業所の法人に対し、各サービスごとの現状と今後の予定について 135 法人を抽出

※ なお、①～⑤の抽出は令和 4 年 11 月 1 日現在

イ 調査方法

- ①～⑤：郵便による配布・郵便による回収
 ⑥：メールによる配布・回収

ウ 調査期間

令和4年12月26日（月）～令和5年1月12日（木）

(3) 回収状況

種類	配布数	有効回収数	有効回収率
① 若年者一般調査	700人	232人	33.3%
② 高齢者一般調査	800人	423人	52.9%
③ 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査	5,000人	2,821人	56.4%
④ 居宅介護サービス利用者実態調査	1,000人	414人	41.4%
⑤ 介護保険未利用者実態調査	700人	327人	46.7%
⑥ 介護保険指定事業者実態調査	135法人	50法人	37.0%

(4) 調査結果のまとめ

ア 若年者一般調査

結果の概要
<p>○ 現在、病気やケガで治療を「受けていない」の割合が50.0%以上を占めていますが、年齢が高くなるにつれ「受けている」の割合が増加傾向にあり、「60歳～64歳」（57.8%）で全体平均（40.1%）を上回る結果となっています。</p> <p>○ 日頃健康に心がけていることとして、「食事・栄養に気を付ける」の割合が58.2%と最も高く、次いで「睡眠や休養を十分にとる」が52.2%、「定期的に健康診断を受ける」が50.0%となっています。</p> <p>○ 健康づくりに関する情報の入手方法は、「テレビ、ラジオ」の割合が52.2%と最も高くなっていますが、54歳以下の方では「インターネット」の割合が78.7%を超えています。</p> <p>○ 健康づくりを進めていくために求めているものは、「医療体制の充実」が41.4%と最も高く、次いで「健康診断等の機会の充実」38.8%となっています。</p>

- 厚木市が実施している事業の認知度は、4項目すべてで「知らなかった」の割合が最も高くなっています。
- 生きがいを感じることとして、「趣味、スポーツ」の割合が58.2%と最も高く、次いで「家族との団らん」の割合が51.3%、「友人、知人との交流」の割合が43.5%となっています。
- 老後の生活について不安に感じることとして、「自分の健康や介護が必要になった時のこと」の割合が82.8%と最も高く、次いで「家族の健康や介護が必要になった時のこと」の割合が66.4%、「生活費など経済的なこと」の割合が65.1%となっています。
- 老後の生活に備えて、現在していること、今後必要だと思っていることについて、「健康を維持・増進すること」の割合が68.5%と最も高く、次いで「生活していくための収入源や貯蓄などを確保すること」の割合が64.2%、「趣味を持つこと」の割合が45.7%となっています。

考察

- 日常生活上では、健康に対する自己管理の意識の高さがみられますが、厚木市が実施する健康相談等の事業は、認知度や利用率が低いため、認知度向上のための対策や利用の促進が必要です。認知度向上のための対策としては、テレビやラジオの他、インターネットや新聞、書籍、雑誌等も有効的と考えられます。
- 健（検）診については、健康検診（健康診断）以外受診していない方が多いことから、受診の促進が必要です。

イ 高齢者一般調査

結果の概要

- 日頃生活をする上で気をつけていることとして、「運動不足にならないように体を動かすことを心がけている」の割合が70.0%と最も高くなっていますが、80～84歳及び85～89歳の年齢では、「転倒しないように気をつけている」の割合が81.3%と最も高くなっています。

- 外出頻度をみると、「ほとんど毎日」の割合が 36.9%と最も高くなっていますが、年齢が高くなるにつれて、割合は減少傾向にあります。また、世帯別で見ると、「夫婦二人暮らし」、「子どもや親族と同居」されている方の外出頻度は、ひとり暮らしの方よりも高くなっています。
- 生きがいを感じることで、「趣味・スポーツ」の割合が 47.5%と最も高くなっています。また、年齢が低くなるにつれて「仕事」の割合が高くなっています。
- 身体能力の低下を感じることで、「歩く速度が遅くなった」の割合が 50.0%以上と高くなっており、各年代でも高い割合となっています。
- 厚木市の高齢者施策に対して望むこととして、「交通手段の整備など、高齢者の移動手段の確保を図る」が 35.2%と最も高く、次いで「できるだけ介護が必要な状態にならないよう、介護予防事業を充実する」の割合が 33.3%となっています。
- 介護予防に関心がある方の割合は、60.0%以上を占めています。
- 今後介護予防の講座やトレーニングに参加してみたい方の割合は、31.7%となっています。
- 厚木市が行っている介護予防事業の認知度について、「知らない」の割合が 79.4%となっています。
- 介護保険制度や高齢者に対するサービスなどに関する情報の入手方法について、「市のパンフレット、広報など」の割合が 61.5%と最も高くなっています。また、「地域包括支援センター」は年齢が高くなるにつれて割合が増加傾向にあります。

考察

- 年齢が高くなるにつれて身体能力や認知能力が低下する傾向がみられます。今後要介護状態とならないためにも予防が必要です。厚木市が行う介護予防事業の認知度が低いこと、認知度向上のための対策や利用の促進が必要です。
- 年齢が高くなるにつれて、外出頻度は減少傾向にあり、生きがいを感じることで「特になし」の割合は増加傾向にあるため、高齢者の心身の健康を維持するためにも、生きがいづくり等の環境と機会づくりが必要です。

ウ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

結果の概要
<p>○ 生活機能評価等に関する分析結果として、リスク該当者として該当した割合が高いのは、「うつ」(44.6%)、「認知」(42.2%)、「転倒」(29.7%)、「口腔」(24.6%)となっています。</p> <p>○ IADLを中心とした高齢者の比較的高次の生活機能の指標として定着している老研式活動能力指標13項目でリスク低下者として、該当した割合が高いのは、「社会的役割^{※1}」(68.7%)、「知的能動性^{※2}」(45.0%)、「手段的自立(IADL)^{※3}」(9.7%)となっています。</p> <p>※1 人を思いやる、相談にのる、他の世代との積極的な交流を図ったり、地域活動に参加したりするのが、この「社会的役割」です。</p> <p>※2 新聞を読む、読書をする、そしてその情報を元に会話をして、相手を楽しませるなどの行為はこの能力「知的能動性」にあたります。</p> <p>※3 掃除や食事の準備、金銭の管理などのいわゆる家事全般が「手段的自立」にあたります。</p>
考察
<p>○ 高齢化率の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、リスク低下者も増加傾向にあるため、予防事業の必要性が高いと考えられます。</p>

エ 居宅介護サービス利用者実態調査

結果の概要
<p>○ 日頃生活をする上で気をつけていることとして、「転倒しないよう気をつけている」の割合が80.0%以上と最も高く、各介護度別でも高い割合となっています。</p> <p>○ 現在利用している又は利用したことがある介護保険サービスについて、「福祉用具貸与」の割合が50.0%以上と最も高く、「介護度3」以上では、65.0%を超える利用率となっています。</p>

- 介護保険サービスを利用しての生活の変化について、自分で身の回りのことが「出来るようになった」が28.0%、体調が「良くなった」が32.9%、精神的に「楽になった」が41.3%、家族に対する気兼ねが「減った」が22.7%、外出する機会が「増えた」が19.8%となっています。
- 介護保険制度や高齢者に対するサービスなどに関する情報の入手方法や相談相手について、どちらも「ケアマネジャー」の割合が74.0%以上と最も高くなっています。
- 今後の生活について、「在宅での生活を続けたい」の割合が60.9%を占めており、次いで「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所したい」の割合が9.4%となっています。

考察

- 今後も必要なサービスを受けられるようケアマネジャーとの連携や介護保険サービスに関する情報提供が必要です。
- 介護保険サービスを利用しての生活の変化においては、「変化なし」の割合が多いのが現状のため、サービスの質の向上の必要性が考えられます。

オ 介護保険未利用者実態調査

結果の概要

- 日頃生活をする上で気をつけていることとして、「転倒しないよう気をつけている」の割合が89.9%と最も高く、次いで、「身の回りのことは自分でするよう心がけている」の割合が79.2%となっています。
- 介護サービスを利用していない理由として、「サービスを必要としないから」の割合が28.7%と最も高くなっています。また、介護度が上がるにつれて「入院していたから」の割合が高くなっています。
- 今後利用したい介護保険サービスは、「福祉用具貸与」の割合が26.6%と最も高く、次いで、「通所リハビリテーション」の割合が23.9%となっています。

- 介護保険制度や高齢者に対するサービスなどについて困ったときの相談相手は、「地域包括支援センター」の割合が 48.9%と最も高く、次いで、「ケアマネジャー」の割合が 36.1%となっています。
- 介護保険制度のサービスなどに関して望むこととして、「介護保険制度に関する情報を分かりやすく提供する」の割合が 38.2%と最も高く、次いで、「利用できるサービス提供事業者の数を増やす」の割合が 22.9%となっています。
- 任意後見人制度及び法定後見人制度の認知度については、どちらも「聞いたことはあるが、詳しい内容は知らない」の割合が 30.0%以上と最も高くなっています。
- 厚木市の高齢者施策に対して望むこととして、「交通手段の整備等、高齢者の移動手段の確保を図る」の割合が 47.1%と最も高くなっています。
- 今後の生活について、「在宅での生活を続けたい」の割合が 63.3%と最も高く、次いで「分からない」の割合が 12.2%となっています。

考察

- 今後、必要性にあわせて介護保険サービスの利用ができる環境を整えるため、地域包括支援センターやケアマネジャーとの連携がより一層必要です。
- 介護保険制度のサービスなどに関して望むこととして、「介護保険制度に関する情報を分かりやすく提供する」という声が多いことから、情報提供とその方法について改善の必要性が考えられます。

カ 介護保険指定事業者実態調査

結果の概要

- 現在提供している介護予防サービスは、「介護予防訪問看護」、「介護予防認知症対応型共同生活介護」の割合が高くなっています。
- 現在提供している介護サービスは、「居宅介護支援」、「訪問介護」、「通所介護」、「地域密着型通所介護」の割合が高くなっています。

- 厚木市内で、サービス提供量が不足していると思う介護予防サービスは、「訪問型サービス（総合事業）」の割合が61.5%と最も多く、「介護予防支援」の割合が15.4%、「介護予防訪問リハビリテーション」の割合が11.5%となっています。
- 厚木市内で、サービス提供量が不足していると思う介護サービスは、「訪問介護」の割合が65.4%と最も高く、次いで「居宅介護支援」の割合が30.8%、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の割合が23.1%となっています。
- 事業運営上、課題や困っていることについては、「職員（常勤・非常勤）の確保に関すること」の割合が70.0%と最も高く、次いで「事務作業が煩雑なこと」の割合が50.0%、「介護保険制度に関する利用者の理解が十分でないこと」の割合が30.0%となっています。
- 介護保険制度を円滑に推進するために必要なこととして、「介護保険制度についての住民への周知」の割合が54.0%と最も高く、次いで「保健福祉サービス（市独自のサービス）の提供」の割合が38.0%、「介護予防事業の充実」の割合が34.0%となっています。
- より質の高い介護サービスを提供するために必要な取組として、「職員のマナーやコミュニケーション技術の向上」の割合が64.0%と最も高く、次いで「一人ひとりの利用者を主体としたケアの充実」の割合が62.0%、「職員の介護技術の向上」の割合が56.0%となっています。

3 厚木市保健福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市保健福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 社会福祉事業従事者
- (3) 保健福祉関係団体の代表
- (4) 住民自治組織の代表
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、福祉庶務主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第8号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年規則第41号）

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

4 厚木市保健福祉審議会委員名簿

令和5年10月1日現在

役 職	氏 名	選出区分
会長	宮田 幸紀	保健福祉関係団体の代表
職務代理	前頭 七恵	学識経験者
委員	横田 剛一郎	公募による市民
委員	山本 智子	公募による市民
委員	川原 由美	社会福祉事業従事者
委員	関 紘太	社会福祉事業従事者
委員	宮盛 康友	保健福祉関係団体の代表
委員	熊谷 薫	保健福祉関係団体の代表
委員	和田 直代	保健福祉関係団体の代表
委員	笹山 恵一郎	住民自治組織の代表
委員	老山 大輔	学識経験者
委員	蓮見 優子	学識経験者
委員	佐々木 つぐ巳	関係行政機関の職員
委員	矢澤 隆	関係行政機関の職員

5 厚木市地域包括ケア推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例（昭和32年厚木市条例第17号）に基づき設置された厚木市地域包括ケア推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 関係団体の代表
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集する。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、地域包括ケア推進主管課で処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

資料編

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に推進会議に相当する合議体（以下「従前の合議体」という。）の委員である者は、この規則の施行の日に、第2条の規定により推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、同日における従前の合議体の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 第4条の規定にかかわらず、この規則の施行の際、現に従前の合議体の会長又は副会長である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、同条の規定により推進会議の会長又は副会長として定められたものとみなす。

6 厚木市地域包括ケア推進会議委員名簿

令和5年10月1日現在

役職	氏名	選出区分
会長	八木 健太郎	厚木医師会
副会長	栗原 大	厚木市障がい者 基幹相談支援センター
委員	内田 善久	厚木歯科医師会
〃	潮 晴光	厚木薬剤師会
〃	迺島 阿矢子	厚木医療福祉連絡会 訪問看護部会
〃	前田 玲	厚木医療福祉連絡会 リハビリテーション部会
〃	遠藤 貴子	厚木医療福祉連絡会 ケアマネジャー部会
〃	江頭 文江	厚木医療福祉連絡会 摂食嚥下部会
〃	杉山 肇	厚木病院協会
〃	印南 孝俊	厚木市社会福祉施設連絡会
〃	矢野 香織	厚木市地域包括支援センター
〃	小泉 京子	厚木市地域福祉推進協議会
〃	河野 友和	公募による市民
〃	須藤 亨	公募による市民
〃	坂田 映子	公募による市民

7 諮問・答申

(1) 諮問

令和5年10月6日

厚木市保健福祉審議会
会長 宮田 幸紀 様

厚木市長 山口 貴裕

厚木市地域福祉計画（第6期）、厚木市障がい者福祉計画（第7期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の素案について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

添付資料

- 1 厚木市地域福祉計画（第6期）素案
- 2 厚木市障がい者福祉計画（第7期）素案
- 3 厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）素案

(2) 答申

令和5年10月20日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市保健福祉審議会
会長 宮田 幸紀

厚木市地域福祉計画（第6期）、厚木市障がい者福祉計画（第7期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の素案について（答申）

令和5年10月6日付けで諮問のあった厚木市地域福祉計画（第6期）、厚木市障がい者福祉計画（第7期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の素案について、本審議会における慎重な審議を重ねた結果、全員一致をもって次の結論を得たので、ここに答申します。

答 申

厚木市地域福祉計画、厚木市障がい者福祉計画及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、社会福祉法を始めとした福祉関連法に定められた法定計画であり、厚木市総合計画の個別計画として位置付けられ、また、福祉に関する計画として相互に結びつけられている。

これらの計画は、厚木市が目指す地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画として、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」という共通の将来像を掲げ、人口減少社会の到来、超高齢社会の進展を見据えた計画としている。また、計画の策定に当たっては、令和4年度に実施された市民アンケートの調査結果を基に、庁内会議での検討を重ねるとともに、意見交換会での意見聴取のほか、地域包括ケア推進会議、地域福祉推進協議会、障害者協議会等の議論を踏まえ策定したものであり、福祉関連施策を推進する計画として適切なものと判断した。

なお、計画の策定に当たっては、引き続きパブリックコメントの意見を踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努められ、誰もが分かりやすい計画とされたい。

また、本答申は、委員から提起された意見に基づき、本審議会の総意としてまとめたものであるが、計画の推進に当たっては、次の項目に配慮されることをお願いしたい。

1 地域福祉計画（第6期）

(1) 計画の対象者について

再犯防止推進計画を包含する計画としたことから、再犯防止の活動における重要な役割を担っている保護司を計画の対象者に明記し、誰もが参加できる地域づくりを推進されたい。

(2) 成年後見制度の利用促進について

市内には、認知症や障がいの特性に対する識見をもつ社会福祉法人等が存在することから、法人後見受任体制の構築を明記し、成年後見制度を推進されたい。

2 障がい者福祉計画（第7期）

計画の対象者は、障害者基本法第2条の規定に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）としているが、発達障害は障害者手帳所持者に含まれていないため、障害福祉サービスの利用等において、支援が滞ることがないように取り組まされたい。

3 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

(1) 要支援・要介護認定者について

要支援・要介護認定者のそれぞれにおいて、その程度に応じ様々なサービスが利用できるが、対象者だけではなく家族等介護者の更なる負担軽減に努められたい。また、市民に分かりやすく要支援・要介護認定者についての説明を追加されたい。

資料編

(2) 多様な住まいの選択について

高齢者が地域で自分らしい暮らしを続けるため、多様な住まいの選択ができるよう、支援体制の充実を図られたい。特に、賃貸物件の借入時に生じる問題については、関係機関と調整を図り、支援体制の充実に努められたい。

厚木市保健福祉審議会	会 長	宮田 幸紀
	職務代理	前頭 七恵
	委 員	横田 剛一郎
	委 員	山本 智子
	委 員	川原 由美
	委 員	関 紘太
	委 員	宮盛 康友
	委 員	熊谷 薫
	委 員	和田 直代
	委 員	笹山 恵一郎
	委 員	老山 大輔
	委 員	蓮見 優子
	委 員	佐々木 つぐ巳
	委 員	矢澤 隆

8 用語集

〈あ行〉

ICT（情報通信技術）

Information and Communication Technology の略で、インターネットやパソコン、スマートフォンなどの技術を使った技術です。

厚木市障がい者福祉計画

障がい者福祉計画は、障害者基本法に規定する市町村障害者計画で、本市の総合計画の施策展開の方向を見据え、福祉分野の各個別計画と理念を共有し、本市における障がい者福祉の基本的な計画として位置付けられるものです。

また、障害者総合支援法に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法に規定する市町村障害児福祉計画を包含した計画としています。

厚木市総合計画

厚木市総合計画は、市の全ての計画の基本であり、まちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

厚木市自治基本条例の規定に基づき、市の将来都市像とその実現に向けた、まちづくりの方向性や施策の体系を示すとともに、市民・事業所・行政の役割を明らかにし、それぞれの主体がともに理想とするまちをつくることを目的としています。

厚木市地域福祉計画

社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画で、厚木市総合計画の施策展開を見据え、福祉分野の各個別計画と理

念を共有し、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、成年後見制度の利用の促進、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める計画です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定する成年後見制度利用促進基本計画及び再犯の防止等の推進に関する法律に規定する再犯防止推進計画を包含した計画としています。

意思決定支援

障がいや認知症などにより、物事をうまく決められない方とともに歩み、考え、本人の意思を尊重し決定していくことです。

〈か行〉

介護支援専門員（ケアマネジャー）

認定された要介護者等の心身の状況に応じて、適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、サービス事業者等との連絡・調整をし、居宅サービス計画を作成したり、相談を行ったりする専門職で、ケアマネジャーともいいます。

介護保険施設

介護保険法による施設サービスを提供する施設で、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の3種類があります。

核家族化

夫婦のみの世帯、一人親世帯や夫婦とその未婚の子どもからなる家族を指し、これらの家族状態が社会で進んでいる状態をいいます。

居住支援協議会

高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して暮らしていくことができるよう、市の住宅部局と福祉部局、不動産関係団体や居住支援団体などが一体となって課題の解決に取り組む協議会です。

居宅サービス計画（ケアプラン）

要介護度区分に応じ、要介護者等の心身の状況等を勘案し、適切なサービス利用ができるように作成した計画（予定表）の事で、ケアプランともいいます。

また、要支援者が介護予防サービスを利用するために作成する計画は、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）といえます。

言語療法士（言語聴覚士）

言語機能の障がいにより正常なコミュニケーションが困難な人に、言語機能の評価を行い、訓練と指導を実施するリハビリの専門職で、ST（エスティー：Speech-Language-Hearing Therapist）ともいいます。

権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知機能の低下などのために、自分で判断する能力が不十分だったり、意志や権利を主張することが難しい人たちのために、代理人が権利の主張や自己決定を

サポートしたり、代弁して権利を擁護したり表明したりする活動のことです。

合計特殊出生率

15から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で、一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。

高齢化率

65歳以上の高齢者が総人口に占める割合をいいます。

〈さ行〉

市民後見人

弁護士等の専門職後見人に対し、自治体等が行う養成研修により後見活動に必要な法律や知識を身に付けて、家庭裁判所から選任された市民を市民後見人といえます。

障がい等で物事を判断することが難しい人に親族がいない場合、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行います。

就労的活動支援コーディネーター

就労的活動の場を提供できる民間企業・団体等と就労的活動の取組を実施したい事業者等とをマッチングし、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする者のことです。

生活支援コーディネーター

地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のことです。

主に、社会資源の把握、地域に不足するサービスの創出や担い手の養成等の資源開発や地域の支援ニーズと取組のマッチングなどを行っています。

生活習慣病

食習慣・運動習慣・休養(ストレス)・喫煙・飲酒等の生活習慣が深く関与して発症する疾患の総称で、代表的な病気として糖尿病や心筋梗塞、脳卒中、ガンなどがあります。

成年後見制度

判断能力の不十分な認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等を保護するための民法上の制度で、法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度は、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の財産管理や施設等への入退所等の契約等を代行して行うものです。

任意後見制度は、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に自分の生活や療養看護、財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公証人の作成する公正証書で結んでおくものです。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者及び精神障がい者等で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する事業です。

成年後見制度利用促進協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律の規定に基づき、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法、医療、福祉等の地域連携体制を構築し、情報交換や調整等する協議会です。

〈た行〉

団塊の世代

戦後の出生数が各年 250 万人を超えた第一次ベビーブーム（昭和 22（1947）年から昭和 24（1949）年）の間に生まれた世代を指し、人口構造上、大規模な集団となります。

地域福祉コーディネーター

地域において福祉サービスを必要とされる人のニーズを把握し、サービスや住民による支え合いの活動等につなぎ、地域での生活を支えるネットワークづくりを進めることができる者のことです。

地域包括ケア社会

地域における生活の基盤となる住まい・生活支援に加え、専門職による医療・介護・介護予防を提供する「地域包括ケアシステム」を基盤とし、高齢者、障がい者、子どもなど、地域に暮らす全ての市民を対象に、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる社会です。

中核機関（成年後見制度）

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、権利擁護に関する相談、成年後見制度利用促進や協議会の適切な運営等を実施し、地域の全体の権利擁護のコーディネートを行う機関です。市では権利擁護支援センターあゆさぼと厚木市で担っています。

超高齢社会

総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が、21%を超える社会をいいます。

なお、7%を超えると「高齢化社会」といい、14%を超えると「高齢社会」といいます。

〈な行〉

日常生活圏域

高齢者等が住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域包括支援センターを設置している10地区を基本に区分したものです。

認知症

正常に発達した知的能力が、脳の病気や障がいにより生じるもの忘れや思考力、判断力の低下等の状態の総称です。

認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等をふまえて、観察・評価を行い、本人や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うための複数の専門職によるチームです。

認知症地域支援推進員

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援を行うとともに、認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う専門職です。

〈は行〉

バリアフリー

もとは建築用語で、高齢者などの行動を妨げている建築的な障壁を取り除くことをいいます。最近では、高齢者などが社会的、心理的に被っている偏見や差別意識を取り除く「心のバリアフリー」も含めています。

避難行動要支援者

障がい者、高齢者や児童等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者をいいます。

ボランティアセンター

ボランティア活動に関する相談、講座や研修会の開催等を実施し、ボランティア活動の振興を図る機関です。

厚木市では、社会福祉協議会ボランティアセンターがあります。

〈ま行〉

未病

心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」と「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、「病気ではないが健康でもない状態」を未病とといいます。

病気になってから対処するのではなく、普段の生活において「心身を整え、健康な状態に近づけることが重要です。

〈や行〉

要介護・要支援認定

介護保険の給付を受けるために、被保険者が「要介護状態」や「要支援状態」に該当するかどうか、該当する場合どの程度かを保険者である市が認定するものです。

「要介護状態」とは、身体又は精神の障がいのために、日常生活での基本的な動作について常時介護を必要とする状態をいい、「要支援状態」とは、要介護状態の軽減・悪化防止のために支援が必要又は日常生活を営むのに支障がある状態をいいます。

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

〈ら行〉

理学療法士

身体の基本的な動作能力が低下した高齢者に対し、医師の指示の下、運動療法や物理療法などを用いて、日常生活を送るために必要な能力の回復を図る専門職で、PT（ピーティアー：Physical Therapist）ともいいます。

リハビリテーション

心身に障がいを持つ方の能力を最大限に発揮させ、医学的、心理的、職業的、社会的に可能な限りその機能回復を図ることにより社会復帰させることを目的に行われる更生指導のことをいいます。



厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）

令和6（2024）年4月

発行 厚木市
編集 市民福祉部 地域包括ケア推進課
〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号
TEL 046（225）2047
URL <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

表紙のイラストは、市内の就労継続支援B型事業所を利用する障がいのある方に作成いただいたものです。
本書につきましても、厚木市役所の障がい者雇用職場(しごとサポート室「すまいる」)で製本したものです。

1 戦略改定における基本的な事項

1 改定の背景と目的

生物多様性あつぎ戦略（以下、戦略という）は、平成25年3月の策定から10年が経過しています。

その間、世界的な規模で生物多様性の損失が続いていることから、令和4年12月に2030年までの新たな世界目標が採択されました。世界目標の採択を受け、令和5年3月に国の新たな生物多様性戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されています。

これらの国内外の動向を受け、新たに示されている概念や施策を取り入れながら、本市の豊かな自然やその恵みを将来に継承していくため、生物多様性あつぎ戦略を改定するものです。

2 生物多様性あつぎ戦略の位置付け、戦略の期間など

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく市域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（生物多様性地域戦略）に相当します。

【戦略の期間】2024年度から2030年度まで

【範囲】市域全体

【対象】市民、事業者、学校、行政、その他関係機関等

2 戦略の名称、2050年将来像、2030年目標の改定

1 戦略の名称

生物多様性について、市民に親しみやすさや身近に感じてもらうことを意識し、「生物多様性あつぎ戦略」という名称自体を見直しました。

「みんなの生物多様性 ～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～」

2 2050年の目指すべき将来像(P41)

2050年の目指すべき将来像は、人の暮らしが多く生物の営みに支えられていることを踏まえ、生物多様性を保全し自然を守り育むことによって、そのめぐみと暮らし続けられる内容を表現しました。

「自然のめぐみを育むまち あつぎ」

3 2030年目標(P41)

2030年目標は、2050年の将来像より近い未来であることや現状の市民の認知度を考慮し、市民の生物多様性への理解向上や保全に向けた行動を促進することで、市域の自然回復の実現につながるものとししました。

「誰もが生物多様性を理解し行動することで、
自然が回復しはじめている」

3 基本戦略、施策体系 (P44)

2050年将来像の達成に向け、3つの基本戦略とそれぞれの戦略に2030年の状態目標を設定しています。

また、基本戦略を進めるに当たり、9つの施策を設け、各施策には代表指標を設定しました。

※体系図の詳細は、別紙を参照

基本戦略	状態目標	施策	指標
(基本戦略1) 多様な生態系の健全性を回復する	(状態目標1) 生物の生息生育環境が向上している	1 山地の保全・再生	森林整備面積
		2 里地里山の保全・再生	里地里山活動認定の対象面積
		3 水辺の保全・再生	河川の水質環境基準値の達成率
		4 農地の保全・活用	遊休農地の再生利用面積
		5 市街地の自然の保全・創出	市民一人当たりの都市公園面積
(基本戦略2) 地域固有の生物多様性をまもる	(状態目標2) 種の絶滅リスクが低減している	6 生物の保全・管理	あつぎこどもの森公園における指標種の状況把握率
		7 重要な生息生育場所の確保	自然共生サイトの認定数
(基本戦略3) 生物多様性に配慮した社会をつくる	(状態目標3) 市民等が生物多様性の意味を知り、大切にしている	8 生物多様性のために取り組む人づくり	生物多様性の言葉の意味を知っている市民の割合
		9 自然を活用した解決策(Nbs)の推進	生物多様性に関する環境学習の実施回数

4 改定の主眼と主な特徴

令和5年1月に実施した市民アンケートの結果では、「生物多様性の言葉の意味を知っている」と回答した市民の割合は31.3%であり、生物多様性に係る基本的な概念の周知啓発が課題となっているため、今回の改定では認知度の向上を主眼としています。

【参考: 令和5年1月実施 市民アンケート】 生物多様性という言葉を知っていますか

言葉の意味を知っている	言葉の意味は知らないが、聞いたことがある	言葉を聞いたこともない
31.3%	37.6%	31.1%

1 生物多様性を知るための序章 (P1～19)

生き物の写真やイラストを多く掲載するとともに市内で体感できる場所の紹介をするなど、生物多様性への関心を高め、意味や重要性を分かりやすく伝えるものとして戦略の冒頭部分に序章を設けました。

また、序章は学校のGIGAスクール端末を始め環境教育の教材として活用していただくことを想定しています。

2 施策の理解の入口となるコラムの充実 (P45～48、51、53)

戦略の施策について、市民等に興味や関心を持ってもらう仕掛けとして、関連コラムの充実を図りました。豆知識や実践できる具体的な取組例など親しみが持てる内容を題材として、戦略の施策のページにも目を向けてもらう工夫を施しています。



みんなの 生物多様性

～生物多様性あつぎ戦略2024-2030～

令和6年3月
厚木市

【目次】

序章 生物多様性ってなに？	1
1 生物多様性とは？	1
2 生物多様性の種類	2
3 なぜ大切なの？～生物多様性の恵み～	3
4 今の生物多様性はどういう状態？	4
5 生物多様性が失われるとどうなるの？	5
6 どうして失われるの？ ～生物多様性の4つの危機～	6
7 私たちができることは？	7
8 あつぎの生物多様性を感じてみよう	8
第1章 戦略の基本的事項	20
第1節 戦略改定の背景	20
第2節 戦略の概要	22
第2章 生物多様性の現状と課題	23
第1節 厚木市の概況	23
第2節 生態系	25
第3節 動植物	30
第4節 生物多様性の保全に向けた新たな視点	35
第5節 人との関わり	38
第3章 戦略の目標	41
第1節 2050年の目指すべき将来像と2030年目標	41
第2節 基本戦略・状態目標・施策	42
第3節 進捗管理指標	43
第4章 行動計画	44
施策1 山地の保全・再生	45
施策2 里地里山の保全・再生	46
施策3 水辺の保全・再生	47
施策4 農地の保全・活用	48
施策5 市街地の自然の保全・創出	49
施策6 生物の保全・管理	50
施策7 重要な生息生育場所の確保	51
施策8 生物多様性のために取り組む人づくり	52
施策9 自然を活用した解決策(NbS)の推進	53
第5章 推進体制と進行管理	54
第1節 推進体制	54
第2節 進行管理	56
資料編	57
資料1 戦略の策定経過・委員名簿	57
資料2 意識調査結果	62
資料3 用語解説	70

文中の言葉で * がついているものは、用語解説 (P. 70～) があります。





せいぶつ た ようせい 生物多様性ってなに？

せいぶつ た ようせい 1 生物多様性とは？

地球上には、現在確認されているだけで約175万種の生物がすんでおり、まだ発見されていないものも含めると、3,000万種にもなるといわれています。これらの多くの生きものが豊かな個性を持ち、さまざまなつながりを持つことを「生物多様性」といいます。

しょくもつれんさ せいいたいけい 食物連鎖と生態系

生きものが、食べたり食べられたりする関係を「食物連鎖」といい、生きものが「食物連鎖」によってつながっている仕組みや自然環境を「生態系」といいます。

生態系の中では、植物を虫が食べ、その植物や虫を鳥などの動物が食べ、さらに鳥やけものを食べるキツネやタカなどの動物がいます。また、落ち葉や動物のふん・死体は、微生物によって分解されて土や水などにもどります。



しょくもつれんさ せいいたいけい
食物連鎖でつながっている生態系

2 生物多様性の種類

生物多様性は「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3種類の多様性からできています。

生態系の多様性

地球上には森林、里地里山（奥山と都市の中間に位置し、集落と農地や水路、雑木林などで構成される地域のこと）、河川、湖沼、海などさまざまなタイプの生態系があります。

厚木市（以後、本市という。）の生態系には、大山から東丹沢山などに広がる森林、七沢や荻野、飯山の水田や林などの里地里山、相模川や中津川などの河川、池沼などがあります。



森林



水田



河川



池沼

種の多様性

地球上には動物や植物、細菌や微生物まで、さまざまな種類の生きものがくらしています。

「厚木市生物目録」によると、市内で約5,700種の動物と、約1,700種の植物が確認されています。



ホンドタヌキ



カルガモ



ニホンアマガエル



ホトケドジョウ



ノコギリクワガタ



ヤマユリ



クヌギ

遺伝子の多様性

遺伝子とは、生きものの色や大きさなどを決める設計図のようなものです。同じ種類の動物や植物でも、山や川などによって分断され、地域ごとに異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、くらし方などさまざまな違いが出てきます。例えば、日本全国で見られるクロウリハムシは、本市では体の色が黒色、沖縄県の糸満市では藍色と地域によって遺伝子の差が出てきます。



クロウリハムシ

3 なぜ大切なの？ ～生物多様性の恵み～

私たちは、多くの生きものが結びつき関わりあうことで生まれる「生物多様性の恵み」を受け取って、くらしています。このような「生物多様性の恵み」は次の4つの生態系サービスにわけられ、私たちが生きていくために欠かせないものとなっています。

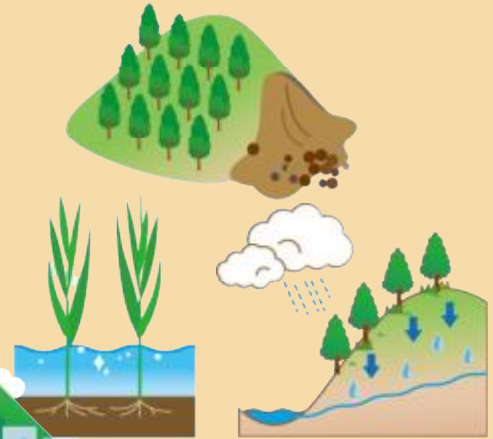
供給サービス

人間の生活に重要な食料、燃料、木材、繊維、医薬品、水などを供給するサービスです。



調整サービス

森林が土の中に水をためることで、土砂崩れや洪水が起こりにくくなったり、水辺の植物が水をきれいにするといった、環境を調整するサービスです。



文化的サービス

自然とともにくらすことで育まれた知恵や伝統など、地域固有の豊かな文化を生み出すサービスです。自然とのふれあいも含まれます。



基盤サービス

植物が二酸化炭素を吸収して酸素をつくったり、昆虫が花粉を運んだり、微生物が枯葉や動物のふんなどを土にもどしたりするサービスです。



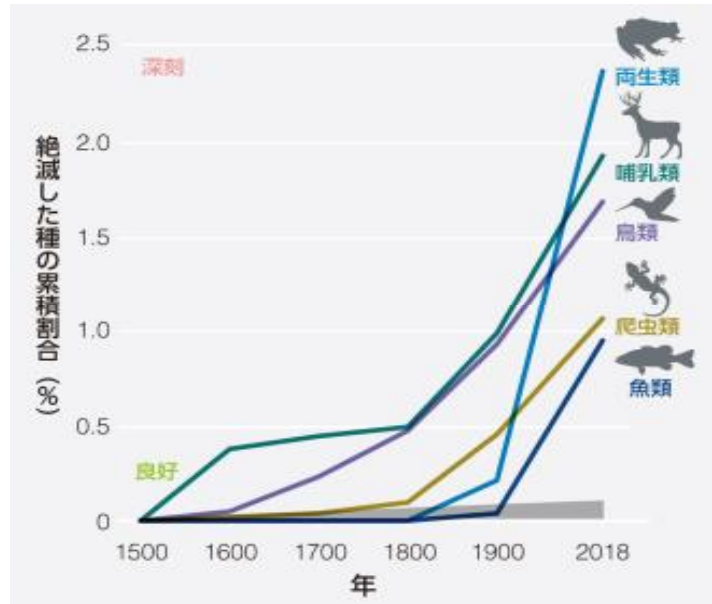
4 今の生物多様性はどういう状態？

地球上では6回目の大量絶滅、そして本市でも多くの生きものに絶滅の危機が迫っています。

6回目の大量絶滅？

地球ではこれまで5回の大量絶滅が起きたとされており、5回目の絶滅は、約6,500万年前に起こった恐竜の大絶滅でした。

今、私たちが生きています時代では、これに続く「6回目の大量絶滅」が起きているといわれており、その原因は、1回目から5回目までの大量絶滅とは異なり、私たち人間の活動が影響していると考えられています。国際機関の研究によると、動物・植物の種のうち、約25%が絶滅のおそれがあり、地球上の種の絶滅は過去50年間で急速に進んでいると報告されています。今後、十分な対策をしなければ、種の絶滅は加速するおそれがあります。



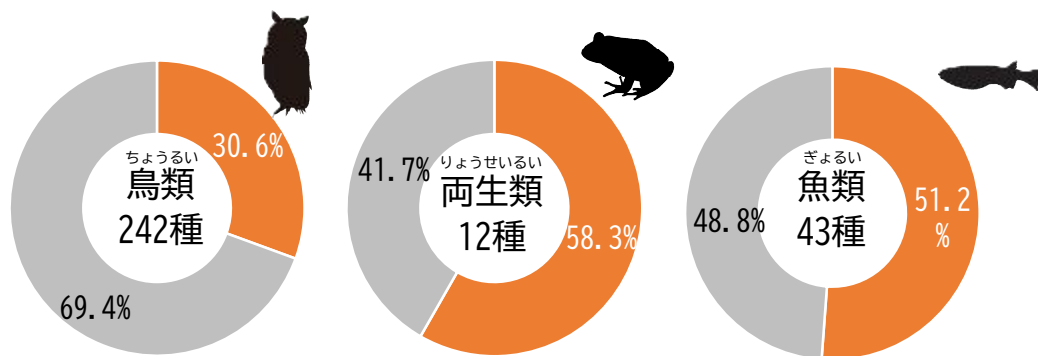
西暦1500年以降の絶滅

【資料：IPBESの地球規模評価報告書政策決定者向け要約より環境省作成】

厚木市内の生きものにも迫る絶滅の危機

本市には現在、動物5,701種、植物1,766種が息息・生育していることがわかっています。このうち、「厚木市レッドデータブック*」に掲載されている絶滅のおそれのある生物種（レッドデータ生物種）は動物234種、植物77種の合計311種です。

市内で確認され、過去からの調査記録が比較的多く整理されている生きものの中で、特に両生類（58.3%）、魚類（51.2%）などは、絶滅のおそれのある種の比率が高く、絶滅の危機が迫っている種が多いことがわかります。



■ 絶滅のおそれのある種の割合
■ その他の種の割合

【資料：厚木市レッドデータブック*】

5 生物多様性が失われるとどうなるの？

生物多様性が失われると、「生物多様性の恵み」である食料や医薬品が失われたり、土砂崩れや洪水などの自然災害が起きるなど、私たちの暮らしにも大きな影響が出てしまいます。

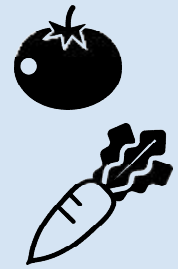
食料や衣服、燃料などがなくなる

私たちの生活に必要な食料や衣服、燃料などは、ほとんどが生物多様性の恵みです。これらがなくなってしまうと人間は生きていけなくなります。



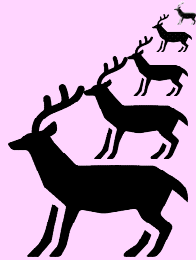
植物の花や実が育たなくなる

昆虫や鳥などに花粉や種子などを運んでもらっている植物は、これらの動物がいなくなってしまうと、花や実が育たなくなってしまうます。



生態系のバランスが崩れる

ある生きものが絶滅することで、生態系のバランスが崩れることがあります。シカの数が増えすぎたのも、天敵だったオオカミの絶滅が原因の一つといわれています。



自然災害が多発する

降った雨は森林や水田に一時的に蓄えられ、土砂崩れや洪水を防いでいます。森林や水田がなくなると、深刻な被害の自然災害が今よりも多く発生することが心配されます。



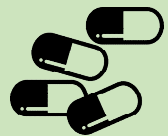
地球温暖化がさらに進む

樹木や海草などは、人間が自然界に出した二酸化炭素を吸収しています。これらの樹木や海草が失われると、地球温暖化がさらに進んでしまうおそれがあります。



医薬品の開発ができなくなる

植物などの生きものを原料にして、数多くの医薬品が作られています。医薬品の原料となる生きものが絶滅してしまうと、人間にとっては大きな損失となります。



技術開発のヒントがなくなる

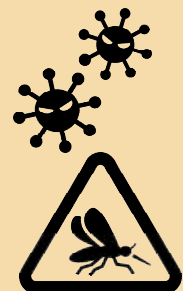
生きものの持つ形や機能からヒントを得て商品を開発することがあります。生物多様性が失われると、このような技術開発ができなくなってしまうます。



新幹線の車両は、カワセミのくちばしがヒントになって設計されました。

感染症が拡大する

森林の減少、野生生物の生息地への人間の進出、都市化などが、感染症を拡大する原因になっているという報告があります。



6 どうして失われるの？

～生物多様性の4つの危機～

私たちの暮らしを支えている生物多様性は、今、世界規模で4つの大きな危機に直面しています。

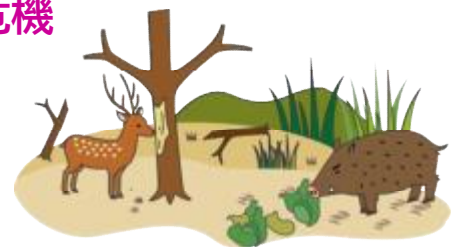
第1の危機：開発や乱獲による危機

第1の危機は、開発や乱獲（生きものを大量にとること）など、人が引き起こす生物多様性への影響です。開発による土地の変化は、多くの生きもののすみかの破壊と悪化をもたらし、乱獲や盗掘（他人の土地で生きものを盗むこと）は、生きものの個体数の減少につながります。



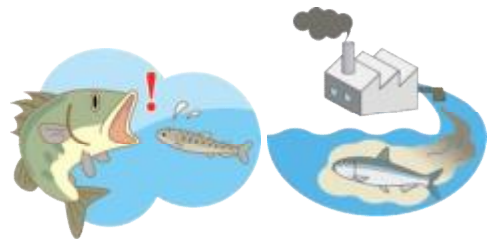
第2の危機：人間の働きかけの減少による危機

第2の危機は、自然に対する人間の働きかけが縮小することによる生物多様性への影響です。里地里山では、資源利用の変化や人口減少、高齢化などの問題により、自然に対する人間の働きかけが縮小しており、地域の生態系のバランスが崩れてきています。



第3の危機：外来種や化学物質による危機

第3の危機は、外来種や化学物質など、人間により持ち込まれたものによる生物多様性への影響です。人間によって外国や国内の他の地域から導入された生きものが、地域固有の生きものや生態系に大きな影響を及ぼしています。



第4の危機：気候変動による危機

第4の危機は、地球温暖化などによる生物多様性への影響です。地球温暖化による気温や降水量の変化は、地球環境に変化をもたらし人間の生活や社会経済だけでなく、今までいた生きものがすめなくなるなど生物多様性にも深刻な影響を与える可能性があります。



コラム

危機の背景にある私たちの社会経済

生物多様性が失われることを防ぎ、回復させていくには、生物多様性の4つの危機を引き起こす「社会の考え方と行動」を変えていかなければなりません。

そのためには、生物多様性を守り育て、持続可能な範囲で利用することによって、私たちの社会や経済がより良いものになるという考え方を浸透させていく必要があります。



7 私たちができることは？

生物多様性を守り育てていくため、私たちができることは何でしょうか。生物多様性が失われないようにするためには、生物多様性の4つの危機の原因を引き起こす私たちの価値観や行動を見直すことが重要です。まずは、生物多様性にふれて、実感し、身近に感じることから始めましょう。

自然のものをとりすぎ
ないようにしよう！



第1の
危機

⇒生きものの数の減少、絶滅を防ぐことができます。

自然を守り育てる
活動に参加しよう！



第2の
危機

⇒自然に人の手を入れることで、生きものが生まれ、育つ場所ができます。

外来種を知り、活用や
駆除の活動に参加しよう！



第3の
危機

⇒外来種の拡大を防ぐことができ、今ある自然のバランスを守ることができます。

ペットや他地域にすんで
いる生きものは野外に放
さず、最後まで飼おう！



第3の
危機

⇒生きもののすみかやエサなどの暮らしを守ることができます。

緑のカーテン*を
育ててみよう！



第4の
危機

⇒植物を育てて日影をつくることで、気温上昇を抑えることができます。

エコラベル*などがついた
環境にやさしい商品を選
んで買おう！



第1の
危機

⇒未来に生物多様性の恵みをつなぐことができます。

身近な公園や緑地に
出かけて、生きものを
探してみよう！



⇒生物多様性の豊かさを実感できます

ごみのポイ捨てを
しないようにしましょう！



⇒ごみによる生態系への悪影響を減らすことができます。

みんなで生物多様性に
ついて話してみよう！



⇒生物多様性について理解を深めることができます。

8 あつぎの生物多様性を感じてみよう

生物多様性の豊かさを感じるには、身近な場所で、生きもののくらし、生きもののつながりに興味を持って、見つめ直すことが重要です。

自然とふれあいながら、生きものを見つけたり、つながりを意識することで、生物多様性の大切さが、きっとわかってくるはずです。



例えば、トンボをみつけたら・・・こんなことがわかるよ！

●大人に成長する場所がある

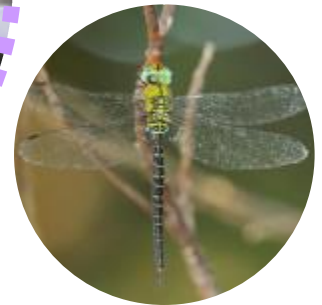


ぼくを
持ち帰らないでね！

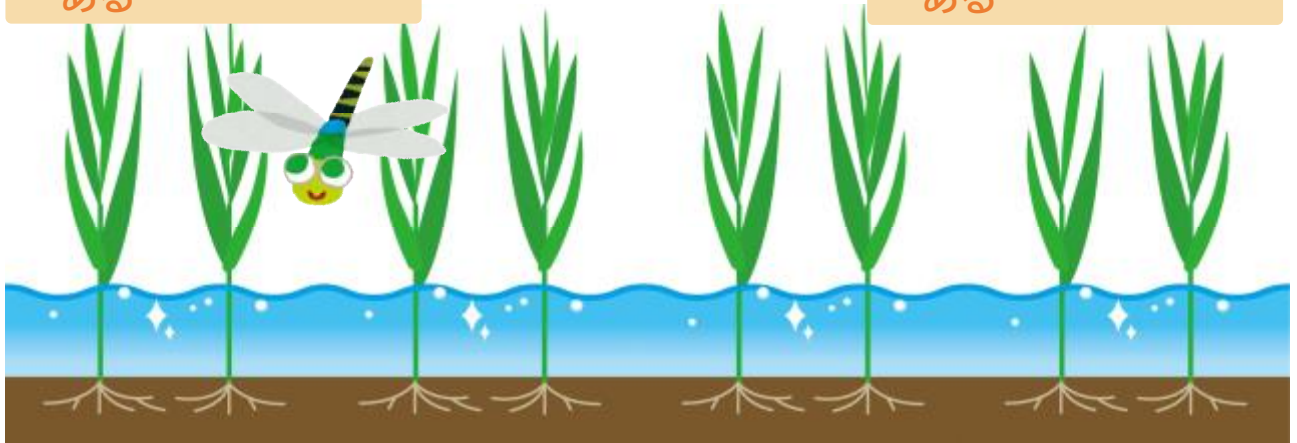
●エサがたくさんある



ヨツボシトンボ



●子どもを産む場所がある



●安心して休む場所がある

自然とふれあうことを通じて、本市の生物多様性について感じ、生物多様性の恵みや生物多様性について学べる場所を紹介し^{しょうかい}ます。

市内^{せいぶつたようせい}で生物多様性について学べる場所

あつぎこどもの森公園



広町公園



厚木市内の里地里山^{さとちさとやま}



神奈川県自然環境保全センター^{かんきょうほぜん}



七沢森林公園



ほほえみ広場(相模川流域の河川敷)^{さがみかわりゅういき かせんじき}



① あつぎこどもの森公園

あつぎこどもの森公園の里山には、ワクワクがいっぱいあふれています！日本一長い空中回廊では、地上約10mの高さを歩きながら、鳥やリスになった気分を味わうことができます。



ムラサキシジミ



ジャコウアゲハ



オカトラノオ



オニヤンマ



キアゲハの幼虫



コゲラ



トゲアリ



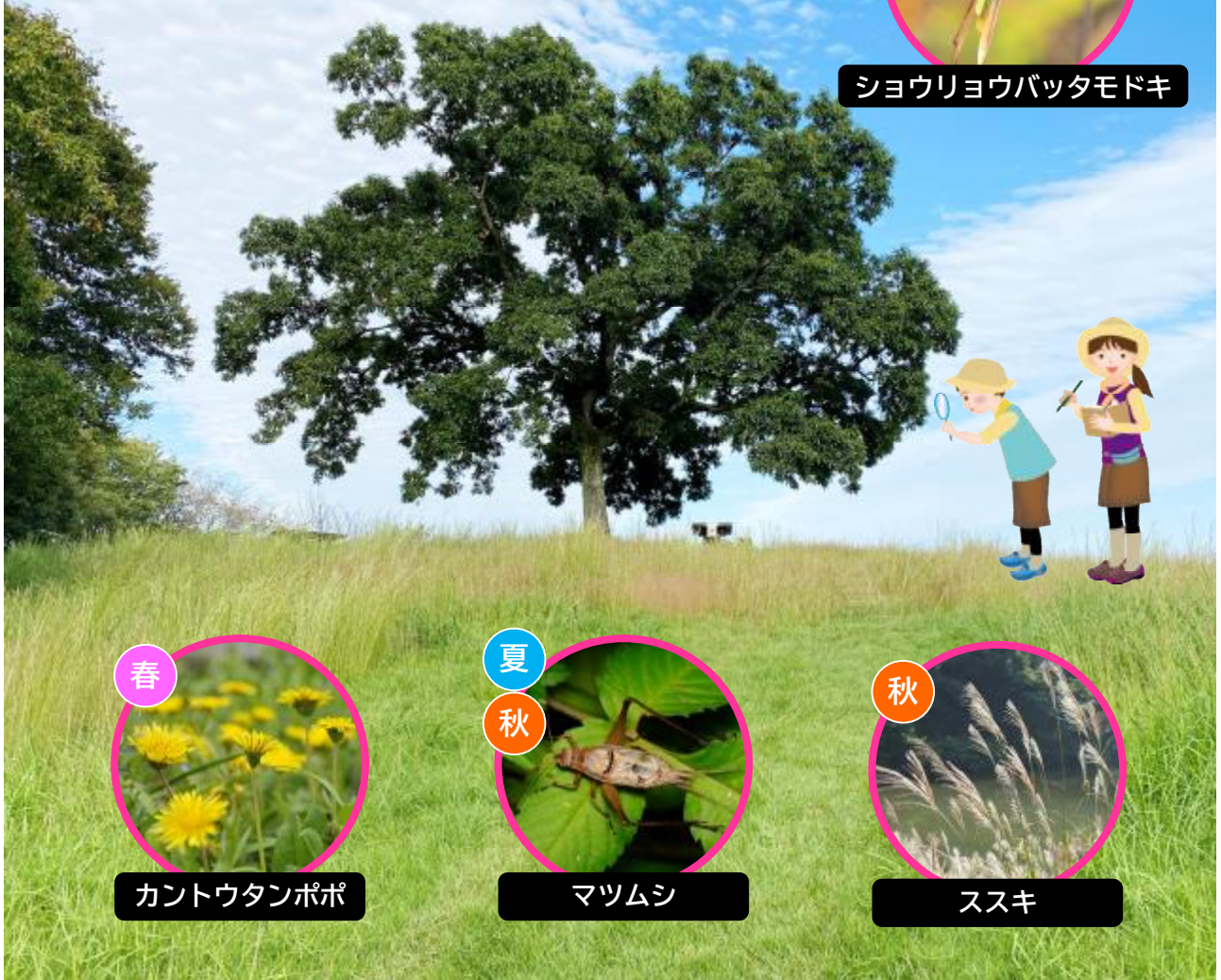
ヤマカガシ



草原の生きものを さが 探してみよう！



ショウリョウバッタモドキ



カントウタンポポ



マツムシ



ススキ



ツリガネニンジン

日あたりの良い草原に生えています。夏から秋には、ベルのような形をした花を咲かせます。



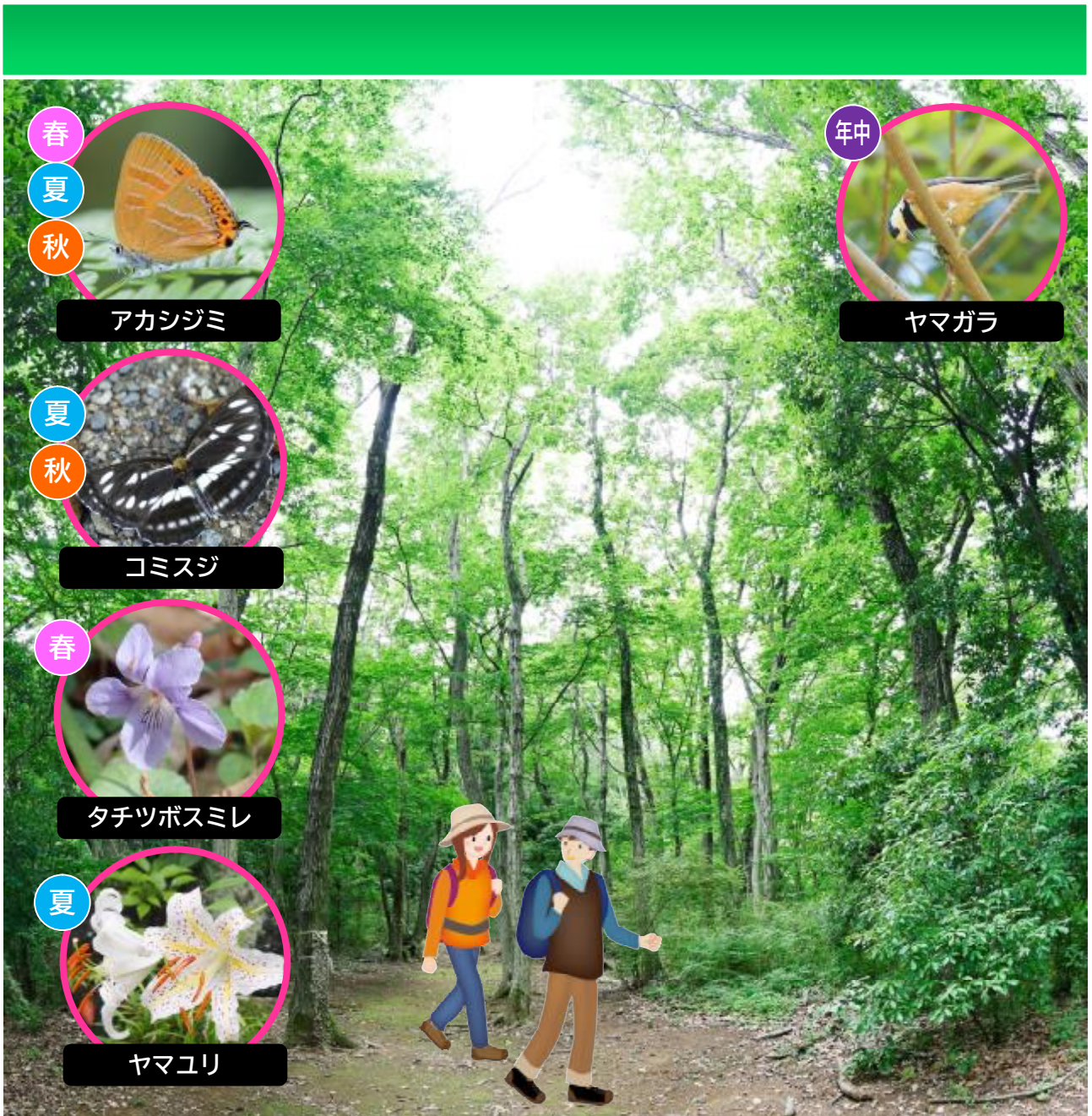
ヒナバッタ

日あたりの良い草原で、植物の葉などを食べてくられています。春から秋にかけて成虫が見られます。



ホオジロ

草原などで昆虫や植物の種などを食べてくられています。木のてっぺんなどに止まって、さえずる姿をよく見かけます。



春
夏
秋



アカシジミ

年中



ヤマガラ

夏
秋



コミスジ

春



タチツボスミレ

夏



ヤマユリ

年中



フクロウ

大木の穴に巣をつくり、ひなを育てます。夜になると、音もなく飛び、ネズミやモグラなどの小さな哺乳類をつかまえます。

春
夏
秋



クサボケ

明るい林などに生える低木で、枝にはトゲがあります。春にオレンジ色の花を咲かせ、秋になると、黄色の果実をつけます。

秋



モズ

林のふちなどで見かけることが多い鳥です。バツタやカエルなどをつかまえると、木や枝にさすことがあります。

どんぐりの林



明るい雑木林

多くの生物がすむ明るい林

人間が里山の維持管理を行っている明るい雑木林は、たくさんの生きもののすみかとなっています。



ウラナミアカシジミ



ウグイスカズラ



暗い雑木林

人間の働きかけが減少？

人間が管理しなくなった雑木林は、暗い常緑樹（一年中葉を落とさずに緑の葉を茂らせる樹木のこと）の林となってしまいます。また、ナラ枯れ*被害も見られるようになりました。



ナラ枯れ*

水田や湿地の生物



湿地の復元で植物が復活！

水田や湿地の環境を復元すると、一度は姿を消してしまった生きものたちが、少しずつ復活してきています。



ミズオオバコ

小川に生息するホトケドジョウ

園内の小川は、絶滅のおそれがあるホトケドジョウの生息場所になっています。



ホトケドジョウ

トンボの楽園

良好な水辺が保全されているため、園内ではたくさんの種類のトンボを観察することができます。



オオシオカラトンボ



マユタテアカネ

② 厚木市内の里地里山

市内の里地里山には、のどかな時間が流れています。活動団体や市民ボランティアによる里地里山の保全活動を通して、日本の原風景・食と文化が受け継がれ、環境省の定める「生物多様性保全上重要な里地里山」に選ばれている場所もあります。



【里地里山の注意事項】
土地の持ち主さんや管理している方がいますので、むやみに入るとは絶対にやめてください。

里地里山の生物

生きものを育む田んぼや畑

田んぼや畑にアキアカネ、ホソミイトトンボ、オニヤンマ、オオシオカラトンボ、コシマゲンゴロウなどの昆虫類、シュレーゲルアオガエル、アズマヒキガエルなどの両生類、ミゾカクシなどの植物のほか多くの生きものの大事なすみかとなっています。



アキアカネ



シュレーゲルアオガエル



ミゾカクシ

人の手で守る里地里山

たくさんの生きものがいる里地里山は、人がお米や野菜などをつくることですみかが守られています。

人が何もしなければ、荒れ果ててしまうので、生きものもすめなくなってしまうます。



水田の水辺

竹林の拡大

人の手が入らなくなった竹林は、森林や農地へと拡大し、多くの生きものにとって生息・生育しにくい環境になってしまいます。



たなだ せま ちくりん
棚田に迫る竹林



③ 広町公園

広町公園は、国道412号線からすぐ近くの荻野地区にある都市公園です。公園内の水辺広場には「広町の湧水」を活用し、神奈川県かんきょうしゅうの代表的な湧水として環境省の「湧水保全ポータルサイト」にも登録されています。



自然をいかし、つくる

三日月湖から始まった珍しい公園

広町公園は、旧荻野川からできた三日月湖（川の蛇行によってできた三日月の形をした湖のこと）を整備してつくられた公園です。園内は自然をいかした池や広場があり、水辺の「飛び宝石」とも呼ばれるカワセミもやってきます。水辺や草地など公園にある自然にふれ、どんな生きものがいるか探してみましよう（公園には立入禁止の保全エリアがあります。ルールを守って探しましょう）。



【資料：国土地理院ウェブサイト・地理院地図 <https://maps.gsi.go.jp/>】

希少植物ミクリの自生

平成22（2010）年に公園が再整備された際、園内の保全された池で希少植物（厚木市レッドデータブック* 絶滅危惧Ⅱ類）のミクリが発見されました。ミクリは神奈川県レッドデータブック2022でも準絶滅危惧種に指定され、開発などの影響を受けやすいことから県内でも限られた環境にしか存在していません。



④ 神奈川県自然環境保全センター

神奈川県自然環境保全センターは、生物多様性にとって重要な自然環境の保全・再生に取り組んでいます。展示室や野外施設は、さまざまな展示や自然とのふれあいを通して、自然との関わり方や自然環境の保全と再生について学習することができる施設です。



自然とふれあい、あそび、まなぶ

展示室はミニ丹沢

ぐるっと一周できる展示室ではパネルやゲームなどを通じて、自然の仕組みや丹沢の自然再生の取組を学ぶことができます。また、シカやアナグマなどの生きもののはく製も、すぐ近くで見ることができるので、毛並みや爪など細かい部分まで観察して違いを学んでみましょう。



屋外はフィールドをいかした観察園

自然観察園や樹木観察園など、屋外では四季折々の身近な里山の生きものを観察できる施設になっています。自然観察園は「谷戸」と呼ばれる斜面の林に囲まれた谷あいの地形で、1960年代頃まで水田や雑木林として利用されていました。園内の池では、人の持ち込みにより急激に増えたアメリカザリガニを釣って駆除する「ザリガニバスターズ」の活動なども行われています。



条件付特定外来生物*
アメリカザリガニ



⑤ 七沢森林公園

七沢森林公園は東丹沢の麓にあり、起伏に富んだ地形に雑木林が広がる自然豊かな公園です。県内最大級の都市公園で広さは約65ヘクタール(横浜スタジアムの24個分)になります。展望台やアスレチックなどもあり一年を通じて豊かな自然を楽しむことができます。



自然が人を癒す

色とりどりの植物を楽しむ

園内では、季節に合わせて様々な種類の植物を楽しむことができます。自然豊かな散策路や広場などで色鮮やかな花々が四季の移り変わりを感じさせてくれるとともに、訪れた人の目を喜ばせています。また、園内の植物の情報は公園のホームページでも見ることができます。



ヤマブキ



キツネノカミソリ



コウヤボウキ

県内で初めての森林セラピー®基地*

森林セラピーとは、医学的な検証結果に裏づけられた森林浴の効果がいい、森林を活用することで人の心身の健康維持や、病気の予防を目指します。七沢森林公園を含む七沢地区は、平成19(2007)年に神奈川県内で初めて森林セラピー基地*として認定されました。公園内には園路やトイレが整備されていますので、セラピーを体感するにはぴったりの場所です。



⑥ ほほえみ広場（相模川流域の河川敷）

相模川は、本市の中心部を流れる丸石河原が特徴的な河川です。貴重な生きものも数多く確認されていますが、オフロードバイクなどによる河川敷の踏み荒らし、外来種の繁茂によって、生物多様性が失われつつあります。



相模川中流域の生物

相模川の代表的な植物が移り変わる

かつて相模川では、外来種のカワラノギク、カワラハハコなどの植物が集まる場所が広く存在していました。しかし、近年はオオキンケイギク、ナガエツルノゲイトウ、ムシトリナデシコ、オオブタクサなど外来種が優勢となる場所が広がり、外来種が姿を消しつつあります。



外来種



特定外来生物

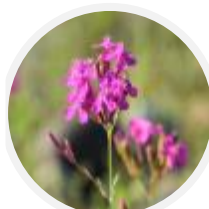
オオキンケイギク



特定外来生物

ナガエツルノゲイトウ

世界最悪の侵略的植物ともいわれています



ムシトリナデシコ



オオブタクサ

コアジサシのすみかとなる河川敷

相模大堰の近くの人工中州には、夏になると、絶滅危惧種の渡り鳥コアジサシが飛来してきます。



コアジサシ

踏み荒らし

オフロード車やモトクロスバイクなどの踏み荒らしで、河川敷の生息・生育環境への影響が心配されています。



市内で見ることができる生きもの

いつまでも豊かな生きものが見られるよう

みんなで**生物多様性**を守ろう！

生きものの情報は市のホームページでも見られます。



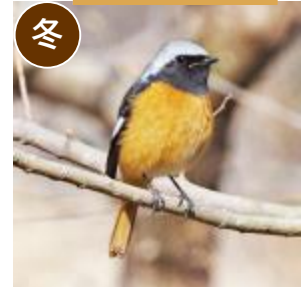
カヤネズミ



スズメ



ツバメ



ジョウビタキ (オス)



アオサギ



コサギ



ニホンアマガエル



カナヘビ



オオシオカラトンボ



オンブバッタ



ハラビロカマキリ



キタキチョウ



ミンミンゼミ



ナナホシテントウ



ジョロウグモ



ノアザミ



エノキ



オニグルミ



ホトトギス



タチツボスミレ



第1章

戦略の基本的事項

第1節 戦略改定の背景

1-1 国内外の動向

急速な生物種の絶滅に対する危機感などから、平成4（1992）年6月にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）にあわせ、初めて「生物多様性」という概念を採用した「生物多様性条約」が採択されました。

平成22（2010）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CBD COP10）では、「生物多様性戦略計画2011-2020」が採択され、令和2（2020）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられました。

その後、令和4（2022）年12月には、生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP15）で愛知目標に次ぐ世界的な目標として「昆明モンテリオール生物多様性枠組*」が採択されています。

国内では、「生物多様性基本法」が平成20（2008）年6月に施行されるとともに、平成24（2012）年9月には愛知目標の達成に向けた「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定されました。

令和5（2023）年3月には「昆明モンテリオール生物多様性枠組*」に向けた「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。

1-2 厚木市の動向

本市では、平成25（2013）年3月に「生物多様性あつぎ戦略」を策定後、その取組を進めています。同年12月には様々な生物のゆりかごとなる里地里山の保全を図るため「厚木市里地里山保全等促進条例」を制定しました。また、平成28（2016）年3月には市内の生物多様性の重要拠点となる「あつぎこどもの森公園」が開園しています。

その後、令和3（2021）年3月には、市内の希少な動物（ほ乳類・鳥類・両生類・は虫類・魚類・甲殻類・昆虫・クモ類）、植物（維管束植物）をまとめた「厚木市レッドデータブック*」を作成・公表しました。さらに、令和3（2021）年3月には、「第5次厚木市環境基本計画」の策定、「厚木市里地里山保全等促進計画」の改定を行いました。

このような様々な背景を踏まえ、「生物多様性あつぎ戦略」を改定することとしました。



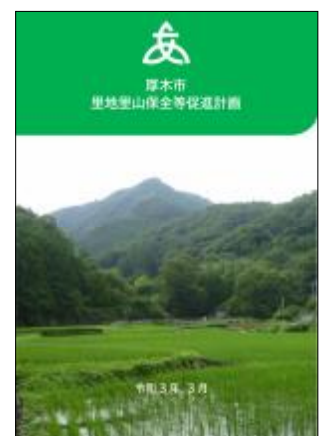
生物多様性
あつぎ戦略の策定



厚木市レッドデータ
ブックの作成・公表



第5次厚木市環境
基本計画の策定



厚木市里地里山保全
等促進計画の策定

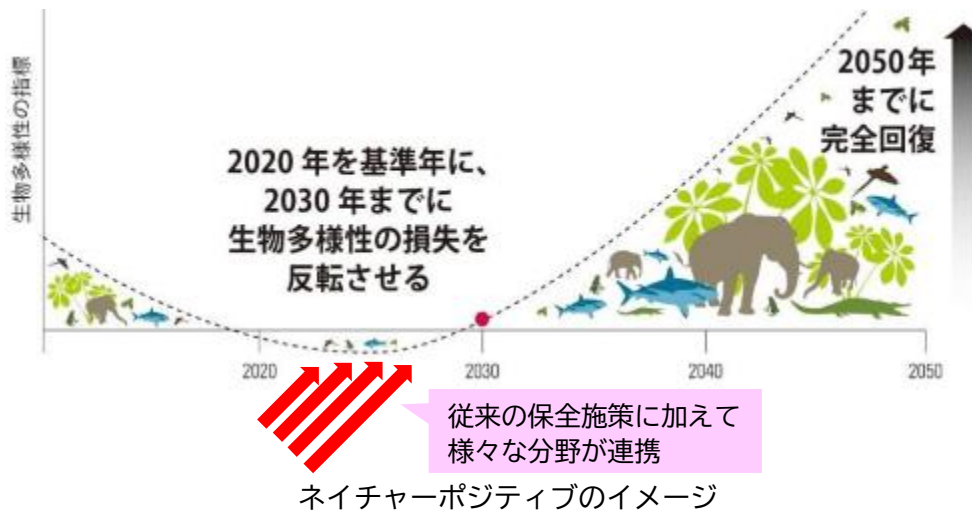


生物多様性に関する新しい考え方

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、目指すべき 2050 年ビジョンとして「自然と共生する社会」を掲げるとともに、2030 年ミッションとして、「2030 年までに自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」という、「**ネイチャーポジティブ（自然再興）**」の考え方を掲げています。また、令和 12（2030）年までに陸域と海域の 30%以上を保全する「**30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標**」が掲げられました。

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは？

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること」をいいます。日本の生物多様性は現在も損失傾向が継続しており、この傾向を回復軌道に転じさせることが必要です。そのためには、生物多様性損失の直接的な原因への対策に加え、生物多様性に配慮した社会へ変革していくことが重要となっています。



【資料：生物多様性国家戦略 2023-2030、生きている地球レポート 2022（WWF ジャパン）】

30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標とは？

30by30（サーティ・バイ・サーティ）目標とは、令和 12（2030）年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる（ネイチャーポジティブ）というゴールに向け、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標です。

30by30 目標は、令和 4（2022）年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（CBD COP15）において採択された新たな国際目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組*」にも盛り込まれています。

政府は 30by30 の達成を目指すため、国立公園などの保護地域の拡充だけでなく、その他の生物多様性の保全が図られている土地を OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として国際データベースに登録し、その保全を促進していくこととしています。令和 5（2023）年度からは適切な自然資源管理がなされている企業の森や社寺林など、生物多様性の保全に貢献する区域を「自然共生サイト」として認定する制度を開始しました。

「30by30 目標」とは、2030 年までに地球の陸・海それぞれの 30%の面積を保全する目標のこと



第2節 戦略の概要

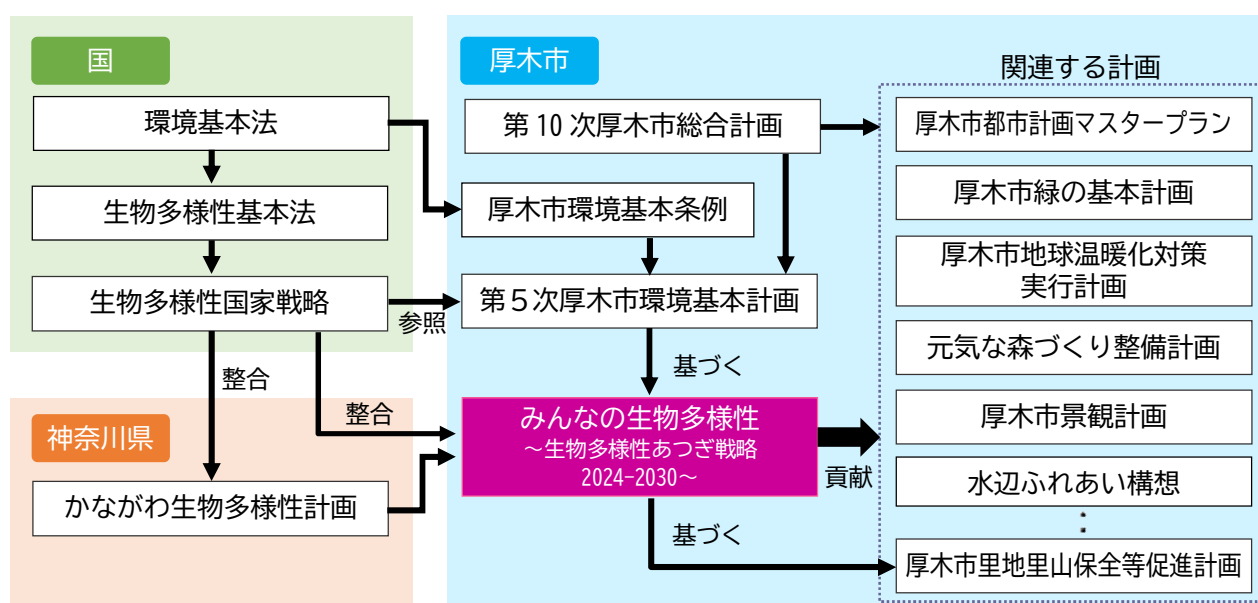
2-1 戦略の位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に基づく市域の生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)であり、「第10次厚木市総合計画」の環境分野における個別計画の「厚木市環境基本計画」を補完する計画として位置づけるものです。

また、本戦略の改定をもって本市の生物多様性に関する「ネイチャーポジティブ宣言*」といたします。

本戦略では、市民・事業者、市民団体等及び行政を対象に、各実施主体の取組を示すとともに、各実施主体の協働による取組を推進します。

生物多様性の保全及び持続可能な利用は、本市の環境行政、社会基盤の整備、教育など様々な分野に関連することから、全庁的な取組を基本として推進していきます。



2-2 戦略の期間

令和6(2024)年度を始期として、生物多様性国家戦略との整合を図ることから、令和12(2030)年度までを戦略の期間とします。また、生物多様性国家戦略の長期目標や短期目標と合わせて、2050年に目指すべき将来像、2030年に短期目標を設定します。

なお、令和8(2026)年度策定予定の「第6次厚木市環境基本計画」と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

2-3 戦略の対象とする区域

本戦略の対象とする区域は、厚木市全域とします。

2-4 戦略の推進主体

本戦略を推進する主体は、市民・事業者・行政など、本市に関連する全てとします。

各主体の役割については、「第5章 推進体制と進行管理」に詳しく記載します。

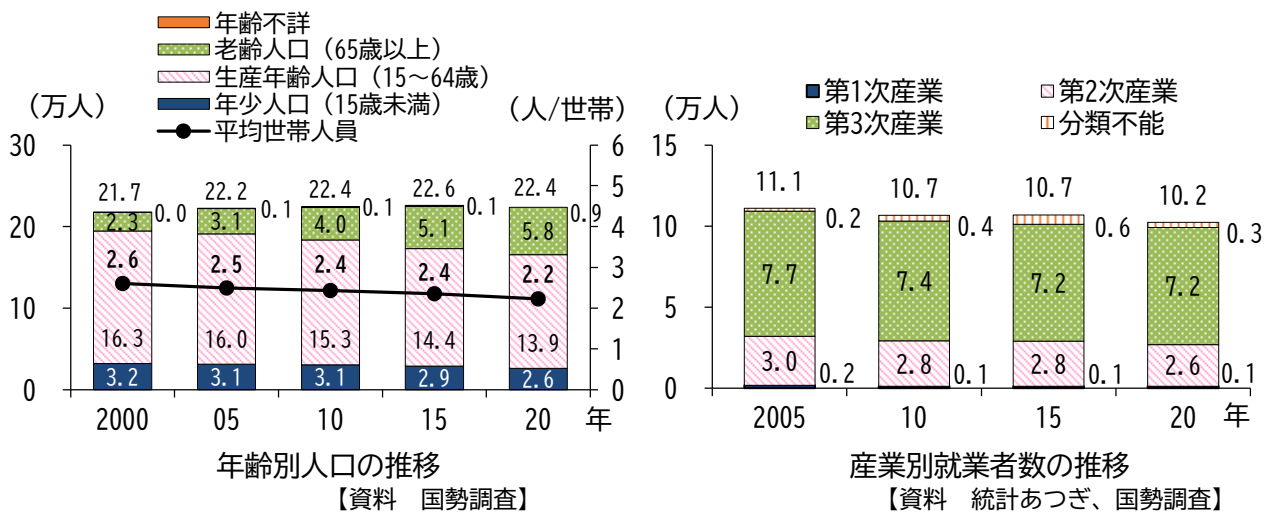
第2章 生物多様性の現状と課題

第1節 厚木市の概況

1-1 人口・産業

本市の総人口は近年、横ばい傾向にあり、令和2（2020）年は223,705人、100,132世帯でした。高齢人口の増加と年少人口の減少が進む「少子高齢化」が進行しています。

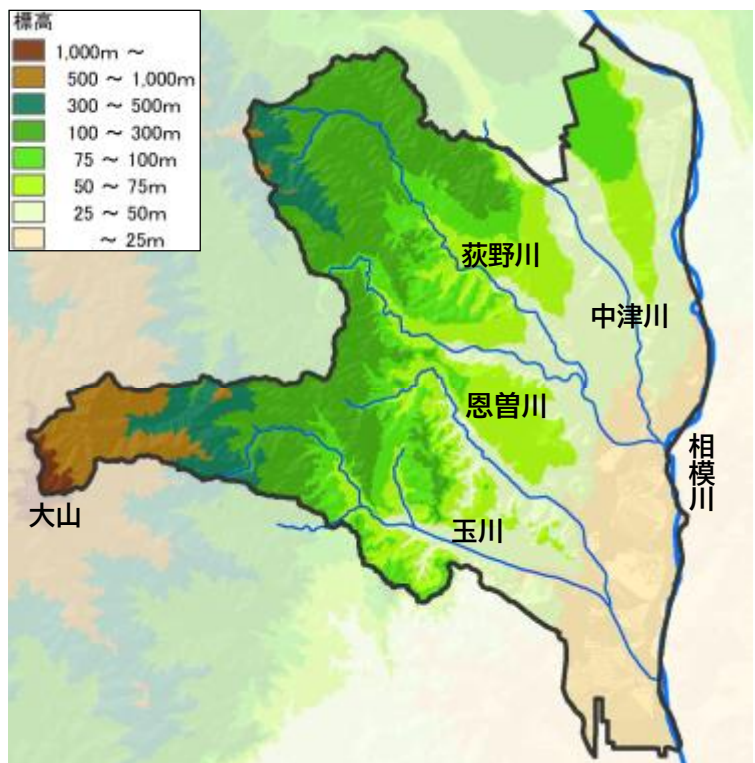
本市の令和2（2020）年における産業別就業者数は、第1次産業が1,230人、第2次産業25,654人、第3次産業72,211人となっています。全体に従業者数は、横ばい傾向にあります。



1-2 位置・地形

本市は、相模川の右岸に広がる扇型の市域で構成され、丹沢山地から連なる丘陵地と、緩やかな平野部からなっています。大山（標高1,245m）から相模川に至る標高差は1,200m以上にも及びます。

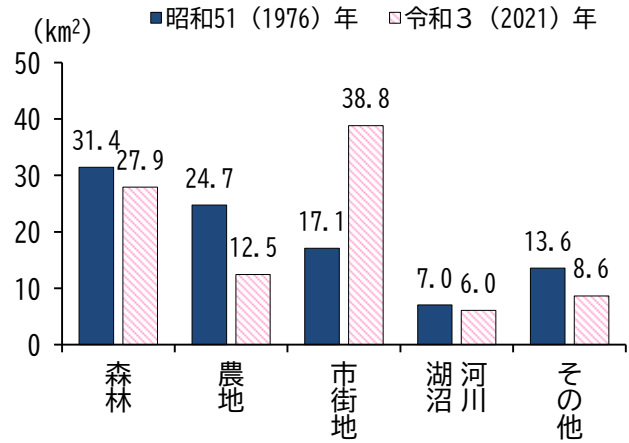
また、相模川、中津川、荻野川、小鮎川、恩曾川、玉川などの河川が流れ、川の流れに沿って河岸段丘とよばれる階段状の地形がみられます。



1-3 土地利用

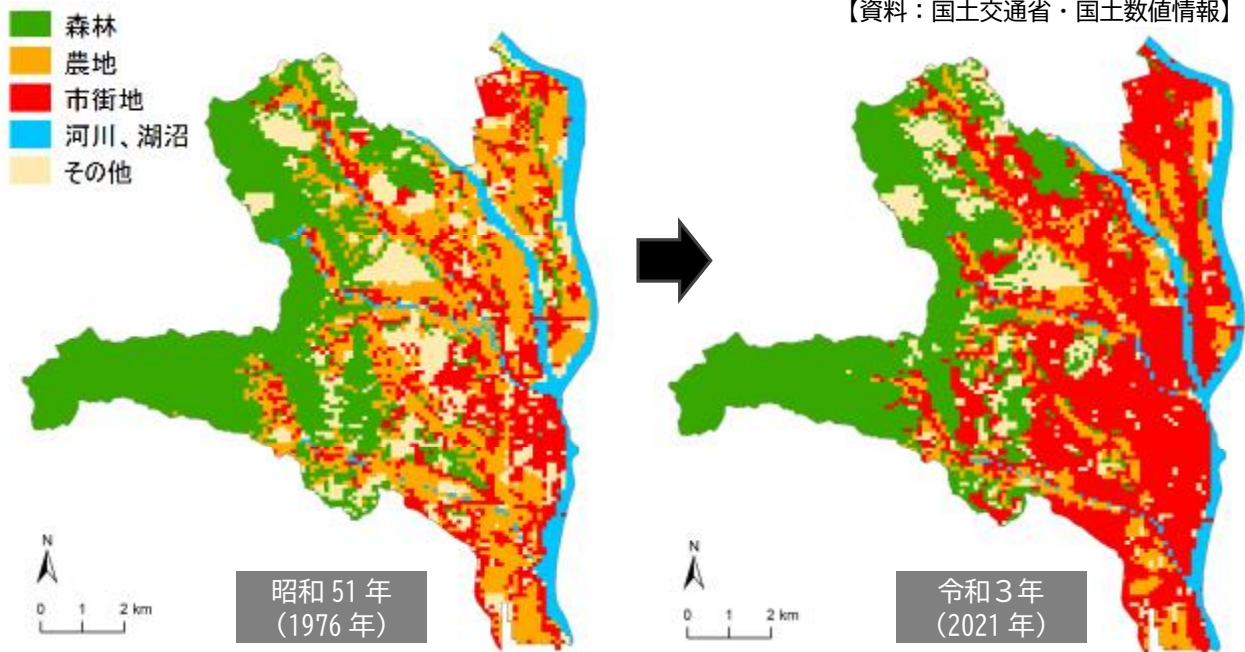
昭和51（1976）年と令和3（2021）年の土地利用の変遷をみると、農地や森林が減少し、市街地が拡大していることがわかります。

注）土地利用面積は、GIS（地理情報システム）データから計測したものであり、実際の面積とは異なる場合があります。



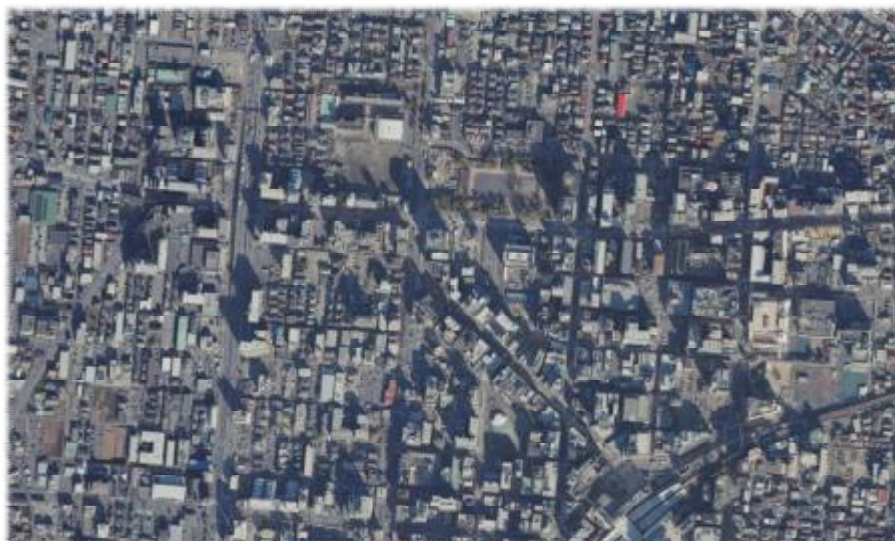
土地利用面積の変化

【資料：国土交通省・国土数値情報】



土地利用の変遷

【資料：国土交通省・国土数値情報】



市役所周辺の市街地（令和4（2022）年）

第2節 生態系

2-1 山地

■市域の約28%を占める森林

本市の西部及び西北部に広がる山地のほとんどが森林に覆われ、大型哺乳類、猛禽類の生息地となっています。

本市の森林面積は2,645haで、市域の面積の約28%を占めており、その内訳は広葉樹林(65%)が最も多く、次いでスギ・ヒノキ植林(28%)となっています。広葉樹林のほとんどは、かつて薪や炭の原料を得るために定期的な伐採により維持されてきたクヌギ・コナラの林です。



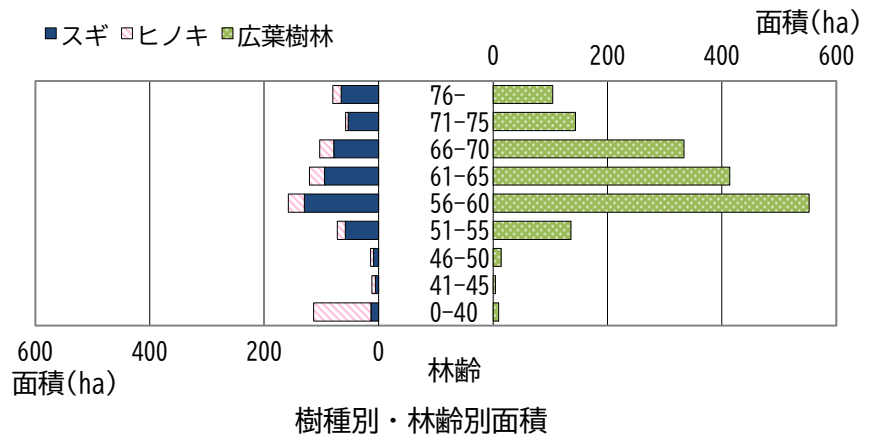
森林

【資料：元気な森づくり整備計画】

■林業の衰退や生活様式の変化による森林の高齢化

スギ・ヒノキの植林、広葉樹林ともに林齢51年生以上の森林が多く、高齢化が進んでいます。

林業の衰退により手入れの遅れた高齢のスギ・ヒノキ植林は、土砂の流出を防ぐ機能が低下していきます。また、生活様式の変化により維持管理されず高齢化したクヌギ・コナラの広葉樹林は、ナラ枯れ*の被害を受けやすくなるとともに、そこに依存する生物が消失し生物多様性が低下していきます。



樹種別・林齢別面積

【資料：元気な森づくり整備計画】

■丹沢山地における自然再生

丹沢山地では、ニホンジカの食圧などによる林床植生の衰退、オーバーユースによる登山道の荒廃、ごみ・し尿処理の問題、奥山域のブナの立ち枯れなどにより、希少な動植物の生息・生育に悪影響が生じています。神奈川県では平成11(1999)年に「丹沢大山保全計画」の策定、平成19(2007)年から「丹沢大山自然再生計画」による事業を行っており、林床植生の回復や希少植物の保全に効果がみられます。

課題

- 森林の持つ公益的機能を発揮させるとともに林業の振興を図るため、荒廃の進んでいるスギ・ヒノキ植林を計画的に整備することが必要です。
- ナラ枯れ*の防止及び生物多様性の保全を図るため、高齢化が進んでいるクヌギ・コナラの広葉樹林を計画的に更新することが必要です。
- 地元産木材の活用促進を図る必要があります。
- 県と関係市町村、市民等多方面と連携し、丹沢山地における自然再生を継続することが必要です。

2-2 里地里山・農地

■里地里山を生息環境としている多くの絶滅危惧種

里地里山は、集落とそれを取りまく農地や水路、二次林などで構成されます。山地と市街地の中間に位置し、水田耕作を中心とした人間の働きかけは、湿地やため池、明るい二次林等の多様な環境を生み出し、そこに適応する多くの生物のすみかになっています。「厚木市レッドデータブック*」に掲載されている絶滅危惧種の多くも、湿地や水田、二次林、草原といった里地里山を生息・生育環境として利用しています。



絶滅危惧Ⅱ類

オオタカ



準絶滅危惧

キビタキ



絶滅危惧ⅠB類

モートンイトトンボ



絶滅危惧ⅠB類

シマゲンゴロウ

■荻野・小鮎・玉川の3地域における里地里山の保全活動

里地里山の自然環境は、人の手が入り二次的な自然資源の利用が定着することで形成されるため、人の働きかけがなくなった里地里山には、再び人の手を入れることが必要になります。

本市は、平成27(2015)年3月に「厚木市里地里山保全等促進計画」を策定(令和3(2021)年3月改定)し、保全等を図る重点地域として荻野・小鮎・玉川の3地域を指定しました。現在、重点地域では、地域住民を主体とした里地里山活動団体が市民ボランティアや企業、大学と連携し、里地里山の保全等の活動が行われています。



里地里山での活動

■神奈川県内でも農業が盛んな地域

本市では、米やナシ、ブドウ、イチゴなどが生産され、神奈川県でも農業が盛んな地域です。

現在、米づくりは川に近く、土地が低く平らで水を引きやすい地区を中心に行われており、主にはるみなどの品種が耕作されています。

市内農業の活性化を図ることを目的に、厚木市民朝市や夕焼け市を定期的に開催し、厚木産の農作物の学校給食への活用を行うなど、地産地消を推進しています。



厚木市民朝市

■多様な生物が生息・生育する水田

水田は人間にとっての食料生産の場であるだけでなく、多様な生物のすみかとなっています。



コサギ



ニホンアマガエル



ヒバカリ

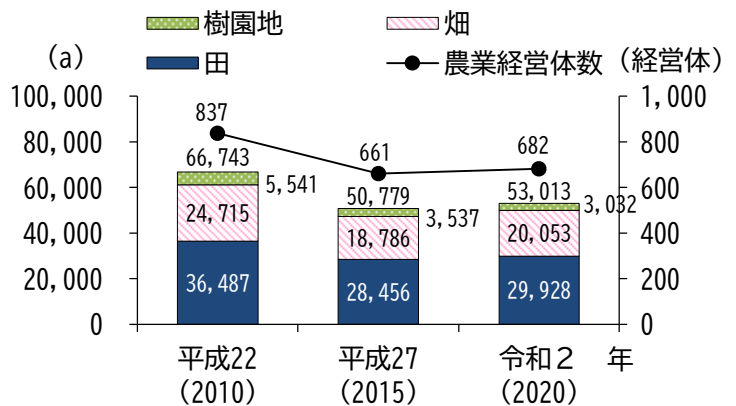


アキアカネ

■減少する経営耕地面積・農業経営体数

近年の農業就業者の減少や宅地整備化等により、水田などの農地の面積は全体として減少傾向にあります。

令和2（2020）年における本市の農業経営体数は682、経営耕地面積は53,013aであり、その内訳は田が56.5%、畑が37.8%、樹園地が5.7%となっています。平成22（2010）年と比べ農業経営体数、経営耕地面積ともに減少していますが、平成27（2015）年からの5年間では、ほぼ同水準で推移しています。



経営耕地面積・農業経営体数の推移

【資料：厚木市都市農業振興計画】

課題

- 里地里山の荒廃、竹林の拡大などに起因し、有害鳥獣による農作物への被害などが増加しているため、人と野生生物の緩衝地帯としての機能を果たす里地里山の適正な管理が必要です。
- 里地里山の保全活動について、継続的な支援が必要です。
- 農地の宅地化や転用が進んでいることから、農業の担い手の育成や農業基盤の強化、遊休農地の解消、市民農園の充実などが必要です。
- 多様な生物のすみかともなる地域の健全な農地を保全していくため、化学肥料や農薬の使用量削減の普及に取り組み、環境負荷の低減を図る必要があります。



生物多様性を育む水田

2-3 水辺

■生態系ネットワーク*の重要な軸を形成

本市は、相模川沿いの平野部から大山にかけて、相模川を幹として中津川や小鮎川など大小様々な河川が枝状に広がっています。主要な河川として一級河川の相模川、中津川、荻野川、小鮎川、玉川のほか、準用河川の恩曾川、善明川、山際川が流れています。

このような河川を含む水辺は、生態系ネットワーク*の重要な軸になっています。

■3,000種以上の生物のすみかとなる相模川

相模川（周辺の河岸段丘含む）には動物で2,337種、植物で960種と様々な生物の生息・生育が確認されています。両岸のヨシ・オギ原は、カヤネズミの良好な生育地となっているほか、大堰下流の中洲にはコアジサシが繁殖し、河川敷の広大な河原にはカワラスズなどが生息しています。また、アユ釣りが有名であり、全国有数のアユ漁獲量を誇っています。一方、相模川などの河川敷の広い範囲で外来植物が優勢になりつつあります。



アユ

■市民の地域活動やアウトドアの場としての利用

相模川や中津川の大きな河川は河川敷が広く、スポーツ広場や多目的広場として利用されています。また、広場以外の場所では様々な植物が茂り、市街地に居住する市民にとっては身近な自然環境となっています。荻野川や玉川、恩曾川などの中小河川では、堤防道路を利用した散歩やジョギング、地域活動の場として広く利用されています。玉川上流部には溪流や滝が分布し、川沿いの道がハイキングコースになっているだけでなく、沢遊びやキャンプ、自然観察などでも利用されています。



相模川ほほえみ広場

■クリーンキャンペーンの開催

相模川の河川清掃は、昭和46（1971）年に始まった歴史ある取組であり、現在は相模川流域の6市町村（厚木・相模原・海老名・座間市、愛川町、清川村）でつくる県央相模川サミット*の活動の一環として、相模川クリーンキャンペーンを実施しています。令和5（2023）年度は相模川・中津川・小鮎川が重なる三川合流点と旭町スポーツ広場を中心に実施し、1,900人が参加しました。

課題

- 河川生物の回遊への配慮や生息・生育環境を再生し、水と緑の生態系ネットワーク*を拡大していく必要があります。
- 河川敷の広範囲を占有しつつある外来植物の除去、礫河原の再生などの自然再生を検討する必要があります。
- 河川におけるごみの散乱などを改善するため、今後も相模川クリーンキャンペーンなどの河川清掃を継続していく必要があります。

2-4 市街地

■都市の環境に適応した生物

中心市街地における建物の密集化、台地における住宅地や工業団地の開発などによる斜面緑地の分断が進んでおり、市街地の自然は大きく失われてきました。

緑が減少することで、生物の生息地の喪失や分断など孤立化が進んでいるため、市街地でみられる生物は非常に限られています。しかし、イソヒヨドリ、ハシブトガラスなど都市空間を利用する鳥類がみられるほか、植物が生育する公園や街路沿いではヤマトシジミやアブラゼミなどが生息しています。石垣や民家では、昆虫類を捕食するアブラコウモリやニホンカナヘビがみられます。



アブラゼミ

■市街地の緑地を確保する取組

開発や農地の減少などにより、市街地の緑地は大きく失われましたが、市街地の緑を創出・保全する取組として、公共施設の緑化や都市公園の整備、斜面緑地の保全、特別緑地保全地区、保護樹木の指定などを行っています。

市街地に点在する寺や神社に生育しているイチヨウ、ケヤキ、クスノキなどの巨樹・巨木は、シジュウカラ、コゲラ、アブラゼミなど様々な動植物に利用され、市街地の緑地として重要な役割を果たしています。



恩曾恩名特別緑地保全地区

■外来植物の分布

ヒメジョオンやアメリカオニアザミなど、特に外国から来た外来植物は、道路沿いや空き地などにいち早く侵入し、在来種を追いやるほど旺盛に繁殖します。そのため、道路や空き地が多い市街地には外来植物が多くみられます。

また、道路や堤防の法面には発芽・生育の早い外来植物、公園の花壇には色鮮やかで手入れが容易な外来の園芸植物を用いることが多いことも、市街地に外来植物が多い理由となっています。



ヒメジョオン

課題

- 市街地の緑地を確保した上で、山地から市街地まで街路樹や企業の緑地、家庭の庭などの緑をつなぎ、生物が移動できる「緑の回廊（コリドー）」を形成する必要があります。
- 緑化に際しては、外来種を使用しないことや、在来の緑化木などを使用することにより、地域の在来種を守ることが重要です。

第3節 動植物

3-1 動植物

■「厚木市生物目録*」における約7,300種の確認記録

本市では、厚木市教育研究所やあつぎ郷土博物館の収集した生物情報を、文献資料や現地踏査により調査し、取りまとめた結果を「厚木市生物目録*」としてまとめています。この「厚木市生物目録*」によると、本市内では約5,600種の動物と、約1,700種の植物が確認されています。

■哺乳類（32種）

- 山地の森林にはニホンジカやツキノワグマ、溪流にはカヤネズミなどが生息しています。
- 平地から丘陵地、山地にかけてはアカネズミ、ホンドタヌキ、アナグマなどが生息しています。
- 河川や谷戸にはハタネズミ、カヤネズミなど、草地を利用する種が生息しています。
- 市街地では、都市部の環境に適応したアブラコウモリなどが生息しています。



準絶滅危惧

カヤネズミ

■鳥類（223種）

- 森林には留鳥*のアオゲラやカケス、夏鳥のオオルリやクロツグミ、サンコウチョウ、冬鳥のアオジなどが生息しています。
- 水田にはコサギ、チュウサギ、アマサギなどのサギ類、畑地にはムクドリやツグミなどが生息しています。
- 河川では相模川を中心に鳥類がみられ、水辺にはササゴイやゴイサギ、カワセミなどが生息するほか、冬季には水辺をマガモやヒドリガモなどのカモ類が越冬場所として利用します。
- 河原の砂地や石が広がる場所にはシロチドリやコアジサシ、草地にはヒバリやホオジロ、セッカなどが生息しています。
- 池や湿地ではカルガモやバン、カイツブリなどの水鳥が生息しています。
- 市街地の公園や緑地にはスズメ、シジュウカラ、キジバト、コゲラなどが生息しています。



カワセミ

■両生類（12種）・爬虫類（11種）

- 両生類は水辺でみられる種が多く、トウキョウダルマガエル、シュレーゲルアオガエル、ニホンアマガエルなどのカエル類やアカハライモリが生息しています。
- 丘陵地や山地にかけての森林にはアズマヒキガエル、タゴガエルなどが生息しています。
- 爬虫類では森林から農地、河川にかけてニホンカナヘビやアオダイショウ、シマヘビ、ヤマカガシなどが生息しています。



絶滅危惧Ⅰ類

アカハライモリ

■魚類 (41種)

- 溪流にはヤマメやカジカ、河川本流や支流域ではアブラハヤ、オオヨシノボリ、ボウズハゼ、カマツカ、回遊魚のニホンウナギやアユなどが生息しています
- 谷戸の小川ではホトケドジョウ、水田と周辺の水路ではギンブナ、ナマズ、ドジョウなどが生息しています。



オオヨシノボリ

■昆虫類 (4,893種)

- 丘陵地の広葉樹林には、ノコギリクワガタやカブトムシ、ヒオドシチョウ、ミスイロオナガシジミなどが生息しています。
- 丘陵地にみられる湿地にはキンヒバリ、ハネナガイナゴ、ヘイケボタル、緑地や法面の草地にはショウリョウバッタやジャノメチョウ、コアオハナムグリなどが生息しています。
- 河川の水辺にはハグロトンボやゲンジボタル、河原の砂地や石が広がる場所にはノグチアオゴミムシやヒゲコガネ、草地にはクルマバッタモドキやトノサマバッタなどが生息しています。
- 水田にはヒメゲンゴロウやコガムシ、畑地周辺にはベニシジミやキアゲハ、公園や緑地にはニイニイゼミ、アブラゼミ、イチモンジセセリ、モンキチョウなどが生息しています。



カブトムシ

■クモ類 (380種)

- 森林にはカネコトタテグモ、キノボリトタテグモ、草地にはヤハズハエトリ、ナガコガネグモ、河原の水際にはイサゴコモリグモ、キシベコモリグモなどが生息しています。
- 市街地の公園や緑地にはクサグモやジグモなどが生息しています。

■植物 (1,766種)

- 本市に広く分布するコナラ、クヌギを主とする落葉広葉樹林には、ヤマユリ、シュンラン、タチツボスミレなどが生育しています。
- 社寺林として残る常緑広葉樹林には、林冠を構成するスダジイ、タブノキのほか、ヤブランやヤブコウジなどが生育しています。
- 標高 800m 付近から大山山頂付近の冷温帯にはブナ、イヌブナ、シロヤシオなどが生育しています。また、本市は植物地理学でいう「フォッサマグナ地域」に位置しており、同地域に特有なマメザクラ、ランヨウアオイ、アズマイバラなどの植物が確認されています。
- 相模川や中津川に広くみられる丸石河原には、かつてはカワラハハコやカワラノギクなどカワラという言葉をつけた植物が数多く生育していました。



ヤマユリ



絶滅危惧Ⅰ類

マメザクラ

課題

- 厚木市内に生息・生育する生物への関心を高めるため、市民に広く啓発していく必要があります。

3-2 絶滅のおそれのある種

■300 種以上の厚木市レッドデータブック*掲載種

本市では、厚木市内の野生生物の現状を把握し、その保護と生物多様性の保全を図るため、市独自の「厚木市レッドデータブック*」を令和3（2021）年3月に作成しました。絶滅のおそれがある種（レッドデータブック掲載種）の評価にあたっては、「厚木市生物目録*」に登載されている全種を対象としており、生息数や生息地の現状、種の特性、現地踏査などの、多角的な視点から評価を行っています。「厚木市レッドデータブック*」に掲載されているのは、動物 234 種（哺乳類 10 種、鳥類 74 種、両生類 7 種、爬虫類 2 種、魚類 22 種、昆虫類 112 種、クモ類 7 種）、植物 77 種の合計 311 種です。

■都市化や開発による環境の悪化

絶滅危惧種にはサシバ、オオムラサキ、カタクリなど、里山や農地を利用する種が多く、これらの生息環境は都市化によって狭められているほか、管理不足による荒廃によって生息環境が悪化しています。

また、タコノアシ、キカシグサ、イヌタヌキモなど湿生植物や水生植物は水田や湿地などの減少、ホトケドジョウやウグイなどは、都市化や河川改修などにより、生息地が狭くなっています。

■水辺を利用する分類群・種の多くがリストアップ

水辺を繁殖場所として利用する両生類や水中に生息する魚類は、市内の記録種の半数以上が「レッドデータ種」にリストアップされています。また、鳥類や昆虫類、植物でも湿地性、水生の種が絶滅危惧種にリストアップされています。

レッドデータ種数

カテゴリー区分	基本概念	本市での確認種数		
		植物	動物	合計
絶滅(EX)	本市で既に絶滅したと考えられる種	1	11	12
野生絶滅(EW)	飼育・栽培下でのみ存続している種	0	0	0
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種	13	60	73
ⅠA類(CR)	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの	0	5	5
ⅠB類(EN)	ⅠA類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの	0	2	2
絶滅危惧Ⅱ類(VU)	絶滅の危険が増大している種	24	45	69
準絶滅危惧(NT)	存続基盤が脆弱な種	16	72	88
情報不足(DD)	評価するだけの情報が不足している種	23	39	62
厚木市レッドデータブック*掲載種 合計		77	234	311

課題

- 「厚木市レッドデータブック*」にリストアップされたのは、市内で記録されている生物種（約 7,300 種）の約 4%ですが、残りの 96%のうち、ほとんどの種はその生息状況をつかめず評価に至っていません。生息状況が解明されないまま、市内から絶滅した生物も相当数含まれていると考えられており、今後も生息状況の実態を把握していく必要があります。

3-3 外来種

■ 特定外来生物 16 種の確認

「外来生物法」（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）では、生態系や人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、飼養・栽培・保管・運搬・販売・輸入などを規制しています。本市では、アレチウリ、アライグマ、スウィンホーキノボリトカゲなど 16 種の特定外来生物が確認されています。



特定外来生物

アレチウリ



特定外来生物

スウィンホーキノボリトカゲ

本市で確認されている特定外来生物

分類群	種名
植物	ナガエツルノゲイトウ、オオキンケイギク、アレチウリ、オオフサモ、オオカワヂシャ
動物	【哺乳類】アライグマ 【鳥類】ガビチョウ 【爬虫類】カミツキガメ、アカミミガメ※、スウィンホーキノボリトカゲ 【両生類】ウシガエル 【魚類】ブルーギル、オオクチバス 【昆虫類】アカボシゴマダラ 【クモ・サソリ類】ハイイロゴケグモ 【甲殻類】アメリカザリガニ※

※条件付特定外来生物*

■ ナガエツルノゲイトウの侵入

特定外来生物のナガエツルノゲイトウが、令和4（2022）年に初めて本市で発見され、相模川や水田地帯での定着が確認されています。ナガエツルノゲイトウは、水田や河川など水辺に繁殖する多年草で、再生力、拡散力、侵略性が高いという特徴があります。観賞用として持ち込まれたものが野外に広がり、水田や畑で繁茂するなど農業への被害が出ているほか、在来植物の生息環境を奪うなど生態系に悪影響を及ぼしています。



特定外来生物

相模川に繁茂する
ナガエツルノゲイトウ

■ 市民・市民団体等と連携した外来種の調査・防除

本市では、種や遺伝子の多様性を保全するため、市民及び市民団体と連携し、主に特定外来生物を対象に外来種防除を進めています。例えば、スマートフォンなどから簡単に画像と位置情報を投稿できるシステム「スマ報」を活用し、特定外来生物を含む外来種の情報収集から駆除までを市民協働で行う取組を実施しています。また、アライグマに対しては「アライグマ防除実施計画」に基づき、市民や農協等と連携し、捕獲・駆除などの防除に取り組んでいます。

課題

- 市民・市民団体等と連携した外来種の分布調査を今後も実施していくとともに、「入れない、捨てない、拡げない」の外来生物被害予防三原則を基本とし、外来種の防除を推進していく必要があります。
- 外来種問題についての普及啓発を強化し、外来種の防除に対する理解や協力をより一層得られるようにすることが必要です。

コラム

国内外来種モリアオガエル

外来種とは、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指し、海外から日本に持ち込まれるだけでなく、日本国内の生息地から、もともといなかった地域に持ち込まれるものを「国内外来種」と呼んでいます。

「国内外来種」を含む外来種が侵入すると、在来種の生息・生育環境や餌を奪ったり、外来種が在来種を食べたり、在来種と交雑して雑種をつくるなどの影響が懸念されます。

あつぎこどもの森公園でも「国内外来種」のモリアオガエルとその卵塊が確認されています。モリアオガエルは水辺の木枝等に白い泡に包まれた卵を産むカエルで、国内では保護されている地域もある種ですが、厚木市内では、かつてモリアオガエルは確認されておらず、人の手により持ち込まれた可能性も指摘されています。生態系への影響も懸念されることから、あつぎこどもの森公園では、モリアオガエルの駆除活動が市民団体等のボランティアによって継続的に行われています。



モリアオガエル

3-4 野生鳥獣

■野生鳥獣による農作物や人的被害の発生

本市では、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンイノシシ、中型動物（ハクビシン、ホンダタヌキ、アライグマ、アナグマ）、鳥類（カラス、ドバト、ムクドリ、スズメ、ヒヨドリ）などの野生鳥獣による農作物などへの被害が発生しています。令和3（2021）年度の被害面積は1.52ha、被害額は255.4万円であり、被害面積はニホンイノシシ（全体の53.3%）、被害額は中型動物（全体の42.0%）が多くなっています。

また、ニホンイノシシなどがヤマビルを運搬し、地域住民等へのヤマビルによる吸血被害を誘発しているほか、中型動物の屋根裏などへの侵入、カラスによる人間への攻撃などの被害も報告されています。



ヤマビル

課題

- 「厚木市鳥獣被害防止計画」に基づき、野生鳥獣の適正管理、被害防止対策を推進していく必要があります。

第4節 生物多様性の保全に向けた新たな視点

4-1 30by30

■市域の約13.7%が保護地域

本市には、丹沢大山国定公園、県立丹沢大山自然公園などに指定されている保護地域をはじめとして、以下のような地域があります。市総面積に占める保護地域の割合は約13.7%と試算されます。

なお、国全体の保護地域の国土面積に占める割合は20.5%であり、国は令和12（2030）年度までに30%とする目標を掲げています。

厚木市内の保護地域

保護地域		面積 (ha)
市総面積（令和5年1月1日時点）		9,384
保護地域	自然公園	1,093
	都道府県自然環境保全地域	85
	鳥獣保護区	1,214
	特別緑地保全地区	0.2
	重複地域を除外	-1,103
保護地域合計		1,289
市総面積に対する保護地域の割合		13.7%



厚木市内の保護地域

■環境省・自然共生サイトの仕組みが開始

環境省は、30by30 目標の達成に向け、「自然共生サイト」の登録制度を令和5（2023）年度から開始しました。この制度に登録されると、保護地域を除く部分がOECMに登録されます。

令和5（2023）年8月時点で本市内の登録地はありませんが、本市では「自然共生サイト」への登録を推進していきます。

課題

- 30by30 目標の達成に向け、環境省・自然共生サイトへの登録、OECMへの登録について検討していく必要があります。



自然共生サイト・OECMとは？

環境省では「民間の取組などによって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」に認定する制度を令和5（2023）年度から開始しました。自然共生サイト登録地のうち、自然公園などの保護地域を除いた地域がOECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）として国際データベースに登録されます。

企業の森・緑地、ビオトープ*、自然観察の森、里地里山、森林施業地、社寺林、文化的・歴史的な価値を有する地域、緑道、都市内の緑地、公園、ゴルフ場、池、河川敷、建物の屋上緑化、草原等

自然共生サイトの対象候補

4-2 自然を活用した解決策 (NbS)

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組である「自然を活用した解決策 (NbS)」が近年、注目されています。

本市においても、森林は二酸化炭素の吸収や土砂崩れの防止、水田は雨水貯留による洪水緩和、公園の緑はふれあいの場やヒートアイランド*対策などが NbS に位置づけられます。

課題

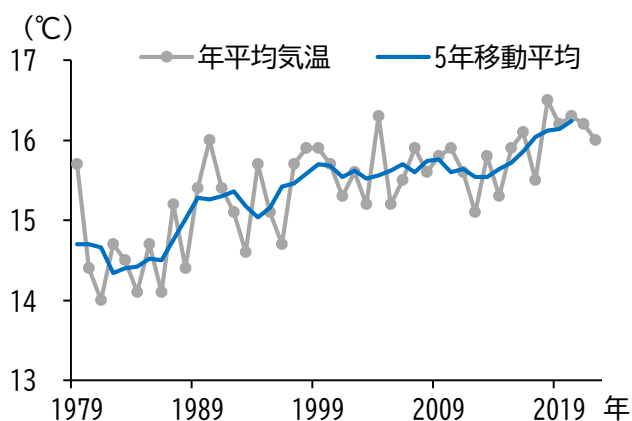
- 「自然を活用した解決策 (NbS)」を市内で実施する各種事業に取り入れるなど、自然を活用しながら環境・経済・社会の問題を同時解決していく必要があります。

4-3 気候変動

本市の最寄りの地点でアメダス海老名観測所の気温変化をみると、年平均気温は徐々に高くなる傾向があり、昭和 54 (1979) 年から令和 2 (2020) 年までの約 40 年間で約 1.5℃上昇しています。

地球温暖化に伴う気候変動は、自然生態系にも影響を及ぼし、生物の分布拡大・縮小など様々な影響が出てきています。本市でも、熱帯・亜熱帯に広く分布するチョウ類であるモンキアゲハが確認されるなど、南方系種の北方への分布拡大による移入がみられます。

「気候変化レポート 2018－関東甲信・北陸・東海地方－」(平成 31 (2019) 年 3 月、関東管区气象台)によると、今世紀末には神奈川県内の平均気温は約 4℃上昇すると予想されており、自然生態系や農林水産業などへの影響が懸念されています。



年平均気温の経年変化
(アメダス海老名観測所)

【資料：気象庁ウェブサイト】



モンキアゲハ

課題

- 今後も気温が上昇すると予測されていることから、自然生態系や農林水産業などについて、「厚木市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」に基づく適応策を推進していく必要があります。



SDGs と生物多様性

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2015（平成 27）年 9 月、国連総会で環境・経済・社会に関わる 17 のゴールから構成される具体的行動指針である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。17 のゴールの中には、生物多様性の保全と持続可能な利用についての内容も含まれており、目標年度の 2030（令和 12）年に向け、世界中で取組が推進されています。

また、下図は「SDGs ウェディングケーキモデル」と呼ばれ、スウェーデンにあるレジリエンス研究所の所長ヨハン・ロックストローム博士が考案した SDGs の概念を表す構造モデルです。生物多様性などの自然資本が社会や経済を下支えする構造となっており、自然資本なくしては社会や経済が成り立たないことを端的に示しています。



SDGs ウェディングケーキモデル

【資料：Stockholm Resilience Centre 作成の図に厚木市が一部追記】

第5節 人との関わり

5-1 生物多様性に関する教育・保全活動

■生物多様性の教育の推進

本市では、関係団体等と協力して環境学習講座を開催し、生物多様性に対する意識の啓発と環境保全のために自ら率先して行動できる人材育成、機会の創出を図っています。

また、小中学校や保育所における環境教育の一環として、エコスクールプログラムへの参加によるグリーンフラッグ*認証の取得を推進し、子どもたちの環境保全に対する意識の向上を図っています。



身近な環境エコツアー～農大で生きものさがしをしてみよう～

生物多様性に関する教育・普及啓発の主な取組実績

項目	取組実績
生物多様性に関する教育	<ul style="list-style-type: none"> • 博物館の自主事業として自然観察会を実施しました。 • 出前講座として、小学校や公民館へ外来生物の講話などを実施しました。 • 市民団体等と連携し、生物多様性をテーマとするエコツアーを実施しました。
人材育成、リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> • 関係団体等と協力し、環境市民学習講座の開催や森林づくり教室、里山保全などの体験事業を開催することで新たな担い手の育成のきっかけづくりを行いました。 • 市内在住の小学校4～6年生をジュニアエコリーダーとして認定し、環境に関する講座等を実施することで、未来を担う人材の育成を行いました。
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> • エコスクールの活動に取り組み、グリーンフラッグ*の認証を取得しました。

■里山マルチライブプラン*など保全活動の推進

本市では、行政や市民団体等の環境保全活動に関する情報発信を積極的に行い、市民が気軽に参加できる仕組みを構築しています。また、環境保全活動に興味を持てるようなイベントを開催したり、市民・市民団体等によるイベントの支援を行っています。



マルチライブプランの活動の様子

なお、市から選定されている里地里山保全等地域（玉川、小鮎、荻野地区）で保全活動を行う団体は、「厚木市里地里山保全等促進条例」第10条に基づき、里地里山の保全等の促進に資する団体として認定を受けることができます。

生物多様性に関する保全活動の主な取組実績

項目	取組実績
保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> 河川では、市内を流れる「ふるさとの川」相模川の美しい環境を守ろうと、「相模川クリーンキャンペーン」を定期的実施しています。 山麓では、森林を保全する大切さや、身近な自然とふれあう楽しさを実感してもらうため、枝打ち・除間伐とシイタケのほだ木づくりの「森林づくり体験教室」を実施しています。 里山では市民、事業者、行政が一体となって里山の豊かな自然環境を後世に引き継いで行くことを目的とした「里山マルチライブプラン*」を平成14(2002)年からスタートしています。
環境保全活動 団体支援	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全活動を行う団体に交付金等の支援を実施しました。

課題

- 生物多様性に関する教育につながる取組の推進や人材育成を行う必要があります。
- 多くの市民等の環境保全活動のきっかけとなるような取組・プログラムの創出が必要です。
- 市民団体等の活動が継続的に行われるような支援の検討が必要です。

5-2 生物多様性に関する調査・情報発信

■ 生物多様性に関する調査

本市では、市内の NPO 法人に調査を依頼し、過去に市内で営巣が確認されている箇所、オオタカを指標とした生態の観察や、オオタカの生息・生育などの周辺環境変化の観察を行っています。

また、外来種への対策として、自治会や学校からの協力をもとに協働で駆除活動を行っているほか、スマートフォンなどから簡単に画像と位置情報を投稿できるシステム「スマ報」などを通じて市民等のみなさんから寄せられた情報による駆除活動も行っています（オオキンケイギクなどの特定外来生物を対象に駆除を進めています）。



■ 生物多様性に関する情報発信

本市では、市ホームページや「広報あつぎ」を活用し、外来種に関する情報やペットの飼い主へのマナーの啓発など、生物多様性に関する情報発信を行い、市民への普及啓発を図っています。

また、生物多様性や自然環境保全の重要性を多くの人々が理解を深める機会づくり、行政と市民等の協働の取組を普及拡大する目的で、NPO 法人神奈川県自然保護協会と本市が主催する「さがみ自然フォーラム」を毎年開催しています。

課題

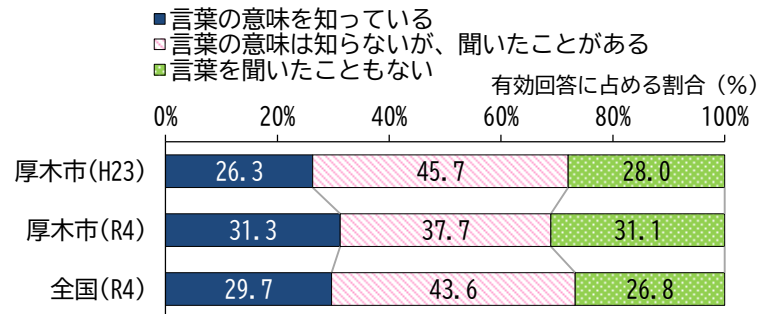
- 生物多様性の現状を把握するため、市民や団体等と連携した調査を継続していく必要があります。
- 生物多様性に関する情報発信を行っていく必要があります。

5-3 市民・事業者の意識

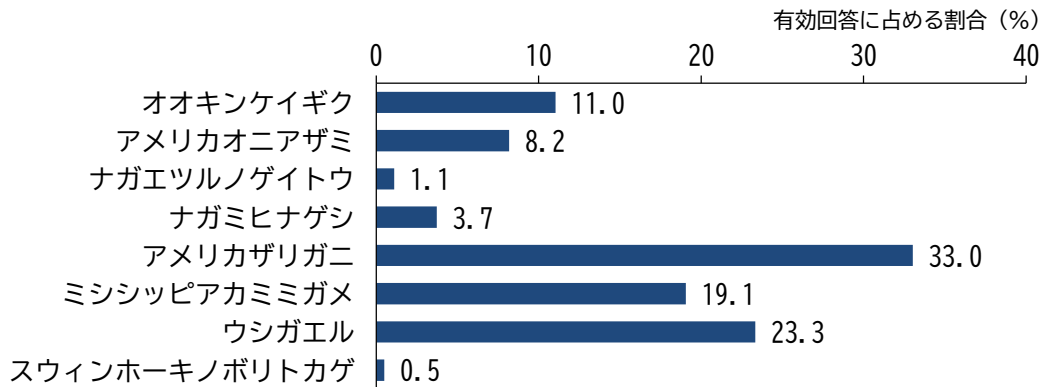
市民・事業者のみなさんの生物多様性に関する意識や課題を把握するために、令和4（2022）年度にアンケート調査を実施しました。（詳しい結果は、「資料編」の「資料2 意識調査結果」を参照してください。）

■市民アンケート

○ 生物多様性の言葉の認知度は平成23（2011）年度よりも増加しているものの、全体の約3割にとどまっており、全国平均よりも、「言葉を聞いたこともない」と回答している人が多くなっています。



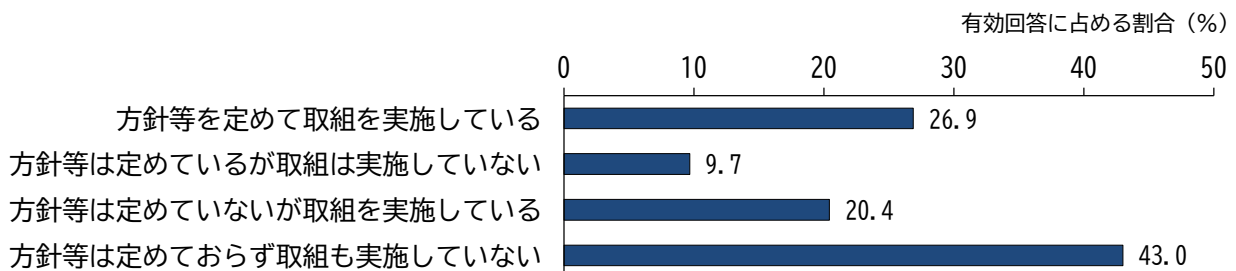
○ 知っている外来種は、最も回答率の高いもので「アメリカザリガニ」が33.0%であり、オオキンケイギクなどの外来植物を含めて認知度が低くなっています。また、重要だと思う外来種の対策は「外来種の影響に関する知識の習得」（24.1%）が最も多くなっています。



■事業者アンケート

○ 事業者の生物多様性や自然環境に対する関心度は78.3%と高いものの、保全のための方針等の作成や取組を実施していない事業者も43.0%にのぼりました。取り組んでいるものとしては、「所有地の緑化の推進」（18.8%）が最も多くなっています。

○ 市に期待することは、「取組のノウハウ・事例などの情報の提供」（44.9%）が最も多くなっています。



課題

- 市民の生物多様性の認知度をさらに高めていくため、生物多様性の保全のための取組に気軽に参加できる仕組みづくりや情報提供が期待されています。
- 市民の外来種に対する認知度が低いため、外来種の影響に関する普及啓発を図る必要があります。
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に関する方針づくりや取組を実施していない事業者も多いことから、取組のノウハウ・事例などの情報提供を推進していく必要があります。



第3章

戦略の目標

第1節 2050年の目指すべき将来像と2030年目標

本戦略では、「生物多様性国家戦略 2023-2030」（令和5（2023）年3月閣議決定）の2050年ビジョン「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を踏まえて、本市の2050年の目指すべき将来像、2030年目標を掲げます。

2050年の目指すべき将来像

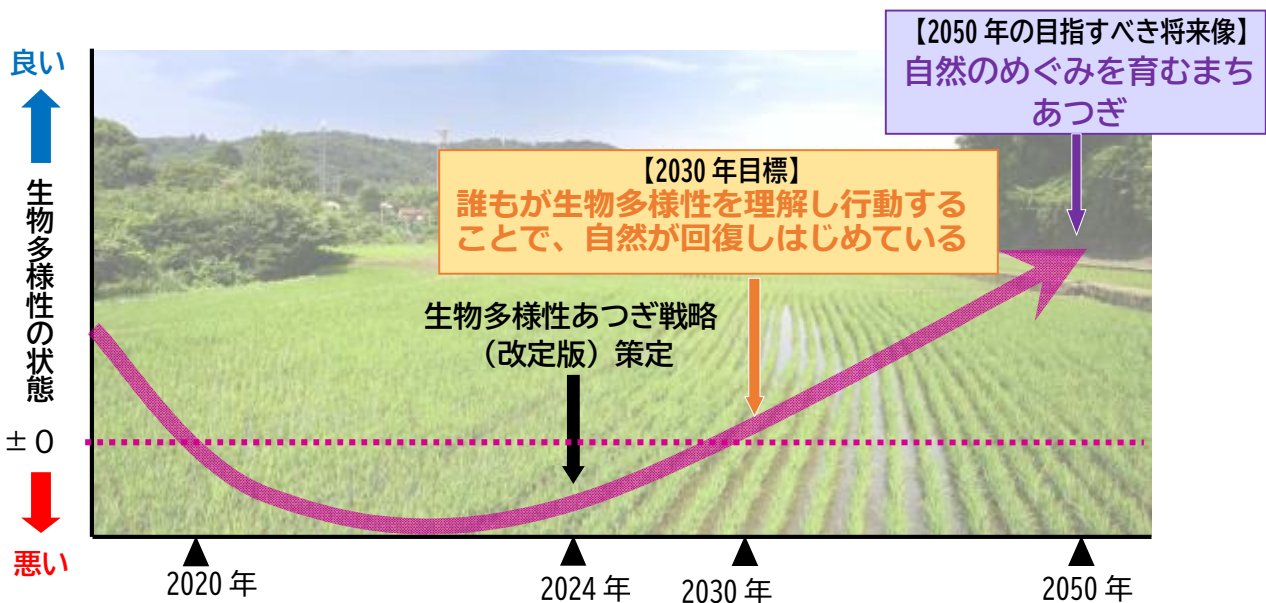
本市には、市街地だけでなく荻野、小鮎、玉川等の里地里山、丹沢等の山地、相模川や中津川等の河川など、多様で豊かな自然環境とそこに生息・生育する生物がいます。この生物の恵みによって、私たちの生活は豊かなものとなっています。この自然の恩恵を後世に残し、今の自然環境を豊かにしていきます。

自然のめぐみを育むまち あつぎ

2030年目標

本戦略の推進により、生物多様性の損失の直接的な原因への対策に加え、生物多様性に配慮した社会へ変革していくことで、ネイチャーポジティブ（自然再興）を実現していきます。

誰もが生物多様性を理解し行動することで、自然が回復しはじめている



第2節 基本戦略・状態目標・施策

2050年の目指すべき将来像の実現に向け、次の3つの基本戦略、状態目標、施策を掲げます。

基本戦略1 | 多様な生態系の健全性を回復する

状態目標 2030：生物の生息生育環境が向上している

本市の特徴である大山から相模川に広がる多様で豊かな生態系の保全と再生を図ることで、多様な生きもののすみかを回復します。

- 施策1 山地の保全・再生
- 施策2 里地里山の保全・再生
- 施策3 水辺の保全・再生
- 施策4 農地の保全・活用
- 施策5 市街地の自然の保全・創出

基本戦略2 | 地域固有の生物多様性をまもる

状態目標 2030：種の絶滅リスクが低減している

希少動植物の保全、外来種対策、野生鳥獣の保護管理などを行うとともに、あつぎこども森公園の管理、整備、30by30 目標に向けた保護地域等の拡大、水と緑の連続性の確保などにより、地域固有の生物多様性をまもります。

- 施策6 生物の保全・管理
- 施策7 重要な生息生育場所の確保

基本戦略3 | 生物多様性に配慮した社会をつくる

状態目標 2030：市民等が生物多様性の意味を知り、大切にしている

生物多様性の周知や啓発、環境教育・人材育成・情報発信の充実、生物多様性の保全に関する活動団体の支援などを行うとともに、自然を活用した解決策（NbS）の推進を図り、生物多様性に配慮した社会をつくれます。

- 施策8 生物多様性のために取り組む人づくり
- 施策9 自然を活用した解決策（NbS）の推進

第3節 進捗管理指標

9つの施策ごとに代表的な進捗管理指標を掲げます。

施策	進捗管理指標	現状値	目標値
		令和4（2022）年度	令和12（2030）年度
1 山地の保全・再生	森林整備面積（累計）	168ha	204ha
2 里地里山の保全・再生	里地里山活動認定の対象面積	6.7ha	6.7ha
3 水辺の保全・再生	河川の水質環境基準値（BOD：生物化学的酸素要求量）の達成率	92%	92%
4 農地の保全・活用	遊休農地の再生利用面積（累計）	7.43ha	15.43ha
5 市街地の自然の保全・創出	市民一人当たりの都市公園面積	8.19 m ² /人	9.64 m ² /人
6 生物の保全・管理	あつぎこどもの森公園における指標種の状況把握率	—	70%
7 重要な生息生育場所の確保	自然共生サイトの認定数	—	2
8 生物多様性のために取り組む人づくり	生物多様性の言葉の意味を知っている市民の割合	31.3%	100%
9 自然を活用した解決策（NbS）の推進	生物多様性に関する環境学習の実施回数（累計）	—	70回

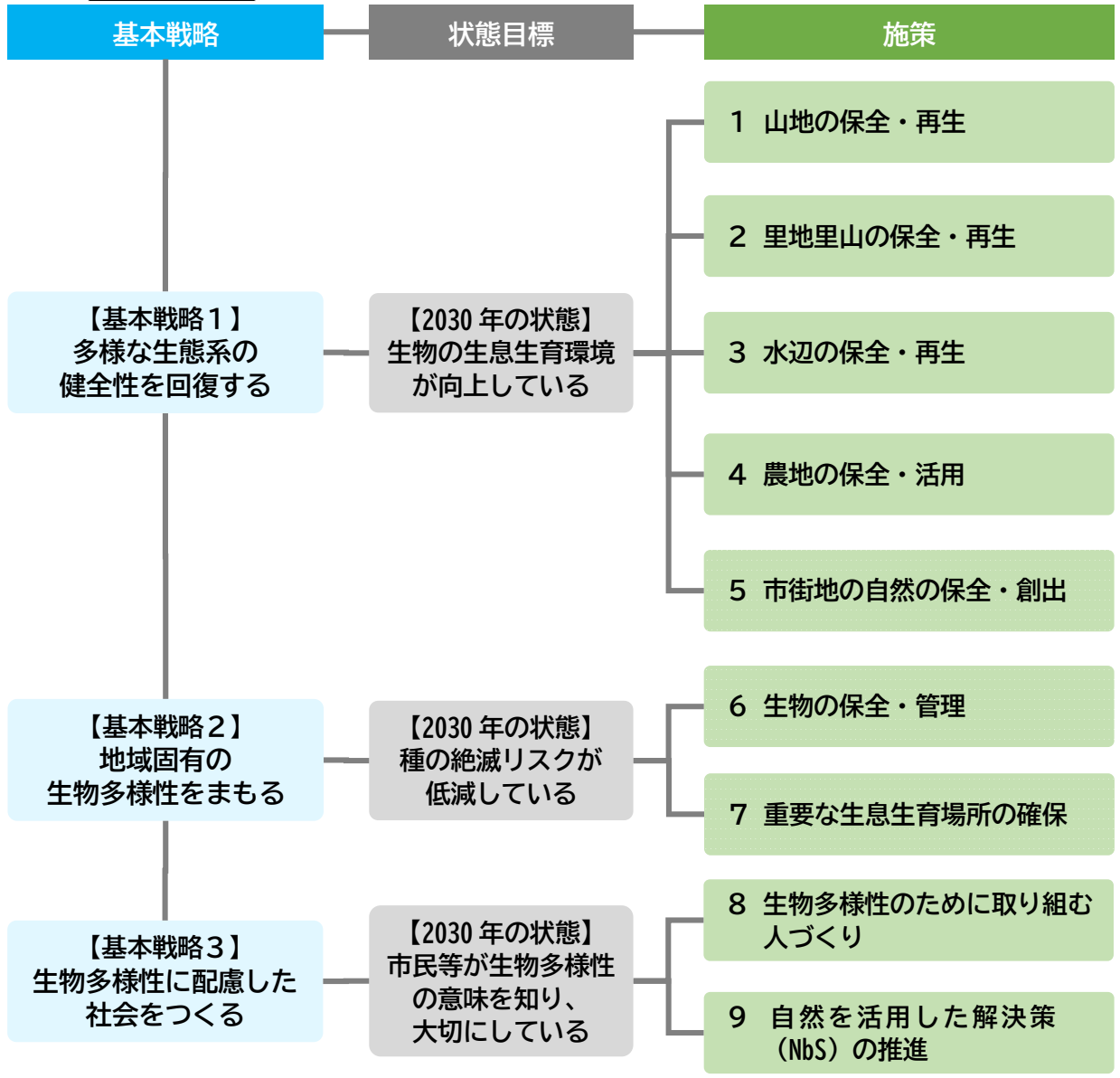
第4章 行動計画

2050年の目指すべき将来像

自然のめぐみを育むまち あつぎ

2030年目標

誰もが生物多様性を理解し行動することで、自然が回復しはじめている



施策 1

基本戦略 1 ▶多様な生態系の健全性を回復する

山地の保全・再生

森林の維持管理の推進、私有林の管理・支援の実施、森林整備・管理の人材確保、木材等の市内林産物の活用促進、ハイキングコース等の周辺環境整備などにより、山地の保全・再生を図ります。

●市の取組

森林の維持管理の推進、私有林の管理・支援の実施

◆森林の荒廃化の防止、森林の多面的機能維持・確保を目的に策定した整備計画に基づき、森林の維持管理及び私有林の管理・支援を行います。

森林整備・管理の人材確保

◆森林の適切な管理を行う人材を確保するため市民等への働きかけを進めるとともに、林業就労希望者の森林組合への紹介や市民等への体験教室等の実施を推進します。

木材等の市内林産物の活用促進

◆市内林業の再生に向け、林業事業者と木材供給業者等との連携による厚木産木材の活用を推進します。また、市の公共施設の整備においては、厚木産木材の積極的な活用を推進します。

ナラ枯れ*等の森林被害への対応

◆健全な樹木を守り生きものにとってすみやすい森林づくりを進めるため、ナラ枯れ*等の被害について樹木の処理を行うとともに、健全木への予防措置を行います。

ハイキングコース等の周辺環境整備

◆除伐・間伐や草刈り、ヤマビル対策の落葉かきなどハイキングコースの周辺環境の整備を行います。

●市民の取組

- ◆森林づくりに関する講習会や森林ボランティアに参加します。
- ◆住宅や木製製品を購入する際は、市・県産木材のものを選びます。

●事業者の取組

- ◆林業事業者は森林の適正な維持管理を行い、FSC 森林認証などを取得します。
- ◆森林づくりに関する講習会や森林ボランティアに参加します。
- ◆市・県産木材を積極的に利用します。
- ◆ハイキングコースの周辺環境の整備に協力します。



森を守る FSC 認証の製品をさがしてみよう

FSC 森林認証は、第三者機関による評価・認証により、適正に管理された森林から産出した木材などに認証マークをつけることによって、森林の保護を図ろうとするものです。私たちの身の回りにも FSC 認証マークのついた製品（家具、鉛筆、箸、ノート、紙袋、ティッシュペーパー、年賀はがきなど）を簡単にみつけることができます。FSC 認証製品を使うことで、森林保全に貢献することができるのです。

施策
2

基本戦略1 ▶多様な生態系の健全性を回復する

里地里山の保全・再生

厚木市里地里山保全等促進条例・厚木市里地里山保全等促進計画の推進、里地里山活動団体、活動場所の認定、里地里山保全等の活動支援、市民等との協働による里地里山の保全などにより、里地里山の保全・再生を図ります。

●市の取組

厚木市里地里山保全等促進条例・厚木市里地里山保全等促進計画の推進	◆厚木市里地里山保全等促進条例・厚木市里地里山保全等促進計画に基づき、多様な主体の連携による多様な活用を推進します。
里地里山活動団体、活動場所の認定	◆厚木市里地里山保全等促進計画に基づき、活動団体の認定や、活動場所となる協定地の認定を進めます。
里地里山保全等の活動支援	◆地域住民を主体とした活動団体の育成に取り組むとともに、継続的な保全活動のために必要な技術的、財政的支援を行います。
市民等との協働による里地里山の保全	◆生物の生息・生育環境や自然体験の場など里地里山の多面的機能を発揮するため、市民等との協働による里地里山の保全や活用の取組を進めます。
有害鳥獣対策の推進	◆有害鳥獣対策として、侵入防止柵の設置管理、個体数調整等を行うことで人と野生動物との棲み分けを図ります。

●市民の取組

- ◆里地里山にふれあい、自然体験を楽しむことで地域の里地里山に興味、関心を持ちます。
- ◆里地里山の保全や活用の取組に参加します。

●事業者の取組

- ◆里地里山の保全と再生を推進します。
- ◆自然観察、自然体験などの場の提供や機会を設けます。



人の手により形成された自然・里地里山

大山の山すそに広がる台地は、深い谷がいくつも刻まれ、豊かな水の潤いがあります。また、生業の場として雑木林やスギ・ヒノキ林、農地があり、里地里山という人と自然が調和した環境となっています。本市の里地里山には、2,600種以上の生きものの生息・生育が確認されています。早春のギフチョウの飛翔、コナラの芽吹きに始まり、ニホンアカガエルやホトケドジョウ、サシバ、キンラン、ギンランなど、人の手が入った自然をよりどころにした生きものがみられます。

里地里山の自然はあまりにも身近すぎたため、これまでは見過ごされてきましたが、生物多様性や資源としての価値、楽しみや教育の場としての利用などが再認識されるとともに、その保全と管理の必要性が問われています。人の生活や農業に深く関わり、人の手により形成されてきた里地里山を今後も大切に残していきたいものです。 【資料：厚木市郷土博物館展示、あつぎ100の素顔】

施策

3

基本戦略1 ▶多様な生態系の健全性を回復する

水辺の保全・再生

多自然川づくりの推進、親水空間の整備、水辺の環境学習の推進、河川愛護・美化運動の推進などにより、水辺の自然の保全・再生を図ります。

●市の取組

多自然川づくりの推進	◆「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を踏まえ、河川敷や護岸部の改修を行い、生態系に配慮した川づくりを進めます。
親水空間の整備	◆多自然川づくりとともに、河川等の水辺に親しむことができる水辺ふれあい空間の整備を推進します。
水辺の環境学習の推進	◆小学生を対象に、水の調査、水生生物調査、ごみの状況調査等を実施し、未来を担う子どもたちの生物多様性に対する意識の向上を図ります。
河川愛護・美化運動の推進	◆市民協働による河川・水辺の清掃活動、クリーンキャンペーン等を実施し、河川の環境改善を図ります。
水質監視調査の実施	◆一級河川、準用河川、水路等15流域において、人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準設定項目等について、水質状況を監視します。

●市民の取組

- ◆自然観察や散策などにより、水辺の環境に親しみます。
- ◆河川・水辺の清掃活動、クリーンキャンペーン等に参加します。
- ◆公共下水道への接続や、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へのつけ替えを実施するとともに、維持管理を徹底します。

●事業者の取組

- ◆河川・水辺の清掃活動、クリーンキャンペーン等に参加します。
- ◆事業排水の浄化施設の維持管理、水質の監視を徹底します。
- ◆工場などで使用する洗浄水や冷却水の再利用に努めます。

コラム

水辺と緑地のつながりが支える命

ニホンアマガエルは、人が生活する環境に近いところにも生息しているため、私たち日本人にとってなじみ深いカエルです。ニホンアマガエルの成体は、水田周辺の畑や草むら、森林などの緑地をすみかとしています。繁殖期になると水田や湿地などの水辺で卵を産みます。卵から孵化したオタマジャクシは水中で生活し、成長するにつれて、手足が生え、尻尾が消えると陸に上がります。都市化が進んだ街ではニホンアマガエルを見かける機会も少なくなってきましたが、水辺と緑地がつながった環境を残し保全していくことが、ニホンアマガエルの命を支えることになるのです。



水辺から陸に上がり、幼生から成体に変態中のニホンアマガエル

施策
4

基本戦略1 ▶多様な生態系の健全性を回復する

農地の保全・活用

遊休農地の解消、市民農園の充実、農業の担い手の育成、農業経営基盤の強化、環境負荷軽減の推進などにより、農地の保全・活用を図ります。

●市の取組

遊休農地の解消	◆農地の貸借による利用権設定を行った貸し手・借り手に奨励金を交付するなど、遊休農地の解消に向けた取組を推進します。
市民農園の充実	◆農地の有効利用を推進するとともに、市民の憩いと安らぎの場を提供する市民農園を充実します。
農業の担い手の育成、農業経営基盤の強化	◆農業の後継者や新規就農者などの担い手を育成するとともに、農業者が生産から加工・販売までを手がける農業経営を促進します。また、都市農業支援センターを窓口として農業参入支援を実施します。
環境負荷軽減の推進	◆化学肥料や農薬の使用量削減の普及に取り組み、環境負荷の低減を図ります。
地産地消の推進	◆市民朝市や夕焼け市の開催、農協と連携した農業まつり、直売所の運営支援などを行うほか、学校給食などへの地場農産物の利用拡大を推進します。

●市民の取組

- ◆市民農園の利用や農地を守る活動に参加します。
- ◆地場農産物の購入など、地産地消を心がけます。

●事業者の取組

- ◆遊休農地の解消や再生に協力するなど、農地の有効利用に取り組みます。
- ◆農業後継者の活動支援や新たな担い手の育成を図ります。
- ◆化学肥料や農薬の使用量削減に取り組みます。
- ◆地産地消を促進するため、地場農産物を販売するとともに、食材として使用します。



カイコが紡ぎだす美しいシルク

かつて本市は養蚕が盛んなまちで、現在の厚木市役所の位置には繭検定所、厚木中央公園には繭乾燥所がありました。また、厚木音頭で「繭の山から厚木があけりゃ」と歌われるほど、本市は生物多様性の恵みであるカイコの紡ぎだす美しいシルクによって、活性化してきたまちだったので。私たちは、生きものと結びつき関わり合うことで生まれる生物多様性の恵みを、将来に渡り引き継いでいくために、毎日の生活の中で、生物多様性の大切さについて意識していく必要があります。

施策
5

基本戦略1 ▶多様な生態系の健全性を回復する

市街地の自然の保全・創出

公共施設の緑化推進、民有地の敷地内緑化の推進、ビオトープ*の推進、環境配慮型の市街地整備などにより、市街地の自然の保全・創出を図ります。

●市の取組

公共施設の緑化推進	◆市街地の緑の創出を図るため公共施設のさらなる緑化を推進します。
都市公園における緑の質の向上及び道路緑化の推進	◆緑の基本計画に基づき、都市公園における緑地の整備、道路植栽の維持管理を行い、市街地の緑の創出を推進します。
民有地の敷地内緑化の推進	◆民有地の敷地内緑化に向けて、「厚木市緑を豊かにする事業推進要綱」に基づき、生け垣化、屋上緑化等の促進に向けて、工法の紹介や奨励金の交付等を実施し、民有地の緑化を推進します。
斜面緑地の保全	◆斜面緑地保存地区の指定制度を活用し、優良な斜面緑地として指定する地区の増加を検討するとともに、指定を受けていない箇所からの新規指定を推進し、市街地の緑の保全を図ります。
ビオトープ*の推進	◆学校等で生物が生息・生育できる環境づくりを進めることで、身近に自然とふれあえる場の拡充を図ります。
環境配慮型の市街地整備	◆都市機能を集積し、魅力的な都市拠点とするための本厚木駅周辺の市街地整備などにおいて、緑化を推進するなど環境配慮型の市街地整備を推進します。

●市民の取組

- ◆公園緑地はマナーを守り、きれいに使います。
- ◆学校等に整備されたビオトープ*を環境教育・環境学習に活用します。
- ◆住宅の周りや庭、敷地内の緑化に努めます。

●事業者の取組

- ◆事業所敷地に緑地や水辺をつくり、生物の生息・生育地や自然観察の場として利用します。
- ◆事業所敷地に樹木や草花を植えたり、壁面緑化、屋上緑化を行います。
- ◆開発や土地利用に関しては、生物や生態系に配慮します。

施策 6

基本戦略2 ▶地域固有の生物多様性をまもる

生物の保全・管理

希少野生動植物の保全、生きものの生息、生育状況調査の推進、外来種の対策、野生鳥獣の保護と管理などにより、生物の保全・管理を推進します。

●市の取組

希少野生動植物の保全	◆厚木市レッドデータブック*を活用し、市域における希少な動植物について保全を進めます。
生きものの生息、生育状況調査の推進	◆市域の指標種の検討を進めるとともに継続的なモニタリング調査を実施することで、経年変化を把握し生物多様性の状態を把握します。
市域の生物多様性に関する情報の収集・蓄積等の推進	◆行政や市民団体等が行ってきた生きもの調査等の生物多様性に関する情報を収集するとともに一元管理し、情報の共有化を図ります。
外来種の対策	◆市民や市民団体等と連携し駆除を進めることで、外来種の低減に努めます。また、市内の代表的な外来種については、市民に認識してもらえよう周知啓発を図るとともに活用方法についても検討します。
野生鳥獣の保護と管理	◆野生鳥獣の保護管理は、鳥獣の生息状況などに即して科学的・計画的に進める必要があることから、野生鳥獣の生息状況などの調査、研究を推進し、個体数調整を含めた捕獲規制を適正に実施します。

●市民の取組

- ◆厚木市レッドデータブック*に関心を持ち、絶滅のおそれのある身近な生物や希少野生動植物についての情報収集・学習をします。
- ◆市が実施する指標種のモニタリング調査に協力します。
- ◆厚木市民情報提供システム「スマ報」を活用し、情報を提供するとともに、外来種の防除活動に参加・協力します。
- ◆他の地域からの生物を放流・移植したり、ペットなどの動物を野外に遺棄しません。
- ◆野生鳥獣による被害を防止するための防護柵の設置や、餌となるものを放置しません。
- ◆狩猟免許の取得及び狩猟者登録に協力します。

●事業者の取組

- ◆開発事業を行う際には、厚木市レッドデータブック*に掲載された希少種についての調査及び保全対策を実施します。
- ◆絶滅のおそれのある身近な生物や希少野生動植物についての情報収集・学習をします。
- ◆外来種の調査や防除活動に参加・協力します。
- ◆野生鳥獣による被害を防止するための防護柵の設置や、餌となるものを放置しません。

施策
7

基本戦略2 ▶地域固有の生物多様性をまもる

重要な生息生育場所の確保

あつぎこどもの森公園の管理、整備、30by30 目標に向けた保護地域等の拡大、水と緑の連続性の確保などにより、重要な生息生育場所の確保を図ります。

●市の取組

あつぎこどもの森公園の管理、整備

◆樹林地や丘陵地、草地、谷戸など多様な自然環境が整い、市の生物多様性におけるシンボリックな拠点として、あつぎこどもの森公園の管理や整備を進めます。

30by30 目標に向けた保護地域等の拡大

◆国の 30by30 目標を意識し、保護地域や OECM、自然共生サイトなどの登録地域の拡大を推進します。

水と緑の連続性の確保

◆里地里山や河川、緑地などの多様な自然環境の保全を進め、水と緑に連続性を持たせることで生きものの生息生育場所の確保を図ります。

●市民の取組

- ◆あつぎこどもの森公園を自然とのふれあいや環境学習の場として活用します。
- ◆30by30 目標、保護地域、OECM、自然共生サイトについて興味、関心を持ちます。
- ◆保護地域等を利用する際は、決められた場所以外を歩かない、ごみを捨てない等マナーを守ります。
- ◆庭やバルコニーなど敷地内での緑化や緑のカーテン*づくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。

●事業者の取組

- ◆市内の生物多様性の重要拠点における保全活動に協力します。
- ◆30by30 目標の達成に向け、生物多様性の保全につながる所有地を OECM、自然共生サイトに登録し、定期的にモニタリング調査を行います。
- ◆自然の風景地の保護や生物多様性の適切に確保するため、公園図の点検や環境調査をします。
- ◆敷地内での緑化や緑のカーテン*づくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。



バルコニーでもできる生きものを呼ぶ庭

どんなに小さなバルコニーの緑でも、生きものを育み、市街地に点在する緑地を結ぶネットワーク機能を高める効果に貢献することができます。例えば、厚木市内で確認されている在来種から植栽する植物を選べると、ミソハギにはイチモンジセセリ、ヤマトシジミ、秋の七草の一つであるオミナエシにはキタキチョウをはじめとするさまざまなチョウが、吸蜜のため寄り道するかもしれません。



ヤマトシジミ

【資料：野生を呼び戻す ビオガーデン入門 など】

施策 8

基本戦略3 ▶生物多様性に配慮した社会をつくる

生物多様性のために取り組む人づくり

生物多様性の周知・啓発、環境教育等の充実、市民参加型の生きもの調査の推進、情報発信の充実、生物多様性の保全に関する活動団体の支援、大学等との連携の促進などにより、生物多様性のために取り組む人を増やします。

●市の取組

生物多様性の周知、啓発	◆生物多様性の認知度を高めるため、フォーラムや環境エコツアーの実施のほか、あつぎ郷土博物館での関連展示などでも普及啓発事業を実施します。
環境教育等の充実	◆関係団体等と協力し環境教育を実施することで、生物多様性への理解を深めてもらうとともに行動のきっかけとなる機会の創出を図ります。
市民参加型の生きもの調査の推進	◆スマートフォンなどを活用した生きもの調査など、市民が気軽に楽しみながら参加できる仕組みづくりを進めます。
情報発信の充実	◆市ホームページや広報あつぎ等を活用し、市内にいる生物の情報など、生物多様性に関する情報発信を行い市民への普及啓発を図ります。
生物多様性の保全に関する活動団体の支援	◆生物多様性の保全に関連した活動団体に支援を行い、市域における継続的な保全を図ります。
大学等との連携の促進	◆市内の大学等と連携を進め、生物多様性の保全活動の効果を高めます。また、あつぎこどもの森公園など市域の生物多様性における重要な場所については、研究の場として活用を検討します。
県や近隣市町村との広域的な連携の促進	◆外来種対策や森林整備の情報の共有など、神奈川県や近隣市町村との広域的な取組を検討します。

●市民の取組

- ◆生物多様性への理解を深め、フォーラム、環境エコツアー等のイベントに参加します。
- ◆生きもの調査など生物多様性の保全につながる活動に積極的に参加します。
- ◆日頃から家庭内で生物多様性について話をしたり、生物多様性に配慮した製品を購入します。

●事業者の取組

- ◆生物多様性への理解を深め、フォーラム、環境エコツアー等のイベント実施に協力します。
- ◆環境教育など生物多様性の保全につながる活動を積極的に開催します。
- ◆職員等に生物多様性の重要性や理解を深める研修を行います。
- ◆敷地内の緑地やビオトープ*などを生物多様性の教育に活用します。

施策
9

基本戦略3 ▶生物多様性に配慮した社会をつくる

自然を活用した解決策（NbS）の推進

気候変動適応策の推進、生態系を活用した気候変動適応策*（EbA）や防災・減災（Eco-DRR）の推進により、自然を活用した解決策（NbS）を浸透させていきます。

●市の取組

- | | |
|----------------------------|---|
| 気候変動適応策の推進 | ◆「厚木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、自然災害、農業、生態系などの各分野で気候変動への適応策を推進します。 |
| 生態系を活用した防災・減災*（Eco-DRR）の推進 | ◆森林や水田の保全、都市緑化など、生態系を活用した防災・減災*（Eco-DRR）の推進を図ります。 |

●市民の取組

- ◆敷地内での花壇や生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテン*づくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。
- ◆庭に雨水浸透ます*などを設置し、雨水浸透・雨水貯留を促進します。
- ◆生物多様性が防災・減災や水質の浄化、気候変動対策など、様々な社会課題の解決に貢献しうることについて、理解を深めます。

●事業者の取組

- ◆敷地内での花壇や生け垣づくり、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテン*づくりをすることで、緑のネットワーク化に貢献します。
- ◆事業所や工場の敷地における緑地や水辺など、多面的機能を有する自然環境を適切に保全・管理し、雨水浸透・雨水貯留を促進します。
- ◆生物多様性が防災・減災や水質の浄化、気候変動対策など、様々な社会課題の解決に貢献しうることについて、理解を深めます。



自然が人を救う

自然には、森林による水源涵養機能や二酸化炭素の吸収、防風・防潮機能、水田による洪水防止、緑化による気候緩和など、自然が人を救い、社会課題を解決する力があります。このような、自然の恵みを活用した社会課題の解決策を NbS（Nature-based solutions）と呼んでいます。この NbS は課題解決に加え、自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果も期待されています。



NbS の概念図

【資料：自然に根ざした解決策に関する IUCN 世界標準の利用ガイダンス】



第5章

推進体制と進行管理

第1節 推進体制

本市は国や県と連携を図りつつ、市内の生物多様性の保全と持続可能な利用のため、本戦略に基づき積極的な取組を行います。

また、行政だけでなく市民一人ひとりが生物多様性に関心を深め、生物多様性に配慮した行動を起こすことが必要です。

市民、事業者、市民団体等がそれぞれに期待される役割を果たしながら、相互に連携するために、関係主体との連携・協働を進めます。

1-1 各主体の役割

■市民の役割

自然環境学習や自然環境保全活動に参加するなど、日頃から生物多様性に関する情報に関心を持つとともに、生物多様性に配慮したライフスタイルの実現を目指します。

■事業者の役割

事業活動において生物多様性の保全に配慮するとともに、市等が開催する普及啓発イベントへの協力、森林や里地里山の保全活動への参加、職員等への自然環境教育の実施など、市域の生物多様性の向上に資する活動にも取り組みます。

■市民団体等（NPO・大学など研究機関）の役割

市域の生物多様性の現況調査やモニタリング、情報発信等の生物多様性の保全に関する活動を自ら企画し行うとともに、市が実施する活動や調査等にも協力します。

■市の役割

市民等の生物多様性の認知度向上や、重要性の理解を深めるための取組を進めるとともに、各主体の役割を十分に果たすことができるよう支援し相互の連携を促進することで、市域の生物多様性の保全活動の輪を広げていきます。

1-2 推進体制

生物多様性の保全及び持続可能な利用を目指す本戦略を、より実効性の高いものとするためには、市民・事業者・市・市民団体等が相互に連携し一丸となって生物多様性の保全等に取り組む必要があります。そこで、本戦略の推進における中心的な役割を果たす組織として、市民・事業者・市民団体・学識経験者等からなる「厚木市環境審議会」を位置づけます。

また、生物多様性に関する情報の共有と、その情報をいかした今後の取組の検討を進めるため、市職員からなる「生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会」を設置します。

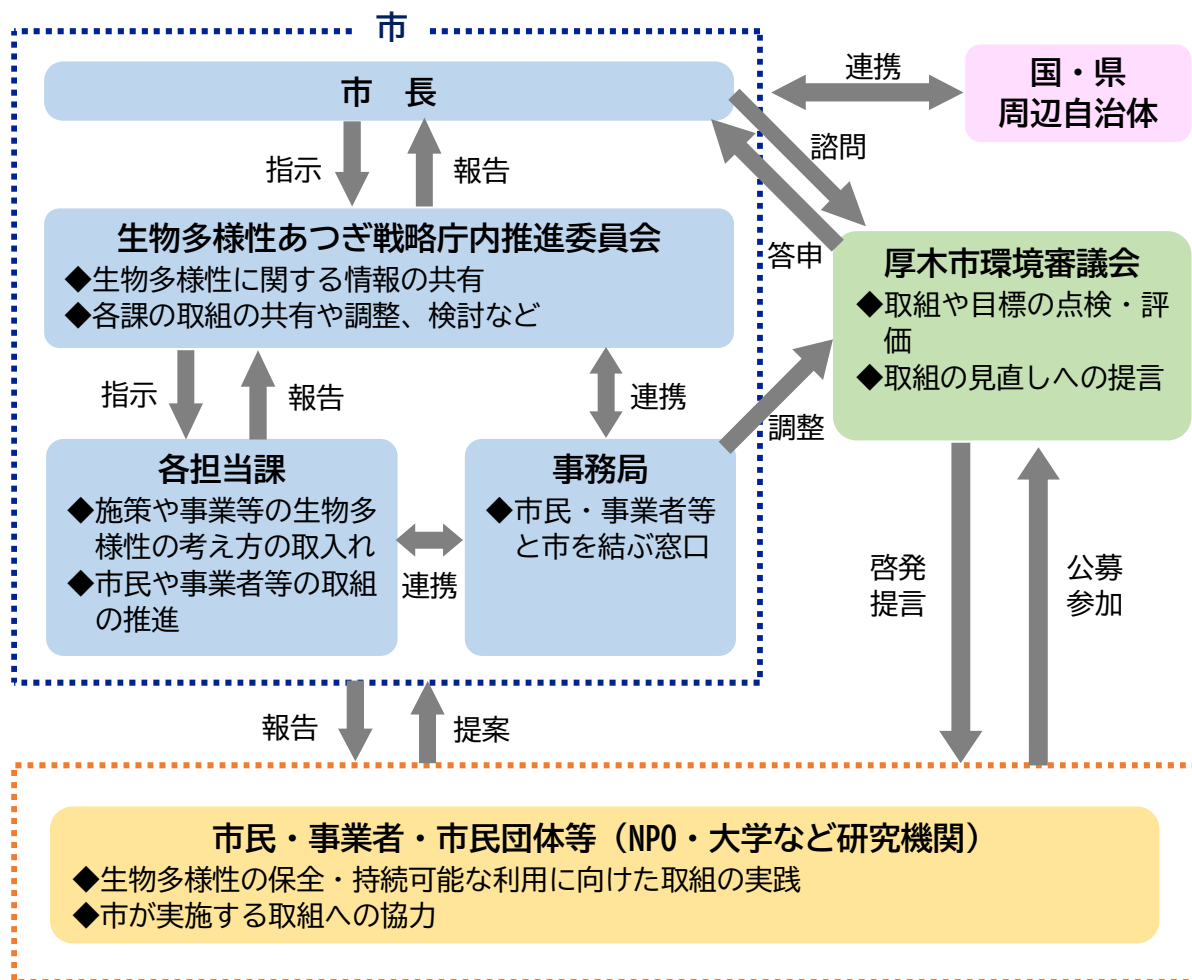
■厚木市環境審議会

厚木市環境審議会は、「厚木市環境基本条例」の第15条に基づいて設置し、市民・事業者・市民団体・学識経験者等から構成します。

本審議会では、本戦略の点検・評価を実施するとともに、取組の見直しを提言します。

■生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会

生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会は、生物多様性の保全等に関連する部署の職員から構成し、主な役割として生物多様性に関する情報の共有と、その情報をいかした今後の取組の検討を進めていきます。

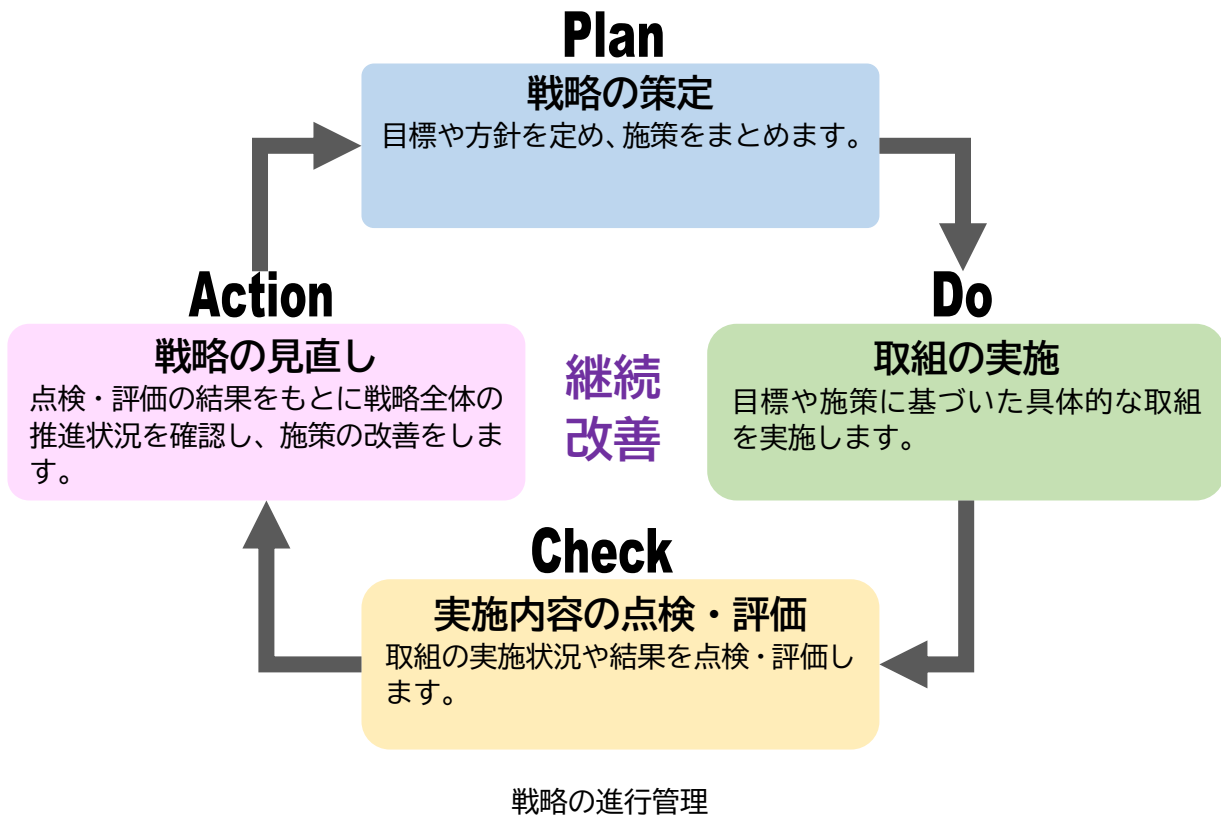


戦略の推進体制

第2節 進行管理

■PDCA サイクルによる進行管理

本戦略の各施策は「PDCA サイクル」により進行管理していくこととします。「Plan (戦略の策定)」→「Do (取組の実施)」→「Check (実施内容の点検・評価)」→「Action (戦略の見直し)」の PDCA を順次繰り返すことにより、継続的に改善を図っていきます。





資料1 戦略の改定経過・委員名簿等

1 戦略の改定経過

年月日	環境審議会等	生物多様性あつぎ戦略改定に係る検討内容
令和5年		
1月20日～2月10日	生物多様性に関するアンケートの実施	市民アンケート（2,000人） 事業者アンケート（300者）
8月8日	第1回厚木市環境審議会	諮問、戦略の方向性及び骨子について
8月25日	第2回厚木市環境審議会 (第1回生物多様性あつぎ戦略推進部会)	将来像、目標等について
10月5日	第3回厚木市環境審議会 (第2回生物多様性あつぎ戦略推進部会)	体系、施策について
10月13日	生物多様性あつぎ戦略 庁内推進委員会	改定概要、施策体系等について
11月8日	意見交換会	戦略の改定概要について
11月17日	第4回厚木市環境審議会	素案、答申について
令和6年		
1月4日～2月5日	パブリックコメント（意見21件）	

2 厚木市環境審議会委員名簿

(敬称略)

役職名	部会	氏名	選任区分
会 長		海老澤 模奈人	東京工芸大学工学部建築コース教授
職務代理	○	土屋 勉	厚木市自治会連絡協議会理事
委 員	○	青砥 航次	NPO法人神奈川県自然保護協会理事長
委 員	○	新井 新三郎	厚木市環境保全指導員連絡協議会副会長
委 員	○	新谷 聡之	神奈川県自然環境保全センター研究企画部 自然再生企画課長
委 員		加藤 明夫	厚木商工会議所専務理事
委 員	○	菅 ゆう子	厚木植物会会員
委 員	○	神崎 吉男	厚木市農業協同組合生産組合長会副会長
委 員		清瀬 千佳子	神奈川工科大学健康医療科学部管理栄養学科 教授
委 員	○	窪田 とも子	公募
委 員		坂本 広美	神奈川県環境科学センター調査研究部長
委 員		仲 伯維	松蔭大学経営文化学部准教授
委 員		名田 敏康	厚木瓦斯(株)産業営業部産業開発課長
委 員	○	長谷川 雅邦	厚木愛甲獣医師会
委 員		廣瀬 修一	厚木市小・中学校長会（厚木第二小学校長）
委 員		藤田 実	公募
委 員	○	船本 大智	東京農業大学助教
委 員		松枝 誠	東京電力パワーグリッド(株)平塚支社次長

※部会の欄に○がある委員は、生物多様性あつぎ戦略推進部会に所属している委員

3 生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会名簿

役職名	職名等
リーダー	環境政策課長
サブリーダー	農業政策課長
委員	企画政策課長
委員	農林・鳥獣対策担当課長
委員	観光振興課長
委員	都市計画課長
委員	河川ふれあい課長
委員	公園緑地課長
委員	まちづくり推進課長
委員	道路維持課長
委員	教育指導課長
委員	文化財保護課長

4 諮問

令和5年8月8日

厚木市環境審議会会長 様

厚木市長 山口 貴裕

生物多様性あつぎ戦略の改定について（諮問）

生物多様性あつぎ戦略は、平成25年3月の策定から10年が経過し、その間、絶滅危惧種の増加など生物多様性を取り巻く環境は変化しています。昨年度に採択された新たな世界目標や生物多様性国家戦略2023-2030の内容を踏まえ、本戦略を改定しますので、その内容について貴審議会に諮問します

5 答申

令和5年11月24日

厚木市長 山口 貴裕 様

厚木市環境審議会

会長 海老澤 模奈人

生物多様性あつぎ戦略の改定について（答申）

令和5年8月8日付けをもって諮問のありました生物多様性あつぎ戦略の改定について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

答 申

本市は、神奈川県中央に位置し、相模川や大山、丹沢を始めとする豊かな自然に囲まれ、その恵みを楽しんできた。市民による本市のイメージについても、「自然環境の豊かなまち」が最上位であることが市民意識調査において示されている。

その豊かな自然と恵みを将来に継承していくため、本市では自然の保全及び再生、生物多様性の普及啓発等を目的として、平成25年3月に生物多様性あつぎ戦略を策定し取組を進めてきたところである。

しかしながら、現戦略の策定から10年が経過し、世界的な規模でかつてない速度で自然が変化中、生物多様性の損失も続いており、従来の取組の見直しとともに戦略そのものの改定の必要性が高まっている。

世界においては、加速する生物多様性の損失を止め反転させるため、2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP15）が開催され、2030年までの新たな世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。また、我が国においても、世界目標の採択を受け令和5年3月に新たな生物多様性戦略である「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定された。

そのような状況において、次期生物多様性あつぎ戦略については、世界目標や国家戦略で示された新たな概念や施策を盛り込むとともに、各主体と連携した実効性の高い取組を示して、確実な実践に導くものとするのが極めて重要であるため、改定に当たっては、次の点に留意されたい。

1 将来像及び目標について

- (1) 2050年の目指すべき将来像については、人の暮らしが多く、生物の営みに支えられていることを踏まえ、生物多様性を保全し、自然を守り育てることで自然のめぐみと暮らし続けられるものとなるよう設定されたい。
- (2) 2030年目標については、2050年の将来像より近い未来であることや現状の市民の認知度を考慮し、市民の生物多様性への理解向上や保全に向けた行動を促進することで、市域の自然回復の実現につながるよう設定されたい。

2 生物多様性に関する認知度の向上について

- (1) 生物多様性への関心を高めるためには、生き物や自然への関心を高めることが肝要である。こうしたことから、改定に当たっては「生物多様性戦略」という名称自体を親しみやすく工夫するとともに、生物多様性の意味や重要性を分かりやすく伝え、生き物の写真を多く掲載し、市内で体感できる場所の紹介をするなど、市民にとって生物多様性を知り身近に感じるきっかけとなる内容を盛り込むべきである。
- (2) 生き物や自然への関心を涵養するためには、幼少期の体験や教育が重要であるため、改定後の地域戦略については、幼少期の環境教育の教材としての活用を図られたい。また、活用にあたっては、GIGA スクール端末など学校等における教材のデジタル化も併せて意識されたい。

3 施策及び取組について

- (1) 豊かな自然環境は厚木市を形成する魅力の一つであり、また、市民が共有する財産であることから、市域の生物多様性を保全することと併せて、その環境が将来にわたり持続可能となるための人材育成が重要である。
- (2) 生物多様性の保全及び回復に向けては、市民が自ら行動することが不可欠であることから、意識啓発及び行動変容に向けて注力する必要がある。そのため、市民に生物多様性をより身近に感じてもらうよう、誰もが気軽に参加できる、生き物や自然とのふれあいの機会を数多く創出することや象徴的な場を定めることを検討されたい。
- (3) 目指すべき将来像の達成に向けては、市民、事業者、市民団体、行政等が共通の理解を持って取り組むことが重要であるため、役割分担や推進体制を明記し、各主体が一体となって着実に推進されたい。また、厚木市の組織を横断した連携はもとより、県や他の組織・団体とも十分に連携し取り組まれたい。
- (4) 現戦略では、各施策の進捗状況が見えにくいことから管理指標の設定を検討されたい。また、指標は市域の生物多様性の状況を推し測るものであることから、可能な限り具体的なものとするとともに進捗率が数値で管理可能なものの設定に努められたい。

なお、審議過程における意見のうち、本答申に示し得なかった個別の取組に対する意見については、周知や取組を実施する中でいかされることを望む。

また、これまでに意見交換会も実施されているが、今後実施される予定のパブリックコメントの意見を踏まえ、市民の声を反映させた計画となるよう努められたい。

資料2 意識調査結果

令和4（2022）年度に実施した「生物多様性に関するアンケート」では、市民、事業者を対象としたアンケート調査を行いました。

◇実施期間：令和5（2023）年1月20日～2月10日

◇対象：市民2,000人（無作為抽出）、事業者300社

◇回答数：市民596件（回答率29.8%）、事業者93件（回答率31.0%）

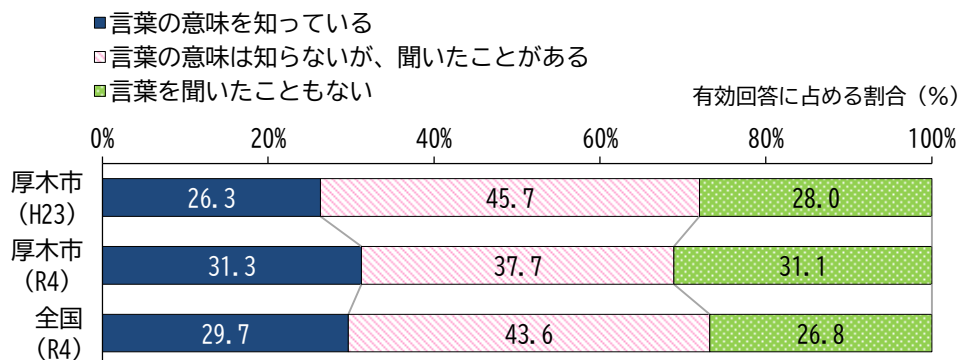
2-1 市民アンケート

■生物多様性の認識

生物多様性という言葉を知っていますか。（○は1つ）

◇生物多様性という言葉について、「言葉の意味を知っている」は、令和4（2022）年度が31.3%であり、平成23（2011）年度よりも増加したが、全体の約3割にとどまる。

◇令和4（2022）年度の結果を全国と比較すると、「言葉の意味を知っている」と「言葉を聞いたこともない」は、いずれも厚木市のほうが多い。

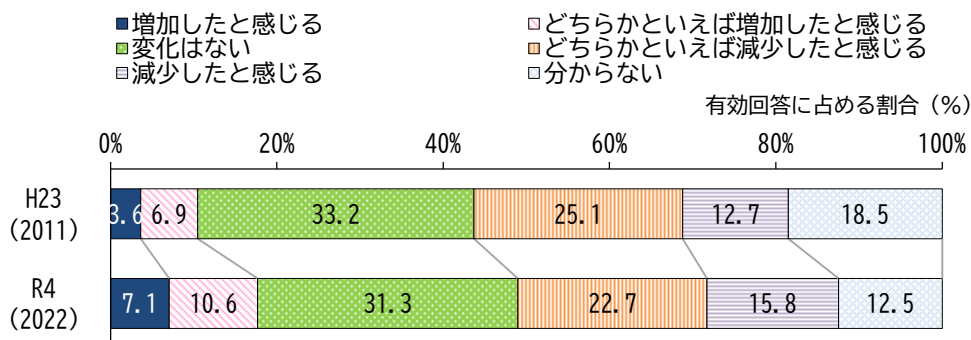


■身近な自然環境の認識

10年前と比べて（10年未満の方はお住まいになった時期と比べて）お住まいの周辺の動植物の種類にどのような変化がありましたか。（○は1つ）

◇身近な自然環境について、令和4（2022）年度は、「どちらかといえば減少したと感じる」と「減少したと感じる」を合わせた「減少」が38.5%であり、「増加したと感じる」と「どちらかといえば増加したと感じる」を合わせた「増加」の17.7%を大きく上回っている。

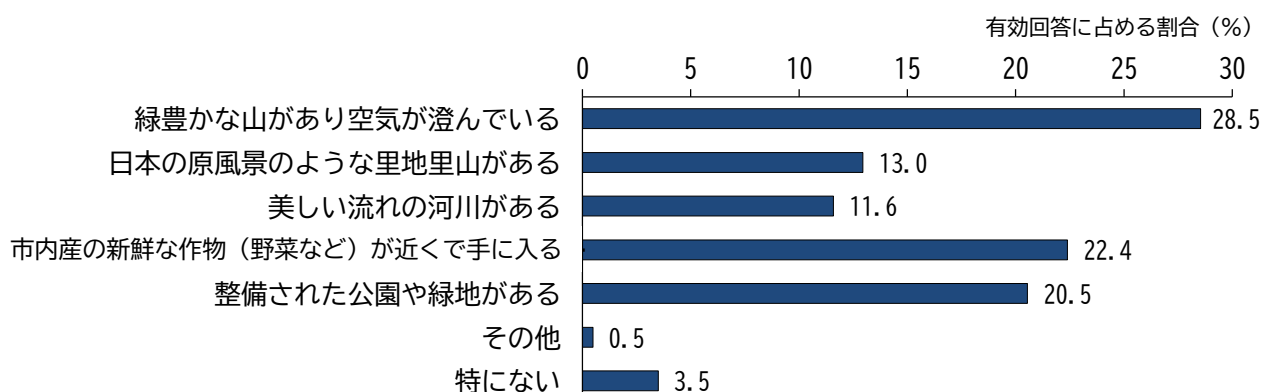
◇令和4（2022）年度の結果を平成23（2011）年度と比較すると、「増加したと感じる」と「どちらかといえば増加したと感じる」は増加している。



■自然環境の実感に関すること

厚木市の自然環境について、住んで良かったと実感することを教えてください。(〇は2つまで)

- ◇ 自然環境の実感については、「緑豊かな山があり空気が澄んでいる」(28.5%)が最も多く、次いで「市内産の新鮮な作物が近くで手に入る」(22.4%)、「整備された公園や緑地がある」(20.5%)が多い。

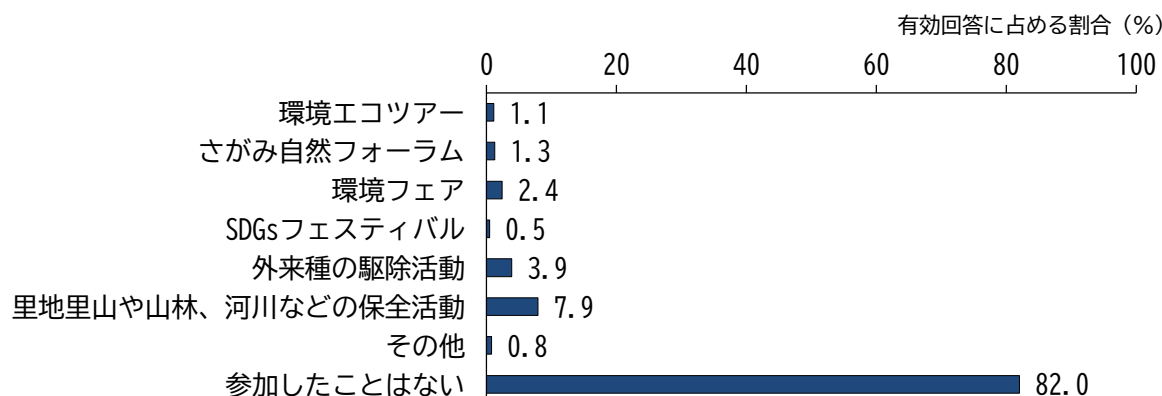


■現在の催し物への参加

あなたが参加したことがある生物多様性に関連するイベントを教えてください。

(〇はいくつでも)

- ◇ 参加したことがある生物多様性に関連するイベントとしては、「参加したことはない」(82.0%)が最も多いが、比較的参加したことがあるのは、「里地里山や山林、河川などの保全活動」(7.9%)、「外来種の駆除活動」(3.9%)などである。

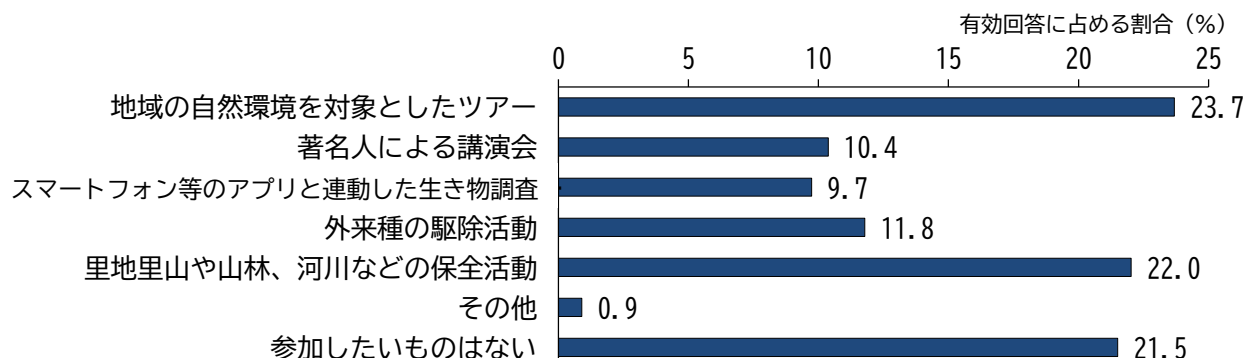


■今後の催し物への参加

今後、あなたが参加してみたい生物多様性に関するイベントを教えてください。

(〇はいくつでも)

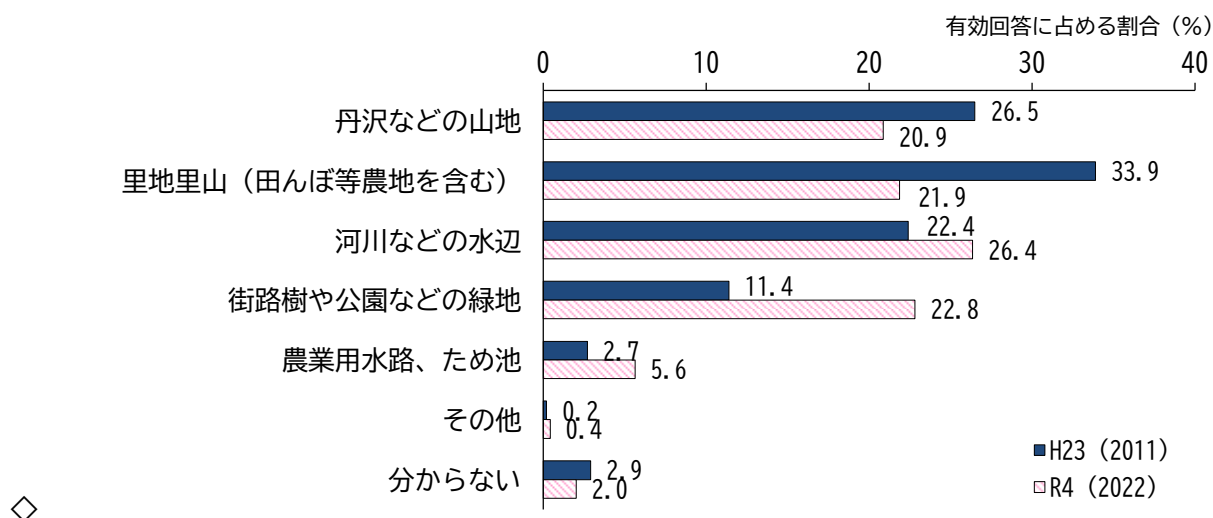
- ◇ 参加してみたい生物多様性に関連するイベントとしては、「地域の自然環境を対象としたツアー」(23.7%)、「里地里山や山林、河川などの保全活動」(22.0%)などが多い。



■保全を優先するエリアの検討

市内の自然環境の中で、特に保全すべきだと思う地域はどこですか。(〇は3つまで)

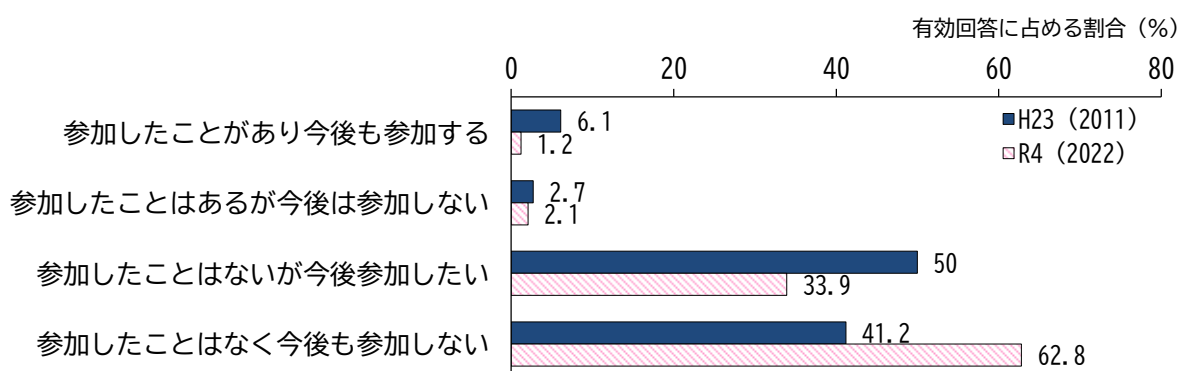
- ◇ 保全すべきだと思う地域としては、「河川などの水辺」(26.4%)が最も多く、次いで「街路樹や公園などの緑地」(22.8%)、「里地里山(田んぼ等農地を含む)」(21.9%)などが多い。
- ◇ 令和4(2022)年度の結果を平成23(2011)年度と比較すると、「街路樹や公園などの緑地」(+11.4ポイント)は増加し、「里地里山(田んぼ等農地を含む)」(-12.0ポイント)は減少した。



■ボランティアによる保全活動

市では里地里山の保全ボランティアを公募し、七沢地区と荻野地区で保全活動を実施しています。当事業の参加について教えてください。(〇は1つ)

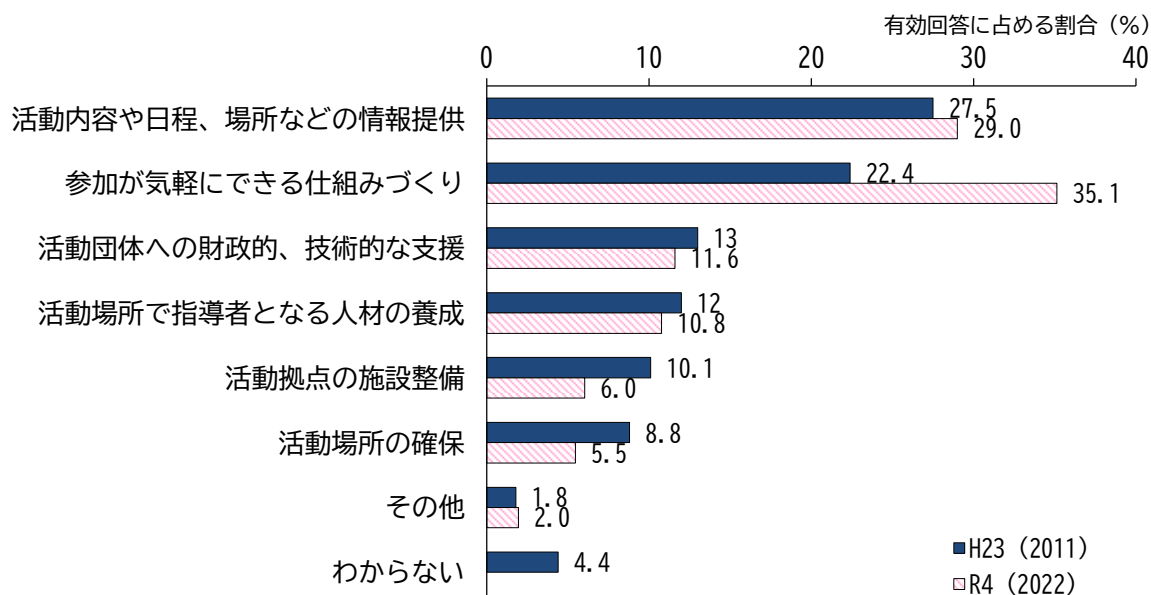
- ◇ 保全活動の参加については、「参加したことはなく今後も参加しない」(62.8%)が最も多く、次いで「参加したことはないが今後参加したい」(33.9%)が多い。
- ◇ 令和4(2022)年度の結果を平成23(2011)年度と比較すると、「参加したことはなく今後も参加しない」(+21.6ポイント)は大きく増加した。



■市の取組のあり方

里地里山などの自然環境の保全活動に、多くの方が参加してもらえるようにするために、市としてどんなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

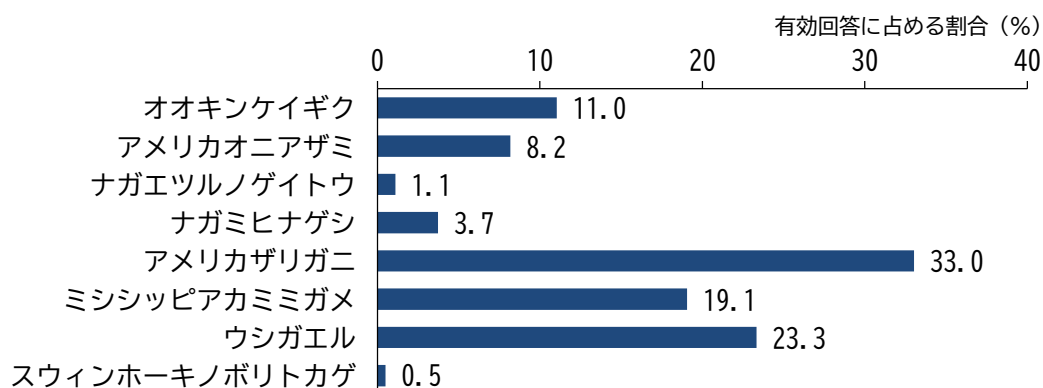
- ◇ 市の取組としては、「参加が気軽にできる仕組みづくり」(35.1%)、「活動内容や日程、場所などの情報提供」(29.0%)が多い。
- ◇ 令和4(2022)年度の結果を平成23(2011)年度と比較すると、「参加が気軽にできる仕組みづくり」(+12.7ポイント)は大きく増加した。



■市内の代表的な外来種

あなたが知っている外来種を教えてください。(〇はいくつでも)

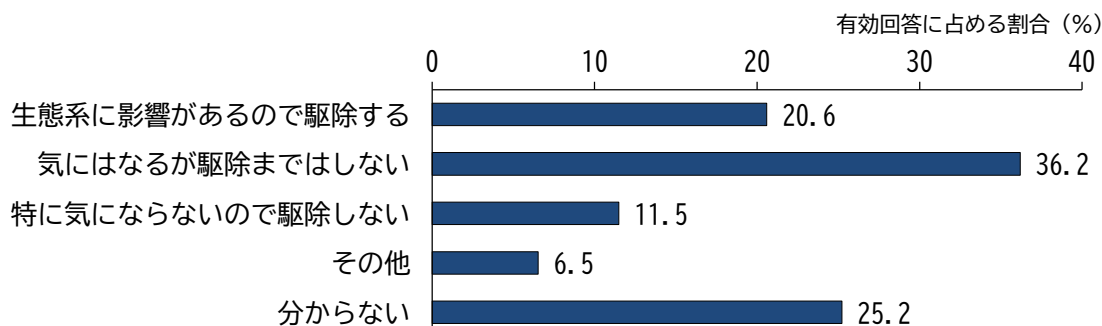
- ◇ 知っている外来種としては、「アメリカザリガニ」(33.0%)が最も多く、次いで「ウシガエル」(23.3%)、「ミシシippアカミミガメ」(19.1%)が多いが、全体的に低い傾向がある。



■外来植物への駆除意識

あなたは、日常生活でオオキンケイギクなど外来植物があった場合に駆除をしますか。
(○は1つ)

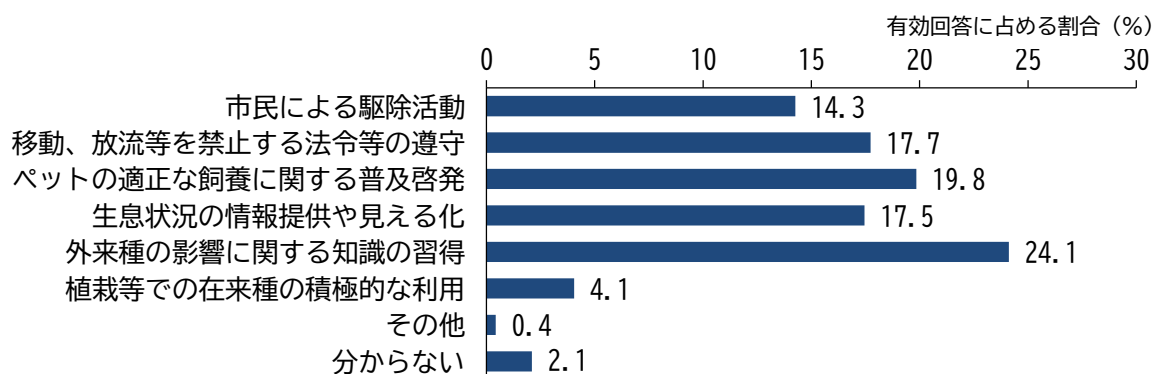
◇ 外来植物への駆除意識としては、「気にはなるが駆除まではしない」(36.2%)が最も多く、次いで「分からない」(25.2%)、「生態系に影響があるので駆除する」(20.6%)が多い。



■外来種への対策

あなたが重要だと思う外来種の対策について教えてください。(○は3つまで)

◇ 外来種の対策については、「外来種の影響に関する知識の習得」(24.1%)が最も多く、次いで「ペットの適正な飼養に関する普及啓発」(19.8%)、「移動、放流等を禁止する法令等の遵守」(17.7%)が多い。

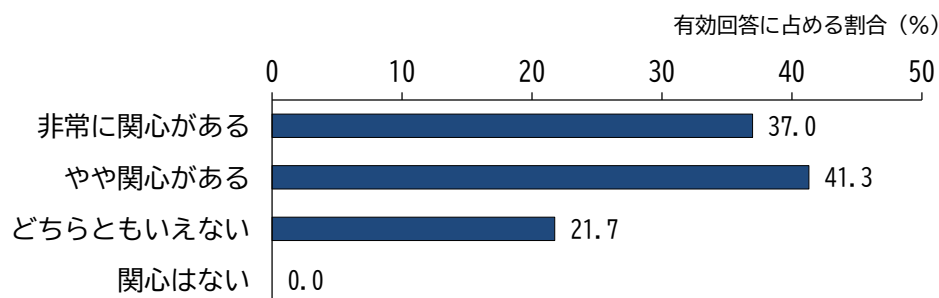


2-2 事業者アンケート

■ 生物多様性、自然環境の保全（SDGs 目標 14、15）への関心

貴事業所の生物多様性や自然環境の保全への関心度を教えてください。（○は1つ）

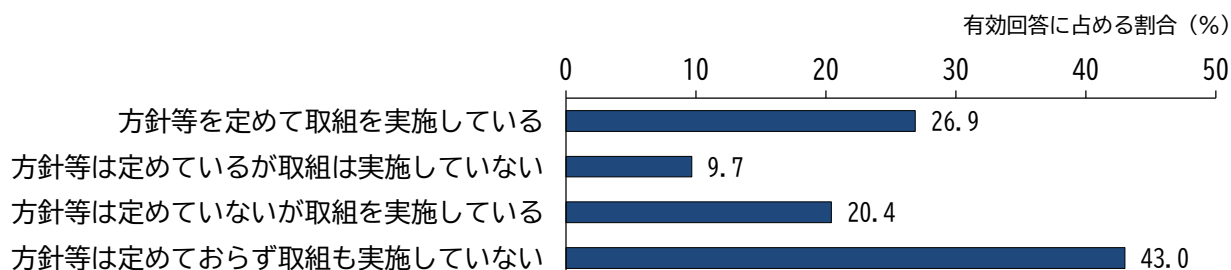
◇ 生物多様性や自然環境の保全への関心については、「やや関心がある」（41.3%）、「非常に関心がある」（37.0%）を合わせて、約78%の事業者が「関心がある」と回答した。



■ 生物多様性、自然環境の保全（SDGs 目標 14、15）への取組

貴事業所の生物多様性や自然環境の保全の取組状況を教えてください。（○は1つ）

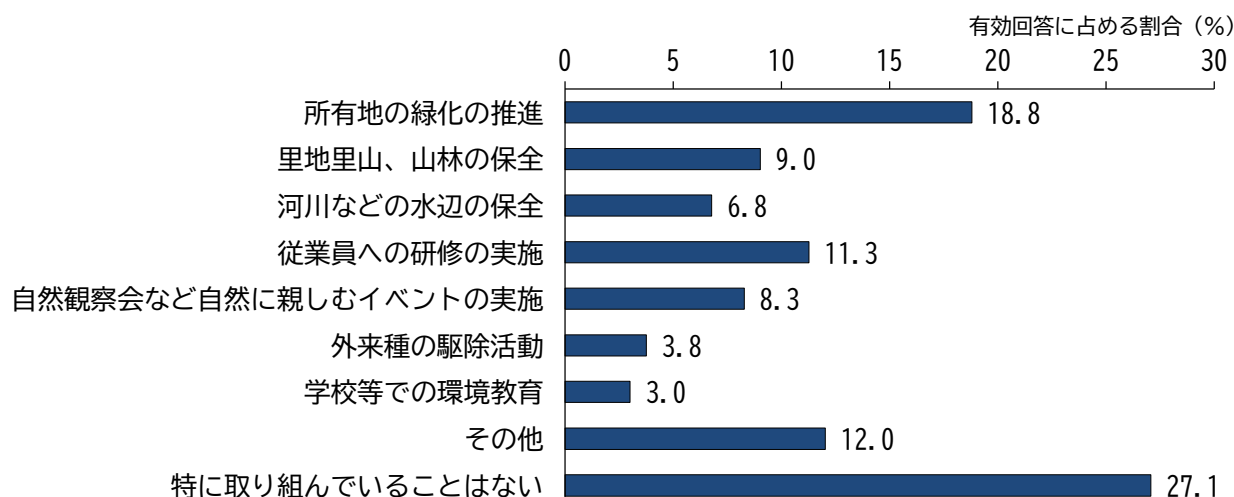
◇ 生物多様性や自然環境の保全への取組については、「方針等は定めておらず取組も実施していない」（43.0%）が最も多い。



■ 生物多様性、自然環境の保全（SDGs 目標 14、15）への取組

貴事業所で具体的に取組まれていることを教えてください。（○はいくつでも）

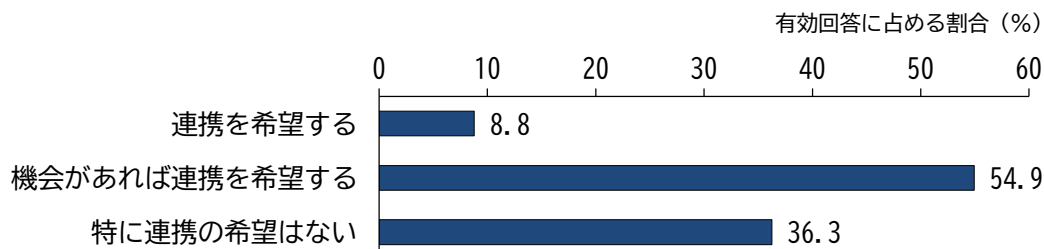
◇ 取り組んでいることとしては、「特に取り組んでいることはない」（27.1%）が最も多く、次いで「所有地の緑化の推進」（18.8%）、「従業員への研修の実施」（11.3%）などが多い。



■市との連携の希望

貴事業所で生物多様性や自然環境の保全に取り組む場合、厚木市との連携を希望しますか。
(〇は1つ)

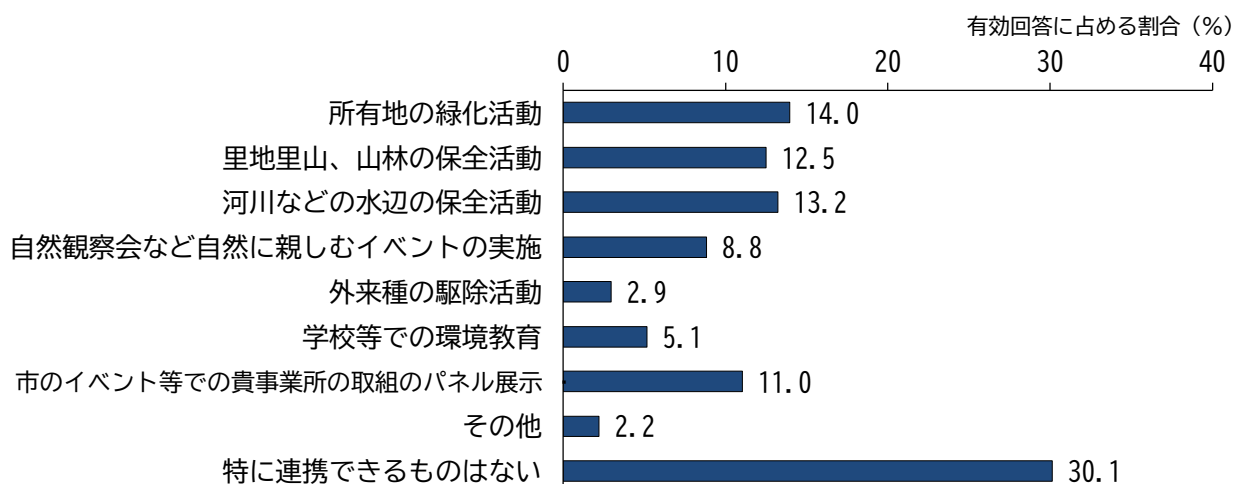
◇ 生物多様性や自然環境の保全の連携については、「機会があれば連携を希望する」(54.9%)が最も多い。



■市との連携が可能な取組

貴事業所で厚木市との連携が可能な取組があれば教えてください。(〇はいくつでも)

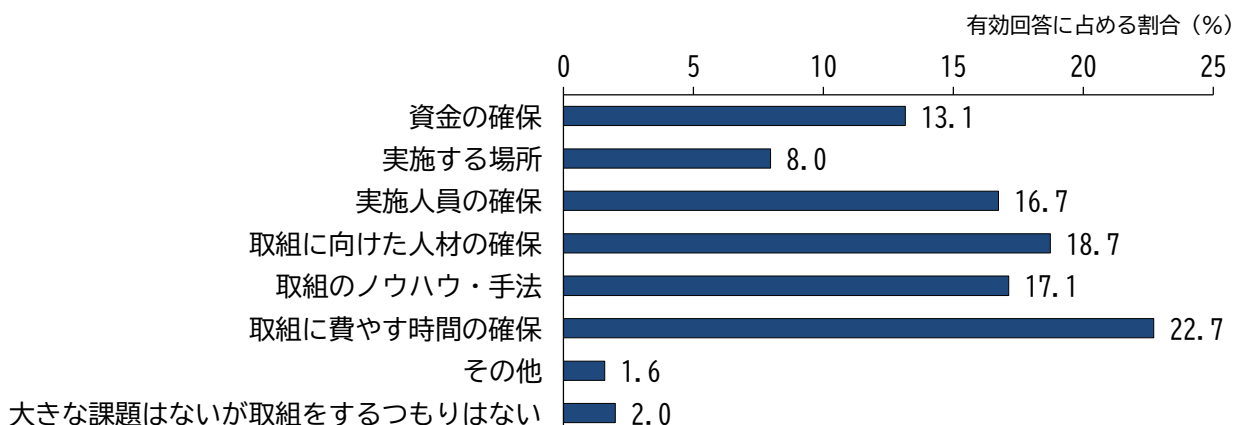
◇ 市との連携が可能な取組としては、「特に連携できるものはない」(30.1%)が最も多く、次いで「所有地の緑化活動」(14.0%)、「河川など水辺の保全活動」(13.2%)などが多い。



■取組に関する課題

貴事業所で生物多様性や自然環境の保全に取り組む際に、課題となる点を教えてください。
(〇はいくつでも)

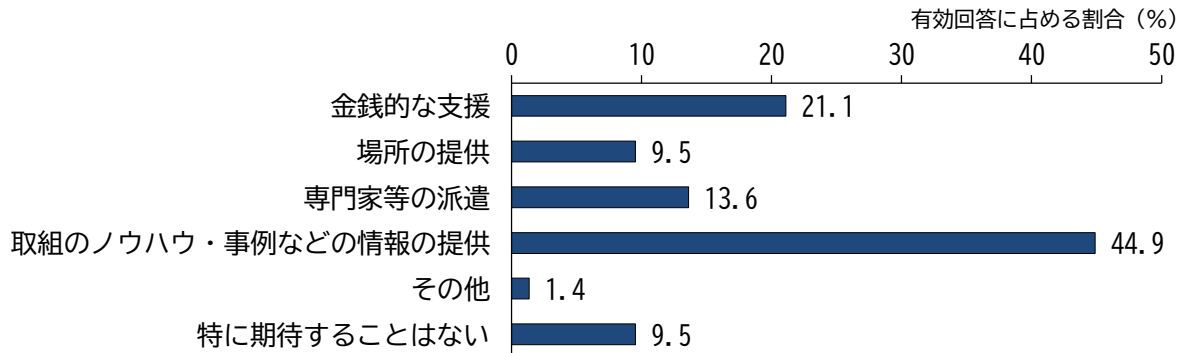
◇ 生物多様性や自然環境の保全に取り組む課題としては、「取組に費やす時間の確保」(22.7%)が最も多く、次いで「取組に向けた人材の確保」(18.7%)、「取組のノウハウ・手法」(17.1%)が多い。



■市に期待すること

貴事業所で生物多様性や自然環境の保全に取り組む際、市に期待することを教えてください。
(〇はいくつでも)

◇市に期待することは、「取組のノウハウ・事例などの情報の提供」(44.9%)が最も多く、次いで「金銭的な支援」(21.1%)、「専門家等の派遣」(13.6%)が多い。



資料3 用語解説

あ行

■厚木市生物目録

厚木市教育研究所やあつぎ郷土博物館の収集した生物情報を、文献資料や現地踏査により調査し、取りまとめた生物のリストのこと。

■厚木市レッドデータブック

レッドデータブックとは、野生生物について絶滅のおそれがある種を選び、その情報をまとめたもの。厚木市では市内の野生生物の現状を把握し、その保護と生物多様性の保全を図るため、令和3（2021）年3月に市独自のレッドデータブックを公表した。

■雨水浸透ます

家庭内の雨水ますの底に砕石を詰めることで、雨水を地中に浸透させる機能を持つ雨水ますのこと。これにより、水路や河川の下流部の流量の減少が図られ、浸水被害や地盤沈下の防止と地下水の涵養につながる。

■エコラベル

生物多様性に配慮して生産・販売された商品につけられているラベルのこと。エコラベルのついた商品を積極的に選ぶことは、身近な買い物を通じて生物多様性を保全する行動の一つであるとともに、生物多様性に配慮した生産者や事業者を応援することにもなる。

か行

■外来種

人間の活動によって、海外から日本に持ち込まれた生きものや、もともと国内の他の地域にすんでいて、本来は生息していなかった地域に持ち込まれた生きもののこと。

■グリーンフラッグ

国際環境教育基金（FEE）が認定する国際エコ認証のこと。平成6（1994）年にデンマークで始まった学校での環境学習プログラム「エコスクール」の取組の一つ。プログラムに参加した学校は「エコスクール」として登録され、さらに一定の基準を満たすと国際認証の「グリーンフラッグ」が授与される。

■県央相模川サミット

相模川周辺自治体である厚木市、相模原市、海老名市、座間市、愛川町、清川村が抱える河川の保全活用、災害対策支援、産業の活性化、環境対

策、交通対策及びその他地域住民の福祉の向上に係る共通課題の解決に向け、相互に連携して取り組むための組織。

■昆明モンテリオール生物多様性枠組

平成22（2010）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（CBD COP10）で、令和2（2020）年までに生物多様性の損失を止めるための20の個別目標である「愛知目標」が掲げられ、「愛知目標」を引き継いだ枠組のこと。令和4（2022）年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（CBD COP15）で定められた。

さ行

■在来種

その地域に古くから存在していた生きもののこと。

■里地里山

都市域と原生的自然との中間に位置し、人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林や植林、水田、畑、ため池などで構成される。最近では宅地などへの転用や管理不足により、里地里山の消失や質の低下が問題となっている。

■里山マルチライブラプラン

厚木市において平成14（2002）年度から始まった市民ボランティアによる里地里山の保全活動。地域の活動団体の方と一緒に、市内の豊かな自然の中、田植えや稲刈り等の水田作業や畑の農作業などが楽しめる。

■自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する区域のこと。企業の森、ビオトープ、自然観察の森、里地里山、社寺林などがある。

■自然を活用した解決策（NbS）

自然生態系を保全・再生しながら社会課題への対応を進める取組のこと。NbSはNature-based Solutionsの略。

■条件付特定外来生物

特定外来生物の中で飼育や無償譲渡など通常の規制の一部がかからない生きもの。令和5（2023）年6月1日からアカミミガメとアメリカザリガニが指定されている。

■森林セラピー®基地

森林医学の面からリラックス効果が専門家に実証され、さらに、関連施設等の自然・社会条件が一定の水準で整備されている地域のこと。より快適に森林セラピーを受けることのできる「整備された森林環境」と、検証に基づく「生理・心理的效果」がともに認められる場合に、森林セラピー基地の認定を受けることができる。

■生態系ネットワーク

生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取組のこと。

■生態系を活用した気候変動適応策（EbA）

気候変動による悪影響への対処に生物多様性と生態系サービスを組み込み、気候変動に適応すること。森林、草原、湿地などの生態系がもつ、さまざまな機能やそこに存在する生物を持続的に活用し、気候変動によるリスクや損失を軽減するアプローチを指す。EbA は Ecosystem-based Adaptation あるいは Ecosystem-based Approach for Climate Change Adaptation の略。

■生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）

土地の生きものや環境を保護して、自然の持つ力によって災害による被害を防止または軽減させる取組・考え方のこと。近年、気候変動によって自然災害のさらなる激甚化・頻発化が懸念され、注目が高まりつつある。Eco-DRR は Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略。

た行

■特定外来生物

海外から人間によって持ちこまれた外来生物であり、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすものの中から国が指定した生きもののこと。指定された生きものは、輸入したり、飼ったり、放流することが禁止されている。

な行

■ナラ枯れ

コナラやミズナラといったナラ類などの広葉樹の木の幹に、カビの一種である「ナラ菌」が入り、水の通りが悪くなって木が枯れる現象。菌がついたカシノナガキクイムシという体長数ミリの昆虫が幹に穴を開けて入り込むことで起こる。

■ネイチャーポジティブ（自然再興）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

■ネイチャーポジティブ宣言

ネイチャーポジティブの実現に向けた第一歩として、各団体等の取組姿勢を表明したもの。

は行

■ビオトープ

ドイツ語由来の外国語で Bio(生きもの)と Top(場所)を合わせた合成語で「その地域の野生の生きものがくらしている場所」を表している。

■ヒートアイランド

郊外に比べて都市部の気温が高くなる現象のこと。等温線を描くと海に浮かぶ島のようにみえることから「ヒートアイランド（熱の島）」と呼ばれる。

ま行

■緑のカーテン

ゴーヤーやアサガオ類などのつる性植物をネットに絡ませて、カーテンやシェード風に仕立てたもの。グリーンカーテンと呼ばれることもある。見た目が涼しげなだけではなく、実際に周囲の気温や室温を下げる効果があり、簡単にできる省エネ手法として注目されている。

や行

■谷戸（やと）

斜面の林に囲まれた谷あいの地形。

■湧水

地下水が自然的に地表にあふれ出したもの。

ら行

■留鳥（りゅうちょう）

鳥類の生態上の区分。渡り鳥に対する語で、年間を通して同じ場所に生息し、季節による移動をしない鳥の総称。

英数

■OECM

Other Effective Area-based Conservation Measures の略。自然公園などの保護地域ではない地域のうち、生物多様性を保全できる地域のこと。公園だけではなく、企業の森やビオトープ、屋上庭園、農地など、あらゆる場所が候補になる。

■30by30 目標

令和 12（2030）年までに陸域と海域の 30%以上を保全する目標で、日本では、既に陸域 20.5%、海域 13.3%が保護地域として保全されている。目標の達成により、健全な生態系を回復させ、豊かな恵みを取り戻すことを目的としている。

みんなの生物多様性
～生物多様性あつぎ戦略 2024-2030～
令和6年3月

発行 | 厚木市

編集 | 厚木市環境農政部環境政策課

写真協力 | 神奈川県自然環境保全センター

菅 ゆうこ、住倉 英孝、長岡 恂、吉田 文雄、酒井 孝明、堀内 純、
堀内 星吾、室伏 幸一、今井 久子、栗原 淳、松宮 裕秋、
元木 達也、馬場 美也子

〒243-8511 厚木市中町3-17-17

電話 (046) 225-2749 FAX (046) 223-1668

～皆さまの生物多様性のアイデアやご意見などをお寄せください～

【みんなの生物多様性 市ホームページ】

<https://www.city.atsugi.kanagawa.jp/soshiki/kankyoseisakuka/2/3/40400.html>

※ページ下部の「メールフォームによるお問い合わせ」に入力しお送りください。





厚木市環境教育推進プランの概要

第 I 章 プランの基本的事項

1 プランの策定に当たって (P2)

近年は、カーボンニュートラルの推進、生物多様性の保全、循環社会の構築など持続可能な社会の実現に向けた施策の実施が喫緊の課題となっています。

これらの課題は、市民の消費行動や事業活動と密接な関係があり、市民や事業者が環境問題の本質を正しく理解し、環境負荷の少ない生活や事業活動へと速やかにシフトしなければなりません。

そのような意識や行動の変容を促すためには、環境を自分ごととして捉え自ら行動することが必要であり、その役割を担う環境教育はとても重要です。

持続可能な社会の実現に向け、環境教育・環境学習を体系的かつ持続的に実施するため「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「環境教育等促進法」という。）」に基づく環境教育推進プランを策定しました。

2 位置付け (P2)

本プランは、「第 10 次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境教育等促進法第 8 条に基づく行動計画に当たるものです。本プランにおいては、本市の環境教育に関する方針と環境教育・環境学習を推進するための施策を示します。

3 期間 (P3)

令和 6（2024）年度から令和 12（2030）年度までとします。

なお、令和 8（2026）年度策定予定の第 6 次厚木市環境基本計画と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

4 対象 (P3)

本プランの対象は、子どもから大人までの《全ての世代》です。

また、市内で活動する団体や企業を含みます。

5 SDGs（持続可能な開発目標）の取組 (P4)

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴールのうち 9 つのゴールが本計画に深く関連しています。

第二章 環境教育の現状

1 厚木市における環境教育の現状（P6）

これまでの行政による環境教育については、環境講座、地域活動、学校教育など、所管する部署ごとに単独で実施している状況でした。それぞれの分野で実施する取組を体系的に示し、実施目的や対象を相互に把握することで効果的な取組が可能になると考えます。

2 環境教育にいかせる場（P7）

本市には、河川や森林など自然が豊富にあり、身近な場所で自然と触れ合う様々な体験を行うことができます。

また、市内に複数存在する環境に関連した施設を活用できる点も強みとなっています。

ここでは、厚木市の環境教育にいかせる場を紹介します。

【環境にいかせる場一覧】

- ・あつぎこどもの森公園
- ・あつぎ郷土博物館
- ・資源化センター
- ・神奈川県自然環境保全センター
- ・七沢森林公園
- ・七沢自然ふれあいセンター
- ・環境センター
- ・子ども科学館
- ・飯山白山森林公園
- ・広町公園



第三章 環境教育の将来像

1 厚木市が目指す環境教育の将来像（P12）

環境について

自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ

本市が目指す環境教育の将来像は、「環境について自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ」と定めます。

2 各主体に期待する役割（P13）

(1) 家庭・地域

家庭は、社会集団の最小の単位であり、生活における選択や行動が、子どもの環境意識や環境そのものに大きな影響を与えます。また、地域では、住民が身近な環境を共有していることから、環境保全活動や地域課題の解決に向けた取組を通じて、環境について学ぶ機会となることが期待されます。

(2) 学校等

学校等での発達段階に応じた環境学習を通じて、子どもたちが自ら課題を見つけ、学び、行動する力を育み、ともに持続可能な社会をつくることができる人材を育成することが期待されます。

(3) 市民団体等

地域の環境について、専門的な知識や情報を有し、様々な分野で活動していることから、地域の課題解決に向けた取組や豊富な経験に基づく環境教育の担い手として期待されます。

(4) 企業

事業活動に伴う環境負荷の低減のための取組とともに、事業活動を通じた環境改善への貢献や環境教育の提供が期待されます。

(5) 行政

環境教育をより充実・発展させるために、多くの環境教育の機会や場を創出・提供するとともに、各主体と連携して効果的な環境教育の実施を図ります。

3 将来像の実現に向けて (P14)

将来像の実現に向け、各主体が連携・協力し、あらゆる場において、子どもから大人までのライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図り、相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間におけるパートナーシップの構築に努めます。

4 将来像の実現に向けた3つの視点 (P15)

市が目指す環境教育の将来像を実現し、持続可能な社会を構築するため環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、市民による「環境保全活動」の取組が広がるよう、3つの視点から環境教育・環境学習を推進していきます。

STEP 1



気付く



環境はあらゆる場面に気付く（学ぶ）機会があることから、環境について考える最初の一步として、自然に触れる、体験するなどの体験活動の充実や情報発信基盤の充実を図り、「自然や暮らしから環境問題に気付き、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける」ことができる人が育つ。

STEP 2



深める



環境への気付きだけに留めるのではなく、主体的に考え、取り組むことができるよう学習機会の提供、教材・プログラムの整備・活用など「環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む」ことができる人が育つ。

STEP 3



とものつくる



環境問題は、個別の活動で解決できるものではないため、周囲に働きかけ環境保全の活動を広げる人を育むための協働取組の推進、民間団体への支援など「学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、未来をとものつくる」ことができる人が育つ。

第Ⅳ章 厚木市の施策体系

本プランでは、以下の体系に沿って環境教育を推進します。



1 施策の方向性（P18）

(1) イベント、体験活動の充実

環境に興味を持ち、自分ごととして行動するための第一歩となるよう、様々な分野のイベントや体験活動の更なる充実を図ります。

(2) 効果的な情報発信

市民や環境保全団体、事業者等が必要とする情報について、市ホームページや広報あつぎのほか、SNSなどを活用し効果的な発信に努めます。

(3) 学習機会、場所の提供

山や川、公園、環境に関連した施設は、より効果的な学びの場となります。市域にある資源を活用し、環境教育の場としての拠点化を図るなど学びの場の整備、周知を図ります。

(4) 教材、プログラムの提供、活用

豊かな自然や生物の生息状況など、本市の実情を踏まえた教材や学習プログラムを作成・活用することで、市民の学びの動機付けを図ります。

(5) 人材の育成、活用

多くの体験や学習の場・機会を提供し、世代を問わず、環境教育の担い手の育成を図るとともに、担い手の活躍する機会の創出を図ります。

(6) 協働取組の推進、民間団体等への支援

市民、環境保全団体、企業や行政などが連携・協働し、取組対象や目的を補完することで、体系的かつ効果的な環境教育を推進します。

2 成果指標 (P24)

環境教育に係る取組を総合的に評価するため、本計画の3つの視点に対し、次のとおり指標を設定します。

各STEPに対する指標	現状	目標値
	(令和4年度) (2022年度)	(令和12年度) (2030年度)
【STEP1「気づく」に対する指標】 イベント、体験型講座の実施回数	46回/年	60回/年
【STEP2「深める」に対する指標】 環境学習講座の実施回数	87回/年	120回/年
【STEP3「ともにつくる」に対する指標】 環境活動団体、学校、地域、企業との 協働取組の事業数	11件/年	25件/年

第V章 進行管理 (P25)

計画の実効性を確保するために、PDCAサイクルに基づき、厚木市環境教育等推進協議会が取組の評価、見直し等の進行管理を継続的に行い、毎年度点検し、評価結果を公表します。

厚木市環境教育推進プラン

令和6年3月

厚木市

目 次

第Ⅰ章 プランの基本的事項	2
1 プランの策定に当たって	2
2 位置付け	2
3 期 間	3
4 対 象	3
5 SDGs（持続可能な開発目標）の取組	4
第Ⅱ章 環境教育の現状	6
1 厚木市の環境教育の現状	6
2 環境教育にいかせる場	7
第Ⅲ章 環境教育の将来像	12
1 厚木市が目指す環境教育の将来像	12
2 各主体に期待する役割	13
3 将来像の実現に向けて	14
4 将来像の実現に向けた3つの視点	15
第Ⅳ章 厚木市の施策体系	16
1 施策の方向性	18
イベント、体験活動の充実	18
効果的な情報発信	19
学習機会、場所の提供	20
教材、プログラムの提供、活用	21
人材の育成、活用	22
協働取組の推進、民間団体への支援	23
2 成果指標	24
第Ⅴ章 進行管理	25
資料編	26

第 I 章 プランの基本的事項

1 プランの策定に当たって

近年は、カーボンニュートラルの推進、生物多様性の保全、循環社会の構築など持続可能な社会の実現に向けた施策の実施が喫緊の課題となっています。

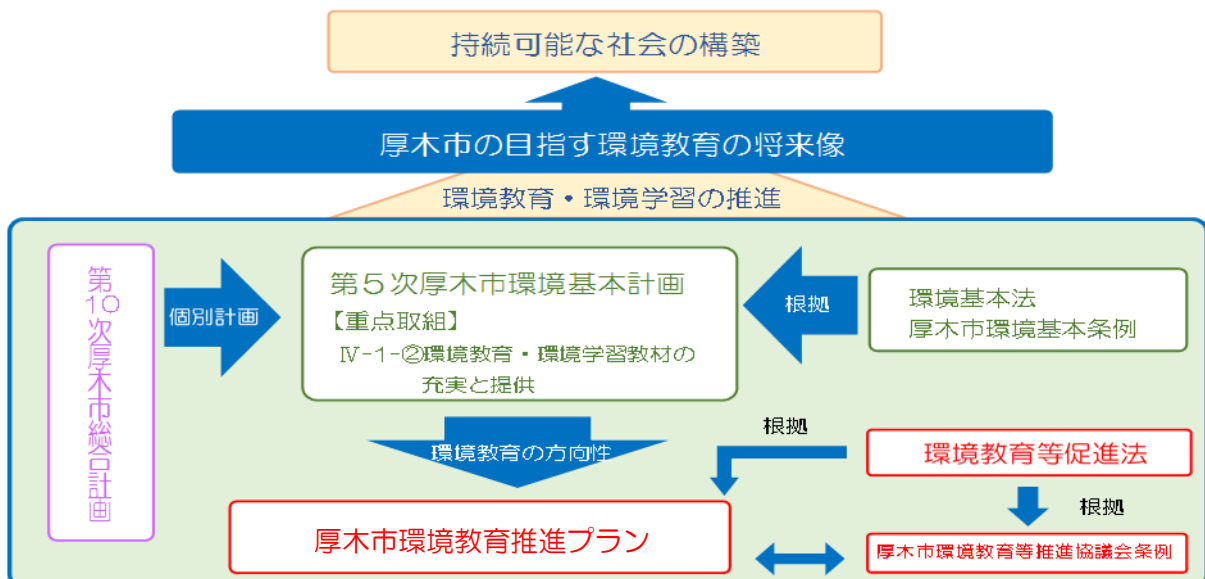
これらの課題は、市民の消費行動や事業活動と密接な関係があり、市民や事業者が環境問題の本質を正しく理解し、環境負荷の少ない生活や事業活動へと速やかにシフトしなければなりません。

そのような意識や行動の変容を促すためには、環境を自分ごととして捉え自ら行動することが必要であり、その役割を担う環境教育はとても重要です。

持続可能な社会の実現に向け、環境教育・環境学習を体系的かつ持続的に実施するため「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下、「環境教育等促進法」という。）」に基づく環境教育推進プランを策定しました。

2 位置付け

本プランは、「第 10 次厚木市総合計画」の環境分野の個別計画である「厚木市環境基本計画」を支える計画の一つであり、環境教育等促進法第 8 条に基づく行動計画に当たるものです。本プランにおいては、本市の環境教育に関する方針と環境教育・環境学習を推進するための施策を示します。



3 期間

令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までとします。

なお、令和8（2026）年度策定予定の第6次厚木市環境基本計画と整合を図るため、必要に応じ見直しを行います。

4 対象

本プランの対象は、子どもから大人までの《全ての世代》です。

また、市内で活動する団体や企業を含みます。

環境教育ってなに？

環境教育は、持続可能な社会の実現に向け、その担い手を育成することを目的としています。

環境や環境問題の知識を習得するだけでなく、自然とのふれあいや環境への様々な学びをきっかけに、日常の活動が地域や地球にどのような影響を与えるか、関係を正しく理解し、課題を発見し、持続可能な社会に向けた行動に結びつけることが重要です。

環境教育の定義について

環境教育等促進法

第2条 第3項 この法律において「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

5 SDGs（持続可能な開発目標）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）は、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されており、地球環境に対するものや環境に深く関連するものが多く含まれています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

○本計画に関連する SDGs の目標



質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。

安全な水とトイレを世界中に

すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する。





エネルギーをみんなに そしてクリーンに
手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。

住み続けられるまちづくりを
都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする。



産業と技術革新の基盤をつくろう
持続可能な消費と生産のパターンを確保する。

気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。



海の豊かさを守ろう
海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。

陸の豊かさも守ろう
森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。



パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第Ⅱ章 環境教育の現状

1 厚木市における環境教育の現状

本市における環境教育は、第5次環境基本計画の重点取組として位置付けており、学校や家庭・地域など様々な場所で、子どもから大人まで幅広い世代を対象に取組を推進してきました。

しかし、持続可能な社会の実現には、市民に環境への興味・関心を喚起し、より多くの方が、環境を意識した行動を日常生活に定着させ、市一丸となり環境課題に取り組む必要があります。

そのためには、環境への正しい理解や行動変容に向けた効果的な情報発信や市民の環境保全意識を高める機会の提供などが求められます。

また、これまで関心はあるが活動していなかった市民に向けて、情報発信とともに活動機会や活動場所を提供・発信することも重要です。

今まで行政で実施している環境教育の取組の多くは、事業担当課により単独で実施されている状況でしたが、本市の環境教育をより一層推進していくためにそれぞれの立場で実施していた取組を体系的に示すとともに、環境教育に対する考えや情報、将来像を各主体と共有し、市一丸となり取り組む必要があります。

本市の環境教育に係る事業担当課

- 環境政策課【カーボンニュートラル、生物多様性に関すること】
- 生活環境課【環境美化、生活環境の保全に関すること】
- 環境事業課【ごみ、資源に関すること】
- 農業政策課【農業、鳥獣対策に関すること】
- 文化生涯学習課
【自然環境とのふれあいの場の提供に関すること(七沢自然ふれあいセンター)】
- 都市計画課【景観に関すること】
- 公園緑地課【緑化、公園に関すること】
- 河川ふれあい課【親水空間の保全に関すること】
- 社会教育課【社会教育における環境教育に関すること】
- 教育指導課【小・中学校における環境教育に関すること】
- 青少年課【子ども科学館における環境学習に関すること】

2 環境教育にいかせる場

本市には、河川や森林など自然が豊富にあり、身近な場所で自然と触れ合う様々な体験を行うことができます。

また、市内に複数存在する環境に関連した施設を活用できる点も強みとなっています。

自然との触れ合いは、環境保全意識を高めるだけでなく、環境問題について考えることにもつながる重要な機会です。

ここでは、本市の環境教育にいかせる場を紹介します。

(1) あつぎこどもの森公園

四季の移ろいが感じられる里山の自然の中で動物の動きを体感できる遊具や、田んぼでの自然体験などを楽しむことができる公園です。森には長い空中回廊があり、地上 10m の高さから鳥の気分になって谷戸を眺めることができます。また、園内では貴重な動植物が大切に守られています。

- 所在地 厚木市中荻野 916-2
- 開園時間 9時～17時（4月～9月）
9時～16時（10月～3月）
- 入園料 無料
- 公園面積 約 8ha



(2) 七沢自然ふれあいセンター

豊かな自然に囲まれた中で、小中学校の児童・生徒や市民を始め、多くの方々が生涯学習を行うための宿泊施設です。レクリエーション、文化、野外活動、各種研修など、様々な体験活動を行うことができます。



- 所在地 厚木市七沢 2440
- 総計 368 人宿泊できる宿泊棟、焼杉や粘土など工作体験ができる研修作業棟、野外炊事場、400 人対応の集会室などの施設が備わっています。
※利用は事前の申込みが必要です。

(3) あつぎ郷土博物館

厚木の歴史や文化、自然に興味や関心を持ってもらうため、展示会、講座、見学会などのイベントを開催しています。

風土や歴史、文化、自然といった分野で構成された基本展示、定期的で開催される企画展示などを通し、知らなかった「あつぎ」に出会うことができます。

- 所在地 厚木市下川入 1366-4
- 4つのテーマから成る基本展示と厚木の文化や自然を主題にした企画展示、様々な講座や講演を行う最大120人収容できる体験学習室も備えます。



(4) 環境センター

環境センターでは、団体を対象に施設見学を受け付けています。

ごみ収集車の搬入現場、ごみピットの様子など、説明を聞きながら見学することで、家庭から排出されたごみがどのように処理されるかを学ぶことができます。また、現在令和7年12月の供用開始に向けて、厚木愛甲環境施設組合が新たなごみ中間処理施設の建設を進めており、同施設においても施設見学を受け入れるとともに環境学習のための展示スペースなどを設ける予定です。



- 環境センターは、昭和62年の竣工で、稼働期間が35年を超えます。厚木市・愛川町・清川村で構成する厚木愛甲環境施設組合が、災害時にも安定的に稼働できる施設として、新たなごみ中間処理施設の整備を進めています。

※新たなごみ中間処理施設イメージ図

(5) 資源化センター

資源化センターでは、団体を対象に施設見学を受け付けています。

集積所から運ばれてきた資源物の分別現場、びん・缶・ペットボトル等の処理工程など、職員の説明を聞きながら見学することができます。

- 所在地 厚木市上古沢 1013
- 資源として分別回収された資源物のうち、びん類、缶類、ペットボトルをより純度の高い資源物とするための施設で、学習活動のための工作室、会議室などがあります。



(6) 神奈川工科大学厚木市子ども科学館

神奈川工科大学厚木市子ども科学館は、厚木シティプラザ 7 階にあり、未来を拓く子どもたちの夢と科学への興味を養うことを目的とした施設です。手作り感あふれる展示ホール、そしてプラネタリウムでは、季節ごとに番組を製作し、投影しています。また、科学や天文に関する様々な楽しい「参加型」実験教室等を開催しています。



- 所在地 厚木市中町 1-1-3
(厚木シティプラザ 7 階)
- 展示物や科学実験教室を通して、子どもたちが環境問題に取り組むための基礎知識を養います。

(7) 広町公園

広町公園は、国道 412 号線からすぐ近くの荻野地区にある都市公園です。公園内の水辺広場は「広町の湧水」を活用し、神奈川県 대표적인湧水として環境省の「湧水保全ポータルサイト」にも登録されています。



- 所在地 厚木市中荻野 782-3 ほか
- 約 9800 m²の敷地には、遊具広場や多目的広場、湧水を引き込んだ水と親しめる水辺ふれあい広場、大池に集まる野鳥と触れ合える自然ふれあい広場があります。

(8) 飯山白山（はくさん）森林公園

飯山白山森林公園は、厚木市北西部の白山とその周辺の里山に広がっています。白山山頂の展望台からの眺めは、県下を一望し遠く横浜・新宿方面まで見渡すことができます。また、ハイキングコース等も整備され、新緑や紅葉の季節はもちろんのこと、四季を通じて自然に親しむことができます。

- 桜、新緑、紅葉と四季を楽しむことができる公園です。春には毎年あつぎ飯山桜まつりが開催され、たくさんの人が観覧に訪れます。



(9) 神奈川県自然環境保全センター

神奈川県自然環境保全センターは、丹沢大山をはじめとした自然環境の保全・再生に取り組んでいます。展示室や野外施設では、様々な展示や自然との触れ合いを通して、自然との関わり方や自然環境の保全と再生について学習することができます。

また、自然観察の指導者育成のための研修会や自然に親しむ行事も行っています。



- 所在地 厚木市七沢 657
 - 展示パネルやゲームなどを通じて、自然の仕組みや、丹沢の自然再生の取組を学ぶことができます。
- 野外施設には四季折々の身近な里山の生き物を観察できる自然観察園、様々な樹木を観察できる樹木観察園があります。

(10) 七沢森林公園

七沢森林公園は東丹沢の麓にあり、起伏に富んだ地形に雑木林が広がる自然豊かな公園です。広さは約 65 ヘクタールあり、横浜スタジアムの 24 個分の広さがあります。展望台やアスレチック、野外バーベキュー場があり一年を通して豊かな自然を楽しむことができます。



- 所在地 厚木市七沢 901-1
- 自然の素材をいかした体験施設「森のアトリエ」では、事前申込不要の陶芸体験・楽焼体験・こえだ工作体験が日曜に開催されるほか、持込みイベントや一年を通じた陶芸教室など様々なプログラムがあります。

第三章 環境教育の将来像

1 厚木市が目指す環境教育の将来像



環境について

自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ



本市が目指す環境教育の将来像は、「環境について自ら考え、学び、ともに行動する人が育つ」と定めます。

将来像の実現に向けては、市民一人一人が環境を自分ごととして捉え、主体的に行動すること、そして一人の行動に留めるのではなく、周囲と連携し、ともに行動することが必要です。

本市には、豊かな自然があり、自然との触れ合いをきっかけに、地域の自然への関心が生まれ、愛着が育まれます。

そして、愛着のある自然を、これからも大切に守りたいという気持ちが、主体的な行動につながる‘気づき’となります。

その‘気づき’は、やがて地域の環境を守るだけでなく、市内の環境の意識に広がり、さらには地球全体の環境に対する意識に結びつき、主体的な行動を起こす要因となります。

このような意識をもった市民同士が、力を合わせ、連携・協働していくことで、持続可能な社会の実現に向けて、より大きな相乗効果を生み出すことを目指します。

2 各主体に期待する役割

環境問題は、日々の暮らしの中で、意識して取り組むことが大切であり、環境保全の問題意識や取組を引き出す役割は、家庭、学校、企業、地域等の社会のあらゆる主体やあらゆる場が担っていると言えます。

そのため、本市の将来像を実現するためには、市民の皆さんの実践と協力が必要不可欠です。

ここでは、環境教育に取り組む主体を5つに分け、それぞれに期待する役割を示します。

(1) 家庭・地域

家庭は、社会集団の最小の単位であり、生活の中での選択や行動が環境に大きな影響を与えます。また、家庭環境は、子どもの人格形成にも大きな影響を与えます。体験活動や日常生活の中で感じることを親から子へ、子から親へ共有するなど環境教育の第一歩として最も重要な場所であると言えます。

また、家庭から外に意識を向けると自治会、子ども会、老人クラブ、PTAなど地域には様々な組織があります。地域の団体は、身近な環境を共有しているため地域課題の解決や環境教育の場として適していると考えられます。

(2) 学校等（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等）

学校等での発達段階に応じた学びや多様な体験活動を通じて、子どもや学生たちが自ら環境につながる課題を見つけ、学び、行動する力を育むことやそのような力を発揮するための取組が期待されます。

また、子どもたちの学びは、家庭にも影響を与えることが考えられます。

(3) 市民団体

市民団体は、様々な分野で地域に根差した環境活動を通じて専門的な知識や経験、情報を有しており、地域の課題解決に向けた取組、環境保全活動のノウハウや考え方を次の世代に引き継ぎ、次世代のリーダーを育成することが期待されます。

また、市民団体間での連携は、互いの分野の知識や経験を相互に共有することで、課題解決に向けた多角的な視点による新たな取組が期待されます。

(4) 企業

事業活動が環境に与える影響は多岐にわたります。

企業は、事業活動による環境負荷を把握することから始め、さらには、環境負荷の低減や事業活動を通じた環境改善への貢献が期待されます。

また、地元企業として、地域の学校に体験活動を通じた環境教育の提供など地域に密着した活動が期待されます。

このような企業の取組は、企業の評価を高めるとともに、社員はもとより取引先や顧客、消費者、地域の環境保全活動にまで波及する可能性があります。

(5) 行政

複雑化・多様化する地域課題に対し、それぞれの主体と連携し課題解決に向けて取り組む役割があり、各主体に対しても大きな影響力を持っています。

市内における環境教育をより発展させるためには、効果的な情報発信や環境教育の機会を創出することに加え、各主体との連携・協力が不可欠です。

また、行政は組織として、また職員一人一人として、環境意識を高め、率先して環境保全に取り組んでいくことが求められます。

3 将来像の実現に向けて

環境という私たち共通の生存基盤は、誰のものでもありません。

誰のものでもないだけに、誰かが守り、良くしてくれるものではありません。

社会を構成する家庭・地域、学校等、市民団体、企業、行政といったあらゆる主体が、自らの問題として捉え、環境問題に取り組む必要があります。

将来像の実現に向け、各主体が連携・協力し、あらゆる場において、子どもから大人までのライフステージに応じた環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図ります。

さらに、各主体が積極的に参加し、自ら行動するとともに、相互に連携して行動することにより、相乗的な効果が発揮されるよう各主体間におけるパートナーシップの構築に努めます。

4 将来像の実現に向けた3つの視点

本市が目指す環境教育の将来像を実現し、持続可能な社会を構築するため環境教育・環境学習を推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、市民による「環境保全活動」の取組が広がるよう、3つの視点から環境教育・環境学習を推進していきます。

STEP 1 気付く

環境はあらゆる場面に気付く（学ぶ）機会があることから、環境について考える最初の一步として、自然に触れる、体験するなどの体験活動の充実や情報発信基盤の充実を図り、「自然や暮らしから環境問題に気付き、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける」ことができる人が育つ。



STEP 2 深める

環境への気付きだけに留めるのではなく、主体的に考え、取り組むことができるよう学習機会の提供、教材・プログラムの整備・活用など「環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む」ことができる人が育つ。



STEP 3 ともにつくる

環境問題は、個別の活動で解決できるものではないため、周囲に働きかけ環境保全の活動を広げる人を育むための協働取組の推進、民間団体への支援など「学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、未来をともにつくる」ことができる人が育つ。

第Ⅳ章 厚木市の施策体系

本プランでは、以下の体系に沿って環境教育を推進します。

将来像

3つの視点

施策の方向性

環境について
自ら考え、学び、
ともに行動する人が育つ

STEP ①



気付く

自然や暮らしから環境問題に気づき、自ら考え、問題に対して自分なりの答えを見つける

STEP ②



深める

環境への理解を深めるとともに問題の解決に向けて主体的に取り組む

STEP ③



とものつくる

学んだことを他者に伝え、働きかけることで環境保全活動の輪を広げ、未来をともにつくる

(1) イベント、体験活動の充実

(2) 効果的な情報発信

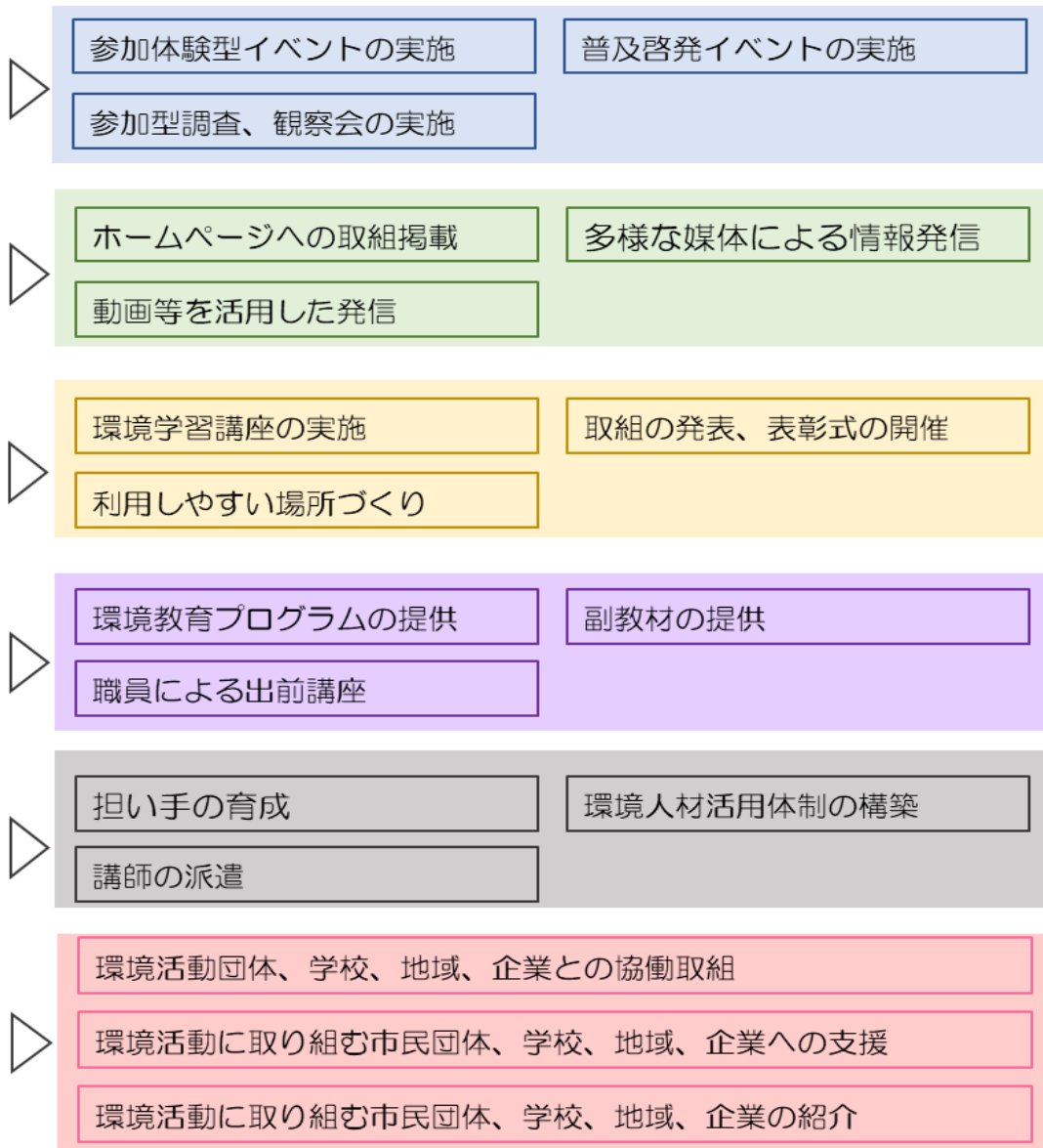
(3) 学習機会、場所の提供

(4) 教材、プログラムの提供、活用

(5) 人材の育成、活用

(6) 協働取組の推進
民間団体等への支援

推進すべき施策



1 施策の方向性

(1) イベント、体験活動の充実

環境に関するイベントや体験活動は、これまで知らなかったことへの気付きや、理解を更に深めることができる機会となります。本市では、環境学習講座やエコツアーを始め、多様な分野でイベントや体験活動を実施しています。

環境に興味を持ち、自分ごととして行動するための第一歩となるよう、様々な分野のイベントや体験活動の更なる充実を図ります。

推進すべき施策

《参加体験型イベントの実施》

自然や環境に直接触れ合うことで環境保全への意識を醸成するため、市民参加型イベントの開催を推進します。

(取組例) エコツアーの実施、里地里山の保全活動体験



《普及啓発イベントの実施》

より多くの市民に向けて環境について考える機会を提供するため、普及啓発イベントの実施を推進します。

(取組例) 環境フェアの開催、緑のまつりの開催



《参加型調査、観察会の実施》

現在の状況を正しく把握し、環境に対する新たな気付きや理解を深めるため参加型調査、観察会の実施を推進します。

(取組例) 生物や昆虫等の観察会、かながわ暑さ調べの推進

(2) 効果的な情報発信

環境に関する情報は、日々、新しく更新されていきます。

市民や環境保全団体、事業者など各主体が必要とする情報を収集し、本市ホームページや広報あつぎのほか、SNSなどを活用し効果的な発信に努めます。

また、文章のみでなく動画等を活用するなど、幅広い方が情報を取得できるよう情報発信の方法を工夫します。

推進すべき施策

《ホームページへの取組掲載》

各主体が必要な情報を収集できるよう環境に関する取組等の最新情報を掲載します。



《多様な媒体による情報発信》

幅広い世代に情報を発信するため SNS など多様な媒体を活用した情報発信を推進します。

(取組例) 市内企業の脱炭素取組の紹介

《動画等を活用した発信》

従来の文章を中心とした情報発信に加え、受け手に多くの情報量を提供できる動画や映像の活用を推進します。

(取組例) カーボンニュートラルに関する動画学習コンテンツ、
生物多様性の講演動画



(3) 学習機会、場所の提供

環境については、家庭や地域などあらゆる場で学ぶ機会がありますが、山や川、公園、環境に関連した施設は、より効果的な学びの場となります。

市域にある資源を活用し、環境教育の場としての拠点化を図るなど学びの場の整備を図り、学びのテーマごとの位置付けや立地する場所をいかした学び・体験の場所として、誰もが気軽に利用できるよう環境教育に関連する施設やフィールドの利用を周知・促進します。

推進すべき施策

《環境学習講座の実施》

環境学習講座の実施を推進します。

(取組例) ジュニアエコリーダー[※]の認証



《取組の発表、表彰式の開催》

環境に対する取組の発表や周知の機会や活躍する場の創出を推進します。

(取組例) ごみ収集車イメージアップ絵画コンクール、
ごみ減量リサイクル標語ポスターコンクール
環境への取組等に係る表彰式の開催



《利用しやすい場所づくり》

環境教育にいかせる場の保全、利用環境の向上や情報の積極的な提供を推進します。

(取組例) 公共施設における環境展示スペース等の整備

※子どもたちの環境意識の向上や環境に配慮した取組の推進を目的に公募した児童に対し複数回の環境学習講座や施設見学などの体験活動機会を提供し、受講者をジュニアエコリーダーとして認証する。

(4) 教材、プログラムの提供、活用

地域の特性である豊かな自然や生物の生息状況、温室効果ガスの排出及び削減状況、廃棄物の資源循環状況など、本市の実情を踏まえた教材や学習プログラムを提供、活用することで、市民の学びの動機付けを図り、環境教育をサポートします。

推進すべき施策

《環境教育プログラムの提供》

効果的な環境教育の実施のため他市町村の先進的な取組事例や環境教育プログラムについて情報提供します。

(取組例) エコスクールプログラム^{*}の推進

《副教材の提供》

学校等における環境教育に必要な副教材や資料の積極的な提供を推進します。



《職員による出前講座》

自治会や学校、企業等に対し、担当課職員による環境学習講座を実施します。

(取組例) カーボンニュートラルについて、生物多様性について、食品ロスについて、公害について

※環境教育プログラムを通じて持続可能な発展を目指す国際団体 FEE Japan が推進する学習プログラム。活動が一定の基準を満たしていることが認められると、国際的な認証であるグリーンフラッグを取得できる。

(5) 人材の育成、活用

多くの体験や学習の場・機会を提供し、世代を問わず、環境教育の担い手の育成を図るとともに、担い手の活躍する機会を創出します。

子どもから大人まで、環境問題を理解し、自ら進んで環境を守るために行動する人材の育成とともに育成された人材が学校教育現場や地域社会等で活動するためのサポートをしていきます。

推進すべき施策



《担い手の育成》

連続講座の開催、市民団体や大学等と連携した取組を推進し、環境教育の担い手の育成を目指します。

《環境人材活用体制の構築》

環境教育を担う団体や個人を登録し、学校や企業等の環境学習の内容に適した人材をマッチングする環境学習リーダーバンク制度など環境人材の活用体制を構築します。

《講師の派遣》

知識の習得や市民の環境意識の向上のため専門的な知識を有す専門家の派遣や講演会の開催を推進します。

(6) 協働取組の推進、民間団体への支援

環境教育の充実のためには協働で取り組むことが重要です。

各主体同士が連携し、それぞれの得意分野で力を最大限に発揮することで、効率かつ効果的な環境教育が可能となるほか、単独では実現できなかった新たな価値を創造することも期待できます。

また、環境活動をする団体等へ積極的なサポートを行い、活動をしやすい環境を整え、各主体間の連携、協働による新たな学び・体験の場の創出を支援します。

推進すべき施策

《環境活動団体、学校、地域、企業との協働取組》

各主体の連携によりそれぞれの持つ知識や経験の相乗効果を図るため、各主体との連携体制の構築や協働取組を推進します。

(取組例) 小中学校における地元企業による環境学習講座
大学と連携した環境イベントの実施



《環境活動に取り組む団体、学校、地域、企業への支援》

環境活動に取り組む各主体に対し多方面に協力・支援します。

(取組例) 厚木市まち美化パートナー事業※

《環境活動に取り組む団体、学校、地域、企業の紹介》

各主体の環境への取組を積極的に周知します。

(取組例) 広報あつぎや公民館だよりを活用した周知、
本市ホームページへの取組掲載

※身近な公共空間である道路、公園、河川その他の公共施設を市民の方々がボランティアで美化及び清掃等を実施。市は、活動がスムーズに行えるよう清掃用具等の提供のほか、活動中の事故に対応するため市民活動保険に加入する等の支援を行う。

2 成果指標

環境教育に係る取組を総合的に評価するため、本計画の3つの視点に対し、次のとおり指標を設定します。

(1) STEP1 「気づく」に対する指標

指 標	現状 (令和4年度) (2022年度)	目標値 (令和12年度) (2030年度)
イベント、体験型講座の実施回数	46回/年	60回/年

(2) STEP2 「深める」に対する指標

指 標	現状 (令和4年度) (2022年度)	目標値 (令和12年度) (2030年度)
環境学習講座の実施回数	87回/年	120回/年

(3) STEP3 「ともにつくる」に対する指標

指 標	現状 (令和4年度) (2022年度)	目標値 (令和12年度) (2030年度)
環境活動団体、学校、地域、企業との協働取組の事業数	11件/年	25件/年

第V章 進行管理

計画の実効性を確保するために、PDCA サイクルに基づき、厚木市環境教育等推進協議会が取組の評価、見直し等の進行管理を継続的に行い、毎年度点検し、評価結果を公表します。

- 1 厚木環境教育推進プランに係る取組結果報告書（毎年度）の作成・報告
個別施策を実施する担当課は、各個別施策の取組状況について、当該年度の取組内容、実績、次年度の取組予定を計画の主管課に報告します。
- 2 厚木市環境教育等推進協議会への報告
各課の取組結果を基に「厚木環境教育推進プラン年次報告書」を作成し、厚木市環境教育等推進協議会に報告します。
厚木市環境教育等推進協議会は、報告を受け、取組結果の評価を行います。
各担当課は、評価を受け、必要に応じて次年度の事業の見直しや評価の反映を行います。



1 プランの策定経過

年月日	会議等	検討内容
令和4年		
8月23日	環境教育等推進協議会	環境教育に係る意見交換
令和5年		
2年28日	環境教育等推進協議会	構成について
7月28日	環境教育等推進協議会	素案について
11月8日	意見交換会	策定概要について
11月22日	環境教育等推進協議会	プラン（案）について
令和6年		
1月4日から 2月5日まで	パブリックコメント（意見2件）	

2 厚木市環境教育等推進協議会委員名簿

氏 名	選出区分	備 考
小澤 紀美子	東京学芸大学名誉教授 工学博士	会 長
松葉口 玲子	横浜国立大学教育学部教授	職務代理
鷲谷 雅敏	公募	
嶋 建男	公募	
狩野 光子	宇宙キッチン代表	
倉橋 一久	厚木市小・中学校長会（玉川中学校長）	
田所 直子	厚木市小・中学校長会（依知小学校長）	
倉持 伸雄	教育指導課長	
長塩 茂雄	社会教育課長	
向山 宏和	環境政策課長	

厚木市環境教育推進プラン

令和6年3月

発行 厚木市

編集 厚木市環境農政部環境政策課

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

電話 (046) 225-2749

FAX (046) 223-1668
